あしたを、つなぐ ── 野村不動産グループ
野村不動産ホールディングス

SUSTAINABILITY REPORT 2026

サステナビリティレポート 2026



目次

3 トップメッセージ
4 サステナビリティマネジメント
7 マテリアリティ策定プロセス
10 ステークホルダーとの対話
12 事業とサステナビリティ
15 特集 TCFD提言に基づく開示
29 TNFD提言に基づく開示

41 環境

42 環境（気候変動と自然環境）
44 環境マネジメント
48 脱炭素
57 生物多様性
64 サーキュラーデザイン
69 環境汚染物質・水資源への対応

71 社会

72 社会（社会と社員）
74 ダイバーシティ&インクルージョン
81 人権
89 ウェルネス経営の推進
96 人材マネジメント
104 設計～管理における安全品質
117 災害時の安心・安全の確保
120 コミュニティへの配慮と活性化支援
125 地域・社会貢献

129 ガバナンス

130 ガバナンス（全体方針）
131 コーポレート・ガバナンス
144 コンプライアンス
153 リスクマネジメント
158 サプライチェーンマネジメント

162 関連情報

163 編集方針
165 方針一覧
166 ESGデータ集
181 外部評価・イニシアチブ・加盟団体
188 サステナブル・ファイナンス
196 ESG投資家・評価機関向け索引
197 SASB対照表
198 GRI内容索引

トップメッセージ



野村不動産ホールディングス株式会社
サステナビリティ委員長

新井　聡

（代表取締役社長兼グループCEO）

当社グループは、2050年のありたい姿として「人間らしさ」「自然との共生」「共に創る未来」という3つのテーマを軸にしたサステナビリティポリシー「Earth Pride-地球を、つなぐ-」を策定し、その実現に向けて、さまざまな取組みを推進しています。

私は、役職員全員が、サステナビリティポリシーの「ありたい姿」を将来のこととしてとらえるのではなく、今、出来ることにしっかりと取り組みながら、それを進化させていかなければ、当社グループが社会から必要とされる存在であり続けることはないという想いを持っています。

このサステナビリティへの取り組みを加速させるべく、2025年4月に公表した野村不動産グループ 2030年ビジョンでは、当社グループが幸せと豊かさを最大化するグループを目指すことを宣言しています。私自身の2030年ビジョン、そしてサステナビリティへの想いを、みんなで、つなぐサイトに掲載しておりますので、ご高覧いただけますと幸いです。

これからも、当社グループに、これまで以上にご期待、ご支援をいただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

［グループCEOインタビュー］

地球の生き物も大事なステークホルダー！野村不動産グループCEOに聞くサステナビリティ・前編
「地球も、危機感も、次の世代へつないでいく」野村不動産グループCEOに聞くサステナビリティ・後編
新井CEOと考える「幸せと豊かさの最大化」。幸福学の視点から捉える、実現のために必要なこと。
新井グループCEOと語る、1万人を超える仲間と共に目指す、「幸せと豊かさ」への挑戦

※当社グループ・サステナビリティ特別サイト「みんなで、つなぐ！」サステナビリティプロジェクトサイトへ遷移します。

サステナビリティマネジメント

サステナビリティ戦略 ↓　サステナビリティマネジメントと「サステナビリティ方針と目標」 ↓
役員報酬における非財務指標（サステナビリティ要素等）の反映 ↓

サステナビリティ戦略

私たちは、事業活動を通じてお客様に価値を提供し社会に貢献することで、社員の働きがいやさらなる価値創出につなげ、持続的な成長の実現を目指しています。またその成果は株主や投資家の皆様の 期待や信頼につながり、将来の利益成長に向けた投資を可能とし、価値創出の循環をより一層高めます。
この循環を通じて、人びとの幸せと社会の豊かさを最大化し続けることが、当社グループが考えるサステナビリティです。



サステナビリティポリシー（2050年のありたい姿）

2050年のありたい姿として、当社グループならではのサステナビリティポリシー「人間らしさ」「自然との共生」「共に創る未来」を定め、その実現に向けて推進してまいります。

Earth Pride

地球を、つなぐ

人間らしさ

テクノロジーがますます発展し、人々の暮らしと融合する世の中において、人間の存在意義や人の幸せとは何かを問い続ける。人と人がお互いに支えつながり合う、人間らしい暮らしを提供し、誰ひとり取り残さない社会の実現に貢献する。

自然との共生

未来を生きる子どもたちと自然豊かな地球のために、人間の経済活動をもう一度見つめ直し、本来あるべき美しい環境との共生を実現する。地球の限りある資源を大切にしながら、自然と人間との関係をより良いものへと変えていく。

共に創る未来

多種多様な組織・人が共に手をとりあい、それぞれの枠を超えて今までにない価値を生み出す。そして、背景や価値観の異なる人々が個性を活かし合う創造的な社会をめざし、暮らし・ビジネス・働き方において、常識にとらわれず挑戦し続ける。

マテリアリティを通じた価値創出の狙いと考え方

2030年までに優先して取り組むべきマテリアリティ	取り組み（抜粋）	取り組みによる成果	事業活動への展開	創出する価値
社会と社員				
ダイバーシティ＆インクルージョン	• 多様な人材の活躍促進 • 多様な働き方の推進 • 多様な顧客ニーズへの対応 • インクルーシブデザインの推進	• 多様な活躍の拡大 • 多様な働き方の浸透 • 人的リスク低減 • 新たな観点への気づき	• 新規事業の創出 • 意思決定の質向上 • 人材確保・吸着力の向上 • エンゲージメントの向上 • 働きやすい環境の整備	経済 • 競争優位性の確立 • 新規事業・サービス創出 社会 • 多様な人材が能力を発揮 • 包摂的な働き方の普及
人権	• 人権デューデリジェンスの実施 • サプライチェーンマネジメント • 建設現場の労働環境への働きかけ • 外国籍労働者の労働環境整備	• 人権リスク・機会の特定・把握 • サプライチェーン管理の高度化 • 改善された労働環境 • サプライヤーとの信頼関係構築	• 事業継続性の向上 • 法的リスクの低減 • 責任あるサプライチェーン構築 • サプライチェーンの強靭化 • 信頼性向上	経済 • 安定した事業基盤の構築 • 取引機会の拡大 社会 • 人権尊重の実現 • 適正な労働環境の普及
気候変動と自然環境				
脱炭素	• 省エネルギー設備の導入 • 再生可能エネルギーの調達・使用 • 再生可能エネルギーの創出 • 低炭素・脱炭素技術の導入促進	• エネルギー効率の向上 • GHG排出量の削減 • エネルギーの脱炭素化推進	• エネルギーコストの低減 • 収益基盤の強化 • 事業の継続性向上 • 脱炭素社会への対応力強化	経済 • 投資対象としての評価向上 • 収益構造の安定化 社会 • 気候変動リスクの低減 • 低炭素社会への移行促進
生物多様性	• 周辺環境に配慮した建築計画 • 行政基準以上の緑地整備 • 生物多様性に関する認証取得 • 森林資源の保全と持続的利用	• 緑地面積の拡大 • 生態系の保全と創出 • 雇用の創出	• 資産評価の向上 • 賃料プレミアムの創出 • 地域環境の向上 • 賑わいの創出	経済 • 資産評価の持続的安定 • 開発・運営における競争力強化 社会 • 地域との関係性深化 • 都市環境の質的向上
サーキュラーデザイン	• 廃棄物量の削減 • 建物の長寿命化 • 既存資産の再生・リニューアル • 資材の循環利用	• 廃棄物量の削減 • 資材使用量の削減 • 雇用の創出	• 将来的なコスト削減 • 資材価格変動リスクの低減 • 資源利用効率の改善 • 供給安定性の向上	経済 • 収益構造の安定化 • 循環型ビジネスへの拡大 社会 • 環境配慮企業としての評価向上 • 資源循環の促進

人びとの「幸せ」と社会の「豊かさ」の最大化

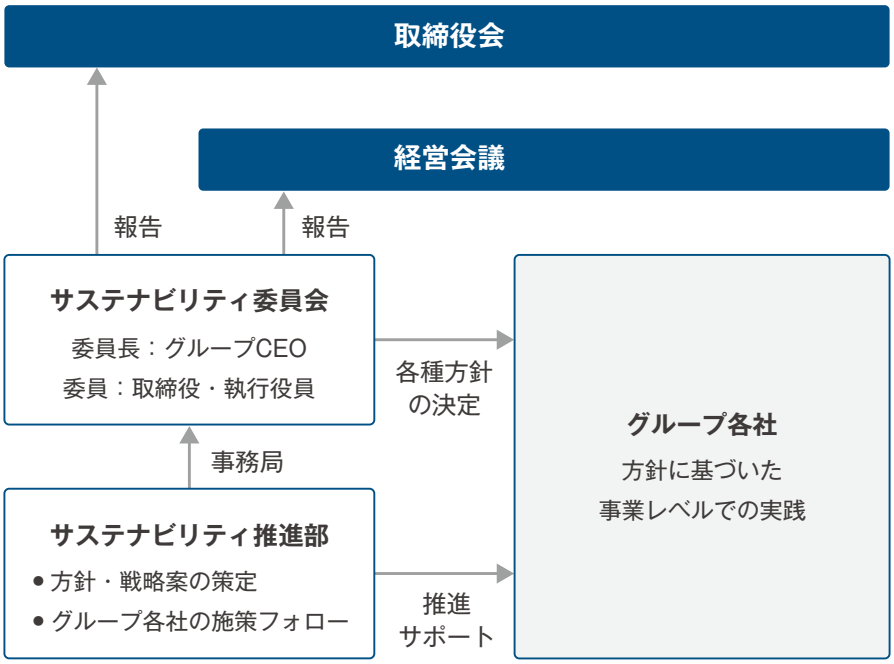
KPIの進捗状況と対応策

2030年までに優先して取り組むべきマテリアリティ	KPIの進捗状況			対応策
	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期	
社会と社員				
ダイバーシティ＆インクルージョン	女性マネジメント職層比率 20%			
	14.7%	18.9%	22.2%	• 採用・登用など、各施策の推進により達成 • グループ全体で将来の管理職候補者育成に努め、新たな目標を設定予定
	男女育児休業取得率 100%			
	101.2%	103.1%	97.6%	• 年度末時点での対象者の増加により未達 • おめでとう面談や産後パパ育休100%有給化等の各種取り組みを推進し、達成を目指す
	1on1ミーティングの実施率 100%			
	82.1%	82.6%	83.2%	• 前年度と同水準で推移 • 実施者と被実施者双方への研修等を通じ、目的・意義の浸透を図り、実施率向上に取り組む
人権	調達ガイドライン アンケート実施率 80%			
	56.4%	67.0%	56.4%	• 前年度より実施率は低下 • 取引金額に依拠しない、より広範囲に実態を把握できる手法への変更を検討
	人権関連研修参加率 100%			
	100%	100%	100%	• 現状のPC配備者に対する達成状況を維持 • PC未配備者や海外現法従業員等、システム上で研修を受講できない従業員への研修実施方法を検討
気候変動と自然環境				
脱炭素	2019年度比のGHG Scope 1,2排出量60%削減、Scope 3排出量50%削減（2030年度目標）			
	Scope 1・2／▲37.4% Scope 3／▲38.5%	Scope 1・2／▲21.4% Scope 3／▲51.4%	Scope 1・2／▲21.6% Scope 3／▲21.5%	• 2030年度目標の達成に向け着実に削減を継続 • Scope 1・2：省エネルギー施策、コーポレートPPA等による再生可能エネルギー調達により削減を推進 • Scope 3：環境性能を高めた商品の企画・供給を継続して推進
	新築物件における省エネルギー性能指標 ZEH/ZEB oriented 水準を確保（BEI値の達成）			
	達成	達成	達成	• 目標水準を上回る省エネルギー性能商品の開発により達成 • さらなる省エネルギー性能向上に向けた商品開発を推進
生物多様性	木質化建物の開発による炭素貯蔵量：10,000t-CO_2/年（2030年目標）			
	15,700t-CO_2/年	14,839t-CO_2/年	14,917t-CO_2/年	• 建物共用部や構造材への木材利用により達成 • 新たな技術開発や商品企画を通じた木材利用の拡大を推進
	建物の長寿命化への取り組み：自社基準実施率 100%			
	89.3%	100%	100%	• 長寿命化に関する自社基準の浸透と運用の推進により達成 • 可変性、耐震性、耐久性に優れた建物開発を継続して推進
サーキュラーデザイン	廃棄物量削減と廃棄物再利用率向上：産業廃棄物量削減率 2021年度比 20%削減（2030年度目標）			
	▲24.4%	▲34.2%	+44.8%	• BLUE FRONT SHIBAURAへの本社移転に伴う什器・設備等の廃棄により、産業廃棄物量が一時的に増加し未達 • 今回の増加は一時的かつ想定内であり、今後同様の大幅な排出量の増加は想定せず

サステナビリティマネジメントと「サステナビリティ方針と目標」

当社グループは、サステナビリティ活動の一層の強化・推進を図るために、2020年4月にサステナビリティ推進部を新設しました。また、これまで運用してきた会議体の体制を見直し、2020年4月より「サステナビリティ委員会」を新設し、2021年4月より野村不動産ホールディングス代表取締役社長 兼 グループCEOが委員長を務めています。委員会では、サステナビリティ方針とその目標に対する進捗状況の確認、および活動計画の審議、決定を行っています。2026年3月期はサステナビリティ戦略、「森を、つなぐ」東京プロジェクトの推進、木材調達ガイドラインの策定などについて主に議論を行いました。また、検討した結果は経営会議へ計8回、取締役会へは計3回報告（決裁含む）され、経営計画や事業活動に反映されることで、監督される体制となっています。

2026年3月期は3回実施されたサステナビリティ委員会の他、社内の議論をより活発化する目的で設定した環境分科会、人権分科会を計6回開催しました。引き続きこの方針に沿ってPDCAサイクルを回し、サステナビリティ活動を推進していきます。また、2026年3月期より、部門・個社におけるサステナビリティの推進を目的に、部門事務局ミーティングを3回開催しました。



役員報酬における非財務指標（サステナビリティ要素等）の反映

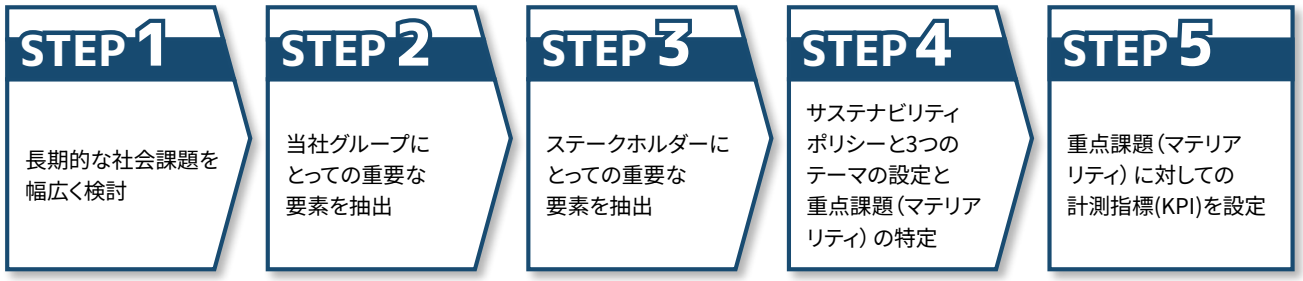
当社グループは、役員の選任要件として社会の変化や時代の要請への適合について、高い意識を有することを求めています。また、2023年3月期より、監査等委員を除く取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改定の上、金銭報酬である賞与に係る業績指標等の内容、算定方法について、非財務指標（サステナビリティ要素等）による評価も行うことといたしました。これは、取締役のサステナビリティに対する意識付けの向上を目的としたものであり、2026年3月期も、当該非財務指標として省エネルギー性能指標を基準とする評価を行いました。なお、本指標は、当社グループ各社の執行役員以上にも適用しています。

役員報酬制度

マテリアリティ策定プロセス

サステナビリティポリシー、重点課題（マテリアリティ）、計測指標（KPI）策定のプロセス ↓
2030年までの重点課題（マテリアリティ）、計測指標（KPI）に関する一覧 ↓

サステナビリティポリシー、重点課題（マテリアリティ）、計測指標（KPI）策定のプロセス



STEP1. 長期的な社会課題を幅広く検討

「ISO26000」「GRIスタンダード」「SASB」などの国際的ガイドラインやESG外部評価アンケート、外部コンサルティング会社からの情報を参考に、地球環境・社会課題・技術動向を含めた長期的な将来の見通しについて検討し、当社事業との関連性が高い社会課題を抽出。

STEP2. 当社グループにとっての重要な要素を抽出

STEP1で抽出した社会課題を踏まえて、「どのような価値を提供したいのか」「どのような会社と思われたいのか」などについて、グループの若手・中堅社員向けワークショップ（183名参加）を開催し、12の項目を抽出。さらに、グループのマネジメント層（部長、課長クラス）を対象にワークショップ（214名参加）を開催し、12項目に対するスコアリングを実施。

抽出した12項目

循環経済（社会）への貢献	脱炭素社会への貢献	自然環境との共生
健康で快適な暮らしの提供	スマートシティの創造	安心・安全な街づくり
独自性のある地方創生への貢献	将来社会に向けた幸福・尊厳の追求	共創・オープンイノベーションの社会実装
ダイバーシティ&インクルージョンへの貢献	クリエイティビティ・感性の醸成	市場創出に向けたルール・規格形成

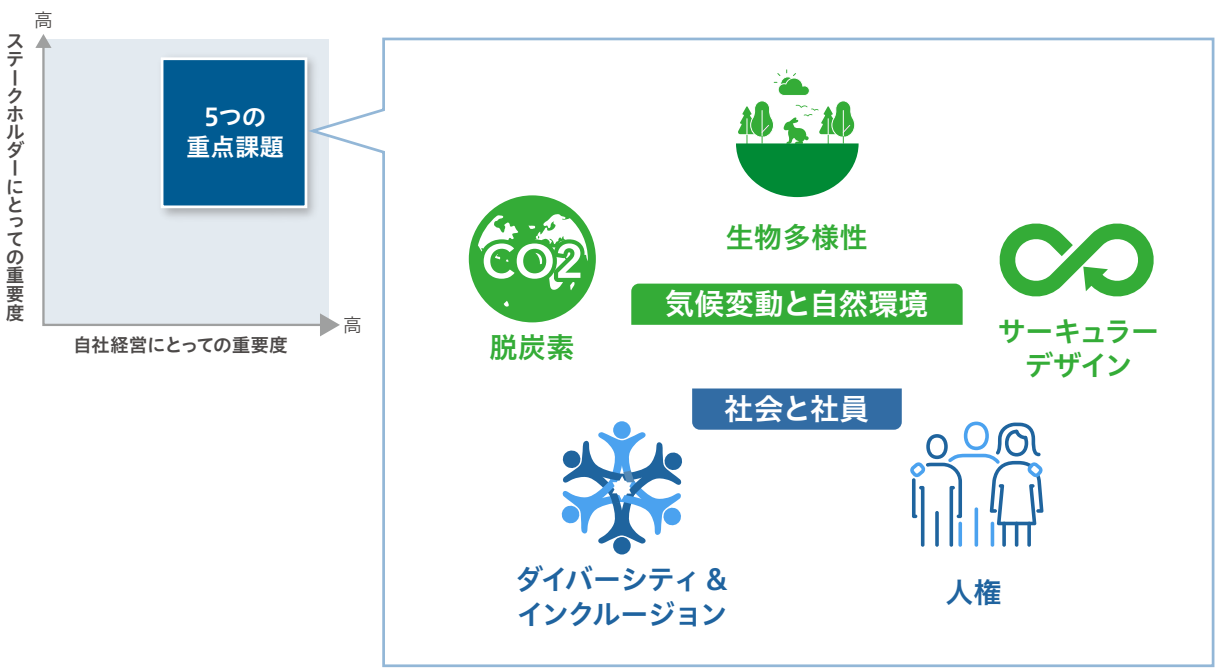
STEP3. ステークホルダーにとっての重要な要素を抽出

サステナビリティ専門家、機関投資家、取引先、お客さまなどのステークホルダー（41名）に対して、当社グループに期待すること、当社グループが対応すべき社会課題という視点で、抽出した12の項目に対するスコアリングを依頼し、意見を収集。

意見を収集したステークホルダー	人数	意見を収集したステークホルダー	人数
サステナビリティ専門家	10名	取引先（R&Dにおける学術機関）	4名
機関投資家	5名	取引先（コンサル会社）	2名
金融機関	3名	JVパートナー	1名
顧客（テナント企業）	3名	内定者	3名
顧客（分譲マンション入居者など）	4名	従業員組合	1名
取引先（建設会社、設計事務所）	5名	合計	41名

STEP4. サステナビリティポリシーと3つのテーマの設定と重点課題（マテリアリティ）の特定

STEP2、3のスコアリング結果を踏まえて、経営層へのアンケート（延べ20名）を実施。さらに、複数回にわたるサステナビリティ委員会（委員長：野村不動産ホールディングス代表取締役社長 兼 グループCEO）での議論を経て、サステナビリティポリシー（2050年のありたい姿）と3つのテーマ、2030年までの重点課題（マテリアリティ）を策定し、取締役会へ報告。



ダイバーシティ &インクルージョン	
ステークホルダー	○ 従業員、サプライヤー、お客さま、地域コミュニティ
重要な理由	○ さまざまなバックグラウンドや価値観を持つ多様な人材が、お互いを受け入れ、尊重し合い、それぞれが能力を最大限に発揮する状態の組織を目指すことが、当社の持続可能な成長には重要
当社グループのアプローチ	○ 人や街・コミュニティを未来へつなげていく企業グループとして、多様な人々のバックグラウンドや価値観を尊重したライフスタイルの実現を目指します
人権	
ステークホルダー	○ 従業員、サプライヤー、お客さま、地域コミュニティ
重要な理由	○ 社内外の関心・期待が高く、企業活動を行う上では必ず取り組まなければならないものであり、人権を軽んじると企業として存続することが出来なくなる ○ 事業に関わる全ての方々が、お互いを尊重してこそ、当社グループ自身が持続可能
当社グループのアプローチ	○ すべての事業活動において、人々の尊厳と基本的人権を尊重し、組織や業態を超えた「共創」の取り組みを推進します
脱炭素	
ステークホルダー	○ 従業員、サプライヤー、お客さま、地域コミュニティ
重要な理由	○ 当社グループの事業は、天然資源やエネルギーを多く利用しており、環境問題は事業継続に影響する ○ 環境問題は、当社グループの事業だけでなく、ステークホルダーの生活や事業にも影響する大きな課題
当社グループのアプローチ	○ 不動産開発と不動産関連サービスの連携により、街づくりや商品・サービスを通じて、「省エネ」「建物の低炭素化」「再エネ」の3つを主軸に、世界共通のテーマである気候変動課題の解決に貢献していきます
生物多様性	
ステークホルダー	○ 従業員、サプライヤー、お客さま、地域コミュニティ
重要な理由	○ 自然環境への貢献のほか脱炭素社会の実現にも貢献できる
当社グループのアプローチ	○ 国産木材を活用することで、森林循環の回復に貢献するような取り組みを推進していきます

サーキュラーデザイン	
ステークホルダー	○ 従業員、サプライヤー、お客さま、地域コミュニティ
重要な理由	○ 資源が循環するための仕掛けを予め製品・サービスに組み込むことや、製品そのものの寿命を延ばすことで、出来るだけ廃棄物を抑制するような取り組みであり、この取り組みは、脱炭素社会の実現にも貢献できる
当社グループのアプローチ	○ CO_2削減にも寄与する適切な資源利用などの環境に配慮した街づくり・サービスの提供を通じて、持続可能な社会の実現に貢献 ○ 環境法令・規制を遵守し、適切な環境マネジメントを推進

STEP5. 重点課題（マテリアリティ）に対しての計測指標（KPI）を設定

新中長期経営計画および「GRIスタンダード」などの国際的フレームワーク・政策動向を踏まえ、STEP4で特定した重点課題（マテリアリティ）に対しての計測指標（KPI）を、サステナビリティ委員会で審議の上で決定し、取締役会へ報告。

2030年までの重点課題（マテリアリティ）、計測指標（KPI）に関する一覧

重点課題（マテリアリティ）		計測指標（KPI）	実績・進捗状況
社会と社員	ダイバーシティ&インクルージョン 人権	インクルーシブデザイン※1の商品・サービスの提供	インクルーシブデザイン、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 ダイバーシティ&インクルージョン
		調達ガイドライン アンケート実施率80%	「調達ガイドライン」に基づく調達およびサプライヤーマネジメントの高度化 サプライチェーンマネジメント
		人権デューデリジェンスの体制構築	人権デューデリジェンスの体制構築 人権
		男女育児休業取得率 100%	多様な働き方の促進 ダイバーシティ&インクルージョン
		女性マネジメント職層比率 20%	女性活躍促進 ダイバーシティ&インクルージョン
		1on1ミーティングの実施率 100%	人材育成の強化 ダイバーシティ&インクルージョン
		人権関連研修参加率100%	人権関連研修参加率100% 人権
気候変動と自然環境	脱炭素 生物多様性 サーキュラーデザイン	CO_2のScope1,2排出量60%削減、Scope3排出量50%削減(2020年3月期比)	CO_2排出量の削減 脱炭素
		新築物件における省エネルギー性能指標 ZEH/ZEB oriented水準を確保	環境認証（DBJ Green Building、LEED、CASBEE、BELSなど）取得 脱炭素
		木質化建物の開発：炭素貯蔵量10,000t-CO_2／年	国産・認証木材使用の促進 生物多様性
		生物多様性に関する認証取得	生物多様性認証（ABINC/JHEP/SEGES）取得数 生物多様性
		建物の長寿命化への取り組み：自社基準実施率100%	長寿命・高耐久化の商品・サービスの提供 サーキュラーデザイン
		廃棄物量削減と廃棄物再利用率向上：産業廃棄物量削減率20%	廃棄物排出量削減 サーキュラーデザイン

※1 多様なバックグラウンド・価値観・課題を持つ人々をデザインプロセスに巻き込む手法

ステークホルダーとの対話

考え方・方針

当社グループの事業では、多様なステークホルダーに製品・サービスを提供しています。事業上のリスクとして考えられる環境問題や社会問題などSDGsへの貢献にも積極的に取り組むことにより、持続可能な経営を行っていくことは当社の大切な使命であると考えています。そのために、多様なステークホルダーとの綿密なコミュニケーションを推進し、それぞれの要望や期待にこたえ、信頼を得ることにより、「共創」すべく努めています。

ステークホルダーエンゲージメントの概要

当社グループは、「お客さま」「従業員」「サプライヤー」「投資家」「サステナビリティ専門家（社会的責任投資・環境など）」「NPO・NGO（環境・コミュニティ・建築など）」を主なステークホルダーとして認識しており、皆さまとの誠実なコミュニケーションと信頼関係の構築に努めています。対話を通じて頂いた意見は、当社グループCEOが委員長を務めるサステナビリティ委員会、人材・ウェルネス・D&I委員会に報告しています。

ステークホルダー	選定理由
お客さま	当社グループが持続可能な事業活動を推進するためには、お客さまからの信頼は不可欠です。お客さまの声に傾聴し、期待にお応えしていきます。
従業員	従業員はすべての事業活動の根幹をなすものです。従業員が心身ともに健康で活き活きと仕事に取り組むことが当社グループの事業活動と従業員自らの成長の源泉であると認識しています。
サプライヤー	当社グループにおける事業活動はサプライヤーの方々に支えられています。すべてのサプライヤーの皆さまが健康で働きやすい環境を作ることは大切であると認識しています。
投資家	持続可能な事業活動を展開していくために、株主・投資家の皆さまからご理解、信頼いただくことは不可欠であると理解しています。適正な情報開示とともにコミュニケーションを推進します。
サステナビリティ専門家 （社会的責任投資・環境など）	社会課題を理解・把握し、その要請に応えていくことは、当社グループが持続可能な事業活動を展開していくために不可欠です。専門家からの意見を真摯に受け止め、責任ある企業活動と適正な情報開示を推進します。
NPO・NGO （環境・コミュニティ・建築など）	当社グループの事業活動は、地域社会と不可分の関係にあります。NPO・NGOと継続的な対話を行い、地域社会との信頼関係を構築していくことは大切であると認識しています。

対話の方法	提起された主な内容	対応
お客さま		
• 商品・サービスの説明（随時） • 意見交換（随時） • アンケート（年8回）※1 • 専用窓口の設置	• 地域活性化を担い周辺住民からのイメージ向上に期待 • 生態系への配慮や持続可能性の高い素材選定に期待	• 「BE UNITED構想」によるコミュニティの活性化 • 生物多様性認証の取得 • 国産・認証木材使用の促進 • 森を、つなぐ東京プロジェクトの実施 • アンケート結果の業務・サービスへの反映
従業員		
• 人事部や上司との面談 • 労使間協議（年4回）※2 • グループ報・社内報の発行 • 社員向けのサステナビリティ・イントラの設置	• 従業員の意見を取り入れる仕組みの導入 • 各種制度等の改善 • 社内情報の発信強化	• エンゲージメントアンケートの実施 • 人事関連のルール等の変更 • メール等での情報発信
サプライヤー		
• 調達ガイドライン意見交換（年11回） • 安全大会（年2回）	• 安心・安全は社会インフラである不動産の基本 • コミュニティ形成と健康・快適への取り組みが相まって広がっていくことを期待したい	• 「設計基準」「品質マニュアル」の遵守推進 • 「ビル管理品質評価ガイドライン」の遵守推進 • 調達ガイドラインの浸透
株主・投資家		

• 株主総会（年1回）
• 報告書発行（年1回）
【機関投資家向け活動】
• 決算説明会（4回）
• 物件見学会（8回）
• アナリスト・投資家向け事業説明会（1回）
• アナリスト・投資家との面談（年657回）
  • うち、証券会社主催カンファレンス（国内）（5回）
  • うち、CEOスモールミーティング（1回）
  • うち、ESGミーティング（7回）
【個人投資家向け活動】
• 当社の経営や事業、IR活動に関するアンケート実施（1回）
• 事業説明会（株主総会と同日に実施）（1回）
	• 中長期経営計画に基づく、着実な事業推進
	• 事業を通じたサステナビリティの推進
	• 人材育成、人的資本への取り組み
		• IR活動、双方向のコミュニケーション
		• サステナビリティに関するKPI達成に向けた具体的施策の実行
		• 人材育成を目的とした研修ほか実施

サステナビリティ専門家（社会的責任投資・環境など）		
• アンケート	• 環境パフォーマンスと経済性を両立してもらいたい • 安心・安全を重視している企業だと思うので期待が大きい	• サステナビリティマネジメント体制の強化・活動の推進 • 財務KPIと非財務KPIの拡充
NPO・NGO（環境・コミュニティ・建築など）		
• 意見交換 • アンケート	• 高齢者世帯がこれから増加するため取り組みに期待したい • 建築や解体は環境負荷が大きい • 生物多様性への配慮	• シニア事業の拡充 • コミュニティを活性化する設計・デザイン • 新築時の高耐久部材・工法の採用と大規模修繕の長周期化 • 生物多様性方針での意見反映

※1 詳細は「設計～管理における安全品質」をご覧ください。

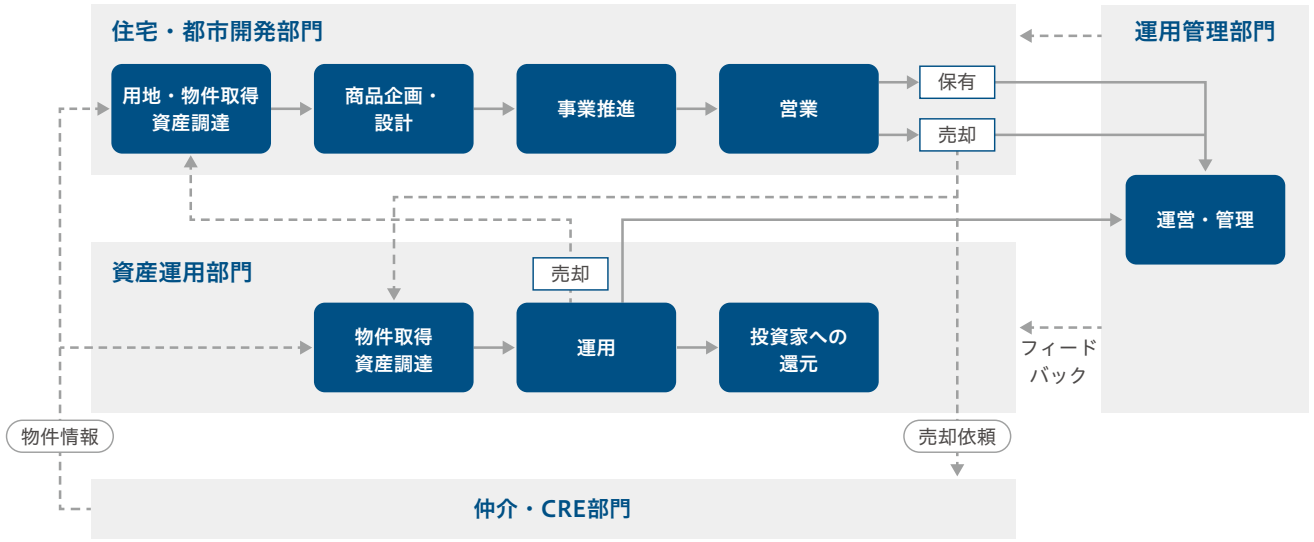
※2 野村不動産における団体交渉の回数

事業とサステナビリティ

野村不動産グループの事業活動 ↓　サステナブルな製品・サービスの提供 ↓

野村不動産グループは、事業活動において、配慮すべき社会課題やステークホルダーの皆さまの期待に向き合い、サステナビリティの取り組みを推進しています。

野村不動産グループの事業活動



事業活動	主な活動	主なステークホルダー	主要な社会課題への対応
用地・物件の取得／資金調達	• 物件調査 • 不動産鑑定 • 環境調査 • 交渉・入札 • 契約 • 資金調達 など	• 売主 • 仲介業者 • 金融機関 • 投資家 • 不動産鑑定士 • 従業員 など	• コミュニティへの配慮と活性化支援 • サプライチェーンマネジメント • 環境汚染物質への対応
商品企画・設計	• お客さま・地域コミュニティへのアンケート • 商品企画 • 設計デザイン など	• お客さま • 地域コミュニティ • NPO • 設計会社 • 行政 • 従業員 など	• 環境マネジメント • 設計～管理における安全品質 • サーキュラーデザイン • 災害時の安心・安全確保 • コミュニティへの配慮と活性化支援 • ダイバーシティ &インクルージョン • サプライチェーンマネジメント
事業推進	• 施工監理 • 品質管理 • コスト管理 • 近隣説明会 など	• お客さま • 地域コミュニティ • 施工会社 • 従業員 など	• 脱炭素 • サーキュラーデザイン • 生物多様性 • 設計～管理における安全品質 • 災害時の安心・安全確保 • コミュニティへの配慮と活性化支援 • サプライチェーンマネジメント

事業活動	主な活動	主なステークホルダー	主要な社会課題への対応
営業 （販売、テナント募集）	• マーケティング • ホームページ、パンフレット作成 • 広告 • 重要事項説明 • 契約 など	• お客さま • 地域コミュニティ • NPO • 司法書士 • 従業員 など	• ダイバーシティ＆インクルージョン • 設計～管理における安全品質
運用 投資家への還元	• ファンド組成 • プロパティマネジメント • アセットマネジメント など	• 投資家 • お客さま • 金融機関 • プロパティマネジメント会社 • 地域コミュニティ • 従業員 など	• 環境マネジメント • 脱炭素 • サーキュラーデザイン • 設計～管理における安全品質 • 災害時の安心・安全確保 • コミュニティへの配慮と活性化支援 • サプライチェーンマネジメント
運営・ 管理	• プロパティマネジメント • アセットマネジメント • 管理・修繕工事、スポーツクラブ・サービス付き高齢者向け住宅などの運営 など	• お客さま • 地域コミュニティ • 事業主 • サービス委託先企業 • 工事事業者 • 従業員 など	• 脱炭素 • サーキュラーデザイン • 設計～管理における安全品質 • 災害時の安心・安全確保 • コミュニティへの配慮と活性化支援 • 高齢化・多様性への対応と健康支援 • サプライヤーの安全の確保 • サプライチェーンマネジメント
仲介・CRE	• 物件調査 • 不動産鑑定 • 環境調査 • 重要事項説明 • 契約 など	• お客さま • 仲介業者 • 金融機関 • 不動産鑑定士 • 司法書士 • 従業員 など	• コミュニティへの配慮と活性化支援 • 高齢化・多様性への対応と健康支援 • 顧客満足と快適性の向上

「社会と社員」「ガバナンス」に関する社会課題への対応はサステナビリティの推進基盤と位置付けており、すべての事業活動に関わります。

サステナブルな製品・サービスの提供

当社グループでは、サステナブルな製品・サービスの提供により、事業を通じて社会課題へ貢献します。

	重点課題 （マテリアリティ）	製品・サービス
社会と社員	 ダイバーシティ＆ インクルージョン  人権	「PRIDE 指標 2025」認定 ニュースリリース スポーツ活動の促進における認定 ニュースリリース 新本社へのアクセシビリティ・マップを公開 ニュースリリース LGBTQ＋当事者向け「マイホームハンドブック」を作成 ニュースリリース 「健康経営優良法人2026」認定 ニュースリリース 「みんつなフェス！ 2026」開催 ニュースリリース 「D&I AWARD 2025」受賞 ニュースリリース
気候変動と 自然環境	 脱炭素  生物多様性  サーキュラーデザイン	陸上風力発電所から20年間の電力調達契約を締結 ニュースリリース 太陽光発電一体型カーポートを設置・運用開始 ニュースリリース グリーン水素発電システムを導入 ニュースリリース 「森を、つなぐ」東京プロジェクト、農林水産大臣賞を受賞 ニュースリリース 木材調達ガイドラインの策定 ニュースリリース 「GX 志向型住宅」仕様の物件供給を推進 ニュースリリース 5年連続ウッドデザイン賞受賞 ニュースリリース 「おおさか優良緑化賞」受賞 ニュースリリース 廃食用油回収、持続可能な航空燃料の原料へ ニュースリリース

特集 TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に基づく開示

気候変動への認識 ↓ 気候変動の考え方・方針 ↓ ガバナンス ↓ 戦略 ↓ リスク・機会の特定 ↓
リスク管理 ↓ 指標と目標 ↓



気候変動への認識

気候変動は、現時点で「持続可能な社会の発展」を脅かす最も影響の大きいリスクの一つとして世界全体で認識されています。2013年～ 2014年に公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第5次報告書では、人間の活動が及ぼす温暖化・気候変動への影響についての評価として「可能性が極めて高い」（95%以上）と記載されています。その後、2021年8月に公表されたIPCCの第6次報告書において、気候変動・温暖化の主因が人間の活動であることは「疑う余地がない」と記載されています。

こうした科学的見解を踏まえ、社会全体・世界各国において気候変動に関する対応が議論されています。2015 年に開催された国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、「世界の平均気温の上昇について、産業革命以前と比べ、2℃より十分に低く保ちつつ、1.5℃までに抑える」努力を追求する「パリ協定」が採択されました。このパリ協定に基づき、各国政府が温室効果ガス（Greenhouse Gas、以下GHG）の削減目標を立案するとともに、さまざまな気候変動に関する施策を展開しています。例えば、当社グループが主に事業を営む日本においては、2020年10月に「2050年にカーボンニュートラルを目指す」旨の宣言が政府より公表されています。

気候変動が世界経済・企業への活動に与える影響は年々大きくなってきています。このため、株主・投資家の皆さまにおいては「各企業の事業・計画は、気候変動よりどのような影響を受けるのか」を判断するニーズが年々高まってきています。このため、各企業の気候変動のリスク・機会を適切に評価できるような世界共通のフレームワークの必要性が認識され、G20および各国中央銀行からの要請に応える形で、気候変動への対応に関する情報開示を促すためにTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース、Task Force on Climate-related Financial Disclosures）が設置されました。TCFDは、2017年6月に最終報告書を公表し、各企業に対し気候変動に関する情報開示を推進しています。

■当社グループの考え方・方針

このような環境を踏まえ、当社グループにおける2050年のありたい姿としてサステナビリティポリシー「Earth Pride ー地球を、つなぐー」を策定いたしました。
これまで当社グループは、「私たちの約束」として「あしたを、つなぐ」というグループ企業理念のもと、不動産開発と不動産関連サービスの連携による事業活動を推進してまいりましたが、2050年という将来に向けて、企業活動の舞台である地球を“誇れる地球”として未来へつなげていくために、企業として果たしたい役割をこのサステナビリティポリシーに込めました。

この「Earth Pride ー地球を、つなぐー」は、当社グループが大切にしたい「人間らしさ」、「自然との共生」、「共に創る未来」の3つのテーマをベースにしています。

Earth Pride

地球を、つなぐ

人間らしさ

テクノロジーがますます発展し、人々の暮らしと融合する世の中において、人間の存在意義や人の幸せとは何かを問い続ける。人と人がお互いを支えつながり合う、人間らしい暮らしを提供し、誰ひとり取り残さない社会の実現に貢献する。

自然との共生

未来を生きる子どもたちと自然豊かな地球のために、人間の経済活動をもう一度見つめ直し、本来あるべき美しい環境との共生を実現する。地球の限りある資源を大切にしながら、自然と人間との関係をより良いものへと変えていく。

共に創る未来

多種多様な組織・人が共に手をとりあい、それぞれの枠を超えて今までにない価値を生み出す。そして、背景や価値観の異なる人々が個性を活かし合う創造的な社会をめざし、暮らし・ビジネス・働き方において、常識にとらわれず挑戦し続ける。

このサステナビリティポリシーは、持続可能な社会と企業成長を実現する企業グループとして、2050年のありたい姿を言語化したものです。また、策定においては、当社グループの中堅・若手社員やマネジメント層および経営層、社外の機関投資家・金融機関、顧客、取引先や有識者など、数多くの方々から意見をいただきました。
2050年のサステナビリティポリシーを実現するために、2030年までに特に取り組むべき重点課題として、「ダイバーシティ&インクルージョン」、「人権」、「脱炭素」、「生物多様性」、「サーキュラーデザイン」の5つを特定しています。



■目標

気候変動と自然環境	国際的な喫緊課題であるCO_2排出量削減への貢献と、CO_2削減に寄与する生物多様性保全、循環型社会の実現
脱炭素	「省エネルギー」「事業の低炭素化」「再生可能エネルギー転換」への取り組み 〈目標:2020年3月期比で2030年までにScope1・2排出量60%削減、Scope3排出量50%削減〉
生物多様性	国内の森林循環の回復を通し、多様な生物が生息できる都市緑化や森林保全によるCO_2吸収や自然環境への貢献
サーキュラーデザイン	建物長寿命化、再資源化、シェアリングなどを取り入れた街づくりやサービスの提供を通じた脱炭素社会、循環型経済への貢献

社会と社員	組織や業態を超えた「共創」の為のサステナビリティの推進基盤の強化
ダイバーシティ& インクルージョン	女性や外国人をはじめとするさまざまなバックグラウンド・価値観を持つ多様な人材が最大限に能力発揮できる組織作り
人権	あらゆる社員、事業にかかわるすべての人々の尊厳と基本的人権が尊重しあえる企業としての基盤固め

■気候変動と自然環境

不動産開発と不動産関連サービスの連携により、街づくりや商品・サービスを通じて、世界共通のテーマである気候変動課題の解決に貢献するとともに、自然環境の保全にもつながる重点課題を特定いたしました。また、これまで当社グループは、SBT認定の取得（2020年3月期比 35%削減）、TCFDの賛同、RE100への加盟など、国際的なイニシアティブへの参加を進めてまいりました。

■脱炭素

当社グループ開発建物における「省エネ」、「低炭素化」、「再エネ」の推進によるCO_2総排出量の削減

＜主な取り組み＞

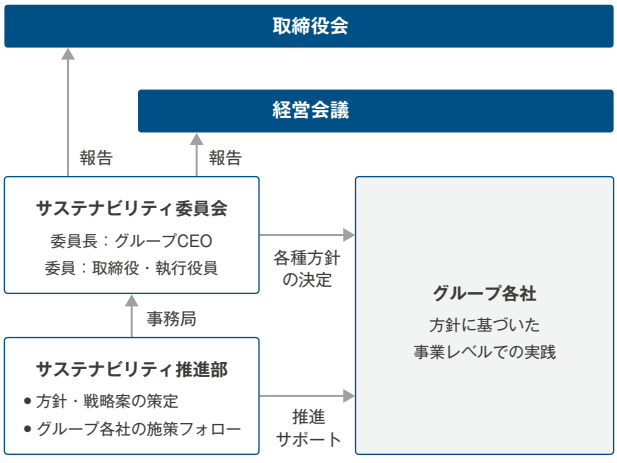
- ZEH/ZEB oriented 水準を確保した省エネルギー性能のさらなる向上を目指します。
- 建設会社や建材メーカーなどとの共創により、低炭素資材の利用促進に向けた研究開発に取り組みます。
- 当社グループが開発する建物（物流施設・分譲戸建など）の屋根を活用した太陽光発電所の設置など、追加性のある再生可能エネルギー由来の発電の増加に貢献します。
- BLUE FRONT SHIBAURA（S棟:2025年3月期竣工、N棟:2031年3月期竣工予定）において、カーボンニュートラルを実現するとともに、東京大学先端科学技術研究センターと次世代エネルギー交流施設を新設するなど、街づくりを通じて社会における気候変動への対応を目指します。

気候変動の考え方・方針

野村不動産グループは、土地やその他の天然資源、エネルギーを利用して事業活動を行っており、気候変動は当社グループの事業継続に大きな影響を及ぼす重要な経営課題であると認識しています。野村不動産ホールディングス株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長 グループCEO 新井 聡）は、2020年9月にTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同を表明するとともに、国内賛同企業による組織「TCFDコンソーシアム」へ加入しています。

ガバナンス

気候変動関連のグループ全体の方針・目標等については、野村不動産ホールディングスおよびグループ会社の役員などで構成される「サステナビリティ委員会」（委員長：野村不動産ホールディングス代表取締役社長 兼 グループCEO）で審議しています。同委員会は、経営会議の下部の会議体と位置付けられ、これまで毎年3回以上開催のうえ、気候変動に関するリスク・機会の検討、グループ GHG 削減目標等の検討およびモニタリング等を行っています。サステナビリティ委員会の審議内容については、原則として半年に1回以上、取締役会ならびに経営会議に報告されます。併せて、グループ経営において重要な事項がある場合は、都度、取締役会・経営会議に報告する体制としています。



上述した通り、当社グループでは、野村不動産ホールディングス代表取締役 兼 グループCEOが責任者となり、グループ全体でサステナビリティ・気候変動への対応を進めています。グループCEOは、取締役会・経営会議における執行側の最高責任者であり、サステナビリティや気候変動課題への対応を含む、当社グループの企業としての持続的な成長を実現するために最善の意思決定を下し、関連する重要な業務を執行する責任を負います。

サステナビリティマネジメント体制

取締役のスキルマトリクス

なお、当社グループでは、2020年3月期より、CEOを含む役員の選任要件として、社会の変化や時代の要請への適合と高い意識を有することを求めており、役員報酬の決定においても気候変動を含む、サステナビリティ・ESG に関する要件を取り入れています。当社グループの役員報酬制度では、各役員が所管するビジネス領域における、気候変動への対応を含むサステナビリティに関する目標達成度を評価基準に組み入れており、役員は与えられたサステナビリティ・ESG に関する役割について、その達成度に応じた変動報酬が算出される制度になっています。

また、2023年3月期より、監査等委員を除く取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改定のうえ、金銭報酬である賞与に係る業績指標等の内容、算定方法について、業績による評価を中心としつつ、非財務指標（サステナビリティ要素等）による評価も行うことにしました。これは取締役のサステナビリティに関する意識付けの向上を目的としたものであり、2023年3月期から当該非財務指標としてBEI※を基準とする評価を行いました。

※ Building Energy - efficiency Indexの略。建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）の省エネ基準に基づく、建築物の省エネルギー性能を評価する指標。建築物の一次エネルギー消費量の水準を示す。

役員報酬制度

戦略

当社グループは、気候変動の戦略を検討するにあたり、IPCC 第6次評価報告書およびパリ協定における合意内容等を踏まえ、シナリオを用いた定性的な分析を行いました。気候変動が当社グループにとってどのようなリスク・機会をもたらしうるかを検討し、それらのリスク・機会をとらえる戦略と施策を検討・実施しています。

分析の範囲

当社グループは、レジデンシャル部門（マンション・戸建住宅の開発・分譲）、アコモデーション部門（ホテルの開発・賃貸・販売等）、オフィス・商業部門（オフィスビル、商業施設）、インフラ・インダストリー部門（物流施設）、芝浦まちづくり部門、海外部門（海外における開発・分譲・賃貸等）、資産運用部門（REIT・私募ファンドの運用等）、仲介・CRE 部門（不動産の仲介等）、運営管理部門（不動産の管理等）、その他より構成されますが、グループ全事業を分析の対象範囲としています。
なお、GHG排出量の算定範囲として、当社グループのScope1・2・3すべてを対象としています。

シナリオの設定

シナリオ分析においては、パリ協定の達成および脱炭素社会の実現を念頭に置き、「1.5℃シナリオ」「2℃シナリオ」を採用しました。また、本分析においては、気候変動対策が十分に進展せずその結果として自然災害が激甚化するケースとして「4℃シナリオ」も検討しています。それぞれのシナリオにおける世界像構築にあたっては以下の文献等を参考にしています。

・国連IPCC第5次評価報告書（2014 年）「代表濃度経路（RCP）2.6」「代表濃度経路（RCP）8.5」
・国連IPCC第6次評価報告書（2021年）
・IEA World Energy Outlook（2020年）「持続可能な開発シナリオ（SDS）」「すでに公表済みの政策によるシナリオ（STEPS）」

各シナリオにおいて想定される世界像

各シナリオで想定される変化を元に、1.5℃シナリオ、2℃シナリオ、4℃シナリオにおける2050年の世界像を設定しています。

項目	1.5℃シナリオ	2℃シナリオ	4℃シナリオ
海面水位	約0.28～0.55mの上昇	約0.32～0.62mの上昇	約0.63～1.01mの上昇
台風	約10%増加	約13%の増加	約30%の増加
洪水	約2.3倍の増加	約3.2～4.6倍の増加	約9.2～11.5倍の増加
極端な大雨 (10 年イベント)	約1.2倍の増加	約1.3倍の増加	約2.1倍の増加
猛暑日	約2日増	約3日増	約19日増
極端な高温 (10年イベント)	約1.5倍の増加	約2.0倍の増加	約3.4倍の増加
法規制	極めて厳格な規制の強化が進行	厳格な規制の強化が進行	規制の動きは限定的
法規制 (炭素価格)	$250/t-$CO_2$	$200/t-$CO_2$	$113/t-$CO_2$
法規制／顧客／技術 (建物)	2030年までに新築ビルはZEB化、 2030年までに既存ビルの20%、 2040年までに50%、 2050年までに85%が レトロフィットによりZEB化	新築住宅と商業ビルは、 2030年までにZEH/ZEB化	高性能換気装置の導入支援、 販売業者の認証制度の改訂が進む

リスク・機会の特定

TCFD提言では、気候変動に関わるリスク・機会について、移行リスク・機会（政策・法規制、技術、市場、評判）・物理的リスク・機会（急性、慢性）に分類しています。当社グループは、この分類に従い、各リスク・機会項目について、財務インパクトにおける影響度（小・中・大に分類）、時間軸における影響度（長・中・短に分類）を特定しています。

	影響度設定	連結事業利益への影響度	2026年3月期実績を踏まえた影響度基準額（金額/年）
財務インパクト影響度基準	大	10%～	147億円～
	中	5%～10%	73億円～147億円
	小	～5%	～73億円

	影響期間設定	想定期間
時間軸基準	短期	～2025年
	中期	～2030年
	長期	～2050年

	分類		項目	1.5℃		2℃		4℃	
	大分類	小分類		影響度	期間	影響度	期間	影響度	期間
リスク	移行リスク	政策・法規制	ZEB、ZEH規制対応による工事費増	小	中～長	小	中	無	無
			炭素税：自社排出への課税（Scope1,2）	小	中～長	小	中	小	短
		市場	炭素税：開発コスト増（Scope3カテゴリー 1）	中	中～長	中	中	小	短
			省エネ設備等の投資	小	中～長	小	中	無	無
		評判	非ZEB物件の年間賃料損失	中	中	中	中	無	無
		技術	事業・商品等に対する信頼性等の変化	―					
	物理的リスク	急性	風水害の激甚化による損害増（洪水）	小	長	小	長	小	長
		慢性	海面上昇被害（洪水）	小	長	中	長	中	長
			気温上昇被害（猛暑日）	小	長	小	長	小	長
機会	移行機会	政策・法規制	省エネ技術、ZEB、ZEH等の補助金制度の拡充	―					
		市場	太陽光発電収益	小	―	小	―	―	―
		評判	ZEB物件売却収益増	中	中	中	中	無	無
			ZEH物件売上増	大	中	大	中	無	無
		技術	事業・商品等に対する信頼性等の変化	―					
			CO_2削減による資金調達コスト減	小	短	小	短	小	短
			省エネ性能向上による光熱費減	小	中	小	中	小	中

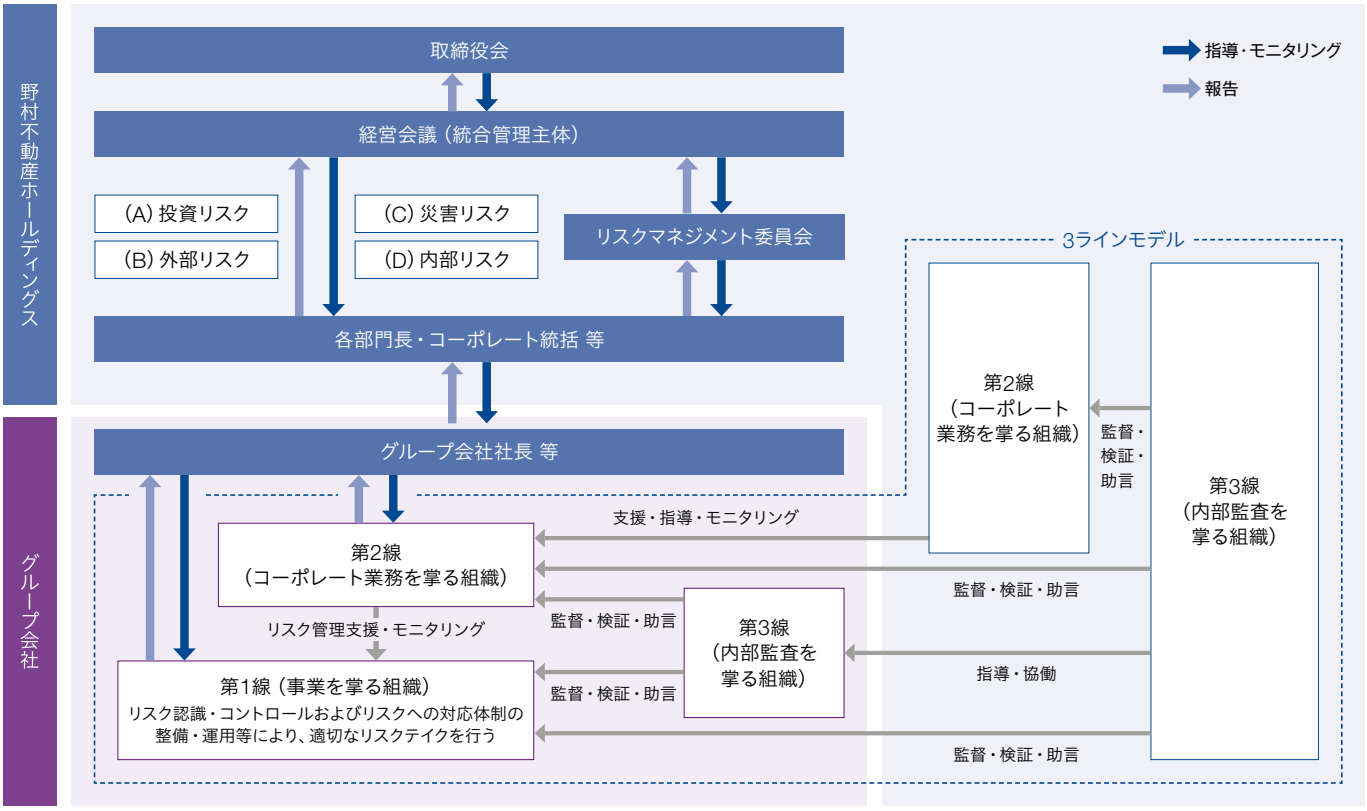
※ 一部、現時点では定量化が困難な項目は「ー」で表示

リスク管理

当社グループでは、グループ経営に関するさまざまなリスクの審議を行うため、経営会議をリスクの統合管理主体として定め、主要なリスクの状況について定期的にモニタリング、評価および分析を行い、各部門およびグループ各社に対して必要な指導および助言を行うとともに、その内容を定期的に取締役会に報告を行う体制としています。「A：投資リスク」、「B：外部リスク」については、統合管理主体である経営会議が直接モニタリング等を行い、「C：災害リスク」および「D：内部リスク」については、経営会議の下部組織として設置している「リスクマネジメント委員会」が定期的なモニタリング、評価および分析を行うとともに、発生前の予防、発生時対応、発生後の再発防止等についての対応策の基本方針を審議しております。気候変動を含むサステナビリティ関連のリスクに関しては、取締役会及び経営会議が管理・監督するとともに、経営会議の下部組織であるサステナビリティ委員会で都度審議しています。また、事業に関する個別事項（ビジネス企画・商品企画等）については各事業部門で管理しています。

リスクカテゴリー		定義
A	投資リスク	個別の投資（不動産投資・戦略投資（M&A）等）に関するリスク
B	外部リスク	事業に影響を及ぼす外的要因に関するリスク
C	災害リスク	顧客および事業継続等に大きな影響を与える災害に起因するリスク
D	内部リスク	当社およびグループ各社で発生するオペレーショナルなリスク

具体的には、マーケット（顧客企業、消費者）や法規制（建築、不動産等）に関するリスクを個々に調査・把握し、事業・商品等の企画に都度反映させるとともに、各事業部門で検討された事項のうち当社グループ全体に影響が大きい事項については、内容に応じて、取締役会・経営会議・サステナビリティ委員会・リスクマネジメント委員会に適宜報告されています。



サステナビリティマネジメント体制
リスクマネジメント体制

指標と目標

当社グループでは、気候変動への対応を進めるために、以下の目標を掲げており、温室効果ガスについても以下記載の指標を設定しています。

項目	対象	2030年目標	単位
【長期】2050年までカーボンニュートラルの実現	グループ全体のScope1・2 および3※1	0	千t-CO_2
CO_2排出量総量削減率（旧基準）			
【中期】2031年3月期まで総量削減率（2020年3月期比）（2020年11月SBT認定取得済）	KPI グループ全体のScope1・2 および3（カテゴリ1・11）※2	35	%
CO_2排出量総量削減率（新基準）			
【中期】2031年3月期まで総量削減率（2020年3月期比）（2025年4月SBT認定取得済）	KPI グループ全体のScope1・2	60	%
	KPI グループ全体のScope3（カテゴリ1・11・13）※3	50	%
再生可能エネルギーの導入			
【中期】2050年まで再生可能エネルギー由来の電力の使用（2022年1月RE100加盟済）	グループ全体	100	%
【短期】2024年3月期まで再生可能エネルギー由来の電力の使用※4	野村不動産が保有する国内すべての賃貸資産		
KPI 新築物件における省エネルギー性能指標 ZEH/ZEB oriented水準を確保（BEI値の達成）※5		水準確保	-

野村不動産グループは、上記に記載するCO_2排出量総量削減率目標において、2020年11月にSBT認証を取得しております。
なお野村不動産グループでは2024年11月、新たに1.5℃シナリオに基づく削減目標を設定しており、SBT認定を取得しました。

＜新削減目標：CO_2のScope1・2排出量60%削減、Scope3排出量50%削減（2020年3月期比）＞

ニュースリリース

※1 2025年3月期の本レポートより、一部年度におけるGHG排出量算定方法について、以下の変更を行っております。
- Scope3カテゴリー 11の活動量となる当社販売物件の耐用年数を60年から50年に変更したことに伴う活動量および排出原単位の変更
- Scope2のうち、当社物件テナントが使用する電力量をScope3 カテゴリー 13に振り替えた上でのGHG排出量を算定
- 当社の排出量（Scope1・2）のバウンダリのうち、延べ床面積が150坪（約496㎡）以下となる当社保有物件を集計対象から除外。

なお、基準の見直し前を「旧基準」、見直し後を「新基準」といたします。

※2※3 Scope1：燃料の燃焼などの直接排出量 Scope2：自社で購入した電気・熱の使用に伴う間接排出 Scope3：Scope1・2以外の間接排出量。基準年としている2019年度の排出量は、3,269千t-CO_2。
- 旧基準で基準年としている2019年度の排出量は、Scope1　23,627t-CO_2、Scope2　126,960t-CO_2　Scope３　3,367,714t-CO_2
- 旧基準における、Scope3については、カテゴリー 1（建物の建設時等）およびカテゴリー 11（販売した商品の使用時）を対象としており、2019年度実績で、Scope3の約92.17%をカバーしています。
- 新基準で基準年としている2019年度の排出量は、Scope1　23,476t-CO_2、Scope2　59,451t-CO_2　Scope３　3,186,245t-CO_2
- 新基準におけるScope3については、カテゴリー 1（建物の建設時等）およびカテゴリー 11（販売した商品の使用時）およびカテゴリー 13（リース資産（下流））を対象としており、2019年度期で、Scope3の約94.84%をカバーしています。

※4 野村不動産が電力会社と直接電力契約を実施する賃貸資産（テナント使用分含む）、野村不動産が他者と区分・共有して保有する資産、売却・解体対象資産および一部賃貸住宅の共用部は除く。

※5 2030年までにZEH/ZEB oriented水準を確保するために、単年度ごとに達成すべきBEI値※を設定。同値の達成度を計測。

※ BEI値：Building Energy-efficiency Indexの略。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）の省エネ基準に基づく、建築物の省エネルギー性能を評価する指標。建築物の一次エネルギー消費量の水準を示す。

当社グループは、原則、グループ全体で保有・販売する物件すべてについて、GHG（CO_2）排出量に関するデータを収集し、その実績集計およびモニタリングを行うことによって、グループ全体の GHG 排出量の削減を行い、気候変動への対応を進めます。また、将来的には 2050 年カーボンニュートラル実現を視野に入れた超長期的目標の設定も検討します。当社グループの気候変動に関する実績については、下記をご参照ください。

中長期目標

（単位：千t-CO_2）

	2020年3月期比（基準年）	2024年3月期		2025年3月期		2026年3月期	
			削減率		削減率		削減率
Scope1	23	24	＋5.7%	27	＋15.4%	26	＋12.6%
Scope2	59	27	▲54.4%	35	▲40.3%	38	▲35.1%
Scope1・2合計	82	51	▲37.4%	62	▲24.5%	65	▲21.6%
Scope3 カテゴリー 1.購入した製品・サービス	1,029	773	▲24.9%	816	▲20.7%	1,370	＋33.1%
Scope3 カテゴリー 11.販売した製品の使用	1,907	1,054	▲44.7%	617	▲67.6%	973	▲49.0%
Scope3 カテゴリー 13.リース資産（下流）	84	31	▲63.3%	31	▲62.8%	27	▲67.9%
Scope3（カテゴリー 1・11・13）合計	3,021	1,859	▲38.5%	1,466	▲51.5%	2,370	▲21.5%

第三者保証

当社グループは、グループ全体の GHG 排出量・エネルギー使用量のデータについて、LRQAリミテッドより第三者保証を取得しています。

LRQA独立保証声明書

【参考】その他の気候変動に関する実績

1) スコープ 1・2の GHG 排出量実績

（単位：千t-CO_2）

	2020年3月期（基準年）	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
Scope1	23	24	27	26
Scope2	59	27	38	38
Scope1・2合計	82	51	65	65

2) スコープ3全項目別のGHG排出量実績

（単位：千t-CO_2）

	2020年3月期（基準年）	2024年3月期		2025年3月期		2026年3月期	
			削減率		削減率		削減率
1：購入した製品・サービス	1,029	773	▲24.9%	816	▲20.7%	1,370	＋33.1%
2：資本財	71	164	＋130.6%	519	＋630.5%	191	＋169.2%
3：Scope1・2 に含まれない燃料およびエネルギー関連活動	17	18	＋3.7%	19	＋9.4%	28	＋62.5%
4：輸送、配送（上流）	4	7	＋79.5%	ー	▲100.0%	ー	▲100.0%
5：事業から出る廃棄物	6	15	＋123.3%	12	＋82.2%	6	▲7.3%
6：出張	1	1	▲28.1%	1	▲19.9%	1	▲17.0%
7：雇用者の通勤	2	1	▲30.4%	2	＋0.2%	2	＋16.6%
8：リース資産（上流）	—	—	—	—	—	—	—
9：輸送、配送（下流）	—	—	—	—	—	—	—
10：販売した製品の加工	—	—	—	—	—	—	—
11：販売した製品の使用	1,907	1,054	▲44.7%	617	▲67.6%	973	▲49.0%
12：販売した製品の廃棄	61	50	▲18.1%	39	▲36.0%	67	＋9.6%
13：リース資産（下流）	84	31	▲63.3%	31	▲62.8%	27	▲67.9%
14：フランチャイズ	—	—	—	—	—	—	—
15：投資	—	—	—	—	—	6	—
Scope3 総合計	3,186	2,116	▲33.6%	2,066	▲35.2%	2,674	▲16.1%

3) 省エネ法届出物件におけるエネルギー使用量実績

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
エネルギー消費量（MWh）	270,424	318,420	361,262
原単位エネルギー消費量（MWh/m^2）	0.146	0.141	0.173

当社グループは「省エネ」「建物の低炭素化」「再エネ」の3つの方針で、CO_2削減を推進しております。

4)「省エネ」の取り組み

4-1) ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の取り組み



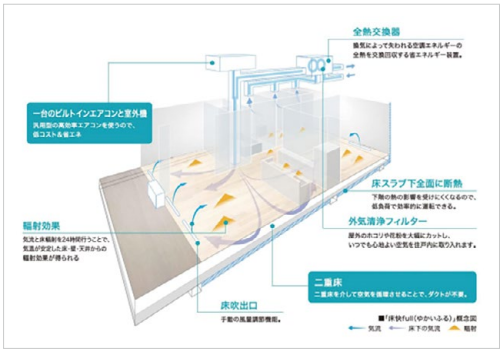
当社グループは、総合的な環境負荷低減の観点から、分譲マンションにおけるZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）※の開発に取り組んでいます。2023年3月期には、「プラウド青葉台」が環境省「高層ZEH-M（ゼッチ・マンション）支援事業」に、さらに、2024年3月期には「プラウドタワー相模大野クロス」が経済産業省「超高層ZEH-M（ゼッチ・マンション）実証事業」に採択されました。2026年3月期においては新たな省エネ・環境性能向上に対応する本取り組みの第一号物件として、「プラウド横浜東神奈川フロント」全124戸を「GX志向型住宅」仕様にいたしました。今後は、2030年までにすべての新築物件においてZEHならびにZEB oriented水準を確保していきます。戸建住宅においても2023年3月期より、取り組みを進めております。

※ ZEH（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）
外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅

ZEHマンションに向けた取り組み

環境性能と健康・快適を両立する「床快 full（ゆかいふる）」

ZEH-Mの省エネ性能を実現するため、一部のプラウド物件では「床快 full（ゆかいふる）」を採用しています。「床快 full（ゆかいふる）」は、二重床を冷暖房と換気の経路に利用して住戸全体にエアコンの風と新鮮な外気を送ることで、24時間365日、住戸全体を快適に保ち、ヒートショックや熱中症のリスクを軽減する等健康維持に寄与します。また、外出時には、通常より設定温度を緩和したモードでの運転を併用することで、省エネで快適性を維持し、エネルギー効率を高めた暮らしを実現します。



概念図

4-2) グリーンビルディング認証取得に関する取り組み

当社グループは、新築および保有する不動産においてグリーンビルディングに関する環境認証（DBJ Green Building※1、LEED※2、CASBEE※3、BELS※4 など）の取得を目指します。

【定量目標】新規に開発する固定資産・収益不動産（賃貸住宅除く）のグリーンビルディング認証取得率 100%

※1 DBJ Green Building
日本政策投資銀行が運営する認証制度。環境・社会への貢献がなされた不動産の普及を目的としている。

※2 LEED
米国グリーンビルディング協会（USGBC）が開発・運用、環境に配慮した建物に与えられる認証システム。

※3 CASBEE
建築物の環境性能を総合的に評価するシステム。一般財団法人建築環境・省エネルギー機構（IBEC）などによる認証制度と自治体独自の評価制度がある。

※4 BELS
国土交通省が制定した建築物省エネルギー性能表示制度。建築物の省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定。

4-3) 顧客への省エネサポート

当社グループは、建物の省 CO_2化を図るだけでなく、居住者やテナント企業の運営上の省エネルギー推進をサポートしています。具体的には、エネルギー使用量集計システムや「エネルギー使用量の見える化」を図るシステムの提供、「enecoQ（エネコック）」を活用した省エネルギーの実現、会員誌でのエコ情報の提供などを行っています。

4-4) フロン削減

当社グループは、気候変動およびオゾン層の破壊につながるフロンの利用量を削減するため、ノンフロン型の断熱材やノンフロン冷媒のエアコン等を使用することを「品質マニュアル」に定めています。また、施工時には、施工会社に「品質管理チェックシート」の提出を義務付け、ノンフロン材を使用していることを確認しています。

5) 建物の低炭素化（木材の利用推進、CO_2の吸収・固定化）

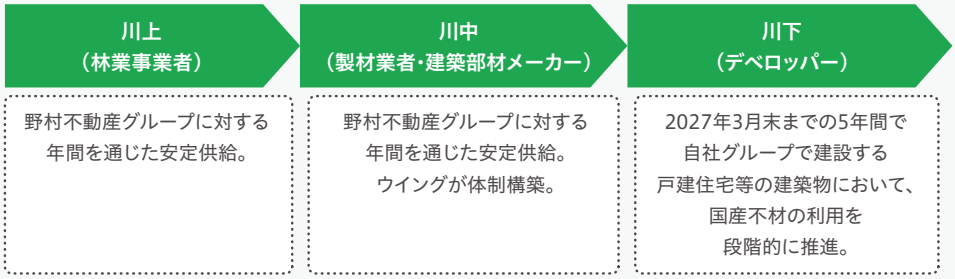
5-1) 木材サプライチェーン

日本国内の木材の自給率は、現在4割超となっているものの、諸外国と比較すると依然として低い水準にあり、林野庁の「森林・林業白書」では 2025年までに木材自給率 50%の目標が掲げられています。

自給率が低い要因の一つには、国産木材における川上から川下までを結ぶサプライチェーンが十分に機能していないことが挙げられ、国内に豊富な資源があるにもかかわらず、その供給先が定まらない木材が適齢期を迎えても伐採されず、未利用となっている状況です。

そこで2022年3月、当社はウイング株式会社・農林水産省と「建築物木材利用促進協定」を締結し、国産木材が、川上から川下まで安定供給される効率的なサプライチェーン構築に取り組んでいます。当社は、2027年3月末までの5年間で建設予定の野村不動産グループの建築物において、国産木材の活用を段階的に進め、協定期間内で国産木材を合計10,000 ㎥利用、ウイングは全国の伐採・製造加工会社と協調し、国産木材の安定供給に努めます。

このサプライチェーンに沿って、川上、川中、川下で関わるすべての事業者が一丸となって国産木材の活用を促進することで、日本の山村の活性化、森林サイクルの維持を行います。また、この取り組みにより、森林が有するCO_2の吸収・固定化、生物多様性の保全等の多面的機能が発揮される循環サイクルを確立させることに貢献していきます。



6）「再エネ」の取り組み

6-1）物流施設における太陽光発電事業の実施

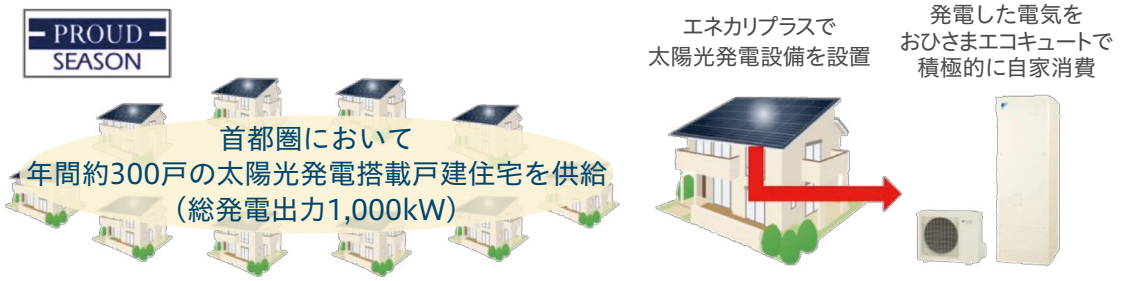
当社グループは、太陽光発電事業を実施しています。物流施設「ランドポート」において、2026年3月末現在、累計19棟に太陽光パネルを設置しており、ポートフォリオ全体における発電量は23,075MWh/年でした。

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
物流施設「ランドポート」太陽光発電設置率（%）	59.3	57.5	52.7
物流施設「ランドポート」における太陽光発電量（MWh）	23,837	23,335	23,075

6-2）戸建分譲住宅に太陽光発電を導入

野村不動産株式会社は、2022年5月、東京電力エナジーパートナー株式会社が提供する太陽光PPAサービス「エネカリプラス」を活用し、野村不動産が首都圏を中心に展開する分譲戸建「プラウドシーズン」に、メガソーラー発電と同規模の太陽光発電（総発電出力1,000kW）を導入する「バーチャルメガソーラー」を始動することといたしました。総発電出力1,000kW 級の太陽光発電を、首都圏の戸建分譲住宅（プラウドシーズンの屋根 年間約300戸）に導入する国内初の取り組みであり、両社は、休閑地が少ない首都圏において省エネ・創エネを行う「電力の地産地消」の取り組みとして推進していきます。

■「バーチャルメガソーラー」のイメージ



野村不動産の「プラウドシーズン」年間約300戸に、東電EPの「エネカリプラス」を導入することで、首都圏の住宅地においてメガソーラー発電と同規模の追加性のある再生可能エネルギーの創出を毎年実現していきます。プラウドシーズン購入者（以下、プラウドシーズンオーナー）は、エネカリプラス契約期間中（10年間）、初期費用無料で太陽光発電設備で発電した電気を利用することができ、月額サービス料もかかりません。また、契約期間満了後は、太陽光発電設備が無償で譲渡されます。さらに、電気式給湯機「おひさまエコキュート」を併用することで、太陽光発電の自家消費を促進し、お客さまが電力会社から買う電気を減らすことで、昨今の燃料価格高騰の影響に伴う電気代・ガス代の上昇を抑制できます。万が一、災害が発生した場合においても、太陽光発電設備が発電される時間帯には、電気を継続して使用することができ、おひさまエコキュートに貯めたお湯は、生活用水として使用できるため、より安心な暮らしが実現できます。

6-3) 再生可能エネルギーの利用

当社グループは、今後コーポレート PPA 等により再生可能エネルギー調達を進めるとともに、休遊地が少ない首都圏において自社アセットを活用し、物流施設「ランドポート」、分譲マンション・分譲戸建「プラウド」シリーズでの太陽光発電設備設置による創エネ等、事業と一体となった脱炭素への取り組みを積極的に推進してまいります。
その取り組みの一環として、今年度に、外部パートナーと共創し、風力・国産木材バイオマスといったベース電源に加え、昼間の太陽光と、日中に太陽光によって発電された電力を蓄電池に貯め、電力需要の高まる夕方以降の時間帯に「夜間太陽光」として供給する電力を組み合わせることで、都心部のオフィスビルや商業施設の需要特性にも対応した最適な電力供給を行うサービスを導入の上、野村不動産株式会社が保有する東京都内オフィス2棟に100%追加性のある再生可能エネルギーを導入しました。

野村不動産の都内オフィスビル 2 棟にパワーエックスの「X-PPA」による 100%追加性のある再エネを導入

7)「BLUE FRONT SHIBAURA」における取り組み

「BLUE FRONT SHIBAURA」とは、東京都港区におけるオフィス・商業・ホテル等の大規模複合施設の段階的な建替プロジェクトであり、国家戦略特区として認定を受けています。
同プロジェクトは、健康で快適なまちの創造をテーマに、次世代のテナントビルのあるべき姿とCO_2削減の両立に向けて、ウェルネスオフィスの実現、各種省エネ対策による ZEB Oriented の達成を図るとともに、将来的には再生可能エネルギー由来電力等の導入によって、カーボンニュートラルの実現を目指しています。この計画が評価され、同プロジェクトは国土交通省・令和3年度サステナブル建築物等先導事業（省 CO_2先導型）に採択されています。



過去の特集はこちら

TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）提言に基づく開示

はじめに（現状認識と自然資本に対する考え方） ガバナンス 戦略 リスクとインパクトの管理
測定指標とターゲット 現在の取り組みと今後の方針



はじめに（現状認識と自然資本に対する考え方）

自然への認識

世界では、自然・生物多様性の損失が深刻化し、その影響が懸念されています。世界経済フォーラム（WEF）の試算によれば、世界で創出された総GDPの半分以上の経済価値が、自然資本に依存しており、その自然資本の劣化は社会経済の持続可能性に対する明確なリスクとされています。2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年ミッションとして「生物多様性の損失を止め反転させる」すなわち「ネイチャーポジティブ（自然再興）」が掲げられました。

このような動きと合わせて、各企業の自然関連のリスク・機会を適切に評価できるような世界共通のフレームワークを提示するため、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース、Task Force on Nature-related Financial Disclosures）が設置されました。TNFDは、2019年世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）で着想され、国連環境計画金融イニシアチブ（UNEP FI）、国連開発計画（UNDP）、世界自然保護基金（WWF）、イギリスの環境NGOグローバルキャノピーにより、2021年6月に設立された国際的な組織です。TNFDは、2023年9月に最終報告書を公表し、企業に対して自然関連情報を開示することを求めています。

当社グループの方針

当社グループでも、2030年までの重点課題（マテリアリティ）の一つとして、「生物多様性」を選定し、各種取り組みを推進するとともに、上述のTNFDの理念に賛同し、2022年7月にTNFDフォーラムへ参画しました。TNFDフォーラムへの参画を通じ、今後もあらゆる事業活動において生物多様性への影響を把握し、その保全・再生に向けた取り組みを推進していきます。

また、当社グループでは、2050年のありたい姿としてサステナビリティポリシー「Earth Pride ー地球を、つなぐー」において、「自然との共生」を私たちが大切にするテーマとして掲げています。

自然資本に対する考え方・方針

当社グループは、土地や様々な自然資本を利用して事業活動を行っており、生態系の崩壊はステークホルダーの皆さまの生活環境や事業環境を悪化させるリスクにつながると認識しています。こうしたリスクに対しては、当社グループの全体として、国内の森林循環を回復し、多様な生物が生息できる都市緑化や森林整備を通じた自然環境の保全に貢献していく方針です。

事業活動においてグループ全体で生物多様性への配慮を行うとともに、各種環境関連法令への対応を適切に行い、生物多様性に配慮した開発に努めています。適宜企画の段階から行政をはじめとしたステークホルダーと協議し、影響軽減の対策や自然環境の修復に努めます。また、環境省を事務局とする「生物多様性のための30by30アライアンス」への加盟を踏まえて、2030年までに国土の30%以上を自然環境エリアとして保全する事に貢献してまいります。

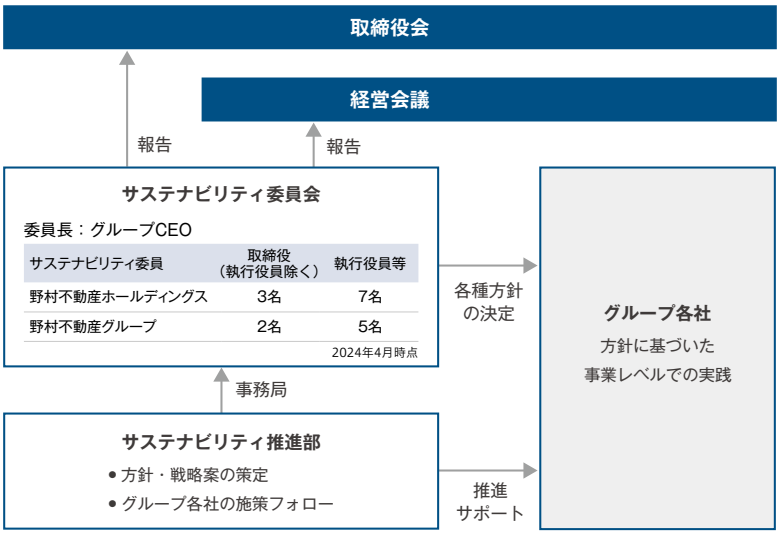
さらに、ネイチャーポジティブの実現に向けた事業活動を促進するため、「野村不動産グループ生物多様性方針」を策定しております。

ガバナンス

当社グループは、サステナビリティ活動の一層の強化・推進を図るために、2020年4月にサステナビリティ推進部の新設、及び「CSR委員会」から「サステナビリティ委員会」に改称し、2021年4月より野村不動産ホールディングス代表取締役社長兼グループCEOが委員長を務めています。

サステナビリティ委員会では、自然・生物多様性を含むサステナビリティ方針とその目標に対する進捗状況の確認、及び活動計画の審議を行っています。また、審議内容については、定期的に取締役会及び経営会議に報告され、経営計画や事業活動に反映・監督される体制としています。今後、自然・生物多様性関連の依存・インパクト、リスク・機会に関する対処方法については当社グループでの議論を深め、具体的な指標や目標の設定、また進捗を監視及び監督する方法の高度化の検討を進めてまいります。

なお、2024年3月期は、3回実施したサステナビリティ委員会にて、各重点課題（マテリアリティ）の推進として5つのマテリアリティ（「生物多様性」を含む）等に関する審議を実施しました。あわせて、環境分科会を含む分科会を計9回開催しました。引き続きこの方針に沿ってPDCAサイクルを回し、サステナビリティ活動を推進していきます。TNFD開示の内容については、2024年3月期、及び2025年3月期の取締役会及びサステナビリティ委員会にて報告を行っております。



上記体制に加えて、自然・生物多様性を含むサステナビリティ関連の取り組みに関しては、外部の専門家の知見を参考にしております。

サステナビリティマネジメント
取締役のスキル・マトリックス

また、当社の自然・生物多様性関連の依存・インパクト、リスク・機会の影響を受けるステークホルダーとのエンゲージメントも実施しております。エンゲージメントの実施状況については、今後開示をしてまいります。

戦略

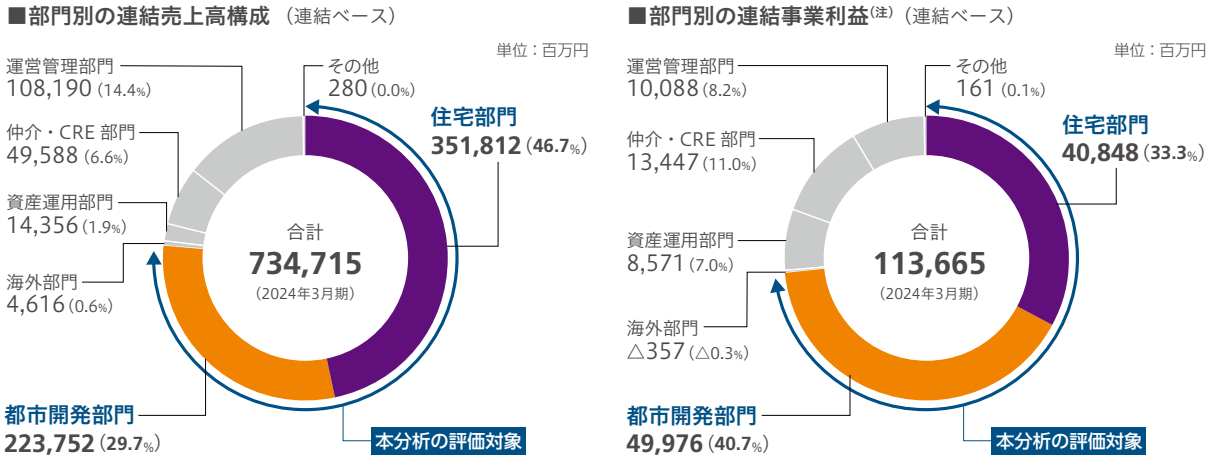
当社グループは、TNFDガイダンスのLEAPアプローチに沿い、自然への依存・インパクトを分析しました。その上で、それらが当社グループにとってどのようなリスク・機会をもたらしうるかを検討し、リスク・機会をとらえる戦略と施策を検討・実施しています。

分析の評価対象範囲

当社グループは、住宅部門（マンション・戸建住宅の開発・分譲、賃貸マンションの開発・賃貸・販売、ホテルの開発・賃貸・運営等）、都市開発部門（オフィスビル・物流施設・商業施設等の開発・賃貸・販売・運営受託等）、海外部門（海外における開発・分譲・賃貸等）、資産運用部門（上場・私募REIT・私募ファンドを対象とした資産運用等）、仲介・CRE部門（不動産の仲介・コンサルティング等）、運営管理部門（マンション・オフィスビル等の運営・管理・工事請負等）、その他より構成されます。TNFD開示の初年度である今回は当社グループの一部事業部門に絞り込んだ上で、初期的に分析に着手しました。分析対象としては、当社グループにとって主要な事業であり、かつ、自然への影響が大きいと考えられる事業を選定することとし、売上高・事業利益の上位2部門であり、かつ、開発を伴うことから自然への影響が特に大きいと考えられる住宅部門と都市開発部門を選定しました。これらの2部門は、合計で売上高・事業利益の7割強を占めます。

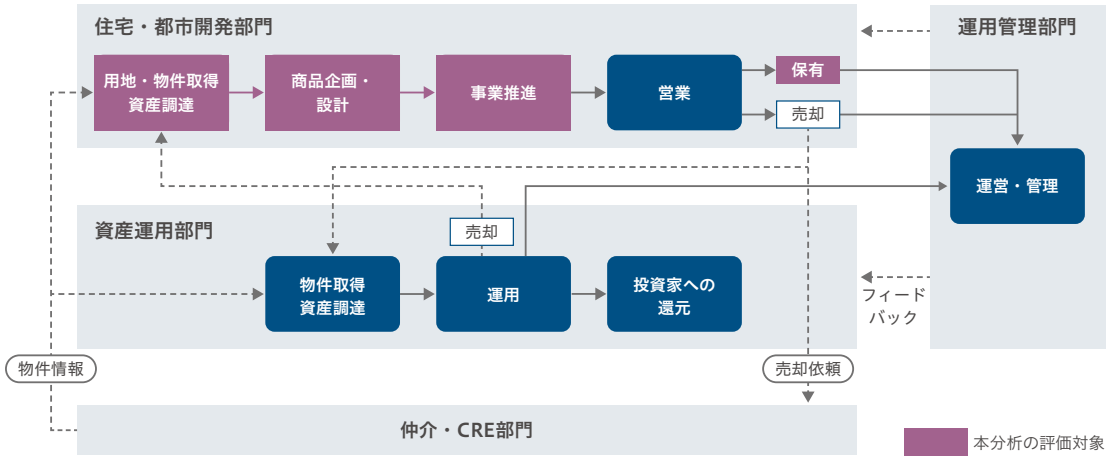
今回分析対象とした住宅部門と都市開発部門の具体的な事業活動は、各事業活動と自然資本の関係性について定性的な評価を実施し、特に大きな関わりがあると考えられる段階を検討し、「用地・物件取得、資産調達」「商品企画・設計」「事業推進」「保有（運営・賃貸）」を本分析の評価対象としました。

当社グループの売上高・事業利益構成



（注）事業利益＝営業利益＋持分法投資損益＋企業買収に伴い発生する無形固定資産の償却費
各事業の連結売上高及び連結事業利益を合計した数字は、部門における「調整額」の金額が含まれないため、円グラフ中央に表示している合計額と異なります。
なお、構成比率は、それぞれの単純合計額を基に算出しております。

当社グループの事業活動



※ 分析の評価対象の事業部門やバリューチェーンについては、拡大を検討してまいります。

今回の定性評価にはおいては、バリューチェーンにおける上流に該当する住宅・都市開発部門の「用地・物件取得、資産調達」「商品企画・設計」「事業推進」および直接操業に該当する「保有（運営・賃貸）」が、自然資本との関係の度合いが相対的に高い（中程度以上）と判断し、本分析の評価対象としております。

事業活動（住宅部門、都市開発部門）	バリューチェーンの区分	細目	自然との関わりの評価結果	
			関わりの度合い	評価内容
用地・物件取得 資産調達	上流	• 物件調査 • 不動産鑑定 • 環境調査 • 交渉・入札 • 契約 • 資金調達	中	用地・物件の取得により、周辺の自然環境にインパクトを与えることが決まる。
商品企画・設計	上流/直接操業	• お客さま・地域コミュニティへのアンケート • 商品企画 • 設計・デザイン	中	商品企画、設計・デザインにより、開発・保有（賃貸）時の自然環境へのインパクトが決まる。
事業推進	上流/直接操業	• 施工管理 • 品質管理 • コスト管理 • 近隣説明会	高	• 開発（施工）において周辺の自然環境にインパクトを与える。 • 建築資材の原材料の調達において自然にインパクトを与える。また、自然資源に依存している。
		• 施工 • 原材料調達	高	
営業	直接操業	• マーケティング • ホームページ、パンフレット作成 • 広告 • 重要事項説明 • 契約	低	ー
保有	直接操業	ー	中	保有（賃貸）物件の存在や汚染物質、廃棄物の発生が周辺の自然環境にインパクトを与える。
売却	下流	ー	低	ー

凡例）関わりの度合い　高…自然環境に大きく依存している、あるいは大きなインパクトを与える可能性がある事業活動
中…自然に一定程度依存している、あるいは一定程度のインパクトを与える可能性がある事業活動
低…自然との関わりがほとんどないと考えられる事業活動
…本分析の評価対象

依存・インパクト関係の分析

本分析の評価対象とした事業活動（「用地・物件取得、資産調達」「商品企画・設計」「事業推進」「保有」）について、自然に対する依存・インパクト評価ツール「ENCORE※1」を用いて、自然への依存※2・インパクト※3関係を分析しました。「ENCORE」は、自然関連リスクへのエクスポージャーを調査し、自然への依存とインパクトを理解するツールとして、TNFDガイダンスや、環境省から推奨されているツールであり、当社グループの不動産セクターの依存・インパクトも把握できることから採用しております。

「事業推進」については、自然との関わり方の観点から、「施工監理、品質管理、コスト管理、近隣説明会」「原材料調達」「施工」の3つに分けて分析を行いました。この内、「原材料調達」に関しては、当社グループにとって重要な原材料である鉄鉱石、砂、石灰石と、木材を対象に分析しました。これらの分析対象については、ENCOREで分類されるSub-industriesとProcessを参照し、自然の依存・インパクト関係を分析しております。

事業活動	ENCOREのSub-industries	ENCOREのProcess
用地・物件の取得 資産調達	Real Estate Development	Real estate activities
商品企画・設計	Construction & Engineering	Infrastructure builds
事業推進（施工監理、品質管理、コスト管理、近隣説明会）	Real Estate Development	Real estate activities
事業推進（原材料調達：鉄鉱石、砂、石灰石）	Diversified Metals & Mining	Mining
事業推進（原材料調達：木材）	Forest Products	Production of forest and wood-based products
事業推進（施工：住宅の建設）	Homebuilding	Construction
事業推進（施工：オフィスビルの建設）	Construction & Engineering	Infrastructure builds
保有（運営・賃貸）	Real Estate Operating Companies	Real estate activities

※1 ENCORE（Exploring Natural Capital Opportunities, Risks and Exposure）は、国連環境計画世界自然保全モニタリングセンター（UNEP-WCSC）等が開発した、自然に対する依存・インパクト評価ツールを指す。潜在的な自然への依存・インパクトのリストやフロー図等を入手することができる。

※2 依存とは、事業活動が依存している生態系を指す。

※3 インパクトとは、事業活動が自然に与える影響を指す。

■当社グループの事業活動と自然の依存・インパクト関係

自然資本への依存/インパクト：非常に大きい　大きい　中程度　非常に小さい

重要な事業活動				依存関係									インパクト関係									
大分類	バリューチェーンの区分	中分類	小分類	供給サービス				調整サービス			文化的サービス	生態系の利用			攪乱	水の使用	GHG排出	汚染物質			固形廃棄物
				地下水	地表水	水流の維持	繊維及びその他原材料	気候調整	洪水と暴風からの防御	土壌侵食防止	感覚的影響の調整	陸域生態系の利用	淡水生態系の利用	海洋生態系の利用				大気汚染物質	土壌汚染物質	水質汚染物質	
用地・物件取得 資産調達	上流	物件調査　不動産鑑定 環境調査　交渉・入札 契約　資金調達	－																		
商品企画・設計	上流/直接操業	お客さま・地域コミュニティへのアンケート 商品企画　設計・デザイン	－																		
事業推進	直接操業	施工監理　品質管理 コスト管理　近隣説明会	－																		
	上流/直接操業	原材料調達	鉄鉱石																		
			砂																		
			石灰石																		
			木材																		
		施工	住宅の建設																		
			オフィスビルの建設																		
保有（運営・賃貸）	直接操業	不動産運営・賃貸	住宅・オフィスビル・フィットネス施設等の運営・賃貸																		

ENCOREによる分析を通じて、当社グループの事業活動の「依存」面については、供給サービスの「地下水」「地表水」等への依存が、「インパクト」面については、「生態系の利用」「攪乱」「水の使用」「GHG排出」「汚染物質」「固形廃棄物」と多岐にわたって影響が確認されました。その中でも特に、「陸域生態系」の利用によるインパクトの影響が大きいという結果となりました。

リスク・機会の特定

上記の依存・インパクトの分析結果、「中程度以上」と評価した依存・インパクトから想定されるリスク・機会の特定を行いました。TNFD提言では、自然関連のリスク・機会について、移行リスク（政策、市場、技術、評判、賠償責任）、物理的リスク（急性、慢性）、機会に分類しています。当社グループは、この分類に従い、リスク・機会を特定しました。

	大分類	小分類	項目	バリューチェーン区分
リスク	移行リスク	政策	・自然保護政策強化による、開発用地減少や、原材料流通量減少による原材料の調達コスト増加	上流
			・自然への負荷の最小化や物件の緑化、自然の保護・復元等に関する法規制の強化による対応コスト増加	直接操業
		市場	・持続可能な原材料（木材等）の需要増加による、原材料価格高騰による、調達コスト増加	上流
			・自然への配慮が不十分な物件の需要減少による売上減少	直接操業
		技術	・自然への影響を抑える建設技術・工法の導入のコスト増加	上流
		評判、賠償責任	・自然に悪影響を及ぼす調達や開発、操業等に対する批判によるレピュテーション低下、賠償発生	上流・直接操業
	物理的リスク	急性	・自然災害の頻発による原材料の調達量減少または調達コスト増加。施工の遅延・中断による建設コスト増加。運営物件での休業による売上減少、復旧コスト増加	上流・直接操業
		慢性	・原材料生産環境の悪化による調達量減少・調達コスト増加	上流
			・自然災害リスクの増大による開発適地減少・工事保険料増加	上流
			・自社及び他の事業者の開発や操業で、周辺地域の自然資本や景観が損失され、資産価値下落	直接操業
			・ヒートアイランド現象の悪化により、空調コスト増加	直接操業
機会	市場		・生物多様性認証取得物件などの自然配慮型物件や、持続可能な建設資材の利用（奥多摩の森で伐採した木材など）を利用した木造建築のニーズ増大による売上増加・資産価値向上	上流・直接操業
	資本フローと資金調達		・自然の保護・再生のための新しい資金調達施策等の活用	上流
	資源効率		・高効率な技術による建設資材使用量や運営コストの削減、サーキュラーエコノミー推進等による産業廃棄物処理費用減少	上流・直接操業
	製品とサービス		・自然資本との調和を目指した、新しい物件・サービスの提供による売上増加・資産価値向上	上流・直接操業
	評判資本		・調達ガイドラインの配布や生物多様性方針の策定など、自然資本に配慮した調達、施工、操業によるレピュテーション向上	上流・直接操業
	自然資本の持続可能な利用		・持続可能な方法で調達・生産された建設資材の利用推進	上流・直接操業
	生態系の保護、復元、利用		・調達地や開発物件・保有物件の周辺で、環境の保護、復元、利用に貢献	上流・直接操業

※ 特定したリスク・機会については、依存・インパクト分析と合わせて、定期的に見直しを図っていくとともに、科学的根拠に基づく気候・自然シナリオを参照し、影響の定性的・定量的分析を行い、また短期・中期・長期などの顕在化する時期の蓋然性を分析するなどの高度化を検討してまいります。

要注意地域との接点の分析

依存・インパクト関係の分析の結果、「陸域生態系の利用」のインパクトが大きいことを踏まえ、「陸域生態系」の要注意地域と当社グループの活動地域の接点を確認しました。具体的には、当社グループの保有・分譲物件（2023年3月期）を対象として、生物多様性リスク評価ツール「IBAT（Integrated Biodiversity Assessment Tool）」を用いて、物件が存在するエリア別に、自然保護地域等※の存在状況を確認しました。

IBATでは、各種の自然保護地域の分布がわかる地図情報を閲覧することができます。IBATを用いて、事業活動を行っている場所と生態学的な要注意地域の位置関係を確認することで、当社グループの事業がどこで、どのような生態系にインパクトを与えている可能性があるかを把握することができます。

今回IBAT上で参照した地図情報は、下表の通りです。（各地図情報の詳細については、注釈の自然保護地域等の説明をご覧ください）

IBAT上で参照した地図情報	本分析における表記
National	国定
World Heritage	世界自然遺産
Ramsar	ラムサール条約湿地
MAB	ユネスコMAB
IUCN management category	IUCNカテゴリー
STAR layers 50 km resolution	STARスコア
Key Biodiversity Areas（KBA）	KBA

当社グループの保有・分譲物件としては、対象保有・分譲物件がリストとして整理されている最新年度であった2023年3月期を対象年度としました。保有物件は2023年3月期時点で当社グループが日本全国に保有していた物件、分譲物件は2023年3月期中に当社グループが日本全国で分譲した物件を指します。合計700件程度（戸建物件を1棟ずつカウントした場合）が該当しました。

IBATを用いた分析の結果、当社グループの物件が存在するエリアにおいて確認された自然保護地域等は、「国定（国立・国定公園等）」や「IUCNカテゴリーⅣ/Ⅴ」、「KBA」が大多数でした。「世界自然遺産」や「IUCNカテゴリー Ia/III」の存在は確認されませんでした。他の自然保護地域等については、当社グループ物件が集中していないエリアにおいて、一部存在が確認されました。（表「当社グループ物件が集中しているエリアにおける、自然保護地域等の存在状況」参照）

当社グループ物件が集中しているエリアでは、「国定（国立・国定公園等）」や「IUCNカテゴリーⅣ/Ⅴ」、「KBA」といった自然保護地域が存在していることが確認されました。表「当社グループ物件が集中しているエリアにおける、自然保護地域等の存在状況」中の10エリアに所在する物件の延床面積の合計は、対象物件の延床面積8割以上を占めています。当社グループは、事業展開の特性上、都心や首都圏において、すでに建物がある地域での開発が多いことから、新たに自然資本を損失する要素は少ないと考えております。

また、重要な自然保護地域に指定される地域の半径数十km圏内に、当社グループの物件の一部が位置していますが、該当する主要物件の開発状況等を確認したところ、自然保護地域の中での活動はありませんでした。また、これらの地域について、現状では追加で開発を行うことも予定しておりません。また、環境アセスメント等の法令対応に加えて、自然保護地域への影響が懸念される活動を行う際には、個別の物件毎に自然との接点について確認しております。

当社グループが開発・保有を行っている物件が集中しているエリアでは、当社グループの事業が自然に影響を及ぼすことも想定されますが、同時に、当社グループが自然の保護・復元等に向けて取り組みを行うことでの好循環を期待することができます。これらのエリアにおいて、当社グループが取り組みを行った場合の効果測定や、新たな機会創出の可能性の検討も進めております。

なお、今回は最もインパクトが大きい陸域生態系に着目して要注意地域との接点の分析を行いました。当社グループでは、淡水や海域に接している物件の開発・保有も行っており、淡水生態系・海域生態系へのインパクトも大きいと認識しているため、今後は、淡水生態系・海域生態系の要注意地域との接点の分析も行うことを検討しています。

※ 対象とした自然保護地域等の説明は以下の通り。

自然保護地域等	概要
国定	国立・国定公園など、法律に基づき一定の開発・捕獲規制等などの行為が制限されている保護地域等。
世界自然遺産	ユネスコの世界自然遺産に登録され、国が適切に保護・管理している地域。
ラムサール条約湿地	ラムサール条約締結国が、条約事務局が管理する「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に掲載した湿地。
ユネスコMAB（UNESCO's Man and the Biosphere）	ユネスコ「人間と生物圏計画」に基づき各国政府が設定している、豊かな生態系を有し、地域の自然資源を活用した持続可能な経済活動を進めるモデル地域。
IUCNカテゴリー	国際自然保護連合（IUCN）が整備している保護地域カテゴリー。数字が小さいほど厳重に保護されている。 ＜Ia：厳正保護地域＞ その特性は人間の関与なしで形成され、何等かの人的活動の影響を受ければ、劣化・崩壊する。当該地域にいるべき在来種がすべて生息し、あるべき生態系がすべて存在している。ほとんどが手つかずで、完全な生態系過程を有する。 ＜Ib：厳正自然地域＞ 原生に近い自然を有し、原生生態系が高い比率で保たれており、完全な状態である。在来の動植物相がほぼ/全く欠けることなく存在している。生物多様性、生態学的過程、生態系サービスを保全するのに十分な面積である。 ＜II：国立公園＞ 生物多様性の組成、構造、機能は「自然」の状態に非常に近い。生態学的機能・作用を維持できる十分な面積と生態学的良質さを備えている。 ＜III：天然記念物＞ 通常小面積で、広大な生態系ではなく、1つもしくは複数の傑出した自然的特徴と関連する生態学的環境。「自然的」という表現は、全く自然のものと人間の影響を受けたものを指す。 ＜IV：種と生息地管理地域＞ 世界、国、地方レベルで重要とされる植物種や動物種、生息地。規模は様々だが、比較的小さいものが多い。 ＜V：景観保護地域＞ 人間の自然の長年にわたる相互作用により、生態学的、生物学的、文化的、景観的価値を備えるようになった地域。人間と自然の均衡のとれた相互作用は損なわれていない状態。 ＜VI：自然資源の持続可能な利用を伴う保護地域＞ 熱帯雨林、砂漠、湿地、沿岸、公海、寒帯林などの広大な自然地域。そのほとんどが自然の状態。
STARスコア	国際自然保護連合（IUCN）は、絶滅のおそれのある野生生物種をまとめたレッドリストを策定している。 本分析では、50km四方のメッシュエリア別に、そのメッシュエリアでの取組が世界全体の種の絶滅リスク軽減に与える影響度を表現したSTAR（Species Threat Abatement and Recovery：種の脅威の軽減と回復の指標）スコアにより、レッドリストの種に関するリスクを確認した。 STARスコアは、レッドリスト種と分布・希少性の重みづけ×人間活動による影響を掛け合わせて計算されている。 各メッシュエリアは、スコアに応じて、Very Low～ Very Highの6カテゴリーに分類されている。
KBA	Key Biodiversity Areaの略で、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域。 鳥類の保全を行っているバードライフ・インターナショナルが設定したIBA（Important Bird Area）、植物についての重要地域であるIPA（Important Plant Area）、分布が1か所に限られる絶滅危惧種が生息している地域であるAZE（Alliance for Zero Extinction）、既存の保護地域などに含まれない地域を整理したもの。

参考文献：
環境省「生物多様性　17 保護地域の指定状況」
環境省「日本の世界自然遺産」
環境省「ラムサール条約と条約湿地」
文部科学省「生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）」
東広之（2019）「保護地域とはどのような地域か：IUCN 保護地域管理カテゴリーの概説」
IBAT “Species Threat Abatement and Restoration Metric（STAR）”
IBAT “Species Threat Abatement and Restoration（STAR）data layer Business User Guidance”
コンサベーション・インターナショナル・ジャパン「KBAとは？」

■当社グループ物件が集中しているエリアにおける、自然保護地域等の存在状況

…自然保護地域等の存在が確認されたエリア

拠点エリア				自然保護地域等の種別												
				国定	世界自然遺産	ラムサール条約湿地	ユネスコMAB	IUCNカテゴリー							STARスコア>100	KBA
地方	都道府県	エリア名	総延床面積					Ia	Ib	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ		
関東	東京都	23区南西部	約86万m²	■								■				■
関東	神奈川県	横浜・川崎	約73万m²	■								■				
関西	大阪府	大阪市	約34万m²	■								■				■
関東	埼玉県	南中部	約26万m²	■								■	■			
関東	東京都	23区北西部	約18万m²	■								■				
関東	千葉県	東葛飾	約17万m²	■								■	■			■
関東	東京都	23区東部	約12万m²	■								■				■
関東	東京都	東京都下北部	約12万m²	■								■	■			■
関東	東京都	東京都下南部	約10万m²	■								■	■			■
関西	大阪府	北大阪	約10万m²	■								■	■			

表中の各エリアに含まれる市区町村は、以下の通り

東京都

23区南西部……港区、渋谷区、世田谷区、千代田区、大田区、中央区、品川区、目黒区
23区北西部……新宿区、杉並区、中野区、板橋区、文京区、豊島区、北区、練馬区
23区東部……葛飾区、江戸川区、江東区、荒川区、足立区、台東区、墨田区
東京都下北部…国分寺市、国立市、三鷹市、小金井市、小平市、西東京市、調布市、府中市、武蔵野市、立川市
東京都下南部…稲城市、多摩市、町田市、日野市、八王子市

神奈川県

横浜・川崎…横浜市、川崎市

埼玉県

南中部…さいたま市、志木市、所沢市、上尾市、川越市、川口市、朝霞市

千葉県

東葛飾…浦安市、市川市、習志野市、松戸市、船橋市、柏市、八千代市、流山市

大阪府

大阪市…大阪市
北大阪…茨木市、高槻市、豊中市

なお、「生態系の十全性が急速に低下している地域」、「物理的水リスクが高い地域」、「地域社会とステークホルダーへの便益を含む、生態系サービスの提供にとって重要な地域」に関しても分析することを検討してまいります。

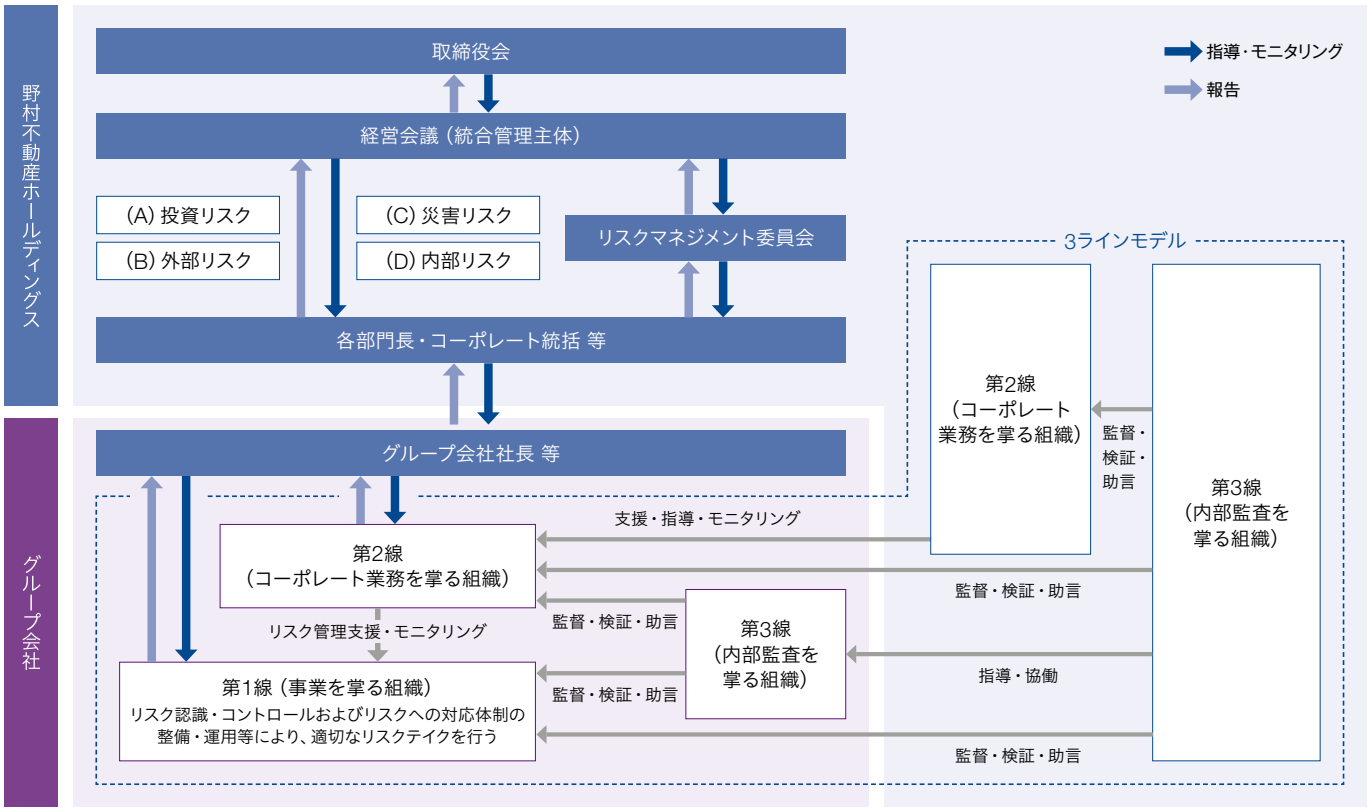
リスクとインパクトの管理

当社グループでは、グループ経営に関する様々なリスクの審議を行うため、経営会議をリスクの統合管理主体として定め、主要なリスクの状況について定期的にモニタリング、評価及び分析を行い、各部門及びグループ各社に対して必要な指導及び助言を行うとともに、その内容を定期的に取締役会に報告を行う体制としています。「A：投資リスク」、「B：外部リスク」については、統合管理主体である経営会議が直接モニタリング等を行い、「C：災害リスク」及び「D：内部リスク」については、経営会議の下部組織として設置している「リスクマネジメント委員会」が定期的なモニタリング、評価及び分析を行うとともに、発生前の予防、発生時対応、発生後の再発防止等についての対応策の基本方針を審議しております。

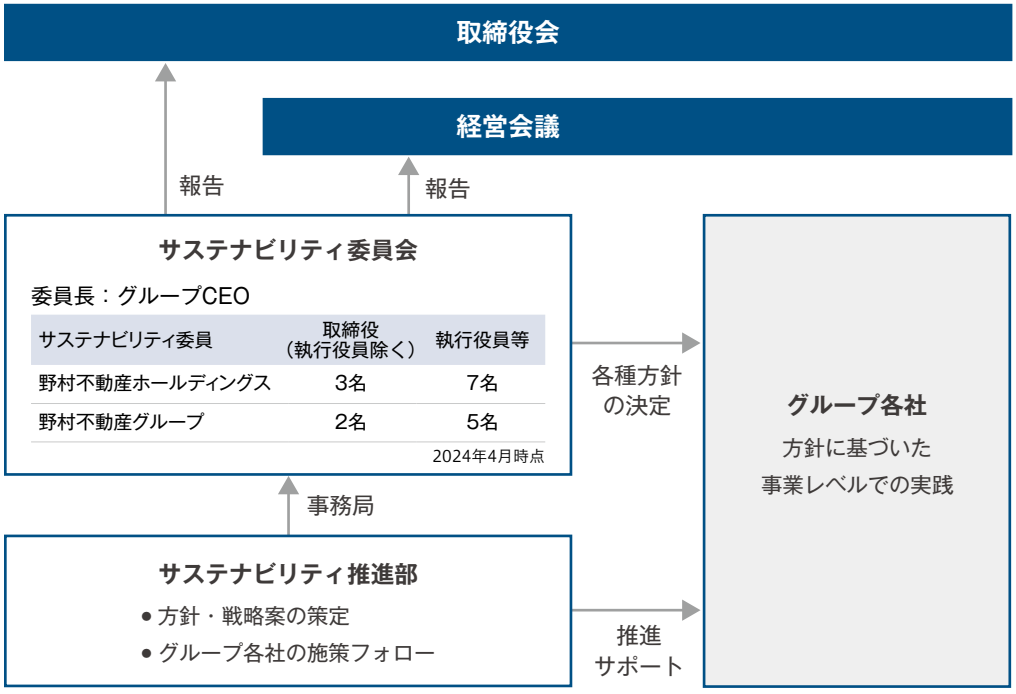
自然・生物多様性を含むサステナビリティ関連の機会とリスクとそのインパクトに関しても、サステナビリティ委員会で都度検討され、当社グループ全体に影響が大きい事項については、内容に応じて、取締役会・経営会議・リスクマネジメント委員会に適宜報告・審議される体制となっております。また、サステナビリティ委員会は、サステナビリティ推進に関する方針・計画策定及び実績管理、グループ社員への理解浸透・各種情報開示等に関する事項、並びにグループ全体としての方針・目標等について審議、施策の優先順位の検討など、グループ経営に関する様々な課題におけるサステナビリティ関連のリスク・機会の統合的管理と、サステナビリティ関連のリスク・機会の個別管理にも関与する体制となっております。

リスクカテゴリ		定義
A	投資リスク	個別の投資（不動産投資・戦略投資（M&A）等）に関するリスク
B	外部リスク	事業に影響を及ぼす外的要因に関するリスク
C	災害リスク	顧客および事業継続等に大きな影響を与える災害に起因するリスク
D	内部リスク	当社およびグループ各社で発生するオペレーショナルなリスク

リスク管理体制



サステナビリティマネジメント



リスクマネジメント
サステナビリティマネジメント

測定指標とターゲット

当社グループでは、生物多様性や自然資本の損失の回避、状態の維持・回復・改善を目的とした当社グループ独自のKPI・測定指標とターゲットを設定しています。

2030年までの重点課題（マテリアリティ）の計測指標（KPI）及びその他測定指標

	測定指標	ターゲット	事績・進捗	参照	バリューチェーン区分	TNFD測定指標番号	
						中核	追加
KPI	CO_2排出量（Scope1・2）	60%削減	▲34.7%（2023年3月期）	CO_2排出量の削減	直接操業上流	該当番号なし	—
KPI	廃棄物量削減と廃棄物再利用率向上：産業廃棄物量削減率	20%※	集計段階	廃棄物排出量削減	直接操業		A2.1※
測定指標	排水量（下水）	—	1,701千m^3（2023年3月期）	その他実績データ(長寿命・高耐久化の商品・サービスの提供)	直接操業	C2.1	—
測定指標	水消費量（千m^3）	—	339千m^3（2023年3月期）	その他実績データ(長寿命・高耐久化の商品・サービスの提供)	直接操業		A3.0

※ 2023年9月発行の自然関連財務情報開示タスクフォースの提言の別紙2「TNFDのグローバル追加開示指標」の測定指標番号に関連する、当社グループのKPIを示しております。

その他のTNFD開示指標に該当しない指標については、生物多様性ページをご覧ください。

なお、当社グループでは、昆明・モントリオール生物多様性枠組のターゲット、パリ協定、SDGs目標、プラネタリーバウンダリー等の参考に、自然・生物多様性に関連する測定指標とターゲットの検討を継続的に行っております。TNFD開示指標に該当する測定指標とターゲットを新たに設定した際には、開示を随時更新してまいります。

現在の取り組みと今後の方針

生物多様性方針の策定

当社グループでは、2024年4月、生物多様性や自然に関連する課題に対して、事業活動を通じて当社グループ全体で取り組むために、「野村不動産グループ生物多様性方針」を策定しました。同方針では、国際目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に賛同し、2030 年までに生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の達成に向けた行動を促進すること、並びに事業活動が及ぼす生物多様性へのネガティブな影響に対しては、回避・低減・代償の優先順位で対策を実施する「ミティゲーション・ヒエラルキー（緩和階層）」の原則を適用することを示しております。また、当社グループの主要事業エリアをもとに重点エリアを定め、重点エリアにおける森、川、街、海等の生態系の健全性と、人々の Well-being を統合的に向上させる「ランドスケープアプローチ※1」による社会課題の解決を目指します。また、NbS（nature-based solutions）を最大限活用し、ビジネスを通したネイチャーポジティブへの取り組みを推進していくことを掲げております。

「森を、つなぐ」東京プロジェクトでの挑戦

「ランドスケープアプローチ」による課題解決の具体的な取り組みとして、当社グループは、主要事業エリアである東京において、自然と都市の共生を目指す、「森を、つなぐ」東京プロジェクトを始動しました。当社グループが奥多摩町内に保有する「つなぐ森」は、多様な生物の生息や、生態系管理等が評価され、「自然共生サイト※2」にも認定されました。生態系及び重要種の保全に向けた取り組みを推進する他、生態系サービスの提供等によるネイチャーポジティブへの貢献を通じ、他の事業地域にも展開可能なモデルケース化に挑戦しております。

奥多摩を源流とする多摩川は、東京都下北部、東京都下南部、23区南西部等を経て、東京湾に流れ込みます。多摩川流域周辺には、当社グループの主要事業エリアがあり、また、当社の主要事業拠点である新宿・芝浦もその周辺に所在しています。

今後、芝浦周辺の港湾部・運河地帯では、景観の観点から水域の環境に依存しているとともに、排水等により水域の生態系に影響を及ぼしていると考えられることから、こうした影響を及ぼさない各種取り組みの検討を進めております。

また、当社グループはマテリアリティ策定のプロセスにおいて、ステークホルダーにとっての重要な要素も抽出しております。サステナビリティ専門家、機関投資家、取引先、お客さまなどに対して、当社グループに期待すること、当社グループが対応すべき社会課題という視点で、当社グループにとっての重要な要素として抽出した12の項目に対するスコアリング評価を依頼し、意見を収集しております。こうしたステークホルダーとの対話のプロセスにおいて、頂いたご意見である「生態系への配慮や持続可能性の高い素材選定に期待」に対応すべく、「生物多様性認証の取得」・「国産・認証木材使用の促進」の対応を進めております。

その他の取り組みは、生物多様性ページをご覧ください。

※1 流域の広がりや生態系のつながりを考慮し、事業を展開するエリアだけでなく広域地域や国家レベルでの保全に多様な関係者を巻き込んで取り組むこと

※2 環境省が、民間との取り組み等により生物多様性の保全が図られている区域を認定する制度

環　境

Environment

環境（気候変動と自然環境）

- ガバナンス →
- 戦略 →
- リスク管理 →
- 指標と目標 →

環境マネジメント

- ガバナンス →
- リスク管理 →
- 指標と目標 →
- 取り組み →

脱炭素

- ガバナンス →
- 戦略 →
- リスク管理 →
- 指標と目標 →
- 取り組み →

生物多様性

- ガバナンス →
- 戦略 →
- シナリオ分析 →
- 指標と目標 →
- 取り組み →

サーキュラーデザイン

- 考え方・方針 →
- マネジメント →
- 指標と目標 →
- 取り組み →

環境汚染物質・水資源への対応

- ガバナンス →
- リスク管理 →
- 指標と目標 →
- 取り組み →

環境（気候変動と自然環境）

ガバナンス ↓ 戦略 ↓ リスク管理 ↓ 指標と目標 ↓

ガバナンス

サステナビリティ委員会は、サステナビリティのグループ全体の環境に関する方針や活動計画を審議し、決定しています。重要課題である脱炭素、生物多様性、サーキュラーデザインに関する目標を設定し、進捗状況のモニタリングを行っています。同委員会は、野村不動産ホールディングスおよびグループ会社の取締役などで構成されており、野村不動産ホールディングス代表取締役社長（兼グループCEO）が委員長として責任者を務めます。サステナビリティ関連の活動は取締役会・経営会議からの指示・監督の元に、主体的に実行され、定期報告を通じて監督される体制となっています。

また、同委員会の下部組織として、環境分科会（責任者：品質管理・建築統括役員他）を設置しています。なお、2019年5月には国連グローバル・コンパクトに署名しており、同イニシアチブの原則に基づき、気候変動の緩和など環境問題に対して予防原則的アプローチを支持し、積極的に環境問題に対する責任を果たしていきます。

サステナビリティ推進体制

環境分科会

主に野村不動産の建築、商品企画関連部署、野村不動産パートナーズの環境技術関連部署、サステナビリティ推進部のメンバーで構成され、年3回以上開催されます。本分科会は、サステナビリティ委員会での審議等を踏まえ、環境分野の方針・活動内容等の策定・実績管理等の機能を保持しており、検討結果はサステナビリティ委員会を通じて取締役会に報告されます。

2026年3月期（計3回開催）	サステナビリティ戦略 「森を、つなぐ」東京プロジェクトの推進 木材調達ガイドラインの策定

戦略

不動産開発と不動産関連サービスの連携による街づくりや商品・サービスを通じて、世界共通のテーマである気候変動課題に対してCO_2排出総量削減に寄与するものとして、「脱炭素」「生物多様性」「サーキュラーデザイン」の3つの重点課題（マテリアリティ）を特定し、全社的な取り組みを推進していきます。
また、これまで当社グループは、SBT認定の取得、TCFDの賛同、TNFDへの賛同、RE100への加盟など、国際的なイニシアチブへの参加を進めており、今後もこうした参加を通じて積極的に役割を果たしていきます。

リスク管理

マテリアリティごとのリスク管理

脱炭素におけるリスク管理

- シナリオ分析
- 課題解決に向けた重要テーマ
- 気候変動に関連するイニシアチブへの参加
- 脱炭素に向けた事業戦略

生物多様性におけるリスク管理

・事業ごとのリスク評価
・生物多様性認証の取得
・周辺環境への配慮

指標と目標

計測指標

・CO_2のScope1,2排出量60%削減、Scope3排出量50%削減（2020年3月期比）
・新築物件における省エネルギー性能指標 ZEH/ZEB oriented水準を確保
・木質化建物の開発：炭素貯蔵量10,000t-CO_2/年
・生物多様性に関する認証取得
・建物の長寿命化への取り組み：自社基準実施率100%
・廃棄物量削減と廃棄物再利用率向上：産業廃棄物量削減率20%

目標

気候変動と自然環境		国際的な喫緊課題であるCO_2排出量削減への貢献と、CO_2削減に寄与する生物多様性保全、循環型社会の実現
	脱炭素	「省エネルギー」「事業の低炭素化」「再生可能エネルギー転換」への取り組み 〈目標:2020年3月期比で2030年までScope1,2排出量60%削減、Scope3排出量50%削減〉
	生物多様性	国内の森林循環の回復を通し、多様な生物が生息できる都市緑地化や森林保全による、CO_2吸収や自然環境への貢献
	サーキュラーデザイン	建物長寿命化、再資源化、シェアリングなどを取り入れた街づくりやサービスの提供を通じた脱炭素社会、循環型経済への貢献

環境マネジメント

ガバナンス ↓ リスク管理 ↓ 指標と目標 ↓ 取り組み ↓

ガバナンス

ガバナンス（環境） →

リスク管理

社会・環境に関するリスク管理

指標と目標

目標・KPIと実績データ

項目	2030年目標	単位	2023年3月期実績	2024年3月期実績	2025年3月期実績	2026年3月期実績
毎年の新規に開発する固定資産・収益不動産（賃貸住宅除く）における環境認証（DBJ Green Building※1、LEED※2、CASBEE※3、BELS※4など）取得率	100	%	100	100	100	100 （申請中含む）
野村不動産マスターファンド投資法人（NMF）保有物件のグリーン認証（3★相当以上）取得割合※5、6	70.0	%	58.5	56.4	65.4	65.7

※1 環境・社会への貢献がなされた不動産の普及を目的として、日本政策投資銀行が運営する認証制度
※2 米国グリーンビルディング協会（USGBC）が開発・運用している、環境に配慮した建物に与えられる認証システム
※3 建築物の環境性能を総合的に評価するシステム。一般財団法人建築環境・省エネルギー機構（IBEC）などによる認証制度と自治体独自の評価制度がある
※4 国土交通省が制定した建築物省エネルギー性能表示制度。建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する
※5 各年度のグリーン認証割合（底地物件を除く保有物件の延床面積をベース）は、翌年度8月31日時点の数値を記載しています。また、同法人では環境パフォーマンスの目標（KPI）として、保有物件のグリーン認証（3★相当以上）取得割合を2030年度までに70%まで向上させることを目指しております。なお、グリーン認証（3★相当以上）とは、DBJ Green Building認証3★以上又はBELS認証3★以上又はCASBEE不動産B+以上をいいます。
※6 NMF保有物件のグリーン認証（3★相当以上）取得割合の対象範囲は、https://www.nre-mf.co.jp/ja/esg/environmental/environmental-performance.html をご覧ください。

その他実績データ

項目	単位	2023年3月期実績	2024年3月期実績	2025年3月期実績	2026年3月期実績
ISO14001認証取得率※1	%	22.1	22.7	20.2	25.7
エネルギー性能に関する認証取得数	件	14	19	7	11
環境コンプライアンス（環境に関する重大な法令違反など（汚染・水利用含む）・外部からの告発）	件	0	0	0	0

項目	2025年3月期実績	
2026年3月期のDBJ Green Building認証取得物件一覧（申請中含む）	【オフィスビル】	PMOEX本町 PMO市ヶ谷 H^{1}O赤坂（申請中） H^{1}O浜松町（申請中） PMO梅田（申請中） PMO目黒 H^{1}O博多駅前
	【物流施設】	LPつくばみらい LP東海大府 LP仙台岩沼 LP野田
2026年3月期のBELS（建築物省エネルギー性能表示制度）	PMOEX本町 PMO市ヶ谷 H^{1}O赤坂 H^{1}O浜松町 PMO梅田 PMO目黒 H^{1}O博多駅前 LPつくばみらい LP東海大府 LP仙台岩沼 LP野田	

※1 当社グループの各年度末時点の賃貸可能床面積を分母とし、横浜ビジネスパークの対象事業所の床面積を分子としております。認証取得日：2004年3月5日（JQA-EM3815）
認証機関：一般財団法人　日本品質保証機構　　登録活動範囲：建物総合管理サービス（設備管理・清掃・警備）の企画及び提供

ESGデータ集（環境）

取り組み

環境マネジメントシステム

当社グループは、国際的に認められた環境マネジメントシステム（EMS）を活用し、環境の取り組みを高度化しています。
野村不動産パートナーズの横浜事業部　横浜ビジネスパーク統括事業所（A1・A2・A3・C1・C2・C3棟）は、環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO14001」の認証を取得し、廃棄物の減量化および資源リサイクル、省エネルギー対策などを行っています。認証取得している事業所においては、年に1回の内部監査および外部認証機関の審査を実施し、EMSの適合状況、環境法令の遵守状況、環境汚染対策の有効性などを確保しています。

野村不動産マスターファンド投資法人、野村不動産プライベート投資法人では、環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム（EMS）である「エコアクション21」の認証・登録し、環境経営に取り組んでいます。









サプライチェーンにおける環境マネジメント

サプライチェーンマネジメント

開発物件における環境性能評価

当社グループは、住宅事業における分譲マンション「プラウド」の開発にあたり、事業推進担当者に「環境&商品計画シート」の提出を義務付け、住宅の環境性能および品質の向上を図っています。また、都市開発事業におけるオフィスビル、商業施設、物流施設の開発にあたり、事業推進担当者に「サステナビリティ評価シート」の提出を義務付け、各開発案件の環境性能および品質の定量化を図っています。

【環境&商品計画シート（抜粋）】

・UA値※1、BEI値※2の記載
・環境認証取得有無、省エネ設備、創エネ設備の記載
・「安心・安全」「環境」「コミュニティ」「健康・快適」を網羅
・コミュニティデザイン・ユニバーサルデザインの推進

※1 UA値：コンクリート、断熱材、サッシ等の断熱性能
※2 BEI値：外皮性能に加え、暖冷房や給湯など設備機器も含めた、建物全体の省エネルギー性能

グリーンリース条項の導入

当社グループでは保有資産の賃貸借契約の一部にグリーンリース条項を導入しており、不動産の省エネなど環境負荷を低減する取組みを自主的に取り決め、ビルオーナー・テナント双方が水光熱費削減等の恩恵を受ける関係を構築しながら、施設の環境負荷低減の取り組みや環境関連の法令対応などを積極的に推進しています。

※ グリーンリース条項例
・環境認証取得のための環境パフォーマンス向上に対する協力（節電、節水、廃棄物の分別及び削減）
・エネルギー消費量及び廃棄物排出量等のデータ共有及び建物性能の維持・向上のための協議

※ グリーンリース具体例
保有物件にて実施する省エネ改修投資（照明LED化工事等）に対する費用のをテナントとの分担するグリーンリースを導入
・野村不動産四ツ橋ビル
・SORA新大阪21
・相模原田名ロジスティクスセンター

気候変動への対応

設計・施工段階における環境対応

当社グループは、分譲住宅・賃貸オフィスなどの設計・施工段階において、環境性能の仕様についても定めた「設計基準」「品質マニュアル」に基づき、環境対応を行っています。

環境教育

環境・サステナビリティ教育に関する研修プログラムは、階層別研修の一つとして毎年全社員に対して実施しているほか、社内報や自社サイトなどに環境課題に関する取り組みを掲載することで、社員の環境に対する意識啓発に取り組んでいます。また、グループ各社の建築・商品設計・技術担当者などで構成する環境分科会において、環境課題、最新の環境関連技術の共有などを実施しています。

担当役員	野村不動産ホールディングス レジデンシャル事業本部、アコモデーション事業本部、インフラ・インダストリー事業本部、オフィス・商業事業本部、芝浦まちづくり事業本部、海外事業本部、品質管理・技術統括役員 他
担当部店	野村不動産 商品戦略部、品質管理部、技術管理部、建築部 野村不動産パートナーズ 環境技術部、経営企画部
事務局	野村不動産ホールディングス サステナビリティ推進部

環境コンプライアンス

当社グループでは、2026年3月期、商品・サービスに関わる製造過程・販売・管理のすべてにおいて、環境に関する重大な法令違反など（汚染・水利用含む）はありませんでした。

化学物質の適正管理と使用量削減

当社グループは、分譲住宅やオフィスビル・商業施設などの開発に際し、「設計基準」「品質マニュアル」に基づき、ホルムアルデヒド放散等級　F☆☆☆☆（フォースター：最上位規格）の建材を使用しています。
また、施工会社に「品質管理チェックシート」の提出を義務付け、さらに、竣工時に「住宅の品質確保の促進等に関する法律」において特定測定物質に指定されている5物質（ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン）の測定を実施し、適切な品質管理を行っています。

アスベストの適正措置と継続監視

当社グループは、解体工事に伴い発生する有害化学物質のアスベスト（石綿）に関して、囲い込みなどの適正措置、もしくは第三者機関による濃度測定や吹き付け状況調査を定期的に実施し、問題がないことを継続的に監視しています。

脱炭素

ガバナンス ↓ 戦略 ↓ リスク管理 ↓ 指標と目標 ↓ 取り組み ↓

ガバナンス

ガバナンス（環境） →

役員報酬との連動

戦略

背景・ねらい

・2050年に向けた世界共通課題であり、不動産業界は課題解決に貢献する業界として期待されている
・当社グループの事業は、天然資源やエネルギーを多く利用しており、環境問題は事業継続に影響する
・環境問題は、当社グループの事業だけでなく、ステークホルダーの生活や事業にも影響する大きな課題
・気候変動課題解決のため、当社グループの開発建物における「省エネルギー」「事業の低炭素化」「再生可能エネルギー転換」の推進によるCO_2総排出量の削減を目指す

リスク	機会
・当社グループの事業は、天然資源やエネルギーを多く利用しており、環境問題は事業継続に影響する ・気候変動は、当社グループの事業だけでなく、ステークホルダーの生活や事業にも影響する大きな課題	不動産開発と不動産関連サービスの連携により、街づくりや商品・サービスを通じて、世界共通のテーマである気候変動課題の解決に貢献できる

各シナリオにおいて想定される世界像

ビジネスモデルやバリューチェーンへの影響

当社グループでは、主にレジデンシャル部門、アコモデーション部門、オフィス・商業部門、芝浦まちづくり部門、インフラ・インダストリー部門、海外部門においてはデベロップメント事業を展開しており、上流の「原材料」から、下流の「製品の使用」に至るまで、様々な形でCO_2を排出しています。その中で、上流過程においては施工業者と共に低炭素素材の開発・導入を進めること、また、下流過程においては省エネ機器の導入を進めることが、サプライチェーン全体でのCO_2削減に寄与すると考えており、「事業の低炭素化」「省エネ」を推進しています。また、運営中の物件においても「再エネ」を積極的に導入しており、ビジネスモデルでの各シーンにおいて、積極的に脱炭素に取り組んでいます。

財務面への影響

TCFDへの対応

リスク管理

社会・環境に関するリスク管理

シナリオ分析

課題解決に向けた重要テーマ

・省エネルギー（自社分、顧客工程）
・事業の低炭素化（商品を低炭素化）
・再生可能エネルギー転換（自社ビル、商品の再エネ化）

気候変動に関連するイニシアチブへの参加

当社グループは、関連する国際的なイニシアチブや、業界団体における枠組みに参加し、気候変動への対応に積極的に取り組んでいます。

RE100に加盟

野村不動産ホールディングスは、2022年1月、事業活動で使用する電力を100%再生可能エネルギー由来の電力で調達することを目標とする国際的イニシアチブRE100に加盟しました。

SBT（Science Based Targets）認定取得

野村不動産ホールディングスは、2020年11月24日、CO_2排出量削減目標に関し、国際的イニシアチブSBT（Science Based Targets）認定を取得しました。

TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に賛同

野村不動産ホールディングスおよび野村不動産投資顧問は、気候変動は事業継続に大きな影響を及ぼす重要な経営課題であると認識しており、さらに取り組みを推進するためTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）への賛同を表明しました。

TCFDへの対応

国連グローバル・コンパクト

当社グループは、国連グローバル・コンパクトに2019年5月に署名しました。同イニシアチブの原則に基づき、気候変動の緩和などの環境課題に対して予防原則的アプローチを支持し、当社グループ一丸となり積極的に環境課題に対し責任を果たしていきます。

不動産協会「不動産業における環境自主行動計画」の支持

当社グループは、会員である一般社団法人不動産協会の定める環境自主行動計画に従い、不動産業における各事業活動に対して、エネルギー消費量の削減、エネルギー自立性の向上、廃棄物の削減、生物多様性の保全などに関する環境目標を支持し、求められる法令の基準以上のCO_2排出量の削減に取り組むことにより、気候変動への対策を推進していきます。

※一般社団法人不動産協会会員：野村不動産株式会社、野村不動産ソリューションズ株式会社

脱炭素に向けた事業戦略

当社グループは、Scope1・2・3削減目標達成に向け、「省エネルギー」「事業の低炭素化」「再生可能エネルギー転換」の3つの方策を促進しています。

当社グループのCO_2排出量削減に向けた取り組み

	削減に向けた対応策
自社における排出（Scope1・2）	非化石証書付き電力の導入、保有資産の再生可能エネルギー導入、自家発電等の再生可能エネルギー事業の導入、検討
生産・施工段階における排出（Scope3、カテゴリー 1）	建築資材として低炭素素材である木材の活用など
お客さま先における排出（Scope3、カテゴリー 11）	2030年3月期までの新築物件における省エネルギー性能達成基準の設定（省エネルギー性能（BEI）指標に基づく） 当社グループは、Scope3のカテゴリー 11（販売した製品の使用）におけるGHG排出量が大きいため、住宅の省エネルギー化を進めることで環境負荷低減に寄与できると考えています。

指標と目標

目標・KPIと実績データ

項目	対象	目標数値	単位	2023年3月期実績	2024年3月期実績	2025年3月期実績	2026年3月期実績
【長期】 2050年まで カーボンニュートラルの実現	グループ全体の Scope1・2・3※1	0	千t-CO_2	2,173	2,168	2,133	2,739
CO_2排出量総量削減量（旧基準）							
【中期】 2031年3月期まで 総量削減率（2020年3月期比） （2020年11月SBT認定取得済）	KPI グループ全体の Scope1・2・3 （カテゴリー 1・11）※2	35	%	Scope1・2 ▲34.7 Scope3 ▲41.1	Scope1・2 ▲49.7 Scope3 ▲35.0	—	—
CO_2排出量総量削減率（新基準）							
【中期】 2031年3月期まで 総量削減率（2020年3月期比） （2025年4月SBT認定取得済）	KPI グループ全体の Scope1,2	60	%	—	▲37.4	▲21.4	▲21.6
	KPI グループ全体の Scope3 （カテゴリ1・11・13）※3	50		—	▲38.5	▲51.4	▲21.5
再生可能エネルギーの導入							
【中長期】 2051年3月期まで 再生可能エネルギー由来の電力の使用（2022年1月RE100加盟済）	グループ全体	100	%	—	—	—	—
【短期】 2024年3月期まで 再生可能エネルギー由来の電力の使用※4	野村不動産が保有する国内すべての賃貸資産				100	2024年3月期にて達成済	2024年3月期にて達成済
KPI 新築物件における省エネルギー性能指標 ZEH/ZEB oriented水準を確保（BEI値の達成）※5		水準確保	—	—	達成	達成	達成

野村不動産グループは、上記に記載するCO_2排出量総量削減率目標において、2020年11月にSBT認証を取得しています。なお野村不動産グループでは2024年11月、新たに1.5℃シナリオに基づく削減目標を設定しており、SBT認定を取得しました。

＜新削減目標：CO_2のScope1・2排出量60%削減、Scope3排出量50%削減（2020年3月期比）＞

ニュースリリース

※1 2025年3月期、一部年度におけるGHG排出量算定方法について、以下の変更を行っております。
- Scope3カテゴリー 11の活動量となる当社販売物件の耐用年数を60年から50年に変更したことに伴う活動量および排出原単位の変更
- Scope2のうち、当社物件テナントが使用する電力量をScope3 カテゴリー 13に振り替えた上でのGHG排出量を算定
- 当社の排出量（Scope1・2）のバウンダリのうち、延べ床面積が150坪（約496㎡）以下となる当社保有物件を集計対象から除外。

なお、基準の見直し前を「旧基準」、見直し後を「新基準」といたします。2025年6月25日に提出した当社第21期有価証券報告書のGHG排出量（Scope1・2）および（Scope3）は「旧基準」となります。

※2※3 Scope1：燃料の燃焼などの直接排出量 Scope2：自社で購入した電気・熱の使用に伴う間接排出 Scope3：Scope1・2以外の間接排出量。基準年としている2020年3月期の排出量は、3,269千t-CO_2。
- 旧基準で基準年としている2020年3月期の排出量は、Scope1　23,627t-CO_2、Scope2　126,960t-CO_2　Scope3(カテゴリー 1-15)　3,367,714t-CO_2
- 旧基準における、Scope3については、カテゴリー 1（建物の建設時等）およびカテゴリー 11（販売した商品の使用時）を対象としており、2020年3月期実績で、Scope3の約92.17%をカバーしています。Scope3(カテゴリー 1・11合計)　3,172,710t-CO_2
- 新基準で基準年としている2020年3月期の排出量は、Scope1　23,476t-CO_2、Scope2　59,451t-CO_2　Scope3(カテゴリー 1-15)　3,186,245t-CO_2
- 新基準におけるScope3については、カテゴリー 1（建物の建設時等）およびカテゴリー 11（販売した商品の使用時）およびカテゴリー 13(リース資産(下流))を対象としており、2020年3月期で、Scope3の約94.84%をカバーしています。Scope3(カテゴリー 1・11・13合計)　3,021,677t-CO_2

※4 野村不動産が電力会社と直接電力契約を実施する賃貸資産（テナント使用分含む）、野村不動産が他者と区分・共有して保有する資産、売却・解体対象資産および一部賃貸住宅の共用部は除く。

※5 2030年までにZEH/ZEB oriented水準を確保するために、単年度ごとに達成すべきBEI値※を設定。同値の達成度を計測。

※ BEI値：Building Energy-efficiency Indexの略。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）の省エネ基準に基づく、建築物の省エネルギー性能を評価する指標。建築物の一次エネルギー消費量の水準を示す。

2030年までの重点課題（マテリアリティ）に関する計測指標（KPI）

その他実績データ

項目			単位	2023年3月期 実績 (旧基準)	2024年3月期 実績 (新基準)	2025年3月期 実績 (新基準)	2026年3月期 実績 (新基準)
Scope1排出量			千t-CO_2	23	24	27	26
Scope2排出量				74	27	38	38
Scope1・2排出量				98	51	65	65
Scope1・2原単位 (CO_2排出量/Scope1・2用途別延床面積)			kg-CO_2/m^2	47.9	28.0	29.0	31.6
Scope1・2用途別延床面積(施設数)	対象施設数	全体	棟	181	147	168	178
		オフィス		97	84	81	84
		商業施設		20	16	15	18
		ホテル		10	10	34	30
		物流施設		1	1	1	3
		熱供給		1	1	1	1
		その他		52	35	36	42
	延床面積	全体	m^2	2,051,858	1,848,798	2,244,707	2,088,299
		オフィス		1,329,031	1,194,319	1,227,093	1,133,710
		商業施設		478,423	417,095	684,510	695,624
		ホテル		47,254	47,254	140,029	38,205
		物流施設		49,547	49,547	49,547	87,317
		熱供給		3,758	3,758	3,758	3,704
		その他		143,845	136,824	139,769	129,739

項目			単位	2023年3月期 実績 (旧基準)	2024年3月期 実績 (新基準)	2025年3月期 実績 (新基準)	2026年3月期 実績 (新基準)
Scope3排出量	カテゴリー	1 購入した製品・サービス	千t-CO_2	698	773	816	1,370
		2 資本財		111	164	519	191
		3 Scope1・2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動		24	18	19	28
		4 輸送、配送(上流)		6	7	―	―
		5 事業から出る廃棄物		11	15	12	6
		6 出張		1	1	1	1
		7 雇用者の通勤		1	1	2	2
		8 リース資産(上流) ※1		―	―	―	―
		9 輸送、配送(下流)		―	―	―	―
		10 販売した製品の加工		―	―	―	―
		11 販売した製品の使用		1,170	1,054	617	973
		12 販売した製品の廃棄		38	50	39	67
		13 リース資産(下流)		12	31	33	27
		14 フランチャイズ		―	―	―	―
		15 投資		―	―	6	6
	合計			2,075	2,116	2,068	2,674

項目			単位	2023年3月期 実績 (旧基準)	2024年3月期 実績 (新基準)	2025年3月期 実績 (新基準)	2026年3月期 実績 (新基準)
エネルギー消費量※2			MWh	382,231	270,424	319,716	361,262
エネルギー消費量原単位 (エネルギー消費量/Scope1・2 用途別延床面積)			MWh/m^2	0.186	0.146	0.141	0.173
資産別エネルギー消費量		全体	MWh	382,231	270,424	319,716	361,262
		オフィス		165,019	90,327	103,272	97,647
		商業施設		99,849	72,058	74,059	121,243
		ホテル		17,257	15,419	43,910	37,252
		物流施設		2,420	0	133	618
		熱供給		23,503	23,022	32,806	24,032
		その他		74,181	69,596	65,536	80,466
種類別 エネルギー 消費量	種別	購入電力	MWh	219,214	101,027	125,790	69,912
		都市ガス		122,258	127,099	146,278	149,511
		LPG		232	92	633	600
		A重油		718	509	858	303
		ガソリン		1	0	0	0
		軽油		34	18	19	22
		灯油		2,045	2,332	6,274	5,051
		熱		—	—	1,300	22,348
		蒸気		17,821	17,276	15,633	14,959
		冷水		19,908	22,067	22,930	29,665
		再生可能エネルギー (自家発電)		68,824	79,986	81,860	69,210
資産別再生可能エネルギー 消費量		全体	MWh	68,824	79,986	81,860	69,210
		オフィス		50,533	43,603	51,633	35,759
		商業施設		11,577	29,547	17,699	21,365
		ホテル		5,223	5,363	10,859	10,531
		物流施設		143	190	125	311
		熱供給		—	—	0	1,164
		その他		1,348	1,283	1,541	76
太陽光発電	物流施設「ランドポート」太陽光発電設置率		%	67.8	59.3	57.5	52.7
	物流施設「ランドポート」における太陽光 発電量		MWh	22,356	23,837	23,335	23,075

※1 カテゴリー 8については、Scope1・2に含めて算定しています。その他、数値の記載の無いカテゴリーについては、排出源が存在しません。

※2「Scope1・2　用途別延床面積・施設数」に記載の数字を対象としております。

ESGデータ集(環境)

第三者保証

野村不動産ホールディングスは、LRQAリミテッドより、環境データの保証を取得しています。

LRQA独立保証声明書

取り組み

省エネルギーへの取り組み

お客さまへの省エネサポート

当社グループは、建物のCO_2削減化を図るだけでなく、居住者やテナント企業の運営上の省エネルギー推進をサポートしています。具体的には、エネルギー使用量集計システムや「エネルギー使用量の見える化」を図るシステムの提供、「enecoQ（エネコック）」を活用した省エネルギーの実現、会員誌でのエコ情報の提供などを行っています。

事業の低炭素化への取り組み

ZEHに向けた取り組み

当社グループは、総合的な環境負荷低減の観点から、分譲マンションにおけるZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の開発に取り組んでいます。 2023年3月期には、「プラウド青葉台」が環境省「高層ZEH-M（ゼッチ・マンション）支援事業」に、さらに、2024年3月期には「プラウドタワー相模大野クロス」が経済産業省「超高層ZEH-M（ゼッチ・マンション）実証事業」に採択されました。2026年3月期においては新たな省エネ・環境性能向上に対応する本取り組みの第一号物件として、「プラウド横浜東神奈川フロント」全124戸を「GX志向型住宅」仕様にいたしました。今後は、2030年までにすべての新築物件においてZEHならびにZEB oriented水準を確保していきます。戸建住宅においても2023年3月期より、取り組みを進めております。

ZEH-M普及実績および普及目標（マンション）

2026年3月期実績	2031年3月期目標
77%（高層以上）※1	100%（高層以上）※2

※1 区分ごとの「目指すべき水準を満たすZEH-M」の「戸数割合」
【実績】低層ー（供給無・非該当）中層 0%（2棟）高層77%（17棟）

※2 2031年3月期におけるZEH-M全体の普及目標：低層該当無・中層100%・高層以上100%
目指すべき水準以上の普及目標：高層以上100%・低層該当無・中層0%、但しZEH-M oriented以上の設置は100%とする

ZEH普及実績および普及目標（戸建）

2026年3月期実績	2031年3月期目標
75%	90%

※ ZEH（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）：
外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅（「経済産業省 資源エネルギー庁」による定義）

SII ZEHビルダー /プランナー一覧検索

ZEHマンションに向けた取り組み

商品企画・設計時の環境性能評価

当社グループは、「設計基準」「品質マニュアル」に基づき、気候変動に対応した商品・サービスを提供しています。 分譲マンション「プラウド」では、断熱等性能等級5、ペアガラス・LED照明設置などを標準仕様とし、「環境&商品計画シート」を活用して環境性能向上を目指しています。

分譲マンションにおける環境性能評価

フロン削減

当社グループは、オゾン層の破壊につながるフロンの利用量を削減するため、ノンフロン型の断熱材やノンフロン冷媒のエアコンなどを使用することを「品質マニュアル」に定めています。
また、施工時には、施工会社に「品質管理チェックシート」の提出を義務付け、ノンフロン材を使用していることを確認しています。

分譲マンションのCO_2削減を実現する「床快full（ゆかいふる）」

野村不動産は、CO_2削減や健康で快適な暮らしを実現するための空調システム「床快full（ゆかいふる）」を開発し、1,000戸以上に導入しています。
当システムは、シンプルな空調システムと、温度制御や快適さの標準化を両立させる技術が認められ、2021年3月期グッドデザイン賞ベスト100に選出されました。

ニュースリリース

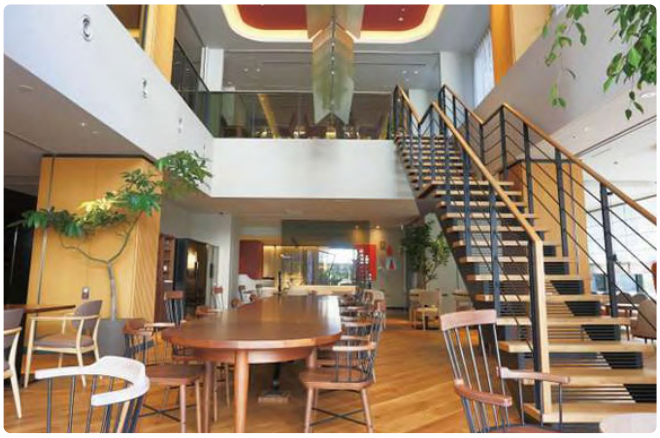
再生可能エネルギー転換への取り組み

物流施設における再生可能エネルギーの活用

当社グループは、太陽光発電事業による再生可能エネルギーの活用を推進しています。2026年3月時点で、物流施設「ランドポート」の累計19棟に太陽光パネルを設置しており、ポートフォリオ全体における発電量は23,075MWh/年でした。
また、野村不動産グループの各ホテル（NOHGA HOTEL UENO TOKYO、NOHGA HOTEL AKIHABARA TOKYO、NOHGA HOTEL KIYOMIZU KYOTO、庭のホテル東京）にて公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が認定するエコマークを取得したほか、再生可能エネルギーで全電力を調達するなどグリーン電力化を推進しています。

NOHGA HOTEL UENO TOKYOの地球環境への取り組み


ランドポート柏沼南


NOHGA HOTEL UENO TOKYO

首都圏の分譲住宅に太陽光発電を導入

野村不動産は、東京電力エナジーパートナーと協働で分譲戸建「プラウドシーズン」に、メガソーラー発電と同規模の太陽光発電（総発電出力1,000kW）を導入する「バーチャルメガソーラー」を2022年5月に始動しました。総発電出力1,000kW級の太陽光発電を、首都圏の戸建分譲住宅（プラウドシーズンの屋根年間300戸）に導入する国内初の取り組みであり、両社は休閑地が少ない首都圏において創エネを行う「電力の地産地消」の取り組みとして推進していきます。



「バーチャルメガソーラー」のイメージ

自社保有物件に対する再生可能エネルギーの導入

ニュースリリース

住宅におけるEV充電設備の設置

野村不動産では、今後開発する分譲マンション「プラウドシリーズ」全物件において※1、各マンションの駐車区画数のうち原則3割※2に、駐車場のEV（電気自動車）充電設備の導入を進めることにしています。

※1 建替物件・再開発物件は除く。

※2 駐車区画数のうちEV充電設備を原則3割程度の実装とする。一部、機械式駐車場等のタイプにより3割を満たさない物件も発生するものの、今後充電設備設置の技術進展等を踏まえ、適用可能な物件から順次対応するものとする。

再生可能エネルギーへの切り替え



野村不動産とNFパワーサービス株式会社及び、東伊豆風力発電合同会社は、静岡県賀茂郡東伊豆町で開発中の陸上風力発電所の再生可能エネルギーを、20年間にわたり購入するオフサイトフィジカルコーポレートPPAを締結しました。
従来の再生可能エネルギー由来の電力に加え、一般家庭の年間消費電力量約4,500世帯分にあたる年間18GWhの再生可能エネルギー由来の電力を20年間にわたり調達し、活用していきます。当社最大級の大規模複合開発「BLUE FRONT SHIBAURA」をはじめ、国内の当社保有施設にて順次活用を進め、コーポレートPPA 等による再エネ調達と自社アセットを活用した創エネを両輪で推進していくことで、2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指していきます。

生物多様性

ガバナンス ↓ 戦略 ↓ シナリオ分析 ↓ 指標と目標 ↓ 取り組み ↓

ガバナンス

ガバナンス（環境） →

戦略

背景・ねらい

・気候変動の次の世界共通課題として注目され、すでに国連等でのガイドライン策定作業・法制化の検討が行われている
・国内の森林循環を回復し、多様な生物が生息できる都市緑化や森林整備を通じた自然環境の保全を目指す

戦略やビジネスモデル・バリューチェーンへの影響

当社グループは、LEAPアプローチにもとづき、ビジネスモデルを踏まえた上で、バリューチェーンにおける上流に該当する住宅・都市開発セグメントの「用地・物件取得、資産調達」「商品企画・設計」「事業推進」および直接操業に該当する「保有（運営・賃貸）」が、自然資本との関係の度合いが相対的に高い（中程度以上）と判断し、分析・評価を実施しています。また、本プロセスを通じて、特に注意を払うべきエリアの選定も実施しています。
なお、自然への依存・インパクトを分析した上で、それらが当社グループにとってどのようなリスク・機会をもたらしうるかを検討し、リスク・機会をとらえる戦略と施策を検討・実施しています。
詳細は、TNFDレポートをご覧ください。

シナリオ分析

生物多様性方針

国際的な要求への対応及びネイチャーポジティブの実現に向けた行動を促進するため、各事業活動の指針として「野村不動産グループ生物多様性方針」を策定しています。
本方針の策定にあたっては、グローバルで先進的な視点を考慮した内容とするため、国際的なNGOである公益財団法人世界自然保護基金ジャパンの監修を受けています。

ニュースリリース
野村不動産グループ 生物多様性方針（策定日：2024年4月4日　決裁機関：野村不動産HD経営会議）

生物多様性に関するイニシアチブへの参加

経団連生物多様性宣言イニシアチブ

当社グループは、2020年3月期に「経団連生物多様性宣言イニシアチブ」への賛同を表明しました。生物多様性への取り組みは、不動産開発や街づくりに携わる当社グループにとって重要な経営課題と考え、自然環境や生態系へ配慮した取り組みを推進していきます。

自然関連財務情報タスクフォース（TNFD）フォーラム

当社グループは、「自然関連財務情報開示タスクフォース（Task force on Nature-related Financial Disclosure：TNFD）」の理念に賛同し、2022年7月にTNFDフォーラムへ参画しました。TNFDは、2019年世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）で着想され、国連環境計画金融イニシアチブ（UNEP FI）、国連開発計画（UNDP）、世界自然保護基金（WWF）、イギリスの環境NGOグローバルキャノピーにより、2021年6月に設立された国際的な組織です。当社グループは、TNFDフォーラムへの参画を通じ、今後もあらゆる事業活動において生物多様性への影響を把握し、その保全・再生に向けた取り組みを推進していきます。

生物多様性のための30by30アライアンス

30by30（サーティ・バイ・サーティ）とは、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030年までに陸と海の30％以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。30by30目標達成に向け、今後日本として現状の保護地域（陸域約20％、海域約13％）の拡充とともに、民間等によって保全されてきたエリアをOECMとして認定する取り組みを進めるため、環境省を事務局とする「生物多様性のための30by30アライアンス」が発足しています。野村不動産ホールディングスは、2022年7月に同アライアンスに参加しています。

リスク管理

社会・環境に関するリスク管理
リスクとインパクトの管理

事業ごとのリスク評価

新規事業開発において

新規開発事業を行うに当たっては、必要に応じて開発敷地内の生物調査をし、リスク評価を実施し、回避策を取っています。リスク評価結果をもとに、必要に応じて保存・移植・保全等で対応し、定期的なモニタリングおよび報告等行っています。大規模開発等においては、環境アセスメントを行い、従前の自然環境を損なわないような開発を実施しています。なお、調達ガイドラインを策定し、原材料調達において、生物多様性保全と資源の持続可能な利用に配慮しています。その上で、野村不動産のレジデンシャル事業・アコモデーション事業・インフラ・インダストリー事業およびオフィス・商業事業は、レジデンシャル事業（分譲）、アコモデーション事業（賃貸、健康増進型・

賃貸シニアレジデンス（オウカス）、オフィス・商業事業（ビル事業）、インフラ・インダストリー事業（物流事業）における、生物多様性保全の取り組みを示す「Link NATURE Action」を策定し、以下の取り組みによって影響の最小化を推進しています。

ニュースリリース

「Link NATURE Action」特設サイト

また、奥多摩町にて保有している森林では、5カ年の森林経営計画やリスク管理マニュアルを策定し、当社独自の生物多様性に配慮した管理を行っています。

ENCOREを用いた評価分析

ENCOREを用いた依存・インパクト評価の結果、特に「陸域生態系の利用」によるインパクトが大きいと確認されました。土地や海域の利用変化による損失や汚染を引き起こすことがないよう、今後も適宜対応してまいります。

TNFD提言に基づく開示

設計・施工、原料調達において

サプライチェーンマネジメント

指標と目標

目標・KPIと実績データ

項目	2030年目標	単位	2023年3月期 実績	2024年3月期 実績	2025年3月期 実績	2026年3月期 実績
KPI 木質化建物の開発による炭素貯蔵量※1、2	10,000	t-CO_2/年	2023年度に目標設定した為、同年度実績より開示予定	15,700	14,839	14,917
KPI 生物多様性に関する認証取得（ABINC/JHEP/SEGESなど）取得数	ー	件	1	1	10※3	8

※1 林野庁の木材炭素貯蔵量計算ガイドラインに基づき概算で算出
※2 木材使用量16,500m^3はスギ丸太約50,000本、スギ人工林約65haに相当、炭素貯蔵量10,000t-CO_2と試算
※3 精度向上のため、過年度データを遡及して修正しました。

2030年までの重要課題（マテリアリティ）に関する計測指標（KPI）
ESGデータ集（環境）

取り組み

生物多様性認証の取得

当社グループは、新築および保有する不動産において、生物多様性に配慮した緑地づくりなどに取り組む集合住宅やオフィスビルなどを評価・認証する「ABINC 認証（いきもの共生事業所®認証）」※1、「JHEP（ハビタット評価認証制度）」※2、「SEGES（社会・環境貢献緑地評価システム シージェス）」※3、国土交通省が運用する「TSUNAG認定（優良緑地確保計画認定制度）」※4などの生物多様性認証の積極的な取得を目指しています。2026年3月期は5物件のABINC認証を取得し、生物多様性に配慮した緑地づくりへの貢献を積極的に行ってまいりました。「プラウドシティ所沢」では、地域に根差した植栽計画や、レインガーデンには雨水を利用したバードバスを計画しました。「プラウドシティ国立」では、既存樹の移植による未来への継承や、雑木林の生態系を交えた緑豊かな植栽計画としました。また、国家戦略特別区域計画の特定事業である、「BLUE FRONT SHIBAURA」では、TSUNAG

認定の最高評価「★★★（トリプル・スター）」へランクアップによる認定（変更）を行いました。今後も自然との共生を目指した不動産開発に努めます。

※1「ABINC 認証（いきもの共生事業所®認証）」
（一社）企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）が作成した「いきもの共生事業所®推進ガイドライン」に基づき、生物多様性に配慮した緑地づくりなどに取り組む集合住宅やオフィスビルなどを評価・認証する制度

※2「JHEP（ハビタット評価認証制度）」
（公財）日本生態系協会が運営し、生物多様性の保全や回復に資する取り組みを定量的に評価、認証する制度

※3「SEGES（社会・環境貢献緑地評価システム シージェス）」
（公財）都市緑化機構が運営し、企業緑地の保全、環境コミュニケーションから生まれる社会・環境機能の価値を総合的かつ客観的に評価する「緑の認定」制度

※4「TSUNAG認定（優良緑地確保計画認定制度）」
都市緑地法に基づき、民間事業者・地方公共団体による良質な緑地確保の取組を、国土交通大臣が気候変動対策・生物多様性の確保・Well-being の向上等の「質」と緑地の「量」の観点から評価・認定する制度

ABINC 認証取得実績

認証取得年度	認証取得施設・マンション
2015年3月期	横浜ビジネスパーク（都市・SC版）
2016年3月期	プラウド国分寺（集合住宅版）
	芦花公園ザ・レジデンス※1（集合住宅版）
	プラウドシティ武蔵野三鷹（集合住宅版）
2018年3月期	プラウドシティ吉祥寺※1（集合住宅版）
	プラウドタワー武蔵小金井クロス※1（集合住宅版）
	プラウドシーズン稲城南山（戸建住宅団地版）
	名古屋市西区則武新町3丁目計画※1（集合住宅版）
2019年3月期	HARUMI FLAG※1〔ABINC ADVANCE認証※2取得〕
	ザ・ガーデンズ 大田多摩川※1（集合住宅版）
2021年3月期	プラウドタワー目黒MARC（都市・SC版）
	南山クラブハウス（戸建住宅団地版）
2022年3月期	プラウドシティ小竹向原（集合住宅版）
2023年3月期	プラウド等々力ガーデンコート（集合住宅版）
2024年3月期	BLUE FRONT SHIBAURA
2025年3月期	プラウドシティ所沢（集合住宅版）
	プラウドシティ国立※1（集合住宅版）
	プラウド青砥（集合住宅版）
	プラウド成城コート（集合住宅版）
	プラウド住吉本町一丁目（集合住宅版）
	西千葉RESIDENCE AVENUE※1（集合住宅版）
	門前仲町開発計画
	プラウドタワー神戸垂水（集合住宅版）
	オウカス浦和針ケ谷
2026年3月期	（仮称）若松二丁目住宅マンション建替計画
	（仮称）船橋市山手1丁目計画
	赤坂七丁目２番地区第一種市街地再開発事業
	プラウド弦巻ガーデンテラス
	横浜ビジネスパーク（都市・SC版）（4回目更新）

※1 複数業者での申請
※2 ABINC ADVANCE認証：広域かつ長期にわたる事業を対象とした認証

JHEP 認証取得実績

認証取得年度	認証取得施設・マンション
2016年3月期	プラウドシティ武蔵野三鷹

SEGES 認証取得実績

認証取得年度	認証取得施設・マンション
2014年3月期	プラウドシティ浦和
2017年3月期	横浜野村ビル
2026年3月期	赤坂七丁目2番地区第一種市街地再開発事業

TSUNAG 認定認証取得実績

認証取得年度	認証取得施設・マンション
2025年3月期	BLUE FRONT SHIBAURA「★★（ダブル・スター）」
2026年3月期	BLUE FRONT SHIBAURA「★★★（トリプル・スター）」
	赤坂七丁目2番地区第一種市街地再開発事業「★★（ダブル・スター）」

BLUE FRONT SHIBAURA



周辺環境への配慮

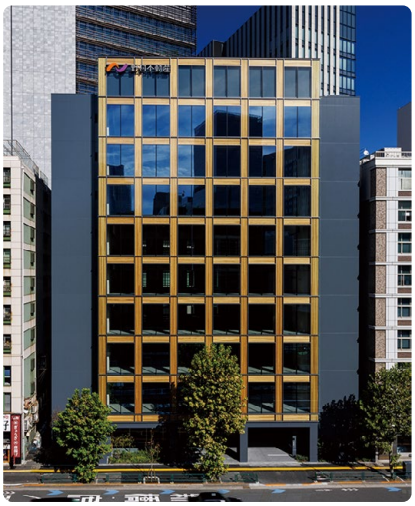
当社グループは、不動産事業や街づくりにおいて、お客さまや地域の皆さまの快適性だけでなく、周辺環境や生態系に配慮した配棟計画や植栽計画を実施しています。事業担当者に対して、住宅事業で「環境＆商品計画シート」、都市開発事業では「サステナビリティ評価シート」の提出を、原則としてすべての開発物件へ義務付けることで、生物多様性への配慮についても評価に含めています。

「環境&商品計画シート」上の評価ポイント例

- 生物多様性認証取得有無
- 樹木選定の工夫と配慮（既存樹活用など）
- 沿道・周辺の景観への配慮と工夫（沿道並木との連続性など）
- 屋上緑化・壁面緑化

国産木材の活用

農林水産省との「建築物木材利用促進協定」を2022年3月9日に三者間で締結しました。これにより、今後5年間で10,000㎥の木材を当社の建築資材として活用することを目指します。国内木材のサプライチェーンを構築し、森林資源の循環利用を促進、森林資源の活用と保全を両立していきます。取得した木材は、戸建事業の資材として利用してまいります。2026年3月期においては、2,220㎥を利用いたしました。
加えて、違法伐採による生態系のバランスの崩壊や地域社会への影響等のリスクを低減するため、「野村不動産グループ 調達ガイドライン」を策定し、取引先に対し資源の持続可能な利用および木材使用を要請し、国産・認証木材の活用も積極的に進めています。
分譲マンション「PROUD（プラウド）」では、共用部の内装に原則国産木材を使用することとし、オフィスビルブランド「H¹O（エイチワンオー）芝公園」、および「野村不動産溜池山王ビル」で木造ハイブリッド構造を導入しました。
国産木材の活用は、お客さまにより快適な住環境を提供するのみならず、建設時のCO_2の削減、森林サイクル保全による自然災害の防止にもつながっています。

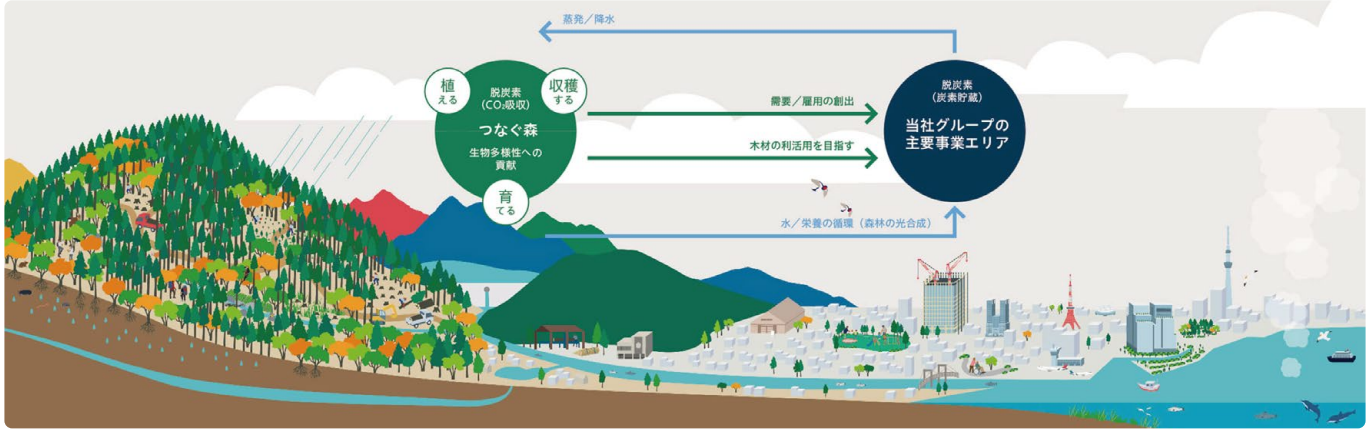


野村不動産溜池山王ビル

「森を、つなぐ」東京プロジェクト～事業を通した自然と都市の共生への挑戦～

当社グループは、主要事業エリアである東京において、自然と都市の共生を目指す、「森を、つなぐ」東京プロジェクトを始動しました。当社グループが奥多摩町内に保有する「つなぐ森」は、多様な生物の生息や、生態系管理等が評価され、「自然共生サイト※1」にも認定されました。生態系及び重要種の保全に向けた取り組みを推進する他、生態系サービスの提供等によるネイチャーポジティブへの貢献を通じ、他地域にも展開可能なモデルケース化へ挑戦します。

※1 環境省が、民間との取り組み等により生物多様性の保全が図られている区域を認定する制度



「森を、つなぐ」東京プロジェクト 特設ページ

横浜ビジネスパークにおける「ホタル観賞館」イベントの実施


ホタル観賞館

当社グループは、保有するオフィスビル・商業施設「横浜ビジネスパーク（YBP）」（神奈川県横浜市）にて、生物多様性への理解を深める「ホタル観賞館」の展示を2008年より毎年実施しています。（2021年3月期・2022年3月期・2023年3月期については、新型コロナウイルス感染症対策の関連で未実施）。生物多様性や環境問題について地域の皆さまと共に考え、学ぶ場として活用していただいています。

また、2025年度から京浜臨海部の緑地の質向上と生物多様性に貢献することを目的としたトンボはドコまで飛ぶかフォーラムに参加しています。

トンボの行動を調べることで、地域内に生息しているトンボの種類や変化、移動範囲や臨海部と内陸部の自然環境のつながりなどを明らかにしており、毎年の調査結果を踏まえて生物の生息環境を改善していくことを目標としています。本フォーラムの活動は2025年3月期に共生サイトに登録されました。

なお、当ビルは、生物多様性保全に配慮したオフィスビルとして、ABINC（一般社団法人いきもの共生事業推進協議会）の「いきもの共生事業所認証［都市・SC版］」を取得しています。

サーキュラーデザイン

考え方・方針 マネジメント 指標と目標 取り組み

考え方・方針

全体方針（環境）

全体方針のもと、街づくりにおいて生じる自然資源の枯渇を大きな社会課題と認識し、廃棄物排出量の削減、建物の長寿命化、再資源化、シェアリングを取り入れた街づくりやサービスの提供を通じ、脱炭素社会、循環型経済に貢献していきます。

マネジメント

マネジメント（環境）

指標と目標

目標・KPIと実績データ

項目	2030年目標	単位	2024年3月期実績	2025年3月期実績	2026年3月期実績
KPI 建物長寿命化の取り組み	自社基準100%※1	%	89.3	100	100
KPI 廃棄物量削減と廃棄物再利用率向上（2022年3月期比）	産業廃棄物20%削減	%	▲24.4	▲34.2	＋44.8※2

※1 右記のいずれかに該当していること　①プラン変更の自由度確保 ②可変性に資する建物認証制度の取得③法令基準を上回る積載荷重④法令基準を上回る耐震性 ⑤外装の高耐久化

※2 BLUE FRONT SHIBAURAへの本社移転に伴う什器・設備等の廃棄により、産業廃棄物量が一時的に増加し、今期のKPI目標は未達成となりました。然しながら、今回の増加は一時的且つ想定内であり、今後このような大幅な排出量の増加は想定致しておりません。

2030年までの重点課題（マテリアリティ）に関する計測指標（KPI）

その他実績データ

項目		単位	2023年3月期実績	2024年3月期実績	2025年3月期実績	2026年3月期実績
建物の長寿命化への取り組み：「re:Premium（リ・プレミアム）」工事完了件数		件	20	31	24	38
建物の長寿命化への取り組み：「アトラクティブ30」採用物件数※1		件（戸）	18（1,225）	24（2,419）	23（3,329）	27（2,825）
廃棄物※2	廃棄物排出量（一般廃棄物・産業廃棄物合計）	千t	11.18	10.86	6.32	4.84
	廃棄物排出量原単位（一般廃棄物・産業廃棄物合計/集計対象物件の延床面積）	kg/m^2	5.45	5.82	3.78	2.91

※1 精度向上のため、過年度データを遡及して修正しました。
※2 廃棄物排出量の集計対象範囲はデータ集をご覧ください。

ESGデータ集（環境）

取り組み

廃棄物削減の取り組み

既存マンションの再生

当社グループは、築年数が経過したマンションを新たな価値を持つ住宅に再生する取り組みを進めています。「プラウド上原フォレスト」は、築30年以上経過したマンションに居住性能を高めつつ最新技術による余剰容積を活用した増築などを行い、民間デベロッパーでは初めて、築年数が経過したマンションにおいて長期優良住宅認定を2019年に取得しました。また、第三者評価機関から65年の耐用年数が証明されました。

ニュースリリース

廃棄物の削減および再利用

野村不動産ホテルズでは、バスアメニティの個包装廃止や天然由来原料の採用により、プラスチック使用量の削減に取り組んでいます。さらに、ECOMMIT社との協業により、衣類などの回収や遺失物の再資源化を推進しています。
また、「NOHGA HOTEL」では革や和服の端切れを再利用したネームプレートやチーフを使用、「庭のホテル」では落ち葉や廃棄スーツケースを活用した屋上菜園などを通じ、廃棄物の削減と資源の有効活用に取り組んでいます。

環境に配慮したホテルの取り組み
宿泊客にも環境にも嬉しい、サステナブルツーリズムとは？【座談会@庭のホテル レポ前編】
きっかけは、落ち葉拾いから！「庭のホテル」でのサステナブルな取り組み【座談会@庭のホテル レポ中編】
旅をすると地球のためになる？これからのツーリズム【座談会@庭のホテル レポ後編】
サーキュラーデザインに関する新たな取り組みをグループにて開始



「ノーガホテル」、「庭のホテル」の客室に設置している不用品回収意思表示カード


不要になったスーツケースを活用した「庭のホテル」の屋上菜園

ホテル事業における木質製品の利用促進

野村不動産ホテルズは、環境保護の取組みの一環として、プラスチック提供量の削減を進めるため、客室に設置するアメニティをバイオマス製品や木質製品への切り替え、客室内常備品の見直しを進めています。生物由来資源であるもみ殻を原料とした歯ブラシやヘアブラシ、天然の竹製歯ブラシやスリッパなどを提供しています。2022年9月から備品の切り替え、客室内備品の逓減を進めています。

ニュースリリース


天然由来原料のアメニティ

サーキュラーエコノミーに向けたペットボトル一元回収の実証実験

当社はサーキュラーエコノミー・CO_2削減を実現するための取り組みとして、サントリー食品インターナショナル株式会社、白井グループ株式会社および株式会社首都圏環境美化センターと協働で野村不動産グループが管理する19物件（オフィス4物件・マンション15物件）を対象にペットボトル一元回収の実証実験と分別排出状況の検証を実施しました。今後は、実証の結果を踏まえ、さらなるCO_2削減および回収効率の向上と分別の啓発活動を推進していきます。

実証検証の概要

背景	国内のペットボトル回収率は高い一方で、その多くはペットボトルよりも品質が低下する形態でのリサイクルであり、その場合、再度ペットボトルとしてリサイクルすることが難しくなることから、ペットボトルを生産するために新たな資源投入の必要が生じる状況
目的	使用済みペットボトルを原料に、同一種類の製品につくりかえる「水平リサイクル」の取り組みが期待されており、同取り組みを実現する上での課題の一つである回収コスト合理化の検証と運搬時のCO_2削減効果の検証
結果と今後の展望	一元回収により回収効率が向上し、回収車両から排出されるCO_2削減に寄与する結果。他方、オフィスから回収したペットボトルは異物混入率が多くリサイクル品質の低下を招く課題を確認。今後は、異物混入率の低減に向けた取り組みを検討



実証実験の様子



実証実験の様子

プレスリリース

サーキュラーデザインの実現

当社グループの事業を最終廃棄まで含めて考えた場合、建物の解体時に大量の廃棄物が発生します。建物自体の長寿命化や高耐久化に取り組むことで、業界のバリューチェーン全体で廃棄物インパクトを低減させることが、サーキュラーデザインの実現につながると考えています。

使用済み業務用空調機の回収・再資源化に向けた取り組み

解体・改修時に発生する使用済み空調機を回収し、手作業による分解・分別を通じて素材単位で再資源化する取り組みの実証実験を行いました。これにより、従来の一括破砕処理に比べて資源純度と回収率を向上させ、銅やアルミ等の有用資源を効率的に循環させる効果と、建設分野における資源循環の質的向上を実現するための可能性を認識しました。当社グループ事業における資源循環の質的向上と、安定的な資源獲得に向けて継続的に試行を重ねています。

プレスリリース



空調機回収の様子

持続可能な航空燃料（SAF）の原料等となる廃食用油回収

日本全体で一般家庭から排出される使用済み食用油は年間約10万トンと推計される一方、回収量は約4千トン（約4%）にとどまっており、未活用資源の有効活用が課題となっています。当社グループでは、運営管理するマンションにおいて家庭から排出される廃食用油を回収し、SAFやバイオディーゼル燃料の原料として再資源化する取り組みを進めています。これにより、居住者が日常生活の中で資源循環に参加できる仕組みを提供するとともに、未活用資源の活用による国内資源循環の促進およびエネルギーの安定的な調達を図っています。さらに、環境価値の創出に加え、当社サービスの付加価値向上や事業競争力の強化につなげています。



ポスター


廃油回収の様子

ニュースリリース

長寿命・高耐久化の取り組み

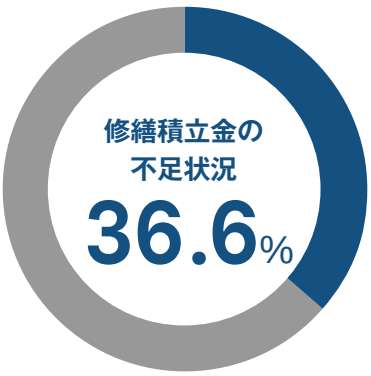
当社グループは、長寿命・高耐久素材の採用や、適切な管理・修繕計画により、建物の長寿命化を図っています。

大規模修繕の長周期化への取り組み

当社グループは、分譲マンションの居住者および管理組合の経済的・心理的負担を減らし、大規模修繕計画を確実に実行するために、大規模修繕の長周期化に向けた商品・サービスを提供しています。

竣工済み分譲マンションの取り組み

高齢化や空き家の増加により、修繕金の積立てが計画通りに実行出来ていないマンションは約35%にのぼります（国土交通省調べ）。
当社グループが提供する「re:Premium（リ・プレミアム）」は、竣工済みの分譲マンション「プラウド」に大規模修繕の長周期化を図る修繕工事で、通常12年ごとに計画される大規模修繕工事の周期を16～18年に延伸し、竣工後60年までの「超長期修繕計画」を策定可能にします。この取り組みを通じて、建物の長寿命化や、廃棄物の削減のみならず、ライフサイクルコストの大幅軽減により、お客さまの心理的・経済的負担を軽減します。このようなことから、当社グループは、「re:Premium（リ・プレミアム）」採用物件の拡大を推進しています。
2021年3月期には、当社グループが管理受託するコープ野村東六郷管理マンションの高性能化とライフサイクルコスト低減を図る「共用部排水管改修工事」（※管種の異なる共用部分の排水管等を樹脂管へ一斉交換）が、国土交通省が支援する「マンションストック長寿命化等モデル事業」に認定されました。



出典：国土交通省「令和5年度マンション総合調査結果」

ニュースリリース

新築分譲マンションの取り組み

当社グループは、新築の分譲マンションの長寿命・高耐久化を目指す「アトラクティブ30」を、2019年3月期より開始しました。同取り組みのもと、高耐久部材・工法の採用および「re:Premium（リ・プレミアム）」「re:Premiuma Duo（リ・プレミアム デュオ）」の導入を推進し、大規模修繕の長周期化を実現していきます。

ニュースリリース

サプライヤーとの協働

当社グループは、資源使用に関してサプライチェーン全体で適切な管理を目指しています。その実現に向け、「野村不動産グループ調達ガイドライン」を策定し、サプライヤーの皆さまとともに、環境負荷の低減に取り組んでいます。

【野村不動産グループ調達ガイドライン（関連部分抜粋）】

- 商品・製品・サービスのライフサイクルを延ばし、廃棄物を抑制するサーキュラーデザインの取り組みを通じて、エネルギー使用量および温室効果ガス排出量の低減に取り組む。また、水をはじめとした天然資源 を効率的に利用し、使用量を最適化・削減するよう努める。
- 有害化学物質について、適正な管理を行い使用量の低減に努めるとともに、環境や人体へ悪影響を及ぼす汚染物質排出の削減に努める。
- 廃棄物の削減と適正な管理に努める。
- 原材料調達において、生物多様性保全と資源の持続可能な利用に配慮する。特に木材について、違法伐採された木材が使用されないよう適切な注意を払うとともに、再生材、認証材などの持続可能な方法で生産された木材を活用するよう努める。木材の調達については、「野村不動産グループ 木材調達ガイドライン」を参照。

サプライチェーンマネジメント

野村不動産グループ 木材調達ガイドライン（策定日：2025年12月17日　決裁機関：野村不動産HD経営会）

住宅事業における認証木材由来紙・植物由来インキの利用

野村不動産住宅事業本部では、プラウドなどの分譲事業の紙の広告制作物において、これまで以上に環境への配慮を実現すべく、各種パンフレット、各種ガイド、ダイレクトメール、図面集、折込チラシなどは、原則として適正に管理された森林の木材を原料とした用紙を使用しています。また、インキは、従来使用されてきた石油系の溶剤と比べ生分解性がある植物油インキを採用しています。これらの用紙とインキを使用した印刷物には、使用の事実に基づいてマークや文言を掲載しています。今後も、環境に配慮した製品を使用し、環境負荷低減に努めていきます。

環境汚染物質・水資源への対応

ガバナンス リスク管理 指標と目標 取り組み

ガバナンス

ガバナンス(環境)

リスク管理

社会・環境に関するリスク管理

水リスク評価

当社グループは、オフィスビルなどの物件を多数所有しているため、バリューチェーン上の水使用は物件内で使用されるものが大半を占めます。そのほとんどが淡水です。水リスク評価ツールAqueduct（アキダクト）を使用し、物件における水リスク評価を実施しています。2026年3月期開発物件に関する水リスクは集計・確認中となります。

サブセクター毎の水リスク該当物件数

	Extremely-high	High	Medium-high	Low-medium	Low	Other
住宅	0	0	0	62	0	1
オフィス	0	0	0	5	0	0
フィットネス	0	0	0	0	0	0
商業施設	0	0	0	1	0	0
ホテル	0	0	0	0	0	0
物流施設	0	0	0	1	0	0
駐車場	0	0	0	0	0	0
研修センター	0	0	0	0	0	0
熱供給	0	0	0	0	0	0
海外	0	1	0	0	0	0

※ Otherは水リスクに関する情報を取得、定義できない箇所を指しております。

土壌・水質汚染に関する対応

当社グループは、調達ガイドラインを通じた汚染防止を行っています。また、用地の取得にあたり、過去の利用履歴を調査し、土壌汚染の疑いのある場合は、専門家による土壌調査を実施します。土壌汚染が確認された場合、土壌汚染対策法など関係法令に基づき、汚染物質の除去・封じ込めなど適切な処置を行っています。
水質汚染に関しても同様に、問題が確認された場合、適切に対応しています。

当社グループは、土壌汚染や化学物質による環境への負荷と健康被害を防止するため、適切な対応を行っています。

調達ガイドライン（汚染防止関係の抜粋）

④ 有害化学物質について、適正な管理を行い使用量の低減に努めるとともに、環境や人体へ悪影響を及ぼす汚染物質排出の削減に努める。

⑤ 廃棄物の削減と適正な管理に努める。

サプライチェーンマネジメント>方針・ガイドライン

指標と目標

その他実績データ

項目			単位	2023年3月期 実績	2024年3月期 実績	2025年3月期 実績	2025年3月期 実績
水使用※1	取水量（合計）		千m^3	1,475	1,479	2,044	2,230
		上水		520	620	1,692	1,936
		井水		190	206	186	89
		中水		199	164	165	204
	取水量原単位（取水量/集計対象物件の延床面積）		m^3/m^2	0.99	0.97	0.85	1.10
	排水量（下水）		千m^3	571	590	1,680	1,833
	水消費量		千m^3	345	992	363	397

※1 水使用量集計対象範囲はESGデータ集（環境）をご覧ください。

ESGデータ集（環境）

取り組み

効率的な水資源の利用

当社グループにおける水使用はテナントビルおよび自社施設（スポーツジムなど）での利用がほとんどです。生活用水としての使用が主で、各自治体の法令に基づいて適切に処理されます。また、さらなる環境負荷軽減のため、サービスのライフサイクルを通じた水使用量の削減にも取り組んでいます。

新築物件および改修工事における節水機器の採用

当社グループは、分譲住宅・オフィスビル・商業施設・物流施設などの開発にあたり、「設計基準」「品質マニュアル」の規程に従い、節水・節湯機器を標準装備しています。
また、改修工事においても、節水機器への設備更新を計画的に行っています。

「設計基準」「品質マニュアル」

水使用量を削減するための外部との協働

当社グループは、一般社団法人不動産協会の環境委員会に正委員として所属しています。なお、同委員会は、2013年に「不動産業環境実行計画」を策定しており、その中の具体的な行動目標として、高効率な節水型器具・自動水栓・自動洗浄装置の導入などを掲げ、業界全体での協働ならびに、水使用量の削減を目指しています。

社 会

Social

社会（社会と社員）

- ガバナンス
- 戦略
- リスク管理
- 指標と目標

ダイバーシティ&インクルージョン

- ガバナンス
- 方針
- 戦略
- リスク管理
- 指標と目標
- 取り組み

人権

- ガバナンス
- 方針
- 戦略
- リスク管理
- 指標と目標
- 取り組み

ウェルネス経営の推進

- ガバナンス
- 方針
- リスク管理
- 指標と目標
- 取り組み

人材マネジメント

- ガバナンス
- 戦略
- リスク管理
- 指標と目標
- 取り組み

設計～管理における安全品質

- ガバナンス
- 指標と目標
- 取り組み

災害時の安心・安全確保

- ガバナンス
- 指標と目標
- 取り組み

コミュニティへの配慮と活性化支援

- 考え方・方針
- リスク管理
- 指標と目標
- 取り組み

地域・社会貢献

- 考え方・方針
- 指標と目標
- 取り組み

社会（社会と社員）

ガバナンス 戦略 リスク管理 指標と目標

ガバナンス

サステナビリティ委員会は、重点課題（マテリアリティ）を含むサステナビリティに関連する方針や目標のモニタリング、活動計画を審議・決定する機関です。同委員会は、野村不動産ホールディングスおよびグループ会社の取締役などで構成され、野村不動産ホールディングス代表取締役社長（兼グループCEO）が委員長として責任者を務めます。サステナビリティ関連の活動は取締役会・経営会議からの指示・監督の元に、主体的に実行され、定期報告を通じて監督される体制となっています。
加えて、サステナビリティ委員会の下部組織として、「人権分科会」（責任者：グループ法務コンプライアンス部担当役員）および「人材・ウェルネス・D&I委員会」（議長：野村不動産ホールディングス代表取締役社長 兼 グループ CEO）を設置し、「共創」を実現するための基盤を強化する体制としています。

サステナビリティ推進体制

人材・ウェルネス・D&I委員会

野村不動産ホールディングスおよびグループ会社の社長などで構成し、年に2回開催しています。活き活きと働くウェルネスの実現に向けた健全で働きやすい職場環境を維持し、多様性の確保に向けた人材育成方針の策定と社内環境整備の推進を図るのが目的です。安全衛生、ウェルネス推進、働き方改革、女性活躍推進等、グループの多様な人材の活用・活躍に係る中長期目標の設定と具体的な推進施策等について審議しています。また、その内容は定期的に取締役会に報告しています。

人権分科会

複数名のサステナビリティ委員、グループ人事・人材開発部、グループ法務コンプライアンス部、サステナビリティ推進部のメンバーで構成され、年1回以上開催されます。本分科会は、サステナビリティ委員会での審議等を踏まえ、人権およびD&I分野の方針・活動内容等の策定・実績管理を担っており、人権方針に基づいた人権デュー・デリジェンスの推進、ロードマップの進捗管理ならびに人権課題への対応方針や施策に関する協議を行っています。検討結果はサステナビリティ委員会を通じて取締役会へ報告されます。

2026年3月期（計3回開催）	・人権デュー・デリジェンスの実施 ・新3カ年ロードマップの推進 ・インクルーシブデザインの推進

戦略

人や街・コミュニティを未来へつなげていく企業グループとして、多様な人々のバックグラウンドや価値観が尊重され、あらゆる人がウェルネスを実感できる社会の実現を目指しています。その実現に向けて、人権尊重およびD&I推進を事業活動の基盤とし、従業員、顧客、地域社会、サプライヤーなどのステークホルダーとの共創を通じて、持続可能な社会の実現と当社グループの持続的な成長・価値創出に取り組みます。

リスク管理

マテリアリティごとのリスク管理

ダイバーシティ&インクルージョンにおけるリスク管理

ダイバーシティ&インクルージョン推進方針に基づき、ロードマップに沿った施策を展開しています。施策の進捗は、人材・ウェルネス・D&I委員会に報告を行っています。

ビジョン達成に向けた重要テーマ

・誰もが活き活きと働くウェルネスの推進
・『グループ理解・連携の促進』　～他部門・他部署を知り、まだ見ぬ価値を考える土壌醸成～
・『新たな発見や気づきを得る機会を創る』～知の多様性向上～

ロードマップ

人権におけるリスク管理

人権については、以下の重点テーマに基づき各種施策を推進しています。施策の進捗状況については、人権分科会およびサステナビリティ委員会にてモニタリングを行い、人権デュー・デリジェンスの推進状況や人権リスクへの対応状況を継続的に確認しています。

・従業員のウェルネスと人権
・海外事業・外国籍労働者
・サプライチェーン上の人権
・救済措置

指標と目標

計測指標（KPI）

・女性マネジメント職層比率 20%
・男女育児休業取得率 100%
・調達ガイドライン アンケート実施率80%
・人権デュー・デリジェンスの体制構築
・人権関連研修参加率 100%
・インクルーシブデザイン※の商品・サービスの提供
・1on1ミーティングの実施率 100%

※ 多様なバックグラウンド・価値観・課題を持つ人々をデザインプロセスに巻き込む手法

目標

社会と社員		組織や業態を超えた「共創」の為のサステナビリティの推進基盤の強化
	ダイバーシティ&インクルージョン	女性や外国人をはじめとする様々なバックグラウンド・価値観を持つ多様な人材が最大限に能力発揮できる組織作り
	人権	あらゆる社員、事業にかかわるすべての人々の尊厳と基本的人権が尊重しあえる企業としての基盤固め

ダイバーシティ&インクルージョン

ガバナンス 方針 戦略 リスク管理 指標と目標 取り組み

ガバナンス

ガバナンス（社会）

方針

野村不動産グループでは、サステナビリティポリシーにおいて掲げた、「人と人がお互いを支えつながり合う、誰ひとり取り残さない社会」、「背景や価値観の異なる人々が個性を活かし合う創造的な社会」を実現するために、ダイバーシティ&インクルージョン推進における考え方を明確にするため、ダイバーシティ&インクルージョン推進方針を策定しています。

ダイバーシティ&インクルージョン推進方針

戦略

背景・ねらい

・街・コミュニティを未来へつなげていく企業グループとして、多様な人々の各々の価値観・ライフスタイル実現を目指す
・そのために、まず当社グループ自身が多様な個性や存在を互いに認め合う、包摂性を備えた組織である必要がある
・多様な人材が能力を最大限発揮し、社会の多様なニーズに応える商品・サービスを生み出すことで、長期的な企業成長に向けた価値創出を実現する

ビジネスモデルやバリューチェーンへの影響

当社グループでは、サステナビリティポリシーにおいて掲げた、「人と人がお互いを支えつながり合う、誰ひとり取り残さない社会」、「背景や価値観の異なる人々が個性を活かし合う創造的な社会」を実現するために、ダイバーシティ&インクルージョンをマテリアリティとして選定し、推進方針を策定しています。同方針のなかでは「多種多様な組織・人びとと共に手をとりあって挑戦し続けることで、新たな価値を創造していきます」と記載しており、今後、様々なステークホルダーと共に、ビジネスモデルの中で新たな価値を創造していきます。

リスク	機会
・多様な人が存在しているだけでは、それぞれの人が持つ価値観、意識や行動の背景が分かり合えず、業務やプロジェクトが円滑に進まず、個々の特性が充分に発揮できない状態になる可能性がある ・組織の多様性が低く、様々な意見が取り入れられない場合、都合の良い情報しか入らない等の情報遮断により、重要な意思決定において、判断を間違える可能性がある	〈社内への効果〉 ・職場愛の醸成 ・離職率の低下 ・リスク管理 〈社外への効果〉 ・人材獲得競争力の向上 ・投資家からの評価向上 〈イノベーションの創出〉 ・多様な視点からの新価値創造

リスク管理

社会・環境に関するリスク管理

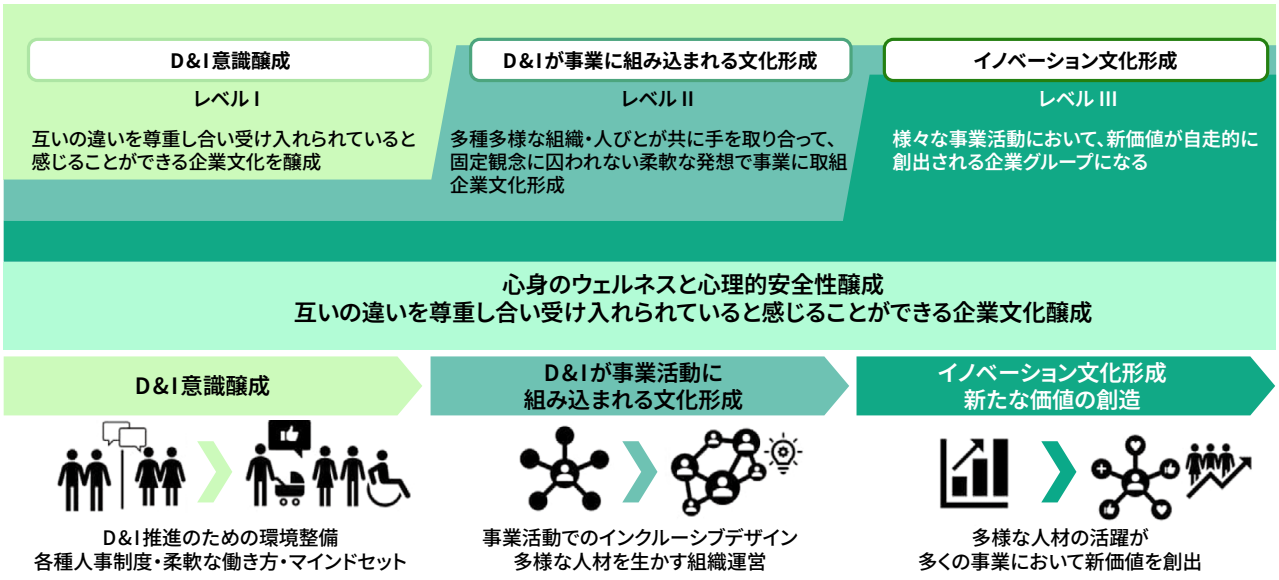
ビジョン達成に向けた重要テーマ

・誰もが活き活きと働くウェルネスの推進
・『グループ理解・連携の促進』　～他部門・他部署を知り、まだ見ぬ価値を考える土壌醸成～
・『新たな発見や気づきを得る機会を創る』～知の多様性向上～

ロードマップ

「D&I意識醸成」「D&Iが事業活動に組み込まれる文化形成」「イノベーション文化形成」をビジョン達成に向けた重要なテーマとして定めるとともに、3つのステップに区分しそれぞれにキーゴールを設定することで、早期のD&I文化の醸成を図ります。ステップ1では、グループ各社がそれぞれ定めた年次有給休暇取得目標の達成と、男女育児休業取得率100%をキーゴールに設定しました。この達成を通じて、職場環境の整備や管理職の意識の変化などにつなげることを目指しています。

年次有給休暇取得に関する実績



〈ステップⅠ〉推進施策：概略とキーゴール

領域	施策概略
置かれた状況によらない活躍【全役職員】	D&I基盤づくり(人権およびD&I推進研修の実施)
	心身のウェルネスと心理的安全性醸成
	柔軟な働き方推進（特に、有給休暇取得目標100%達成に向けた周知活動、取得促進施策の実行の推進）
	インクルーシブデザイン取組体制の構築
	ウェルネス・D&I推進のモニタリング
性別・性的指向性自認によらない活躍【ジェンダーインクルージョン】	女性マネジメント職層比率20%に向けた推進
	男性の育児休暇取得100%に向けた推進（制度、ルール整備、制度周知活動、取得促進に関する各種施策の実行の推進）
	LGBT活躍推進の施策実行
障がいの有無によらない活躍	障がい者雇用の促進、障がい者雇用率2.4%の達成
年齢によらない活躍	若手・中堅・シニアの活躍推進
文化的背景によらない活躍	キャリア採用・外国籍社員の活躍促進

ステップⅠ キーゴール

1. 年次有給休暇取得目標達成
2. 男女育児休業取得率100%達成

2030年 マテリアリティの目標

①女性マネジメント職層比率20%達成
②男女育児休業取得率100%達成
③人権D&I研修参加率100%達成
④インクルーシブデザインの商品・サービスの提供
⑤1on1ミーティング実施率100%達成

指標と目標

目標・KPIと実績データ

項目		2030年目標	単位	2023年3月期実績	2024年3月期実績	2025年3月期実績	2026年3月期実績
多様な人材の活躍促進	KPI 女性マネジメント職層比率※1・3	20	%	13.9	14.7	18.9	22.2
多様な働き方の促進	KPI 男女育児休業取得率※3	100	%	64.5	101.2	103.1	97.6
	うち男性育児休業取得率※3	100	%	38.6	102.9	102.3	97.0
KPI インクルーシブデザインの商品・サービスの提供		―			4回の体験会実施（計51名参加）	2回の体験会実施（計68名参加）	5回の体験会実施（計161名参加）
KPI 1on1ミーティングの実施率※2・4		100	%	83.0	82.1	82.6	83.2

※1 マネジメント職層比率：女性管理職数＋女性管理職候補数／全管理職数＋全管理職候補数

※2 2023年3月期は、野村不動産グループ（国内のみ）で実施したアンケート調査結果を掲載しており、2024年3月期以降は野村不動産グループ（国内企業の他、海外現法への出向者含む）の意識調査の結果を記載しています。

※3 国内連結子会社のみを対象としています。

※4 1on1ミーティングについては、今後の更なる活用と実施率の向上を実現するため、支援ツール等の導入を行います。

2030年までの重点課題（マテリアリティ）に関する計測指標（KPI）

その他実績データ

項目		単位	2023年3月期実績	2024年3月期実績	2025年3月期実績	2026年3月期実績
女性従業員比率※1		%	33.0	33.5	37.8	36.8
新卒女性採用比率※2		%	39.3	46.4	47.1	50.5
男女間賃金格差※3	全ての従業員	%	61.4	61.6	66.1	67.6
	うち正規雇用社員	%	58.5	58.8	60.1	61.5
	うちパート・有期雇用社員	%	89.7	89.5	105.2	107.4
外国籍雇用者数※4		人	158	230	193	189
障がい者雇用率※5		%	2.3	2.3	2.3	2.4
育児休業取得者数※6・7	全ての従業員	人	193	341	364	367
	うち男性従業員	人	71	212	227	233
育児休業復職率※7	全ての従業員	%	98.8	96.9	98.8	99.0
	うち男性従業員	%	100	100	100	99.5
介護休業取得者数※7		人	8	7	10	19
キャリア採用比率※8	野村不動産	%	60.9	45.2	46.0	46.2
	野村不動産ソリューションズ	%	28.9	49.4	45.0	22.2
	野村不動産パートナーズ	%	44.4	59.3	43.2	65.4
	野村不動産ライフ&スポーツ	%	37.5	50.2	51.2	40.9

※1 「女性従業員比率」は海外法人を含みます。

※2 各年度中に採用した人数を示しています（入社は翌年度4月付）。

※3 男性の賃金に対する女性の賃金の割合。なお、当社グループでは、男女間で同一の賃金制度を適用しており、同等級内において共通の処遇を行っています。
また、人事評価に関しても男女共通の基準で実施しており、人事制度上の男女間の差異は設けておりません。

※4 海外に拠点を置く現地法人等への勤務者も含みますが、外国人技能実習生は除いています。なお、連結子会社を対象としており、一部集計方法を変更しています。

※5 障がい者雇用率は、翌年度の6月1日時点のものです。対象は、障がい者雇用率制度の対象となるグループ企業です。

※6 2023年3月期より、厚生労働省指針（育児休業取得状況の公表の義務化）にあわせた有価証券報告書の開示計算に則った開示に変更しています。

※7 国内連結子会社のみを対象としています。

※8 労働施策総合推進法に基づく正規雇用労働者数に占める正規雇用の中途採用者数の割合を公表しています。

ESGデータ集（社会）

取り組み

全社員活躍に向けた取り組み

1on1ミーティングの推進と心理的安全性の醸成

当社グループは社員の成長とウェルネスを実現するために、日々の業務推進における社員の心理的安全性が確保されることが重要と考え、2020年10月よりグループ全体で1on1ミーティングを導入しています。導入にあたっては、当社オリジナルの1on1ハンドブックをグループ全役職員に配布、および全管理監督者に対する1on1導入ガイダンスを実施しました。
また、2025年12月には、グループ全職員を対象にグループ共通で1on1に関するグランドルールや実施状況などを振り返るe-learningを実施しました。
なお、1on1ミーティング実施の進捗度に関しては、毎年グループ全社でアンケートを実施し、実施頻度などを確認しています。

「◎あなたの声があしたをつなぐ!」　野村不動産グループ 従業員意識調査を実施

野村不動産グループ職員が普段捉えている会社や職場の良い点や課題点を経営と共有し、よりよい職場づくりに活かすことを目的とし、2022年8月からグループ合同で「◎あなたの声があしたをつなぐ!」野村不動産グループ従業員意識調査を実施しています。グループ全体で、従業員の職場や仕事に対する達成感（自身への期待値や業績責任）、職場における心理的安全性、仕事から得られる活力（ウェルビーイング）や業務量などについて計測、各指標の見える化を実施し、グループ共通課題に対する施策の検討等のグループシナジーをより一層促進しています。また、調査結果を踏まえた振り返りを各職場単位でも実施しています。

女性の活躍促進に向けた取り組み

グループ各社では、女性の活躍推進にかかる取り組みを進めており、採用、継続就業、両立支援、登用に関しての課題を分析し、各種課題についての施策を実施しています。

女性管理職、女性マネジメント職層比率

女性管理職比率、女性マネジメント職層比率に関しては、年2回開催の人材・ウェルネス・D&I委員会にてモニタリングを実施しています。2030年までに女性マネジメント職比率20%を目指していましたが、2026年3月末時点で目標の20%を達成しました。更なる女性活躍の機会を推進すべく、新たな目標となる指標を検討しています。将来のパイプライン確保のため、採用、継続就業、登用において施策を実施しています。一例として、2023年より当社グループの役員・新任部長・現任部長が集う「女性リーダーの会」を開催し、参加者のネットワーキングを図っています。また、一部グループ会社においてはスポンサリング制度を導入するなど、女性の活躍機会の拡大や多様な視点を取り入れた組織づくりのため、女性管理職比率、女性マネジメント職層比率の向上に取り組んでいます。

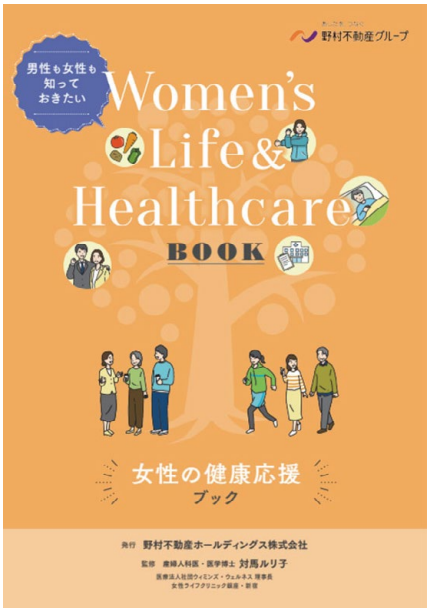
男女間賃金格差縮小に向けた取り組み

当社グループは男女間で同一の賃金制度を適用しており、同等級において共通の処遇を行っています。また、人事評価に関しても男女共通の基準で実施しており、人事制度上の男女間の差異は設けていません。一方、女性管理職比率が低いことが男女間の賃金差異の主要因となっています。女性採用比率の向上、女性の継続就業・登用・リーダー育成に関する施策の実行などの取り組みにより、女性管理職比率の向上を図り、男女間の賃金差異の縮小に努めていきます。

有価証券報告書 > 第4【提出会社の状況】> 5【従業員の状況等】

女性の健康セミナーの実施

当社グループは、女性特有の健康課題に配慮した職場環境の整備や適切なマネジメントの促進に向け、新任基幹職を対象にセミナーを年1回実施しており、2026年3月期は217名が参加しました。また、女性社員に対しては、健康課題に直面したときに適切に対処できるよう、自身の健康についての正しい知識の把握・習得を目的に健康サポートセミナーを年1回実施しています。2026年3月期は322名がオンライン形式で参加しました。



女性の健康応援ハンドブック

仕事と子育て介護との両立支援

当社グループでは、次世代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するための法律「次世代育成支援対策推進法」に基づき、育児休業をはじめとしたさまざまな制度を整えています。
野村不動産ソリューションズ・プライムクロスの2社は、上記法律に基づき、子育てサポート企業として認定され、「次世代認定マーク（愛称：プラチナくるみん）」を取得しています。ほか、野村不動産、野村不動産投資顧問、野村不動産ライフ&スポーツは「くるみん」を取得しております。また、野村不動産ライフ&スポーツは女性活躍推進法に基づく認定マーク「えるぼし（3つ星）」を、野村不動産、野村不動産投資顧問、野村不動産ソリューションズ・プライムクロスの2社は「えるぼし（2つ星）」を取得しています。
加えて、イントラネットなどを通じて制度の周知等を行い、制度を活用しやすい職場環境を整備しています。2026年3月期に育児休業から復職者は321名おり、男女それぞれの復職率は男性99.5%、女性98.3%でした。
また野村不動産などでは、産育休・介護・休職者専用サイトを設置しており、復業支援の体制を構築しています。

ニュースリリース（野村不動産グループ13社「イクボス企業同盟」に加盟）
ニュースリリース（グループ8社にて、「出生時育児休業（産後パパ育休）」を100%有給化）

主な育児・介護を支援する制度

各種制度	内容
育児休業	性別問わず、育児のために、子供が満3歳になるまで 休暇取得が可能
育児短時間勤務	性別問わず、子供が小学校3年生まで、短時間勤務が可能
介護休業	最長通算3年、かつ、分割取得による休暇取得が可能
介護短時間勤務	介護を要する家族の介護のために、最長3年間の短時間勤務が可能
休日保育支援※1	土日祝出勤が必要な社員に対して、土日祝の保育費用を補助
男性従業員の バース休暇制度※1	子の出産直前から産後一定の期間に取得できる5日間の特別休暇（年次有給休暇とは別途付与）

アンダーライン：法定以上の制度設計

※1 野村不動産、ほか一部事業会社が対象

LGBTQ＋活躍推進

当社グループはLGBTQ＋活躍推進の取り組みとして、階層別の研修、「職場のためのLGBTハンドブック」の作成・活用、当事者によるコラムの発信等の啓蒙活動を継続的に実施しています。
また、野村不動産グループ従業員を対象とした意識調査を実施し、LGBTQ＋当事者が自分らしく働くことができる職場だと感じられるかを把握するため数値のモニタリングを実施しながら、環境の整備に努めています。あわせて、野村不動産レジデンシャル事業本部では「LGBTQ＋当事者も含めた誰もが安心してすまい探しのできる社会の実現」を目指し自発的に「D&I推進チーム」が発足しました。
また、LGBTQ＋等のセクシャル・マイノリティに関する企業や団体の取り組みが評価される「PRIDE指標2025」において、野村不動産ホールディングス、野村不動産、野村不動産投資顧問、野村不動産ソリューションズ、野村不動産パートナーズ、野村不動産ライフ&スポーツが「ゴールド」、野村不動産ライフ&スポーツは「レインボー」にも認定されました。

※「PRIDE指標」は、LGBTQ+に関するダイバーシティ・マネジメントの促進と定着を支援する任意団体work with Prideが2016年より創設した企業・団体のLGBT等の性的マイノリティに関する取り組みを表彰する制度です。

※ LGBTQ＋：レズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシュアル（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）、クエスチョニング（Questioning）、これらに当てはまらない「＋」の頭文字をとったセクシュアルマイノリティの総称

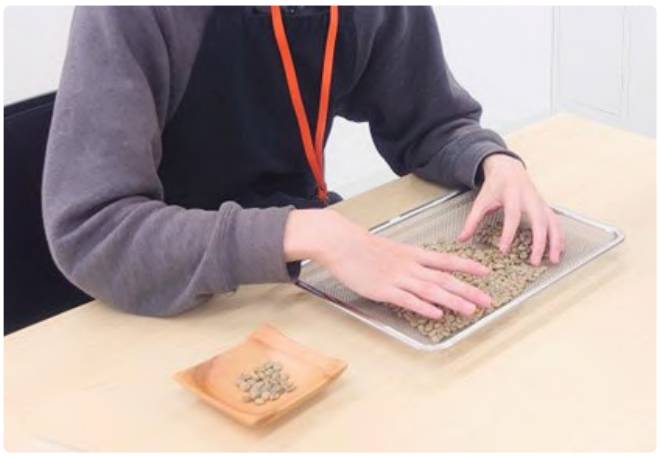
ニュースリリース

障がい者活躍推進

当社グループでは、これまで以上に障がい者の採用を積極的に行うために、野村不動産においては、屋内型農園施設・ロースタリー型障がい者支援を導入している他、2025年10月より新たな職制創設にもとづく本社採用を実施しております。また、野村不動産ソリューションズではサテライトオフィスにて、新たな就業機会を提供しています。



屋内型農園施設での勤務の様子



ロースタリー型障がい者支援施設での勤務の様子

加えて、野村不動産ライフ&スポーツでは7名、野村不動産パートナーズでは2名の障がい者アスリートを雇用し、競技生活と仕事の両立を目指す雇用形態とするなどの活動支援を行っています。

障がい者スポーツ支援

シニア活躍推進

野村不動産では、シニア世代の豊富な経験やスキルを引き続き事業発展の推進力とし、本人たちにも活躍の場を提供すべく、2025年4月より定年年齢を65歳までに引き上げています。また、65歳の定年退職後も就業を希望する従業員に対し、再雇用制度による雇用延長を実施しています。本制度の下、本人の希望に応じて最長70歳まで雇用機会を確保します。また、その他一部のグループ会社でも、65歳以降も本人の希望によりパートタイマーとして働ける雇用制度を設け、シニア世代の希望に沿った働き方を支援しています。

グローバル人材の活躍推進

当社グループは、採用に際して、人種、民族、国籍、年齢、性別、性的指向、性自認、障がいの有無、宗教、信条、社会的身分、ライフスタイル、ライフステージ等によって不利益が生じないよう、社内整備したハンドブック等を用いて、配慮しています。また、従業員の信教にともなう慣習・行為に対しては、一定のルールに基づいた上で配慮ある対応をとっています。ほか、多様な価値観を持つ人材が個々の能力を最大限に発揮し、新たな価値創造につなげていけるよう、人種、民族、国籍、宗教などを問わずグローバルに活躍できる人材を採用し、活躍を支援しています。特に、グループ会社が拠点を構える英国、米国、ベトナム、タイ、フィリピン、シンガポール、中国・香港では、国・地域ごとに異なるニーズを迅速かつ的確に汲み取り、事業活動に反映していくべく、積極的に現地人材を採用し、海外戦略の強化を図っています。

グローバル人材確保に向けた主な取り組み事例

対象	主な取り組み
グローバル人材雇用	外国人留学生向け採用イベントへ参加

外国人技能実習生の受け入れとコミュニケーション

勉強会の実施

グループ新任基幹職研修でのアンコンシャスバイアス研修の実施

野村不動産グループ新任基幹職に向けた階層別研修の一つとして、アンコンシャスバイアス（無意識の偏見）に関する研修を毎年実施しています。

インクルーシブデザインワークショップ

当社グループは、インクルーシブデザインを「商品・サービスづくり等のプロセスへ多様な背景・価値観を持つ人々の参画により、新たな気づきを得て、まだ見ぬ価値を創造するための手法」と定義しています。また、インクルーシブデザインを推進し、まだ見ぬ価値を創造するため、外部企業のサポートのもと「インクルーシブデザインワークショップ」などを実施しています。



インクルーシブデザインワークショップから生まれた「BLUE FRONT SHIBAURA アクセシビリティマップ」


視覚障がいのある方とのインクルーシブデザインワークショップ

人権

ガバナンス 方針 戦略 リスク管理 指標と目標 取り組み

ガバナンス

ガバナンス（社会）

方針

当社グループは下記の国際文書に基づいた人権方針を策定しています。

- 「国際人権章典」（「世界人権宣言」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」）
- 「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」
- 「国連グローバル・コンパクトの 10 原則」
- 「子供の権利とビジネス原則」
- 「ビジネスと人権に関する指導原則」

国際規範に従い、児童労働・強制労働・人身取引への加担などは行いません。

人権方針

戦略

背景・ねらい

- 事業を通じた人権問題への取り組みは社内外の関心・期待が高まっている
- 特に人や街・コミュニティを未来へつなげていく企業グループとして、あらゆる人がウェルネスを実感できる持続可能な社会を実現する責任がある
- 従って、あらゆる人の尊厳と基本的人権を尊重して行動することが、当社グループの事業活動における不可欠の前提である
- その上で、人権が尊重される環境づくりや適正な労働環境の普及、サプライチェーン全体での人権配慮の推進を通じて、ステークホルダーとともに持続可能な社会の実現と当社グループの持続的な成長と価値創出を目指す

ビジネスモデルやバリューチェーンへの影響

当社グループでは人権方針策定時に、バリューチェーン全体の人権リスクについて調査しました。
「潜在的な人権への影響の深刻度（規模・範囲・是正困難度の3要素で構成）」「人権への影響が生じる可能性（国別状況・業界状況の2要素で構成）」の2軸で行った調査により、海外事業および外国籍労働者の雇用の場面でリスクを認識しています。
加えて、2026年3月期には事業領域の拡大に合わせて、事業特性やサプライヤー業種、国内外の事業環境ごとに人権リスクを再評価しました。特にサプライチェーン上の人権については、サプライヤー業種ごとのリスク特性を整理し、業種別のリスク評価を実施しています。業種ごとに異なる人権リスクをより正確に把握することで、実態に即した人権デュー・デリジェンスの推進につなげています。

リスク	機会
・すべての役職員の基本的人権の尊重、ハラスメントの防止、働きやすい労働環境の整備が不十分な場合に、人材の定着や従業員エンゲージメントの低下を招き、事業運営に影響を及ぼす可能性がある ・サプライヤー、ビジネスパートナーにおいて「人権方針」「調達ガイドライン」に反する行為が発生した場合、サプライチェーンの強靭性や信頼性の低下を招くおそれがある	・さまざまなステークホルダーの人権を尊重し、適正な労働環境の整備やサプライチェーン全体での人権配慮を推進することは、人権尊重の実現と適正な労働環境の普及につながるとともに、当社およびステークホルダー双方の持続可能性の向上に寄与する

リスク管理

社会・環境に関するリスク管理

人権課題への対応計画（3カ年ロードマップ）

指標と目標

目標・KPIと実績データ

項目	2030年目標	単位	2026年3月期実績
KPI 人権デューデリジェンスの体制構築	年度毎に目標設定	―	①社内：外国籍従業員の労働環境改善 ②社外：サプライヤーの技能実習生就労実態調査 ③海外事業における人権リスク把握に向けた海外拠点現地実査 ④人権相談窓口の運用継続
KPI 人権関連研修参加率	100	%	100※1

※1 グループ合同で実施したオンライン研修「人権・D&I 研修」の参加率

2030年までの重点課題（マテリアリティ）に関する計測指標（KPI）

その他実績データ

項目			単位	2023年3月期実績	2024年3月期実績	2025年3月期実績	2026年3月期実績
人権関連研修（グループ合同）	新入社員	参加率	%	100	100	100	100
		参加者数	人	263	304	348	386
	新任マネジメント（基幹）職	参加率	%	100	100	100	100
		参加者数	人	168	217	220	217
	キャリア入社	参加率	%	100	100	100	100
		参加者数	人	262	269	326	270

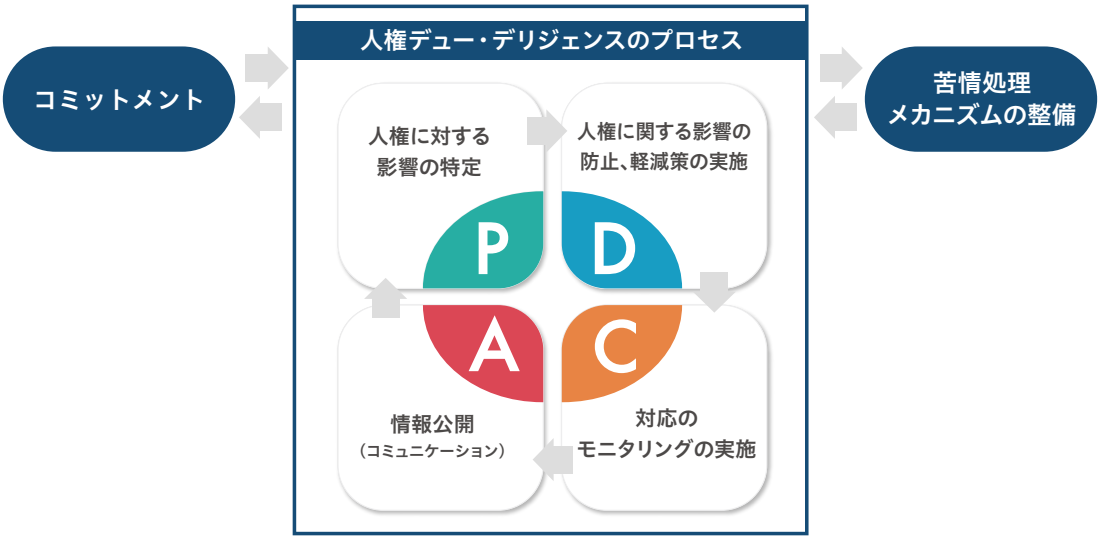
ESGデータ集（社会）

取り組み

人権デュー・デリジェンスによる課題特定

当社グループの事業活動および取引関係により当社の事業、商品、サービスに直接関係する人権への負の影響を特定し、それらを防止および軽減させることを目的に、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく、人権デュー・デリジェンスを推進しています。

人権デュー・デリジェンスの実施プロセス



人権に関するこれまでの取り組み

時期	主な取り組み内容
2021年3月期	・人権に関する国際規範に則った活動を強化・推進していくために、人権分科会を発足し、人権方針の策定等を開始 ・主要サプライヤー 10社を対象としたサステナビリティに関するモニタリング面談を実施
2022年3月期	・「野村不動産グループ人権方針」を策定・公表 ・当社グループにおける顕著な人権課題を特定 ・当社グループ内における人権課題の現状把握を目的にグループ全体のデスクトップ調査を実施 ・比較的人権リスクが高い事業として、施設運営・管理業、ホテル業、海外事業（当社グループの日本法人6社、ベトナム法人1社の計7社）に対してヒアリングおよびアンケートにて詳細調査を実施 **4つの優先課題の特定** ①従業員のウェルネスと人権 ②海外事業・外国人労働者 ③サプライチェーン上の人権 ④救済措置
2023年3月期	・ウェルネス、D&I推進委員会を中心に各種施策実施（有給休暇取得促進などの施策実施） ・海外事業におけるプロジェクト評価基準に人権要素を組入れ ・社内における人権リスク確認チェックリスト作成 ・サプライヤー向けの外国人技能実習生雇用状況ヒアリングシート作成&配布 ・海外拠点勤務者向け内部通報制度の改修と周知 ・優先的に取り組む課題に関する3年間のロードマップ策定
2024年3月期	・ウェルネス、D&I推進委員会を中心に各種施策実施（1on1ミーティング実施率向上などの施策実施） ・人権要素を組み入れた海外プロジェクト評価基準を運用開始 ・人権リスク確認チェックリスト運用開始&一部事業会社へ直接ヒアリング ・外部コンサル会社同席によるサプライヤー直接面談を実施

時期	主な取り組み内容
2025年3月期	・「人材・ウェルネス・D&I委員会」を中心に各種施策実施（インクルーシブデザインの認知度向上などの施策実施） ・国別の人権リスク把握のため海外拠点（ベトナム）における現地実査を実施 ・人権要素を組み入れた海外プロジェクト評価基準に基づくデスクトップ調査を実施 ・木材調達におけるトレーサビリティ体制構築の検討開始 ・野村不動産グループ人権相談窓口の新設、運用開始 ・3年間の取り組みロードマップの更新
2026年3月期	・「人材・ウェルネス・D&I委員会」を中心に各施策を実施（障がい者の方々の活躍を目指し野村不動産において「インクルーシブセンター」を設置し運用を開始 ・浜松町ビルディング内装解体現場において、一次サプライヤーおよび二次以降のサプライヤーと連携した現場実査を実施 ・国別人権リスク把握を目的として、タイにおける海外拠点・建設現場実査を実施 ・IOM、ILO、OHCHR等とのエンゲージメントを実施 ・「野村不動産グループ 木材調達ガイドライン」の策定、運用開始 ・サプライヤー業種別リスク再評価

人権デュー・デリジェンスの対象

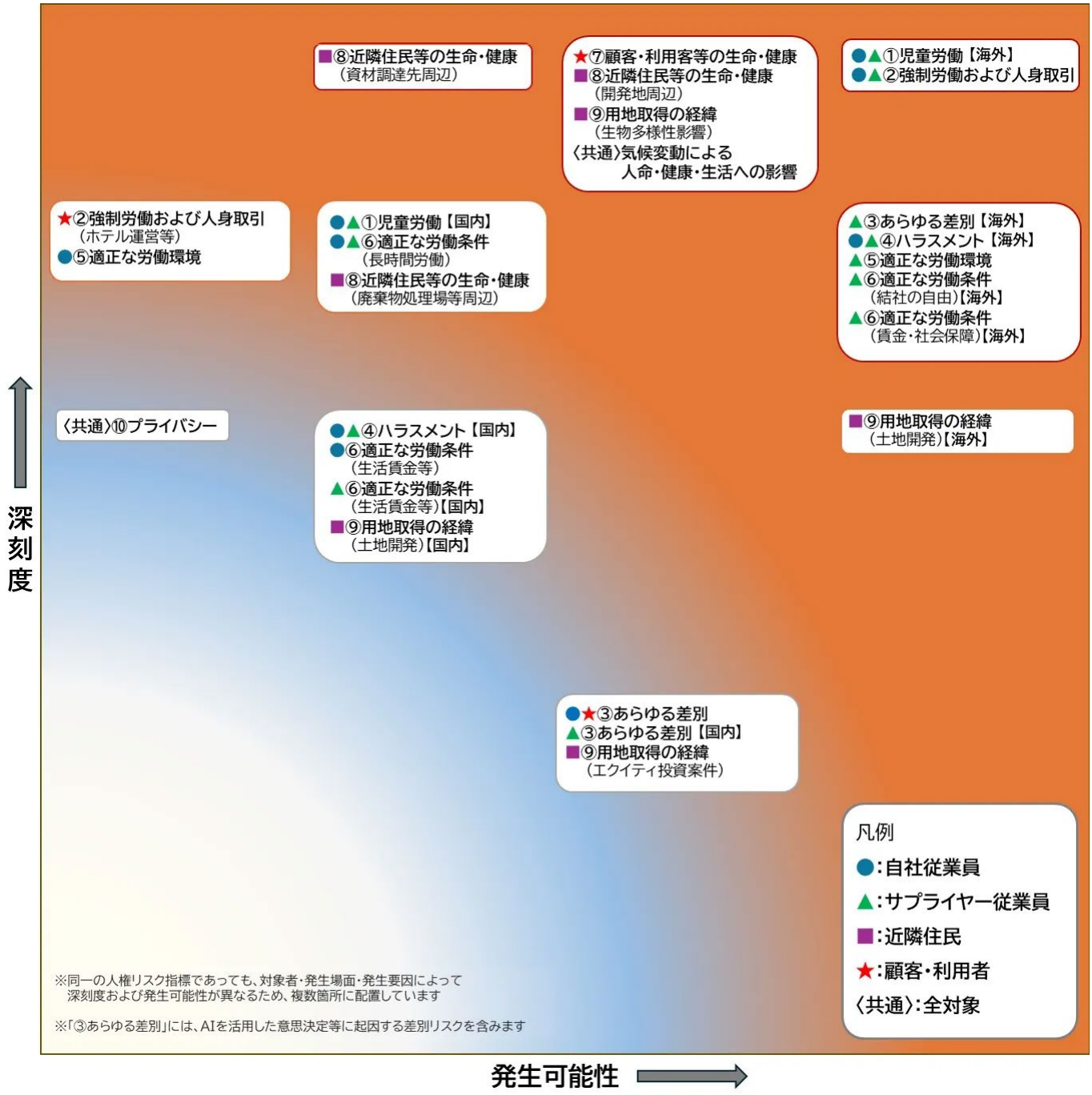
対象事業	不動産開発事業、不動産運営事業（特に、ホテル事業における運営）、海外事業（特にベトナム、タイ、フィリピン）
対象者	当社グループ従業員（特に外国籍従業員） サプライヤーの従業員（特に外国人技能実習生） 顧客、近隣住民
人権リスク指標	①児童労働 ②強制労働および人身取引 ③あらゆる差別 ④ハラスメント ⑤適正な労働環境 ⑥適正な労働条件 ⑦顧客・利用客等の生命・健康 ⑧近隣住民等の生命・健康 ⑨用地取得の経緯 ⑩プライバシー

人権課題への対応計画（3カ年ロードマップ）

2022年3月期までに実施した人権リスク評価に基づき、「従業員のウェルネスと人権」「海外事業・外国籍労働者」「サプライチェーン上の人権」「救済措置」の4つを優先課題として特定し、2023年3月期から2025年3月期までを対象とした3ヵ年ロードマップを策定し、人権デュー・デリジェンスに取り組みました。
その後、2025年3月期に初回ロードマップの最終年度を迎えたことから、これまでの取り組み状況に加え、外部環境や社会情勢の変化、海外拠点における実地調査結果などを踏まえ、人権課題の再評価を実施しました。

再評価にあたっては、人権課題を対象者別に再整理するとともに、社内外のステークホルダーとの意見交換を通じて課題認識と現場実態との整合性を確認しました。その結果を踏まえ新たな3ヵ年ロードマップを策定しています。現在は、2026年3月期より運用を開始した新たな3ヵ年ロードマップに基づき、人権デュー・デリジェンスを推進しています。

人権リスクマップ



新たな3ヵ年ロードマップの運用開始後も、人権課題の評価および見直しを継続的に実施しています。2026年3月期は、ロードマップ初年度の取り組み結果や社会環境の変化を踏まえ、人権リスクマップを更新しました。
今後も定期的な評価・見直しを行い、人権課題への対応の高度化を図るとともに、人権リスクの予防・低減と適切な事業活動の推進に取り組んでいきます。

人権課題に関する対話とエンゲージメント

当社グループは、人権課題に対する理解を深め、課題認識と現場実態との整合性を確認するため、社内外のステークホルダーとのエンゲージメントを実施しています。

建設・不動産『人権デュー・ディリジェンス推進協議会』を通じた業界連携

当社グループは、サプライヤーであるゼネコン3社および不動産ディベロッパー 6社（当社含む）の計9社による建設・不動産『人権デュー・ディリジェンス推進協議会』に参加しています。
当会は、「ビジネスと人権に関する指導原則」が企業に求める「他者の人権を侵害することを回避し、関与する人権への負の影響を防止・軽減・是正する措置を講じる」責任を果たすために発足されました。

同業他社および主要サプライヤーであるゼネコンと連携を通じて、サプライチェーン全体における強制労働をはじめとする人権侵害の予防・軽減と、人権デュー・デリジェンスの高度化に取り組んでいます。

ニュースリリース

人権課題に関する意見交換

当社グループは、建設・不動産『人権デュー・ディリジェンス推進協議会』等を通じ、NGOや弁護士などとの対話を実施しています。加えて、2026年3月期は、海外拠点における人権デュー・デリジェンスの一環として実施した現地実査においては、国際移住機関（IOM）タイ事務所・フィリピン事務所、国際労働機関（ILO）タイ事務所、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）などとのエンゲージメントを実施し、地域特有の人権課題に関する意見交換を行っています。
これらの対話を通じ、アジア太平洋地域における強制労働や労働環境に関する課題について意見交換を行い、外国籍従業員に係る人権リスクや育成就労制度への移行に関する示唆を得ました。これらを踏まえ、今後の活動や計画に反映することで、国際規範に基づく適切な事業活動を推進していきます。

従業員のウェルネスと人権

ウェルネス経営の推進

海外事業・外国籍労働者

海外事業における人権リスクの把握と対応

当社グループでは、海外事業における人権リスクへの対応として、国際法と現地法が矛盾する場合、国際法を優先する旨を契約書に反映するなどの取り組みを行っています。また、外国籍従業員採用時における人権チェックシートを運用しています。

加えて、重点テーマである「海外事業・外国籍労働者」において、2026年3月期は、主に以下2つの人権デュー・デリジェンスを実施しています。

① 海外事業における国別リスク把握を目的として、タイを訪問し、現地法人およびパートナー企業との連携による建設現場実査
② 海外プロジェクト評価基準に基づくベトナムにおけるデスクトップ調査

上記①および②のアセスメントにおいては、現時点で重大な人権リスクは確認されませんでした。今後も国別リスクの把握を深めるとともに、対象国の範囲拡大を図るため、当社グループが事業を展開する各国において実地調査を実施し、海外事業における人権リスクの予防・低減を図るとともに、責任ある事業活動の実現に取り組んでいきます。

外国人技能実習生の受け入れとコミュニケーション

当社グループの野村不動産パートナーズは、インドネシア、ベトナム、フィリピン、ミャンマーから外国人技能実習生を受け入れています。実習生たちが安心して仕事に取り組めるよう、労働環境の整備、安全基準の徹底に加え、適切な生活環境の提供などに配慮し、受け入れを行っています。受け入れた技能実習生に対しては、上長との定期的な面談の機会（ラインケア）に加え、環境衛生統括部採用研修課スタッフや特定技能（当社技能実習生を満了した者）による実習生寮巡回・生活支援・メンタルケアなどのサポート体制を設け（スタッフケア）、実習生個々の意見・要望・相談・悩み事の吸い上げを行っています。
また、日本語勉強会（週1）・日本文化体験（毎月）・交流会（年1）を行っています。
今後は、受け入れのさらなる拡大を検討しており、技能実習生の人権に一層配慮した対応とコミュニケーションが不可欠と認識しています。


日本文化体験会の様子


BBQ風景（交流会）

『インクルーシブなアクションを起こす一歩は、日常を知ることから。インクルーシブデザインワークショップ・外国人ワーカー編【前編】』

サプライチェーン上の人権

サプライチェーンにおける人権リスクの把握と対応

当社グループは、サプライチェーンにおける人権課題への対応を目的として、取引先に「調達ガイドライン」を配布し、人権尊重への理解と取り組みを要請しています。2026年3月期は、外国人技能実習生に関する項目を含むアンケートを主要サプライヤー約300社に実施し、163 社（調達金額総額のうち、主要サプライヤーからの調達金額が占める割合：56.4%）から回答を得ました。回答結果を踏まえ、約10社を対象にモニタリング面談や勉強会を実施し、人権リスクの低減や社内体制整備を支援しています。

過去5回のアンケート調査を通じて、一律の管理手法では業種ごとの人権リスクを十分に把握できない可能性があると認識したことから、2026年3月には事業特性やサプライヤー業種の特性を踏まえた人権リスクの再評価を実施しました。

サプライヤー業種別人権リスク評価結果

人権リスク指標	建設・専門工事	廃棄物処理	不動産管理運営（清掃など）	資機材製造・加工	人材仲介	原材料生産
①児童労働	●	●		●		●
②強制労働および人身取引	●		●	●	●	●
③あらゆる差別	●	●	●	●	●	●
④ハラスメント	●	●	●	●	●	●
⑤適正な労働環境	●	●	●	●	●	●
⑥適正な労働条件	●	●	●	●	●	●
⑦顧客・利用客などの生命・健康	●					
⑧近隣住民などの生命・健康	●	●				●
⑨用地取得の経緯	●	●				●
⑩プライバシー						

※ ●は相対的にリスクの高い項目

評価の結果、業種によって想定される人権リスクが異なることを確認しました。今後は当該再評価を踏まえ、業種ごとのリスク特性に応じたアンケート設計、モニタリングやエンゲージメントを実施することで、人権デュー・デリジェンスの高度化を検討していきます。
また、サプライヤー約150社を対象に人権デュー・デリジェンスの重要性および調達ガイドラインに関する勉強会を開催し、人権課題への理解促進と意識向上を図りました。
今後は対象範囲を拡大しつつ、人権デュー・デリジェンス体制のさらなる高度化を図り、サプライチェーン全体での人権課題に取り組んでいきます。

リスクレベルに応じたエンゲージメントの推進

救済措置

苦情処理メカニズムの整備

当社グループは、雇用形態に関わらず、すべての従業員が利用できる人権問題の複数の相談窓口に加え、お取引先様から当社グループの従業員による人権侵害など倫理規程に抵触する恐れのある行為について通報いただく窓口を設置しています。
これらの相談窓口に通報・相談が寄せられた際には、匿名で通報を受け付けるとともに、秘密を厳守します。また、調査の結果、明らかに人権の尊重に対する違反行為がある事案に関しては、加害者に対し、しかるべき措置をとるとともに、被害者や、通報者が通報を理由に不利な取り扱いを受けないよう、保護しています。

このように、複数の相談窓口を設けることにより、相談しやすい環境を整え、問題の早期発見と解決、再発防止策に取り組んでいます。
相談窓口では、半期ごとにリスクマネジメント委員会、法令違反・不正に関するものはリスクマネジメント委員会に加えて監査等委員会に報告を行い、経営層が相談窓口の運用状況のモニタリングを行っています。
なお、2026年3月期の差別やハラスメントに関わるものとしてグループ窓口への相談件数は86件で、事実について調査を行い、適宜対応を行いました。
今後、相談窓口の実効性を向上させるために、体制面の強化等を図っていく予定です。

人権に関する相談窓口

	窓口	対象者	概要
人権・ハラスメント相談窓口	社内・社外	グループ役職員	人権・ハラスメントに関する相談受付窓口
野村不動産グループ・ヘルプライン	社内（国内）	グループ役職員（相談等の日から1年以内にグループ各社に所属していた者）	業務上の法令・社規社則・運用ルール等に関する違反行為、不正行為等に関する相談または通報受付窓口
野村不動産グループ・グローバルヘルプライン	社内（海外）	グループ海外現地法人に直接採用された役職員	業務上の法令・社規社則・運用ルール等に関する違反行為、不正行為等に関する相談または通報受付窓口
野村不動産グループ人権相談窓口	社内（国内）	ステークホルダーの皆様	当社事業に関わるステークホルダーの皆様に向けた人権に関する相談窓口

野村不動産グループ・ヘルプライン

グループ役職員への人権研修

階層別研修

当社グループは、人権の尊重に対する理解を深めるために、階層別研修などの機会を利用し、人権に関する教育を行っています。
2026年3月期に実施した、グループ社員を対象とした人権関連研修（Eラーニング研修）の参加率は100%でした。
あわせて、「LGBTQ＋」※に対する理解と職場における対応に関する項目も記載しています。

※ LGBTQ＋：レズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシュアル（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）、クエスチョニング（Questioning）、これらに当てはまらない「＋」の頭文字をとったセクシュアルマイノリティの総称

ウェルネス経営の推進

ガバナンス 方針 リスク管理 指標と目標 取り組み

ガバナンス

ガバナンス（社会）

方針

ウェルネス経営に関する方針（労働慣行に関する方針）

当社グループは、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」に基づいた人権方針を策定し、取り組みを推進しています。こうした全体方針のほか、野村不動産グループ行動指針である「私たちが大切にすること」に「活き活きと働くウェルネスの実現」を掲げ、従業員が心身ともに健康で、活き活きと仕事に取り組むことができるよう、健全で公正な労働慣行の実践と「ウェルネス経営」の推進に取り組みます。従業員の公正な評価、生活賃金の保証を含めた適正な報酬、公平な福利厚生を目指すとともに、結社の自由や団体交渉権などの基本的な労働者の権利を尊重します。
また、「野村不動産グループ倫理規程」に定める「健全で働きやすい職場環境の維持、向上」の考え方に基づき、安全・衛生管理の徹底、過重・長時間労働や労働災害の防止に努め、従業員の心身の健康と安全を確保するための職場環境の整備および意識啓発に取り組みます。
さらに、2019年5月に署名した国連グローバル・コンパクトの労働に関する原則を支持し、その原則に基づき、継続的な取り組みを推進します。

人権方針

実現に向けた重要テーマ

・社員の成長と働きがいのある企業グループへの成長
・社員一人ひとりの多様な能力を引き出すマネジメント人材・リーダー人材の育成
・社員一人ひとりが自発的にそれぞれの可能性を伸ばすリスキリングの導入

リスク管理

社会・環境に関するリスク管理

指標と目標

実績データ

項目		単位	2023年3月期 実績	2024年3月期 実績	2025年3月期 実績	2026年3月期 実績
従業員1人当たりの法定時間外労働		時間/月	11.03	8.67	9.87	10.27
有給取得率		%	69.4	69.9	75.7	76.3
人間ドック・健康診断の受診率※1		%	100	100	100	100
欠勤率		%	0.36	0.43	0.36	0.44
職場へのエンゲージメント（5点満点）		点	3.87	3.91	3.96	3.96
（グループ）意識調査回答率		%	92.4	94.4	96.8	96.3
従業員の労働災害 死亡事故件数		件	0	0	0	0
請負業者における労働災害 死亡事故件数		件	1	2	1	0
LTIFR※2		ー	1.00	3.14	0.91	0.25
LTIR※3		ー	1.00	0.93	0.71	0.25
平均勤続年数※4	全体	年	10.87	10.98	10.21	10.85
	男性	年	12.11	12.12	11.78	12.03
	女性	年	8.24	8.72	7.63	8.78
離職率※5	全体	%	5.6	5.0	5.5	5.6
	男性	%	5.4	4.8	5.8	5.7
	女性	%	6.0	5.3	5.0	4.9
	自己都合離職率	%	4.7	4.3	4.7	4.8
ストレスチェック回答率※6		%	94.5	97.1	97.1	98.1

※1 野村不動産単体実績（請負業者を含まない）

※2（休業を伴う労災件数／総労働時間）×1,000,000

※3（死亡および休業災害人数／総労働時間数）×1,000,000（請負業者を含まない）

※4 2024年3月期より計算方法を変更しております。

※5 離職率には定年退職者を含みます。

※6 野村不動産単体実績

ESGデータ集（社会）

取り組み

労働に関するリスク管理と法令遵守

当社グループは、各国の労働に関する法令を遵守するとともに、管理を徹底し、必要に応じて改善する体制を整えています。特に超過勤務時間の削減に努めており、グループ各社の36協定（時間外労働）についての実態把握と遵守状況を調査した上で、野村不動産ホールディングス取締役会にて、報告・確認を毎月行っています。遵守について懸念のある会社や案件に関しては、対応を検討し、改善を図っています。野村不動産においては、取締役会にて、毎月、本部別の労働時間や休日休暇取得状況について調査・報告し、課題の共有と改善に向けて取り組んでいます。

なお、現在、労働安全衛生に関するマネジメント規格であるISO45001を受けている事業所はありません。

野村不動産グループのウェルネス経営への取り組み

当社グループは、職員の心身の健康を何よりも大切にし、すべての役職員が、心身ともに健康で、活き活きと仕事に取り組むことが企業の持続的な成長につながる「ウェルネス経営」を目指します。野村不動産グループでは、国内グループ15社において、アンケートを実施し、社員のパフォーマンス発揮状況（アブセンティーズム、プレゼンティーズム、ワークエンゲージメント他）やヘルスリテラシー、生活習慣リスク等を調査しています。
2022年3月期は2回実施し、2023年3月期以降は年1回の実施を継続しています。数値の結果を人材・ウェルネス・D&I委員会にてモニタリングし、グループでのウェルネス経営施策につなげていくことで、活き活きと働くウェルネスの実現のため、ウェルネス経営を推進しています。

野村不動産

野村不動産ソリューションズ

野村不動産パートナーズ

野村不動産ライフ&スポーツ

野村不動産コマース

野村不動産ホテルズ

プライムクロス

経営層による健康と安全の改善への取り組み

当社グループは、野村不動産ホールディングスの代表取締役社長グループCEOおよび代表取締役副社長グループCOOと従業員が直接対話する機会を定期的に設け、職場風土や労務に関する現場の課題を共有し、職場環境の改善を図っています。2026年3月期は、延べ20回実施し、「2030年ビジョンへの共感」、「さらなる組織・グループ間連携に向けて」をテーマに191名の社員と対話を行いました。本ミーティングにて出された提案や意見については、内容を検討し、人事制度を改善するなど、従業員の健康と安全を担保するための取り組みとして推進しています。

過重労働の防止

当社グループは、従業員の過重労働を防止するためのさまざまな取り組みを実施しています。

【主な施策】

- 業務棚卸による業務削減、BPO含む外部委託
- AIやRPAの活用
- モバイルPCの導入促進
- テレワーク/時差勤務・フレックスタイム制勤務の促進
- サテライトオフィス利用促進
- PC利用時間制限
- 長時間労働へのアラート発信
- グループ本社移転に伴う新しい働き方トライアルを実施中
- サテライトオフィス（H[1]T）の活用

※ 上記施策の導入状況は個社ごとに異なります。

これらの取り組みは、過重労働防止の観点で重要な施策となっています。また、「1カ月当たりの労働時間が一定時間を超過した従業員」に対しては、「疲労蓄積自己診断チェックリスト」による体調確認を行い、部室店長へのフィードバックを実施するとともに、本人には産業医との面談などの健康確保措置を実施しています。

労働安全リスクへの対策

当社グループは、労働災害ゼロに向け建設現場を中心に安全確保に向けた取り組みを実施しています。例えば、分譲マンション事業においては、工事着手時に施工会社の安全対策計画を確認し、建設中は当社建築担当者による毎月1度程度以上の現場巡回にて、施工会社が適正に計画通りの事故防止対策を実施しているかを確認し、問題点があると考えられる場合は施工現場に改善を要求し、他の施工中現場にも注意喚起を行います。事故防止対策や注意点は、「建設工事 安全・防犯対策指針」にまとめて施工会社に配付し、工事を進める上での安全対策計画に反映してもらっています。2026年3月期の労働災害死亡事項は、請負業者0件でした。

建設現場における作業者の安全衛生の確保

健康管理の充実

当社グループは、従業員の健康リスクの早期発見に努め、従業員の健康保持や安全な業務遂行を支援するため、さまざまな取り組みを行っています。

健康診断体制のさらなる拡充

人間ドックや健康診断の100%受診を徹底します。再検査の判定があった従業員には再受診の勧奨と受診確認を行っています。なお、野村不動産の2026年3月期の人間ドック・健康診断の受診率は100%でした。次年度以降も引き続き受診率100%を目指し、従業員の健康確保に努めます。
また、特定保健指導(生活習慣病のリスクが高いと判定さた方)の対象となる社員に対しては、就業時間認定をすることでプログラム参加率向上を図っております(一部個社)

ストレスチェックの実施

当社グループは、ストレスチェックテストを通じて、従業員のメンタルヘルス状況を定期的にモニタリングするとともに、メンタルヘルス関連の研修を通して、ストレスの改善に向けた取り組みにつなげています。また、高ストレス者と判定された社員には、産業医との面談勧奨を実施するなどの取組みも実施しております。

項目	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
ストレスチェック回答率(%) ※	94.5	97.1	97.1	98.1
主な研修項目(Eラーニング含む)	○マインドフルネスセミナー ○メンタルヘルス研修 ○新入社員向けセルフマネジメント研修	○メンタルヘルス研修 ○新入社員向けセルフマネジメント研修	○グループ合同の階層別研修にて「ウェルネス」をテーマに講演実施	○ラインケア(部下の心の健康を守るマネジメント)の重要性を新任基幹職研修で実施

※野村不動産単体実績

ハラスメント・健康相談体制の強化

社外専門家に相談できる「心と体の相談窓口」および「人権・ハラスメント相談窓口」の設置や、グループ内に医師や看護師が常勤する「健康相談室」を設置し、いつでも相談できる体制を整えています。相談は従業員だけでなく、ご家族も利用可能となっています。

「心と体の相談窓口」
職場や家庭、女性特有の健康問題、LGBTQ+などに関する相談を社外専門カウンセラーに電話またはメールで相談できます。

「人権・ハラスメント相談窓口」
社内のハラスメントに関する相談を社外専門カウンセラーに電話で相談できます。匿名での相談も可能です。

グループ窓口の設置

福利厚生の提供

野村不動産グループでは、「野村不動産グループ ダイバーシティ&インクルージョン推進方針」において「従業員一人ひとりの違いに着目した、実質的な機会均等を実現」と宣言しており、育児・介護事由をはじめとした、多様な社員がワークとライフの両立ができる職場環境づくりのため、さまざまな福利厚生制度を設け、充実化に努めています。

野村不動産で提供する主な福利厚生

福利厚生	概要
積立有給休暇※	付与後2年で消滅する年次有給休暇を最大90日まで積み立てることができる制度。病気の療養、介護・看護、育児、社会貢献活動等の事由に対して、積み立てた休暇を利用でき、年次有給休暇とあわせ計画的な休暇取得を可能
エフ休暇※	女性特有の体調不良の際に、月1回取得できる特別休暇。取得事由を生理日に制限せず、不妊治療や更年期による体調不良まで拡充。休暇名称を「エフ休暇」とし、取得事由を拡充することで取得のしづらさへも配慮（「エフ」は Female の頭文字）
バース休暇※	子の出産直前から産後一定の期間に取得できる5日間の特別休暇 （年次有給休暇とは別途付与）
産前・産後休暇※	産前6週（多胎14週）産後8週（有給）
出生時育児休暇※	「産後パパ育休」により可能となった出産後8週間の間の4週間における育休取得に対して、最大28日間を有給化（休業前賃金の手取り額の100%を保障。通常の給与としての支給のため、育休取得による経済的な不安を緩和）
育児休業	子が満3歳に達するまで
子の看護等休暇	小学校3年までの児童：1名5日/年、2名以上10日/年
介護休業	分割取得を含め、最長3年まで通算可能
ボランティア休暇※	激甚災害のボランティア活動に対して5日
メンタルヘルス支援	健康相談室、心と体の相談窓口、産業医・看護師による面談など
健康確保措置	産業医・保健師・看護師の設置、事後措置含む健康診断の実施
高齢者再雇用	70歳まで（1年更新）
退職金制度	会社が掛金を拠出、又は負担する退職金制度として「退職一時金・確定給付企業年金制度」と「企業型確定拠出年金制度（従業員による掛金上乗せ可能）」があります（職制により適用制度は異なる）
健康保険組合	高額療養費、出産育児一時金、傷病手当金、人間ドックなど
諸手当	家族手当、赴任者手当、単身赴任手当、住宅補給金など

※ 法定を上回る休暇制度です。こうした制度は、従業員の有給休暇の取得促進に役立っています。

健康と安全に関する情報共有と研修

当社グループは、グループ各社の人事担当が月に1回実施する「野村不動産グループ人事部会」にて、労働基準法などの関連法令情報や各社の労務状況、労務管理・安全衛生の重要性について共有しています。

健康経営に関する外部からの評価

健康経営優良法人

当社グループ12社（野村不動産ホールディングス、野村不動産、野村不動産投資顧問、野村不動産ソリューションズ、野村不動産ライフ&スポーツ、野村不動産パートナーズ、プライムクロス、野村不動産コマース、野村不動産ホテルズ、野村不動産熱供給、野村不動産ウェルネス、ファーストリビング アシスタンス）は、経済産業省と日本健康会議が共同で選定する「健康経営優良法人2026」に認定されました。さらに、野村不動産ホールディングス、野村不動産、野村不動産投資顧問、野村不動産ソリューションズ、野村不動産ライフ&スポーツは、大規模法人部門の「健康経営優良法人」上位500社である「ホワイト500」にも認定されました。

ニュースリリース







「◎あなたの声があしたをつなぐ!」　野村不動産グループ 従業員意識調査を実施

野村不動産グループ職員が普段捉えている会社や職場の良い点や課題点を経営と共有し、よりよい職場づくりに活かすことを目的とし、2022年8月からグループ合同で『◎あなたの声があしたをつなぐ!』野村不動産グループ従業員意識調査）を実施しています。グループ全体での従業員満足度・自発的貢献意欲の指標の見える化を実施し、グループ共通課題に対する施策の検討等のグループシナジーをより一層促進しています。また、調査結果を踏まえた振り返りを各職場単位でも実施しています。

公正な労働環境づくり

労使による協議

当社グループは、結社の自由や団体交渉権を尊重するとともに、労働者代表と会社による協議を適宜実施し、労働環境を改善しています。2026年3月31日時点で、野村不動産、野村不動産パートナーズ、一部海外現地法人が労働組合を設置しており、当社グループ従業員の組合員比率は25.68%です。

適正な賃金

賃金は、各国の最低賃金を定めた法令を遵守するのはもちろん、その国・地域の物価指数に沿って、一定の生活水準を維持できる生活賃金の支払いを行っています。2026年3月期の野村不動産ホールディングスの平均年収は1,248万円です。

労働基準に関する方針の理解・浸透

当社グループは、労働基準に関する会社の方針を全従業員に正しく理解してもらうため、入社時に就業規則や人事諸制度、福利厚生に関して、配布・説明しています。

人材の地域採用・活躍推進

当社グループは、事業の特性上、全国の地域とのつながりに重点を置くとともに、地域での採用活動を行っています。また、従業員のライフワークに基づき、多様な働き方を選択できるよう、一部のグループ会社では、全国転勤か地域勤務かを選択できる職務制度を設けています。ほか、野村不動産では、結婚・出産・育児・介護・配偶者の転勤などのやむを得ない事情などにより退職された方に対して、再入社採用制度を設けています。

事故などへの対応

野村不動産は、2017年に本社および地方4事業場（関西支社、名古屋支店、仙台支店、福岡支店）を管轄する労働基準監督署から、一部職員に適用している企画業務型裁量労働制に関する是正勧告・指導を受けました。この問題を重く受け止め、このような事態を二度と起こさぬよう、労務管理の徹底および職場環境の改善に取り組みます。野村不動産では、適切な労務管理と職場環境の改善に向けた以下の取り組みを行っています。

1. 法令順守を徹底します
2. 経営トップ及び役員が、職員と課題を共有し、信頼関係の構築と職場環境の改善に努めます
3. 以下の健康確保施策を実践します
   （1）役職員の健康問題への意識向上
   （2）役員及び管理監督者による職員の健康状況の把握の徹底
   （3）健康相談体制・健康診断体制のさらなる拡充

グループ各社においても状況を確認した上で、今後も引き続き改善に向けた取り組みを推進していきます。

詳しくは、下記をご覧ください。

適切な労務管理と職場環境の改善に向けた取り組みについて

人材マネジメント

ガバナンス 戦略 リスク管理 指標と目標 取り組み

ガバナンス

人的資本経営に関する当社グループ全体の方針・目標等については、人材・ウェルネス・D&I委員会で審議しています。同委員会は人的資本をグループ一体でマネジメントし、経営戦略と連動する人材戦略の在り方について議論しています。
当委員会の審議内容については、原則として半年に1回以上、取締役会および経営会議に報告され、併せてグループ経営において重要な事項がある場合は、その都度取締役会および経営会議に報告する体制としています。

戦略

人的資本に対する考え

当社グループでは、人材戦略を経営戦略と連動させ、目指す姿（経営理念・ビジョン）を実現することを「人的資本経営」と定義し、価値創造プロセスに位置付けています。
また、当社グループの競争優位を生み出す源泉は、人的資本による価値創造であると考えております。そのため、「グループ人事・人材開発ビジョン」を掲げ、新たな価値創造による事業成長を目指す事業戦略と、社員一人ひとりの想像力・実行力の向上の好循環を生み出す人材戦略を策定・実行してまいります。

グループ人材戦略

当社は、2025年6月に、下記のとおりグループ人材戦略における三つ重点テーマを策定しました。2030年ビジョンの実現を目指し、グループの人的資本経営をより一層推進していきます。

重点テーマ①　ビジョンへの共感

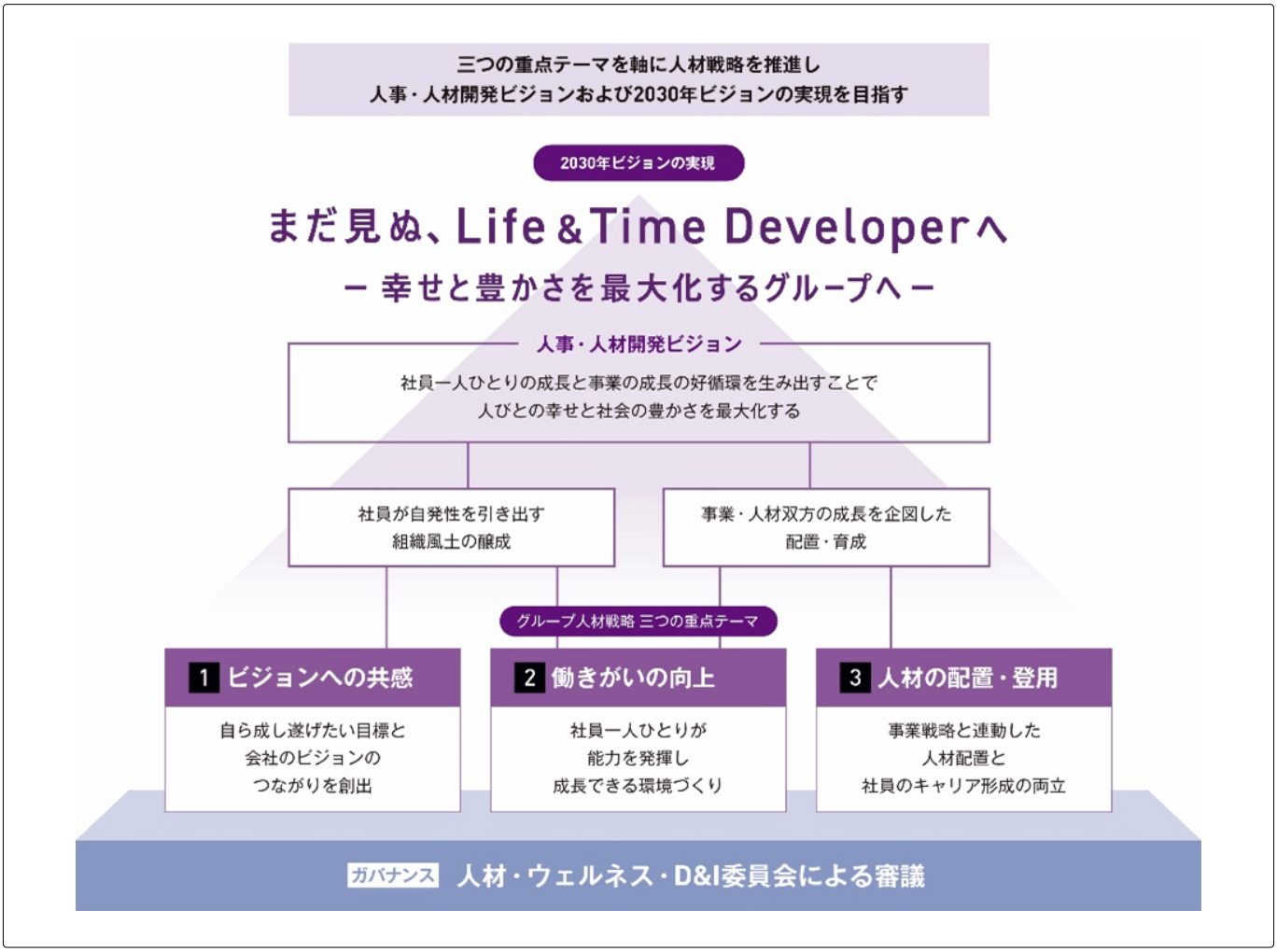
自ら成し遂げたい目標と会社のビジョンのつながりを創出

重点テーマ②　働きがいの向上

社員一人ひとりが能力を発揮し、成長できる環境づくり

重点テーマ③　人材の配置・登用

事業戦略と連動した人材配置と社員のキャリア形成の両立



行動指針

統合レポート

リスク管理

社会・環境に関するリスク管理

ウェルネス経営の推進

ダイバーシティ&インクルージョン

DX戦略の全体像

指標と目標

実績データ

項目	単位	2023年3月期 実績	2024年3月期 実績	2025年3月期 実績	2026年3月期 実績
総研修時間※	時間	30,334	80,260	101,627	106,886
従業員1人当たりの研修時間※	時間	3.79	10.08	11.58	12.17
総研修費用	万円	41,269	70,297	72,909	70,522
従業員1人当たりの研修費用	円	51,612	88,279	83,126	80,348

※ 研修時間は、受講必須研修のみを対象とし、eラーニングを含みません。なお、2024年3月期より研修時間の集計方法を一部変更しています。

2026年3月期研修実績データ

項目	対象	受講時間（時間）	出席会社数（社）	受講人数（名）
グループ合同研修	新入社員導入	38	8	387
	新入社員フォロー	7	8	376
	入社2年目	14	8	320
	入社3年目	14	7	253
	新任マネジメント（基幹）職※1	22	7	212
	新任シニアマネジメント職	35	3	69
	新任部長研修	9	5	40
	新任ゼネラルマネジメント（経営）職	38	4	27
野村不動産単体研修	新入社員導入	103	—	80
	新入社員フォロー	7	—	75
	入社4年目	7	—	53
	入社4年目（キャリアデザイン）	7	—	54
	D3級※2	11	—	100
	V1職※3	14	—	136
	V1職2年目（キャリアデザイン）	7	—	83
	次世代リーダー育成プログラム※4	37	—	25
	育成研修（新任課長）	7	—	37
	育成研修（新任部長）	7	—	17
	キャリア研修（40歳）	5	—	85
	キャリア研修（50歳）	5	—	43
	キャリア研修（57歳）	5	—	65
	INSIDES研修	2	—	28
	財務研修（入社4～6年目）	7	—	90

※1 概ね入社13年目以降

※2 概ね入社7年目以降

※3 概ね入社9年目以降

※4 ポスト課長、役割等級LPIII（概ね入社13年目以降）

ESGデータ集（社会）

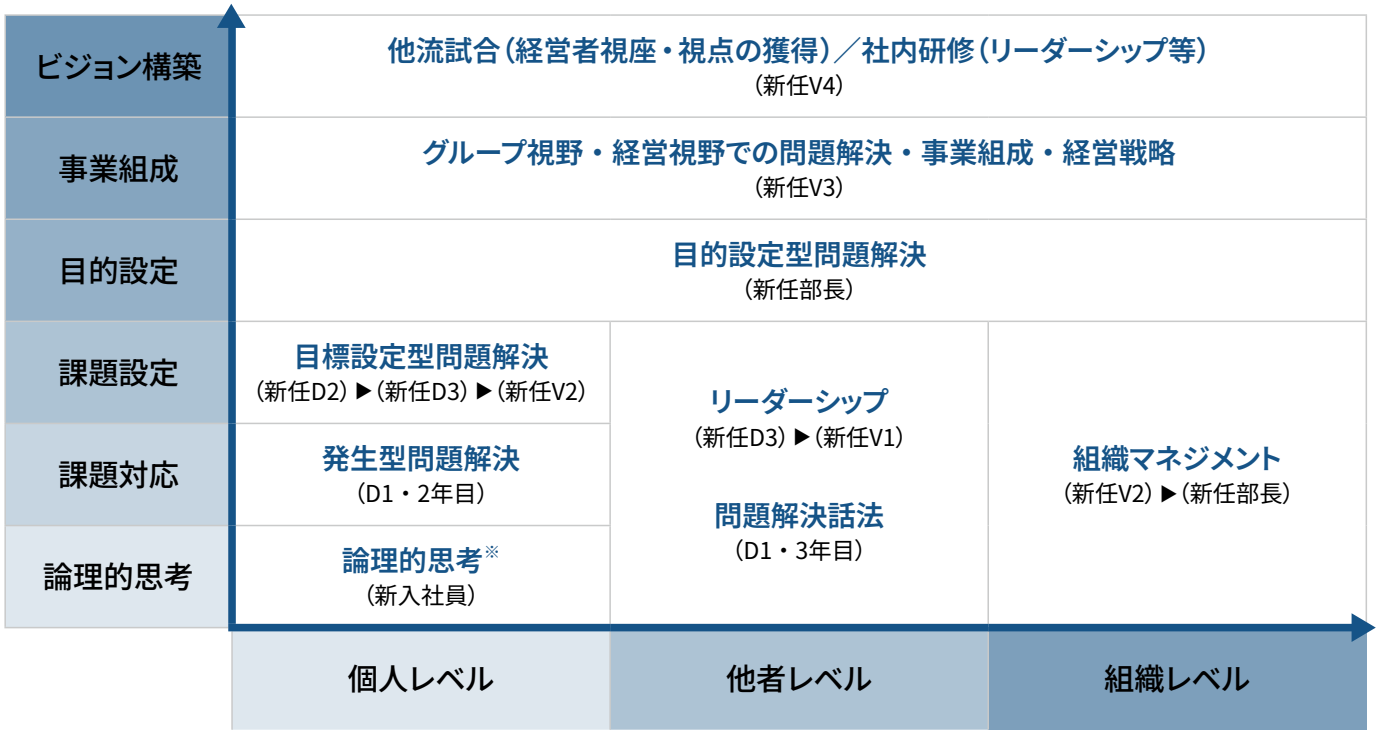
グループ人事会の実施

当社グループは、グループ会社の人事担当役員または人事部長が出席する「グループ人事部会」を1カ月に1度実施しています。同会で人事制度や人材育成、各社の採用状況やウェルネス施策などについて情報共有と意見交換を行い、ベストプラクティスを共有することで、グループ全体で人的資本の高度化に取り組んでいます。

取り組み

当社グループの従業員一人ひとりが「能力」と「意欲」を高め、プロフェッショナルとして高い専門性を持って仕事に取り組むことができるよう、グループ各社で実施している育成プログラムに加えて、グループ合同の育成プログラムを実施しています。新任マネジメント職層の一部を対象に実施しているプログラムでは、「将来の野村不動産グループの経営をデザインする」というテーマのもと、グループ視点でのありたい姿について約6か月の講義・ディスカッションを行い、経営提言を行っています。
野村不動産では、従業員の自己研鑽支援制度として「N-COLLEGE」を設けています。宅地建物取引士・一級建築士・不動産鑑定士などの不動産に関連する専門資格やその他の奨励資格の取得支援、および経営スキル（経営戦略・会計・ファイナンスなど）などのビジネススキル習得を目的とするプログラムや、グローバル人材を育成するための語学プログラム、DX関連のプログラムなどを提供しています。住宅セグメントにおいては技術系従業員を対象に、「建築知識講座、建築ナレッジプログラム」「プラウドクオリティ会議」「サステナビリティレクチャー」などの商品や品質管理に関する専門的な研修・知識共有の場を開催しています。
キャリアを人材育成の軸に据えた中長期視点での主体的な人材の育成および、時代の変革に対応し、イノベーションを生む将来の経営を担う人材の育成が野村不動産の人材育成基本方針です。従業員一人ひとりが、より高度な業務を担い、幅広い知識・経験を身に付けられるよう、充実した体系を整備しています。

総合職人材育成プログラム（ビジネススキル）



※ロジカルライティング、ロジカルプレゼンテーション

■研修プログラム（総合職）

資格等級	対象年次	研修内容	選抜型／公募型
V4職	新任者	他流試合（経営視点のスキル・マインド） 経営提言（経営デザイン）	次世代リーダー・幹部候補育成
部長	新任者	組織マネジメント（自業務応用編） 目的設定型問題解決（基礎編、自業務応用編）	次世代リーダー・幹部候補育成
V3職	新任者	経営提言（経営デザイン）	次世代リーダー・幹部候補育成
課長	新任者	評価・労務研修、人材育成研修 1on1 研修、360°サーベイ研修	次世代リーダー・幹部候補育成
V2職	V2職2年目	次世代リーダー育成プログラム	次世代リーダー・幹部候補育成 国内ビジネススクール派遣（MBA・MOT） 海外インターンシップ派遣
	新任者	組織マネジメント（基礎編） 目標設定型問題解決（自業務応用編）	次世代リーダー・幹部候補育成 国内ビジネススクール派遣（MBA・MOT） 海外インターンシップ派遣
V1職	V1職3年目	次世代リーダー育成プログラム	次世代リーダー・幹部候補育成 国内ビジネススクール派遣（MBA・MOT） 海外インターンシップ派遣
	V1職2年目	キャリアデザイン研修	次世代リーダー・幹部候補育成 国内ビジネススクール派遣（MBA・MOT） 海外インターンシップ派遣
	新任者	リーダーシップスキル（自業務応用編） 環境分析	次世代リーダー・幹部候補育成 国内ビジネススクール派遣（MBA・MOT） 海外インターンシップ派遣
D3職	新任者	目標設定型問題解決（自業務応用編） リーダーシップスキル（基礎編）	MBA科目習得プログラム
D2職～ D3職	4年目～7年目	財務研修（基礎～応用）	MBA科目習得プログラム
D2職	4 年目	目標設定型問題解決（基礎編） キャリアデザイン研修	MBA科目習得プログラム
D1職	3 年目	問題解決話法	MBA科目習得プログラム
	2年目	発生型問題解決	MBA科目習得プログラム
	1年目フォロー	ロジカルプレゼンテーション	MBA科目習得プログラム
	新入社員導入研修	ロジカルライティング 財務基礎研修	

グループ合同　野村不動産単独

■研修プログラム（専門職・特別専門職）

等級	研修内容
特別専門職	【必須】目標設定型問題解決（初級）
ステージ3	【必須】問題解決話法（合意形成スキル）
ステージ2	【必須】発生型問題解決 【必須】ロジカルシンキング・ライティング 【選択】ロジカルプレゼンテーション
ステージ1	

■研修プログラム（ビジネスアソシエイト職）

等級	研修内容
BA6	【必須】リーダーシップ（初級）
BA5	【必須】キャリア研修
BA4	【必須】 2年目　目標設定型問題解決（初級） 1年目　問題解決話法（合意形成スキル）
BA3	【必須】発生型問題解決
BA2	【必須】ロジカルシンキング・ライティング
BA1	

長期視点でのインセンティブ

当社グループは、2020年3月期からグループ従業員を対象とした従業員インセンティブ・プラン「株式付与 ESOP 信託」を導入しました。従業員に対し、グループへの帰属意識と経営参画意識の醸成、長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図ることがその目的です。

ニュースリリース

公正な評価と報酬

当社グループは、労働条件における公正性を担保すべく、当社人権方針に記載の「同一労働同一賃金」に基づき同じ職制であれば性別による報酬の差は設けていません。また、従業員の意見を人事部門や上司が取り入れる仕組みを整え、円滑なコミュニケーションを通して公正な評価・報酬制度を運用しています。

男女間賃金格差縮小に向けた取り組み

目標管理制度

自主的に仕事に取り組み、経営者・管理監督者とともに目標達成に向けて注力できるよう、目標管理制度を導入しています。すべての社員は、半期ごとに実施される面談で上司の助言を得ながら自ら目標を設定し、達成度に応じた賞与が支給されます。また、昇給・昇格の基準となる能力や行動についても定期的に振り返りを行い、公正性を維持するとともに、社員のモチベーション維持向上につなげています。

上司への評価

野村不動産の従業員は、年に1度、第三者のシステムを活用し、上司の能力・実績・人間力などに対するアンケートにて上司を評価することができます。

新しいことに挑戦しやすいグループ風土の醸成

野村不動産グループアワードの開催

当社グループは、変革による価値創造に従業員が挑戦する風土の形成やグループの連携強化、個人・組織のモチベーション向上を目的として、グループ内表彰制度「野村不動産グループアワード」を2016年より毎年開催しています。当制度では、当社グループの事業・商品・サービスの中から優れたものを表彰しています。

■2025年3月期 主な受賞

・グループ8社本社移転プロジェクト
・「暗黙知を資産化する基盤」の構築
・100年に一度、タイ・バンコクにおける地震対応
・資産運用部門の海外事業拡大へ導く米国開発ファンド組成



最優秀賞受賞チーム

【評価基準】

・変革	・イノベーション	・顧客満足度の向上
・グループ連携	・サステナビリティ	・継続性・粘り強さ

グループイノベーション推進制度

当社グループでは、イノベーション人材の育成及び風土醸成を目的とし、2017年よりグループ横断のイノベーション推進制度（社内通称：NEXPLORER）を運営しています。
グループ全体から毎年100名を超える参加者を迎え、当社グループが取り組むべき新領域に関する経営提言活動等を行っています。本プログラムを通じ、参加者がグループの知見や価値観に触れながら相互理解を深め、会社の垣根を越えたネットワーク形成の機会となっています。
これまで本制度を通じ、様々なアイデアが提案されています。本制度の第 1 号事業化案件として、コリビング賃貸レジデンス「TOMORE：トモア」が2022年10月に事業決裁され、第1弾となる「TOMORE品川中延」が2025年2月に竣工、第2弾となる「TOMORE田端」が2026年3月に竣工を迎える等、新規事業創出にも寄与しています。
今後も、人々の幸せと社会の豊かさの最大化に向け、日々変化する外部環境を踏まえ、継続して制度改善を図ります。

■「TOMORE 田端」竣工


3F Co-working lounge


2F Co-living space



利便性の高い山手線沿線に、総戸数160戸の大規模なコリビング賃貸レジデンス「TOMORE 田端」が、2026年3月に竣工いたしました。TOMOREシリーズ第2弾である本コリビングは、希少な新築・大規模であることに加え、2駅4路線を利用できる優れたアクセス性や、合計200㎡超の「コリビングスペース」と「コワーキングラウンジ」の2つの共用部、専属運営スタッフによるコミュニティ運営が特色となります。
また本コリビングの開業に伴い、入居者様がTOMOREシリーズ間のコワーキングラウンジを相互利用できる「コワーキングホッピング」と、転居時費用を大幅に軽減する「ホームホッピング」の2つのサービス提供を開始し、拠点間を越えて柔軟に空間利用やコミュニティ形成が可能な環境が整い、入居者様の暮らしや体験に関するより一層の広がりを目指します。

詳細はこちら「TOMORE（トモア）田端竣工」

「学び・育て合うプラットフォーム」の構築

野村不動産では、2027年3月期から「企業横断クロスメンタリングプログラム」に参画しました。女性管理職育成とジェンダーギャップ解消を目的としたもので、業種や企業が異なる参加者同士が継続的な対話を重ねることで相互の成長を促進する取り組みです。参加者はメンター・メンティーに分かれ、メンター側は多様な価値観に触れながら人材育成やマネジメントを振り返ります。個別のメンタリングに加え、女性管理者同士のネットワーキングや、参画企業間での勉強会やイベントを通じて、企業を超えた「学び・育て合うプラットフォーム」の構築を進めています。
2027年3月期は8社合同で行われ、野村不動産からはメンター・メンティーあわせて10人が参加しました。

ニュースリリース

設計～管理における安全品質

ガバナンス ↓ 指標と目標 ↓ 取り組み ↓

ガバナンス

ガバナンス（社会） →

全社方針

全社方針のもと、野村不動産グループは建物やインフラの老朽化・陳腐化、都市機能の低下、自然災害の増加を 社会課題と認識し、適切な品質管理に基づく商品・サービスの提供や持続可能な街づくりによって、お客さまや 地域社会の安心・安全の実現に貢献します。また、設計・施工から運営・管理に至るまで、サプライヤーや行政と の共創により安心・安全品質の向上を図るほか、「野村不動産グループ倫理規程」や「調達ガイドライン」に基づき、当社グループの従業員および建設現場のサプライヤーの皆様の安全確保も徹底します。

指標と目標

実績データ

項目			単位	2023年3月期実績	2024年3月期実績	2025年3月期実績	2026年3月期実績
住宅セグメント：「設計基準」「品質マニュアル」遵守率※1			%	100	100	100	100
都市開発セグメント：「設計基準」「品質マニュアル」遵守率※1			%	100	100	100	100
管理物件における「ビル管理品質評価ガイドライン」適合率※2			%	67	94	88	92
各種社内調査※3	「プラウド」入居後1年目の住み心地満足度調査	平均点（5点満点）	点	4.0	4.0	4.0	3.8
		回答率	%	38	35	32	20
	住宅契約後調査	平均点（5点満点）	点	4.2	4.2	4.2	4.1
		回答率	%	28	29	26	20
	住宅引渡後調査	平均点（5点満点）	点	3.9	3.8	3.9	3.8
		回答率	%	32	30	32	25
	定期アフターサービス調査	平均点（5点満点）	点	3.8	3.8	3.8	3.8
		回答率	%	50	50	41	49
	インテリアフェア調査	平均点（5点満点）	点	3.6	3.8	3.9	3.9
		回答率	%	41	40	33	34
	ファーニチャーフェア調査	平均点（5点満点）	点	3.5	3.5	3.4	3.6
		回答率	%	34	34	27	24
	オフィスビル（PMO）ご入居様アンケート	平均点（5点満点）	点	4.3	4.4	4.3	4.5
		回答率	%	46	55	10	6

項目		単位	2023年3月期実績	2024年3月期実績	2025年3月期実績	2026年3月期実績
外部評価順位	オリコン顧客満足度調査　新築分譲マンション 首都圏　アフターフォロー	位	1	1	1	1
	「住まいサーフィン」管理会社満足度調査ランキング		1	2	1	1
オリコン顧客満足度調査　不動産仲介（売却戸建て）			2	3	2	3
グッドデザイン賞受賞件数		件	6	7	4	10
健康寿命の延伸を目指す健康増進型・賃貸シニアレジデンスの開発実績※4		戸	647	833	833	1,145
CASBEEウェルネスオフィス評価認証取得数		件	6	7	4	5
安全衛生協議会・安全大会出席社数		社	159	150	142	168
安全に関する関連法令違反や自社基準への重大な違反件数		件	0	0	0	0
サプライヤーの安全確保の観点で、法令から逸脱するような重大な違反件数			0	0	0	0
広告表示・景品表示・不正競争防止に関わる措置命令・処分に該当した違反件数※5			0	0	0	0

※1 主な対象商品：分譲住宅、戸建、賃貸マンション、シニア住宅、オフィスビル、商業施設、物流施設、ホテルなど

※2 適合率：複数物件を抽出し、ガイドライン記載の評価項目に対する適合項目数を調査しています。なお、2021年3月期より、関連法改正を踏まえたより高い管理品質を維持、向上できるように評価項目数を大幅に増加させるとともに、適合ラインの引き上げを実施しています。

※3 各種調査については、全て5点満点評価に置き換えて開示しています。

※4 開業日ベース累計

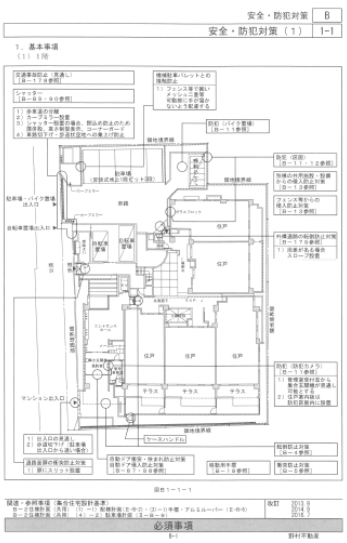
※5 分譲住宅事業、都市開発事業のうち野村不動産における事業、仲介・CRE部門を対象とした件数を表示しています。

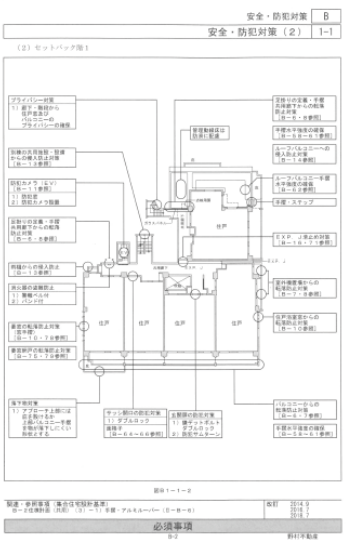
ESGデータ集（社会）

取り組み

「設計基準」「品質マニュアル」の遵守

当社グループは、建物の設計・施工における安心・安全品質を確保するため、シリーズで展開するレジデンシャル部門、アコモデーション部門およびオフィス・商業部門、芝浦まちづくり部門、インフラ・インダストリー部門の商品について、「設計基準」（構造・建築・設備・電気）および「品質マニュアル」を策定し、設計や仕様について定めています。これらは、設計会社や施工会社などのサプライヤーにも配布し、遵守徹底されます。また、当基準やマニュアルについては、適宜見直しを図ることで、より高い安心・安全品質の確保に努めています。





「プラウド」の設計基準（一部）

建設現場における品質管理の徹底

取引先・パートナー企業への品質管理徹底の要請

当社グループは、サプライチェーンにおける人権課題への対応を目的として、取引先に「調達ガイドライン」を配布し、人権尊重への理解と取り組みを要請しています。2026年3月期は、外国人技能実習生に関する項目を含むアンケートを主要サプライヤー約300社に実施し、163社（調達金額総額のうち、主要サプライヤーからの調達金額が占める割合：53%）から回答を得ました。回答結果を踏まえ、11社を対象にモニタリング面談や勉強会を実施し、人権リスクの低減や社内体制整備を支援しています。引き続きサプライヤーリスクの特定と改善対応に努め、サプライヤーと協同の上で設計・施工過程で一貫した品質管理を行っています。

【野村不動産グループ 調達ガイドライン（品質部分抜粋）】

品質の確保・向上

・提供する商品・製品・サービスにおいては、適切な品質管理、品質保証体制を構築し、求められる品質を確保すると共に、常に品質の向上に努める。

・多様化するニーズを正しく把握し、安全性と品質を追求して社会にとってやさしく、有益な商品やサービスの提供に努める。

「野村不動産グループ 調達ガイドライン」

品質管理の実施

当社グループは、建築工事の主要段階において、「設計基準」「品質マニュアル」の遵守、施工状況の確認や工事の進捗について、野村不動産の品質管理担当技術者が確認を行います。また、建築現場で発生した事故や不具合については、品質管理責任者および品質管理・建築統括役員に報告され、内容と対応については、定例会議やイントラネットで共有し、再発防止を図っています。



建設現場における品質管理検査

リスク評価を通じた安全品質の確保

当社分譲マンション事業においては、建築物の基本計画から竣工に至るまで確認を重ねて品質を管理しています。法令等に基づき、立地条件等に応じて作成された設計図どおりに正しく施工されているか、引き渡し後に不具合が生じる可能性はないかといった視点で、建築物の品質管理を行っています。また、お客さまから入居後もアンケート等で意見をうかがい、商品企画やアフターサービスなど今後の商品展開のために改善を重ねています。

リスク評価と対策

区分	リスク評価の概要	リスク低減の対策
建築物の安全性リスク	・地震、台風などの自然災害 ・建築物の構造 ・雨水や洪水、高潮などによる浸水 ・利用者（居住者）の建物使用に関する安全性	・法令に基づき建築物・立地の条件に準じた杭・地盤改良工事、免震・制振の対応や液状化対策及び耐風対策を設計に反映 ・当社独自のルールに基づき、水防計画を作成し設計に反映 ・当社独自のルールに基づき、高所からの落下対策、衝突・挟まれ防止等の対策の反映
火災時の安全性リスク	・内外装における建築資材 ・防火設備や消火設備などの消防設備 ・避難経路など建築計画	・法令に基づき間仕切壁、内装資材の選定および、自動火災報知設備、消火設備等消防設備の設置 ・法令に基づいて適正な避難路の確保、誘導灯の設置などを設計に反映
環境衛生リスク	・室内空気環境（化学物質など） ・内外部における騒音などの音響性能 ・温熱環境（断熱等）	・法令に基づき適正に化学物質対策をされた建材などの選定を実施 ・当社独自のルールに基づき音響性能を確保するための適正な資材や設備の設置 ・当社独自のルールに基づき適正な温熱環境を確保

建設現場における作業者の安全衛生の確保

当社グループは、住宅事業・都市開発事業における解体・新築工事現場における災害や事故を防止するため、「工事安全防犯対策指針」を策定しています。また、「調達ガイドライン」や「工事安全防犯対策指針」に基づきサプライヤーの安全の確保を徹底するために、サプライヤーである施工会社から施工計画書・同指針の内容をチェックリスト化した「安全・防犯対策チェックシート」を受領し、プロジェクトに関わる作業員の安心・安全が確保されているかを確認しています。併せて、施工会社に対して建物着工時には「施工説明会」を開催しているほか、安全衛生に関する意識啓発を行うとともに、建築工事の主要な工程で検査を実施し、サプライヤーだけでなく、近隣住民や地域コミュニティの安全も確保しています。

【工事安全防犯対策指針（概要）】

・即時報告について
・工事着手前の確認事項
・仮設計画における確認事項
・解体工事における事故防止対策
・重機作業における事故防止対策
・各種工事（躯体・仕上・設備）における注意点
・安全・防犯対策チェックシート

ISOの取得による品質向上

当社グループは、顧客満足のさらなる向上を目指して、品質に関連する国際規格ISO9001に基づく品質マネジメントシステムを構築し、野村不動産および品質管理が重要度の特に高い野村不動産パートナーズにおいて認証取得を推進しています。外部機関の内部監査員講習を受講した社員が定期的に内部監査を実施し、品質確保につなげています。

品質・サービスに関する外部審査

ISO9001認証を取得している野村不動産および野村不動産パートナーズは、年に1回認証機関による外部審査を受審しています。提供する製品およびサービスが安全基準を含むお客様の要求事項を満たしているかという観点も審査項目となっており、審査を通じて製品やサービスの品質・安全性を確保しています。
2026年3月期の指摘事項は0件、改善事項は15件でしたが、適宜原因分析や是正処置を行いました。

【ISO9001取得状況】

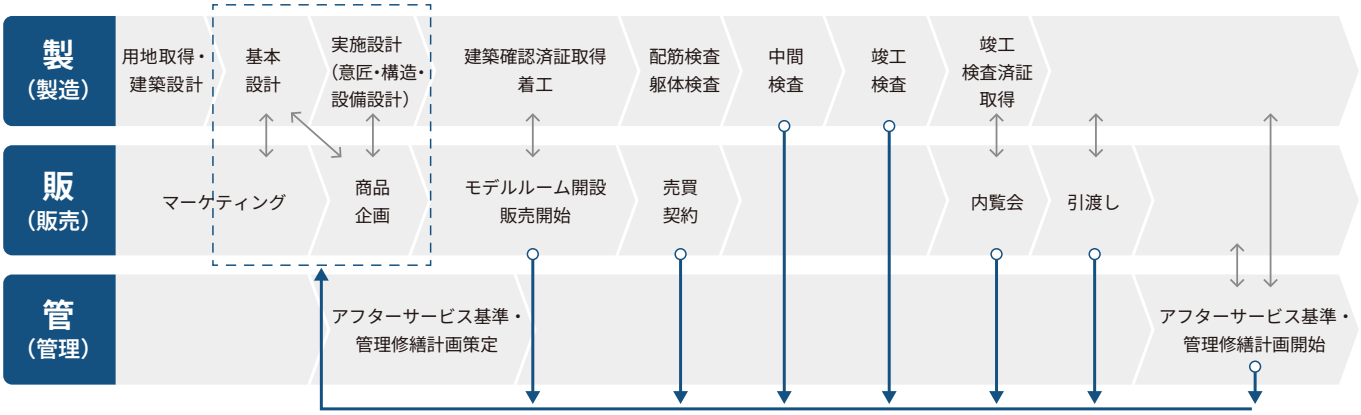
認証組織	範囲
野村不動産	PMO事業のフィードバックとそれを確実に反映する活動
野村不動産パートナーズ	ビル部門 1物件 （建物における総合管理サービスの企画および提供） マンション部門 19部店 （マンション管理組合に対する出納／会計サービスおよび管理業務〔事務管理業務、管理員業務および設備管理業務） データセンター 3物件 （設備管理・清掃・統合管理サービス）

※　ISO14001については、環境マネジメントシステムをご覧ください。

「製(製造)・販(販売)・管(管理)」一貫体制

当社グループは、高品質な商品・サービスの提供と顧客満足の向上を目指し、「製(製造)・販(販売)・管(管理)」一貫体制により、用地取得、建築設計、営業・販売から入居後の管理・アフターサービスなどを一貫して行っています。お客さまの声は、業務改善や商品企画に反映しています。

「製・販・管」一貫体制(「プラウド」のケース)



お客さまの声と施工現場の情報は、次の「プラウド」の商品企画に活かされます。

安全品質に関する違反実績

当社グループは、建物の設計・施工における安心・安全品質の徹底により、お客さまの安全を守るため、建築基準法・消防法などの関係法令、自社の品質基準などに対して違反などが発生した場合は、迅速に必要な対策を講じています。2025年3月期は、安全に関する関連法令違反や自社基準への重大な違反はありませんでした。

安全衛生協議会の実施

当社グループは、安全管理体制の徹底と安全衛生に関する意識向上を目指し、サプライヤーである取引先企業とともに定期的に安全衛生協議会を行っています。

野村不動産パートナーズ「東日本・西日本安全衛生協議会」の実施

野村不動産パートナーズは、年に1度「東日本安全衛生協議会」「西日本安全衛生協議会」を開催しています。2026年3月期は、それぞれ76社(79名)、92社(75名)が出席し、合同安全パトロールの結果報告や、労務管理・安全・品質に関する取り組み説明などを行いました。

サプライヤーにおける違反事例

2026年3月期は、サステナビリティ委員会にてモニタリングしているサプライヤーの安全の確保について、法令から逸脱するような重大な違反事例はありませんでした。

ESGデータ集(社会)

設計・施工に関する研修

設計・施工における安心・安全品質を確保するために、住宅セグメントおよび都市開発セグメントそれぞれで能力・技術の向上に努めています。また、品質確保のためには次世代への技術継承が課題となっています。当社グループも例外ではなく、若年層の育成にも注力しています。

品質管理技術の研修

当社グループは、品質管理技術を共有し、向上を図ることを目的に、住宅セグメントでは「プラウドクオリティ会議」、都市開発

セグメントでは「技術者会議」を年に1回開催しています。これらの会議は、環境への取り組み状況共有、品質管理のあり方、不具合のフィードバックや先進事例の共有を通じて、若手社員に知見やノウハウを伝授する場にもなっています。
また、2025年3月期から品質管理部では住宅セグメントでの建築関連の知識向上をリスク軽減や商品性の向上、業務効率化につなげることを目的とした「建築ナレッジプログラム」という1時間程度の建築計画や施工、構造や電気・設備の講演や現地解説などの研修プログラムを年間を通して実施しました。

2026年3月期の品質管理技術の研修開催状況

	研修内容	頻度	対象者	参加人数
プラウドクオリティ会議	事業者としての品質管理のあり方（プラウドが追い求める価値を踏まえ）	年1回	住宅セグメント等	250名程度
技術者会議	環境への取り組み、不具合のフィードバック、品質マニュアル	年1回	都市開発セグメント等	75名程度

一級建築士の育成

当社グループは、安心・安全品質を実現するために、一級建築士資格の取得を促進しています。2026年4月1日時点の野村不動産の一級建築士試験合格者は244名です。

運営・管理に関する研修

運営・管理における安心・安全品質を確保するために、運営管理部門では能力・技術の向上に努めています。同部門を担う野村不動産パートナーズは、法令改正への対応を含めた技術者研修（全体会議）を年2回程度開催しており、参加者は自部門で共有するなど法令違反が生じないように取り組んでいます。なお、2026年3月期は1回当たり約500名、計2回で約1,000名（Zoom開催）が参加しました。また、同社内の各本部がそれぞれで若年層向けの研修を実施しているほか、各種資格の取得を推奨しています。

野村不動産パートナーズ　主な奨励資格の取得者数（2026年3月末時点）

資格名	人数（名）
建築士（一級、二級）	134
電気主任技術者（第一種、第二種、第三種）	302
建築施工管理技士（1級、2級）	228
電気工事施工管理技士（1級、2級）	168
管工事施工管理技士（1級、2級）	208
土木施工管理技士（1級、2級）	24
造園施工管理技士（1級、2級）	15
マンション管理士	122
管理業務主任者	643
宅地建物取引士	323
建築物環境衛生管理技術者	609
マンション維持修繕技術者	304
マンションリフォームマネジャー	17

責任ある広告表示に向けた取り組み

当社グループは、法令に基づく適正な広告表示を実施していくために、各部門において適切な運営を推進しています。

レジデンシャル部門、アコモデーション部門

当社分譲マンション・一戸建て「プラウド」の広告において、各物件の広告等を監査・管理する体制を整えています。レジデンシャル部門、アコモデーション部門および住宅営業の各部署・部店が協力して、監査を行い、「不動産の表示に関する公正競争規約」（以下、「表示規約」といいます）「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」（以下、「景品規約」といいます）などの不動産広告規約に則り営業推進部が定めたルールに沿ってチェックし、必要に応じて公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会など外部専門機関に確認を求めています。実際に不適切事例が発生した場合は、それを踏まえたさまざまなケースについての対応策を明文化し研修教材として活用しています。住宅営業担当者に対して行う定期研修では、著作権法、肖像権、景品表示法、商標法、独占禁止法、表示規約、景品規約等の一般法規および社内ルールの知識をはじめとした広告表示に関する知識共有を行い、理解浸透を図っています。

オフィス・商業部門、芝浦まちづくり部門、インフラ・インダストリー部門

野村不動産のオフィス・商業部門、芝浦まちづくり部門、インフラ・インダストリー部門において、広告出稿にあたり担当者は「広告チェックリスト」を作成し、当該チェックリストに基づき担当者および上席者が双方確認の上で、業務部広告担当にて確認する体制としています。また、監査の際は、上記レジデンシャル部門と同様の取り組みを実施しているほか、適宜外部専門機関への確認を求めています。また、同三本部への転入または中途入社社員に対しては、導入研修にて広告に関する研修を行っています。

仲介・CRE部門

野村不動産ソリューションズ社において、広告出稿にあたり「広告チェックリスト」を作成し、当該チェックリストに基づき担当者および上席者が双方確認する体制としています。また、同部門内の流通事業においては、本部会議などを通じて営業担当者へ注意喚起・社内ルール・広告規約などの浸透を図るとともに、新任マネージャーの広告事後チェックを本部で行うなどの取り組みを実施しています。

これら取り組みを通して、誇大広告や不利益事実の不告知によって、お客さまの信頼を損なうことがないよう注力しています。なお、2026年3月期に、広告表示について各種法令において、措置命令・処分に該当した件数は0件でした。

安心品質に関する情報開示

当社グループは、お客さまに建物の安心・安全を理解していただくことを目的として、分譲マンション「プラウド」の新築工事の進捗状況の報告および主要な工事内容の解説を契約者専用サイトにて行っています。



契約者専用サイト

「住み心地満足度調査」などの実施

当社グループは、住宅事業において「契約後調査」「引渡後調査」などを毎年実施しています。また、分譲マンション「プラウド」の入居後1年目のお客さまを対象に「住み心地満足度調査」を毎年実施しています。

「住み心地満足度調査」などの結果を商品・サービスに反映

当社グループは、「住み心地満足度調査」のご意見・ご要望を受けて改善策を検討し、設計に関するものの一部は、「設計基準」「品質マニュアル」に反映させています。2026年3月期はごみ置き場の利用方法、エレベーター、メールBOX等に関する改善要望をいただき、改善策を検討しています。

「テナント企業満足度調査」の実施

当社グループは、顧客満足と快適性向上のためのコミュニケーションの拡充を目指し、保有する商業施設のテナント向けに、当社グループのサービスに関するテナント企業満足度調査を毎年実施しています。設問には安全管理（セキュリティや警備員の対応）や労働環境（空調、喫煙所、トイレ）に関する項目が含まれます。アンケート回答に関しては、適宜改善策を検討し、反映しています。

顧客満足と快適性向上のためのコミュニケーションの拡充

2026年3月期に各事業会社にて独自に実施したアンケートは、下記の通りです。

【レジデンシャル部門、アコモデーション部門】

・住み心地満足度調査
・契約後調査
・引渡後調査
・定期アフターサービス調査
・インテリアフェア調査
・ファニチャーフェア調査
・賃貸マンション入居者調査

【オフィス・商業部門、芝浦まちづくり部門、インフラ・インダストリー部門】

・テナント企業満足度調査
・メガロス・ゲストアンケート調査

【運営管理部門】

・分譲マンション理事会調査
・全戸アンケート

【仲介部門】

・お客さまアンケート

入居後の安心・安全品質の向上

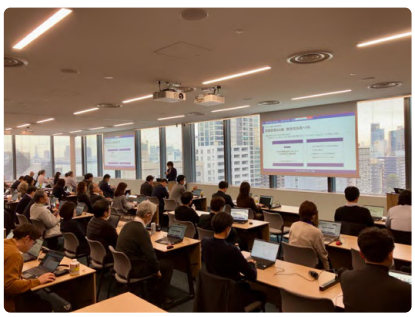
当社グループは、運営・管理における安心・安全品質向上のため、管理品質の向上とアフターサービスの拡充を目指します。

「ビル管理品質評価ガイドライン」の遵守

当社グループは、管理物件において、「ビル管理品質評価ガイドライン」を策定しています。当ガイドラインは、管理品質や法令対応、内部監査など、400項目以上で構成しています。なお、2021年3月期より、関連法改正を踏まえたより高い管理品質を維持、向上できるように評価項目数を約750項目まで大幅に増加させるとともに、適合ラインの引き上げを実施しています。加えて、2026年3月期はモニタリング調査も行っています。同年度の適合率は88%でした。

アフターサービス品質向上に向けた責任者会議の実施

分譲住宅「プラウド」におけるアフターサービス品質を向上するため、年に一度「全国カスタマー会議」を実施しています。同会議は、毎年全国のアフターサービス責任者の総勢約40名が出席し、当該年度に発生した課題、対応、対策事例を水平展開しています。



全国カスタマー会議

入居後の安心・安全品質を提供するための商品・サービス

居住者のお客さまの安心や安全を目的に、アフターサービスをはじめとする商品・サービスの充実に注力しています。こうした商品・サービスは、顧客満足度アンケート結果やマンションの管理組合理事会を通じた入居者の声を反映し、企画・商品化されています。これを可能にしているのは、組織同士が連携し合う風土から生まれた「製・販・管一貫体制」となります。同体制では原則として管理を外注しないことから、お客さまと多くのタッチポイントを得られ、お客さまニーズに応じた商品・サービスにつなげることができます。

サービス	概要
アフターサービス	定期アフターサービスによる不具合の補修に加え、マンションライフアドバイザーの入居後サポート（入居後約1カ月間）など、入居後のさまざまな困りごとをサポートするサービスを提供
「LIVING Q CALL（リビングQコール）」の導入	「日々の暮らしの困った。どうしよう?」にお応えする、便利で安心なサポートサービス。「駆けつけ・お助けサービス」と「暮らしのサポートサービス」を提供 LIVING Q CALL
「NEXT PASS10（ネクスト・パス・テン）」	分譲マンションにおける住宅設備関連機器の不具合や故障を10年間補修・保証するプログラム。5年延長できる「NEXT PASS 15」も提供 NEXT PASS10 NEXT PASS15
中古住宅取引における補修・保証サービス	中古住宅の流通促進と入居後の安心・安全を目的とした、購入物件において主要設備の不具合を引き渡し後1年間修理・交換保証を行うなどの補修・保証サービスを提供

顧客満足向上のためのコミュニケーション

当社グループは、アンケートやヒアリングを通じて、お客さまとのコミュニケーションを図っています。アンケートの結果は、業務の改善や次の商品・サービスに活かしています。

「グッドデザイン賞」への取り組み

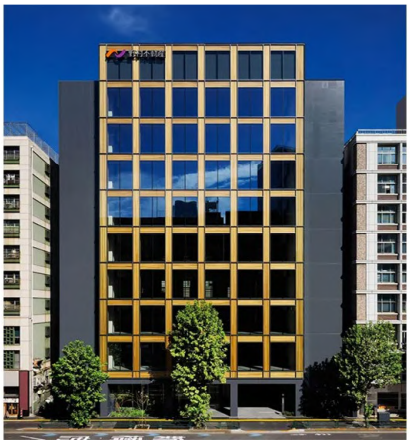
当社グループは、社会的にも環境的にも持続可能な商品・サービスを提供することを目指しています。その一環として、「そのデザインが『くらしを、社会を、豊かにしうるのか』」という視点で評価が行われる「グッドデザイン賞」※に取り組み、快適性の向上につなげています。2026年3月期は当社グループにおいて、10プロジェクトが受賞し、24年連続受賞となりました。

※ グッドデザイン賞：公益財団法人日本デザイン振興会による日本で唯一の総合的なデザイン評価・推奨の制度。産業の発展とくらしの質を高めるデザインを、身の回りのさまざまな分野から見いだし、広く伝えることを目的としている。

1. つなぐ森から、生まれた家具
2. プラウド参宮橋
3. プラウドシティ小竹向原
4. プラウド湘南平塚
5. HARUMI FLAG
6. CENTRAL AIR CITY RESIDENCE Ⅰ
7. The Miyabi（ベトナム）
8. 野村不動産溜池山王ビル
9. 多様なステークホルダーが物流の課題解決を共創する共存共栄のエコシステム「Techrum」
10. 高たんぱくコーヒー飲料/メガロス プロテインコーヒー



プラウド参宮橋



野村不動産溜池山王ビル

ニュースリリース

「デザインレビュー」の開催

当社グループは、住宅事業において年に一度、前期に竣工した分譲住宅の振り返りを実施するとともに、複数の代表物件において設計・デザイン・管理・コミュニティなど360度視点でのレビューを行い、顧客満足度の向上を図る会を開催しています。2026年3月期においては、プラウド等々力ガーデンコート、プラウド神宮前、プラウド新浦安パークマリーナにおける各種建築計画をはじめ、都心型戸建て、シェア型賃貸レジデンス TOMORE、BLUE FRONT SHIBAURAの取り組み等、幅広く事例の共有を行い、今後の計画への活用を進めています。



プラウド等々力ガーデンコート

【評価のポイント】

・設計・デザイン
・社会・環境課題への対応
・コミュニティの育成
・地域への貢献

バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進への取り組み

当社グループは、バリアフリー新法などの法令のみならず、バリアフリーに関する基準を設けた「設計基準」「品質マニュアル」をすべての物件で遵守してきました。また、これまで、障がいの有無、年齢・身体・言語の違いなどにかかわらず、さまざまな人が快適に利用できる商品・サービスの提供を目指し、ユニバーサルデザインを推進してきています。
今後、本取り組みを更に進め、多様なバックグラウンド・価値観・課題を持つ人々をデザインプロセスに巻き込んだ「インクルーシブデザイン」の商品・サービスの提供を進めていく予定です。

【ユニバーサルデザイン7原則】

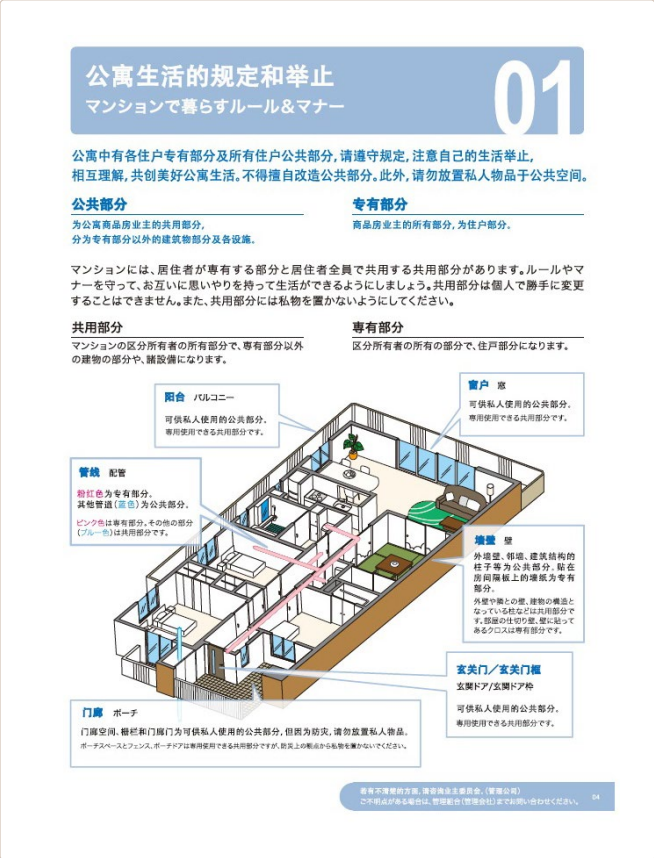
・公平性：誰でも公平に使えること
・多様性：使い方に自由度があること
・簡易性：使い方が分かりやすいこと
・伝達性：必要な情報が伝わりやすいこと
・安全性：危険がないこと
・効率性：少ない力で楽に使えること
・操作性：操作しやすいこと



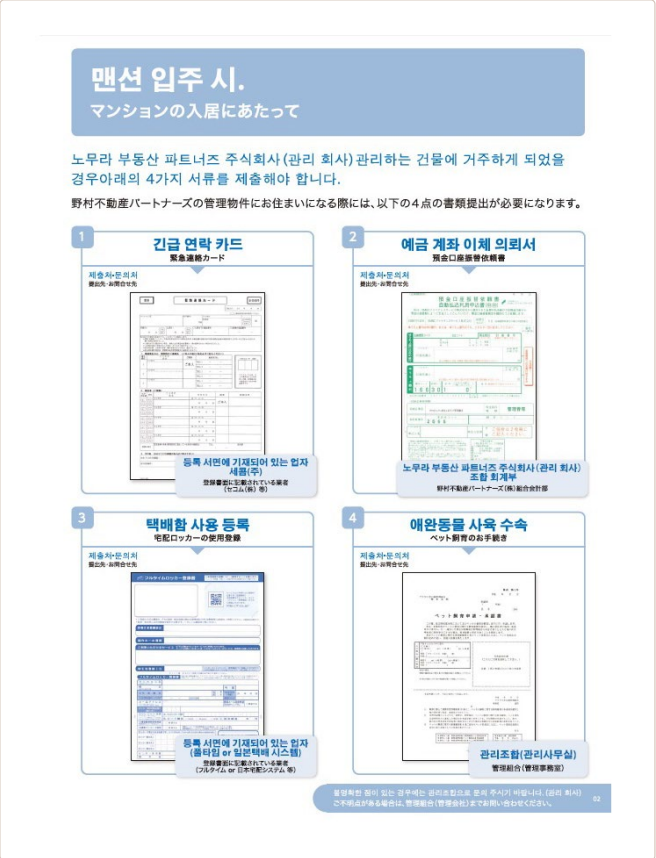
ユニバーサルデザイン事例

外国人居住者に向けた「入居のしおり」の配布

当社グループは、外国人居住者に向けて、英語・中国語・韓国語版の「入居のしおり」を配布し、マンションに住む際のマナーやルールを分かりやすく記載しています。



中国語版



韓国語版

健康支援推進への取り組み

当社グループは、高齢化や健康ニーズの高まりに応え、身体機能の維持・向上を促すフィットネス事業や、健康寿命の延伸を目指す健康増進型・賃貸シニアレジデンス事業を通じて、ステークホルダーの皆さまの健康支援と健康寿命増進に貢献しています。

健康寿命の延伸を目指す健康増進型・賃貸シニアレジデンス「オウカス」の開発

当社グループは、健康寿命の延伸を支援することで、ご入居者及びご家族の皆様の「世界一の人生づくり」を目指す、健康増進型・賃貸シニアレジデンス「オウカス」の開発を推進しています。

1. 商業施設・医療施設などが徒歩圏に、自立した暮らしを愉しめる利便性の高い「立地」
2. 暮らすことが誇りとなる住まい、日々を心豊かに彩る多様な共用施設を備えた「建物」
3. カラダとココロの両方から健康維持・増進を図る「サービス」

として、住むだけで心身ともに健康になれる仕組みを設けた「オウカス・ウェルネスプログラム※1」を提供。入居者の健康寿命の延伸を通じて、入居者および家族の皆さまが楽しく、安心・安全で過ごせる毎日を支援するとともに、社会課題の解決（社会保障費の抑制、介護離職者数の低減等）にも取り組みます。なお、2026年3月末時点で8棟・1,145戸開業済みです。

【オウカス・ウェルネスプログラムの主な要素】

- 運動：スポーツクラブ「メガロス」を展開する野村不動産ライフ&スポーツと共同開発した独自の運動プログラム
- 食事：栄養士管理によるバランスのとれた美味しい食事
- コミュニティ：入居者同士のコミュニティ・イベント活動
- 医療・福祉：医療・介護の専門知識をもつスタッフのサポート

※1 2020年3月期のグッドデザイン賞を受賞しました。

■運動

運動指導員が一人ひとりの体力や健康状態を把握し、身体機能はもちろん認知機能の維持・向上にも着目。それぞれの改善に向けた活動メニューや、フィットネスクラブ「メガロス」と共同開発した運動プログラムなどを継続的にご提供し、入居者の皆さまの毎日をフォローします。

管理栄養士のもと、美味しく栄養バランスの取れたお食事を一人ひとりの健康状態に配慮してご提供。厨房で調理したできたての料理を、毎日楽しめます。季節のイベント食なども実施し、入居者同士や家族と一緒に会話を楽しみながらお食ができる環境を整えています。







全てイメージ

■医療介護連携

医療・介護の専門知識を持つコンシェルジュが、入居者の健やかな日常をサポート。入居時のオリエンテーションでは地域の連携病院の選定や、訪問診療のセッティングを行うほか、さりげないお声がけから日々の健康状態のケア、緊急時の対処など多面的にサポートします。

■コミュニティ

新しい仲間が生まれ、生き生きとした暮らしが送れるよう、サークル活動や創作活動など、様々なイベントをお手伝い。同じ趣味を持つ入居者の方とのつながりづくりなど、心の健康にも取り組むとともに、暮らしの中のお悩みなど生活相談にも対応します。

オウカス・ウェルネスプログラム（2020年3月期グッドデザイン賞受賞）

「オウカス紹介ムービー」

フィットネス事業における健康寿命増進

当社グループは、スポーツクラブ「メガロス」にて、シニア世代の健康寿命増進を目的とした以下の取り組みを行っています。

取り組み	詳細
「REBORNS SCHOOL」	「生涯元気にライフ&スポーツを楽しむための健康な身体づくりと仲間づくり」というコンセプトのもと、毎週同じ仲間、同じコーチとともに運動を楽しみながら、フレイル予防※につながる健康で元気な身体を維持していくことを目的とするシニア向けのスクールです。 ※加齢に伴う、身体、精神、社会的な機能低下のこと
「Life&サークル」	同じ趣味や目標を持つ人同士が集い、人とのつながりを通して、運動するだけの場所ではない、新たな価値や楽しみをみつけるコミュニティベースとして、様々なテーマのサークル活動を行っております。



REBORNS SCHOOL





Life＆サークル

健康づくりを推進する自治体と連携

野村不動産ライフ&スポーツは、立川市、小金井市、町田市、大阪市中央区および名古屋市千種区と包括連携協定を、横浜市、枚方市および市川市と連携協定を締結しています。
これらの協定を通じて、スポーツクラブの運営にとどまらず、主に子育て支援・障がい者支援・高齢者支援、地域の安全・安心、文化およびスポーツ振興、その他の地域の活性化及び市民サービスの向上に資する取り組みを行っています。
具体的には、地域のスポーツイベントへの参画、シニア向けに介護予防・フレイル予防につながる運動教室の実施、市民の方が参加できる館内イベントの実施など、地域に根差した活動を行って参ります。

「CASBEEウェルネスオフィス評価認証」の取得

当社グループは、ステークホルダーの皆さまの健康と快適性の維持に貢献するため、新規展開するオフィスビル全件で「CASBEEウェルネスオフィス評価認証」の取得を方針としています。
2019年に新たに設立されたこの評価認証制度では、建物の利用者の健康・快適性の維持、増進を支援する建物の仕様、性能、取り組みに加え、知的生産性の向上に資する要因や安全・安心に関する性能が評価されます。2026年3月末現在で累計33物件が認証を受けています。

災害時の安心・安全の確保

ガバナンス ↓ 指標と目標 ↓ 取り組み ↓

ガバナンス

ガバナンス（社会） →

全社方針

全社方針（社会） →

指標と目標

実績データ

項目	単位	2023年3月期 実績	2024年3月期 実績	2025年3月期 実績	2026年3月期 実績
管理物件（ビル部門）の防災訓練実施率	%	99	99	100	100
帰宅困難者等一時受入施設数	件	9	12	15	16

ESGデータ集（社会）

取り組み

災害リスクに備えた計画・施工管理（災害時の安心・安全の確保）

自然災害や地震が頻発するなか、建築物における被災リスクはいっそう高まっています。当社分譲マンション事業においては、建設にあたり土地の地盤調査やハザードマップを確認しています。更に独自の「設計基準」や「集合住宅マニュアル」を設計会社や施工会社に展開し、それらのリスクを予防または低減するために、液状化対策や外水・内水氾濫対策といった多角的な対策を講じた計画としています。また、これらで配慮した計画を確実に実行するため施工段階でも確認をし、建築物の安全性の確保に努めています。

リスク評価を通じた安全品質の確保

災害に備える住まいを実現するための“3つの備え”

防災対策（震災、火災、風水害等）は、マンションづくりの計画時から始まり、ご入居後の暮らしまで視野に入れて取り組んでいます。独自の集合住宅設計基準、集合住宅マニュアルを設計会社・施工会社に展開して計画に反映。共用部には防災倉庫を設置し、有事の際の一助となるよう、お引渡し時に防災備品を納品しています。
また、いざという時に助け合えるコミュニティ形成のしかけや、防災訓練のサポートなど、さまざまな対策を講じています。

住まいの防災



概念図

「災害対策本部設置訓練」の実施

野村不動産グループは、首都直下地震を想定した事業継続計画（BCP）を策定し、年に一度、野村不動産ホールディングス代表取締役社長を本部長とする「災害対策本部設置訓練」を実施しています。

事業継続計画（BCP）

「災害時連絡訓練」および「災害対策本部設置訓練」の実施

野村不動産パートナーズは、お客さま（居住者・テナント企業・施設利用者）の災害時の安心・安全とテナント企業の早期の事業復旧に備え、「災害時連絡訓練」（年に1度）および「災害対策本部設置訓練」（年に1度）を実施しています。

【災害対策本部設置訓練の概要】

- 災害対策本部設置の流れと活動内容の確認
- 復旧状況に応じた災害対策本部活動内容の確認
- 管理物件の被害状況の把握と集計
- 理現場から災害対策本部への情報伝達訓練



災害対策本部設置訓練

管理物件における防災支援

当社グループは、災害時の安心・安全を確保する取り組みとして、管理物件（住宅・オフィスビル・商業施設・物流施設など）において、居住者や管理組合、テナント企業、施設利用者に対し、防災支援を行っています。

【主なサポート】

- 防災訓練の実施
- 防災倉庫の整備・防災組織の組成と運営支援
- 防災対応マニュアルの整備
- 消防・防災計画書の作成支援
- 防災ガイドブックの配布



見せる防災：居住者が目にする場所に防災備品を展示
※イメージパース

在宅避難に備える「見せる防災・しまう防災」

コロナ禍の影響もあり、災害時でも自宅で居住が継続可能な場合に、在宅避難を奨励する自治体※が増加しています。また、一部マンションからの、防災倉庫の場所や内容物がわからないという声に応えるべく、災害への備えをより身近なものにする取り組み「見せる防災・しまう防災」の導入を開始します。

※ 参照先　東京都「東京防災」

見せる防災・しまう防災

ニュースリリース

災害による停電時の電力確保

災害による大規模停電は復旧までに長い時間を要することもあり、被災から日常を取り戻していく上での障害にもなります。分譲住宅「プラウド」は、太陽光発電設備で発電した電力を、蓄電池設備により停電時にも使用できる「プラウド創蓄スマートリレーシステム」を備えています。

※ エネコックenecoQ採用物件に限る

コミュニティへの配慮と活性化支援

考え方・方針 リスク管理 指標と目標 取り組み

考え方・方針

野村不動産グループは、地域社会やテナントなどすべてのステークホルダーと対話を通じながら、それぞれが抱える社会課題解決に取り組み、地域コミュニティの活性化を実現していきます。
地域社会の課題では少子高齢化や空き家の増加などによるコミュニティの機能不全や活力低下、つながりの希薄化を認識しており、建築設計上の取り組みや運営・管理上のサービスを通じて、お客さまや地域社会の繋がりを醸成し、地域コミュニティの育成を支援します。
このことにより、非常時の円滑な共助や地域コミュニティの活性化を促進、共生型社会の実現に貢献します。
特に、防災面における地域課題では、テナント・地域コミュニティとともに定期的に防災訓練を実施しています。ほか、コミュニティ面においては、「日本橋洗い」、「ホタル観賞館」等イベントを通して、当社グループ従業員が清掃ボランティア活動や地域行事を参加し、地域社会の皆様との対話・交流を行うほか、地域とつながる街づくりとして「Be UNITED構想」を推進しています。
また、不動産開発や街づくりにおいて、既存の地域コミュニティの皆さまの生活・事業環境に及ぼす影響に配慮し、ステークホルダーとの継続的な信頼関係の構築に努めています。

リスク管理

地域コミュニティとのエンゲージメント

当社グループでは、地域にかかわる事業を展開している事業体として、目指す地域・コミュニティ活性化の実現には、ステークホルダーである保有マンション、オフィスビルに住み働く人々、周辺の自治会等とともに歩を進める必要があり、ステークホルダーの皆さまとのエンゲージメントを実施することを重視しています。当社グループの地域・コミュニティ活性化に向けた姿勢や方針を十分に理解いただき、賛同を得ることが重要であるという認識の下、多様な形式によるエンゲージメントを通じて、強靭な地域コミュニティの土台づくりに注力しています。
具体的には、オフィスビルや商業施設における夏祭りやクリスマスイベントなどの地域イベント等におけるお客さま同士の交流や、お客さまと自治体、行政との交流など幅広いコミュニケーションを推進する他、商業施設における目安箱の設置や、何かお困りの場合はお問い合わせ窓口にご連絡をいただくなど、適宜、コミュニケーションの取れる体制を築いています。

指標と目標

実績データ

地域・コミュニティ活性化に向けたコミュニティ活性化支援実績

	単位	2023年3月期 実績	2024年3月期 実績	2025年3月期 実績	2026年3月期 実績
オープン型コミュニティ施設「Be ACTO」開業件数（累計）	件	3	3	4	5
「Be ACTO」会員数	人	1,306	1,732	3,530※2	4,490※2
小学校向け授業プログラム実施件数	回	10	35	69	70
分譲住宅における入居前交流会開催件数	件	11	20	13	13
中規模オフィスブランドPMOおよびH¹Oにおけるテナント企業交流会参加社数	社	—※1	85	—※1	—※1

※1 2023年3月期・2025年3月期・2026年3月期は開催していません。2024年3月期よりH¹Oの実績も追加しております。
※2「Be ACTO」会員数について、2025年3月期よりLINE登録者数も会員としてカウントしています。

「Be ACTO」についてはこちら をご覧ください

地域・コミュニティ活性化に向けたステークホルダーとのエンゲージメント

ステークホルダー	エンゲージメントの形式	頻度	エンゲージメントのテーマ（詳細）
地域コミュニティ	Be ACTO：当社が運営に併走するコミュニティマネジメントの形式	各種イベント等を不定期に開催	地域住民の方と地域の価値を考え、創造しつづける街づくり
地域コミュニティ	Be UNITED構想：NPO法人や行政、地域コミュニティと協働	協働先に応じて実施	地域の多様なステークホルダーと協働し、新しい価値や地域の魅力を高めていくことを目的としている
テナント	交流会参加社数	数回/年	弊社中規模オフィスブランドPMOをご利用の利用者さまの交流を促し、利用価値の向上や、利用者のウェルビーイングに繋がる
居住者	入居前交流会開催	各分譲住宅入居前	分譲住宅にご入居いただく前に、入居される方々が安心いただくとともに、コミュニティの形成の土壌にしていくことを目指す

ESGデータ集（社会）

取り組み

コミュニティを活性化する設計・デザイン

テナント専用コミュニティフロアの設置

当社グループは、「新宿野村ビル」（東京都新宿区）と「BLUE FRONT SHIBAURA」（東京都港区）に、テナント企業専用のコミュニティフロアを設置しています。社内外交流と働く場所の選択肢を増やすことを目的とし、食事利用のスペースやコワーキングスペース、イベントスペースを提供しています。


コミュニティフロア「NEON（ネオン）」（新宿野村ビル）


人がつながり、アイデアが育つ共創空間
（BLUE FRONT SHIBAURA）

サービス付き小規模オフィス　「H¹O（エイチワンオー）」

当社グループが新たに展開している「H¹O」シリーズでは、建物の共用部は仕事のON／OFFがスイッチできるような空間設計をしています。アロマ空調やシャワールーム（一部物件）など、一息ついて肩の力を抜ける場所をご用意しているほか、ヘルシーフードの提供、各種研修やイベントを企画し、入居者さま同士のコミュニティ形成を促進していきます。


H¹O日本橋室町

自然とコミュニティ形成が行われる共用部の動線計画

当社グループは、健康増進型・賃貸シニアレジデンス「オウカス」において、共用部（メイン・ゲストダイニング、カラオケ&シアター、フィットネススタジオ、コミュニティカフェ、大浴場等）を1階に設け、人が集まり、自然と交流が図れる動線計画としています。


ダイニングルーム


大浴場


カラオケルーム

運営・管理におけるコミュニティ活性化支援

当社グループは、入居後も長期にわたり、お客さまのコミュニティが健全に機能するよう、居住者・テナント企業を対象とした交流会や情報誌の発行などを行っています。


「PMO」テナント企業交流会

「Be ACTO」による循環型コミュニティの創出

Be ACTOは、当社グループが運営に伴走するエリアマネジメントの仕組みです。当社グループでは、エリアマネジメントとは、そこに住む人たちといっしょに継続的に地域の価値を考え、創造しつづけていくための活動だと考えています。地域に住む人々が、お互いに頼ったり頼られたり、そんな関係づくりのお手伝いをしつづけることで、その地域ならではの世代を超えた循環型コミュニティ醸成の苗床になればと、第1弾の「Be ACTO日吉」に続き、「Be ACTO亀戸」「MEGURO MARC」「Be ACTO武蔵浦和」とさまざまなエリアで始まっています。

「Be ACTO」



BE ACTOの取組

「オウカス船橋」と地域のつながり

当社グループは、地域の健康支援と多世代交流の拠点として、健康増進型・賃貸シニアレジデンス「オウカス船橋」のフィットネススタジオとコミュニティカフェを定期的に地域に開放しています。


コミュニティカフェ（オウカス船橋）

スポーツクラブにおける地域・学校とのつながり

スポーツクラブ「メガロス」は、スポーツは成長過程の子どもたちの能力を育てる力を有していると考えており、中でも自尊心、やり抜く力、協調性に代表される「非認知スキル」に注目しています。メガロスが街とつながり、子どもたちの非認知スキルを育てる場を積極的につくると同時に、より良い街づくりにも貢献する「こどもみらいプロジェクト」を展開しています。

こどもみらいプロジェクト

地域・社会貢献

教育プログラムでのコミュニケーション

当社グループでは、「あしたを、つなぐ」新しい街づくりの取り組みとして、子供たちの、街への興味や関心を育み、街の中の大切なものをいっしょに考えていくための教育プログラムを開発し提供しています。東京学芸大学監修で開発した「まちをみるめ」、埼玉大学の教育学部の学生と共に開発した「推しの木」といった出張授業の他、慶応義塾大学大学院と共同研究で開発した「まちおに」は、大人も子供も一緒になって楽しめる地域の鬼ごっこをつくるプログラムです。そのような出張授業プログラムを更に多くの地域で取り組んでいただくために、各種プログラムの汎用化、ならびに公式WEBサイト「まちとまなぶ」での情報発信を行っています。



まちとまなぶ 公式HP

地域との信頼関係の構築

不動産開発や街づくりにあたっては、行政・地権者・近隣住民の皆さまと合意形成を図り、信頼関係を構築するための取り組みを実施しています。

近隣説明会の実施

当社グループの人権方針では「事業を展開する国・地域との共生を目指しており、それぞれの地で、多様な人びとを惹きつけ続ける持続的なコミュニティを醸成し、支援していきます。また、建物の安全性、および建設工事における騒音・振動・粉塵等の周辺環境への影響に配慮し、当社の事業活動に影響を受ける地域の皆様の生命および健康に関わる人権を尊重します。」と表明しています。
建物建設時においては、特に「水質悪化・土砂災害」「騒音・振動・粉塵」「落下物などによる事故」などの懸念、建設後においては「周辺交通量の変化」などの懸念が出てくることが想定され、開発地における近隣説明会の開催を通して、真摯な説明を心掛け、建設の際には地域の方々の安心・安全を最優先し、工事を行っています。

公共交通機関へのアクセスの配慮

当社グループは、土地や物件の取得にあたり、お客さまやコミュニティの皆さまが負担なく居住・利用できるよう、すべての事業において公共交通機関への動線に配慮しています。

コミュニティからの雇用・調達

当社グループは、コミュニティの持続的な発展と継続的な信頼関係の構築のため、事業を行う地域コミュニティからの雇用・調達を推進しています。特に、ホテル事業においては、地域の特産品の活用、海外事業においては現地雇用を積極的に実施しています。

当建物のテナントのウェルビーイング向上

オフィスビルをはじめとした建物の利用者に健康性、快適性の維持や増進に寄与する空間を提供していくために、グループ全体の施策として、ウェルビーイング向上につながる建築仕様・性能の採用、利用者に向けての各種プログラムの実践に取り組んでいます。なお、当社グループで開発するオフィスビルのCASBEEウェルネスオフィス認証※の取得を原則化し、取り組み強化を図っており、カバー率目標100%に対し、2025年度実績100%を達成しています。

【ウェルビーイング向上を視野に入れた主な仕様・性能】

・室内騒音の消音
・自然光の導入、適切な照度
・自然とのつながりなどオフィスからの眺望を意識した設計
・リフレッシュスペースの確保

【利用者に向けての主なプログラム】

・運動促進
・動線上の出会いの場の創出
・満足度調査の定期実施

※ 一般財団法人 住宅・建築SDGs推進センターが主催する、建物利用者の健康性、快適性の維持・増進を支援する建物の仕様、性能、取り組みを評価する認証

地域・社会貢献

考え方・方針 ↓ 指標と目標 ↓ 取り組み ↓

考え方・方針

全社方針のもと、社会に必要な取り組みについて地域コミュニティとの対話を行い、共創しながら、その発展に貢献していくことは、企業市民としての責務であると認識し、地域・社会貢献を行っています。全社方針のもと、重点分野の一つとして「地域社会への貢献」を掲げています。人口減少や少子高齢社会による需要の減少、コミュニティの崩壊に代表される社会課題は地域コミュニティに密接したものであり、その解決に寄与することは総合デベロッパーとしての使命であると考え、災害時の被災者受け入れから地域コミュニティ活性化まで、あらゆる分野に及ぶ地域社会への貢献を推進しています。

このような活動は、当社が2050年のありたい姿として定めた「共に創る未来」や中長期経営計画で2030年ビジョンとして定めた「まだ見ぬ、Life & Time Developer へー 幸せと豊かさを最大化するグループへ ー」に寄与するものと考えています。
特にコミュニティ活性化は、住まいや地域の価値向上につながるのみならず、新たな再開発事業のコンペ等において加点要素として期待することが出来るため事業参画機会の拡大、ひいては当社事業性の向上にも寄与すると認識し、Be Untied構想とそれを実現する為の仕組みである「Be ACTO」開業施設の拡大を中核とした取り組みを推進していきます。

指標と目標

実績データ

項目		単位	2023年3月期 実績	2024年3月期 実績	2025年3月期 実績	2026年3月期 実績
地域・社会貢献支出額	現金による寄付※1	万円	1,100	1,100	1,100	1,100
	マネジメントコスト※2		29,195	30,810	41,588	51,712
	総額		30,295	31,910	42,688	52,812

※1 現金による寄付は、日本パラスポーツ協会への協賛費を開示しています。2023年3月期からは同協賛費と経団連生物多様性基金への寄付金額の合計値を示しています。
※2 マネジメントコストは、主な当社グループ保有施設で実施した地域貢献に即した各種イベント費用・パラスポーツ選手運営支援にともなう旅費・コーチ代などの合計値を開示しています。

ESGデータ集（社会）

取り組み

地域との協働

災害時の被災者受け入れ

有事の際、マンションや施設そのものの防災対応力向上に加え、自治体との連携・地域とのつながりを強化しており、その一環として、当社グループ並びに運用するファンドが所有（区分所有）する建物や、当社グループが運営する施設等を地域の防災拠点として機能させる取り組みを推進しています。

地域に向けた防災に関する主な取り組み例

・地域の防災拠点：災害時帰宅困難者一時受入場所の設定（一時休憩、水、トイレ、情報提供等）
・地域防災倉庫：マンションの敷地内に災害用格納庫（防災備蓄倉庫）を設置
・防災井戸：災害発生で水道供給が停止した際、近隣住民利用が可能
・マンホールトイレ：災害発生で上下水道供給が停止した際、近隣住民利用が可能
・かまどスツール（ベンチ）：災害発生でガス供給が停止した際、近隣住民利用が可能

ホテル事業を通じた地域貢献

当社グループのホテルブランド「NOHGA HOTEL」および「庭のホテル」では、地域貢献を目的としたさまざまな取り組みを実施しております。町内会との連携やボランティア活動など、地域活動に積極的に参加しているほか、地域企業とのコラボレーションによるオリジナル製品の館内での使用・販売や、ワークショップなどのイベントも多数開催しております。



「ノーガホテル 上野 東京」の地域企業とのコラボプロダクツ



「ノーガホテル 清水 京都」の地域清掃活動

当社関連施設における国連キャンペーン動画の放映

当社グループでは、地球温暖化問題への啓発活動の一環として東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪にあるオフィスビル、商業施設のサイネージを利用して、国連広報センターが制作した「1.5℃の約束 - いますぐ動こう、気温上昇を止めるために。」のキャンペーン動画を無償で放送いたしました。

青少年育成サポート

インターンシッププログラムの実施

野村不動産は、大学生・大学院生を対象にインターンシッププログラムを提供しています。

■現場配属型プログラム

当プログラムでは、商品企画や営業同行など、不動産実務を体験する機会を提供しています。2026年3月期は、東京本社にて5日間×4ターム実施し、全ターム合わせて約170名の学生が参加しました。

■デベロッパー模擬体験プログラム

当プログラムでは、デベロッパーの仕事や当社グループの街づくりで大切にしていることについて伝えています。2026年3月期は、対面にて3日間×2ターム実施し、約70名の学生が参加しました。

大学と連携したキャリアサポート

当社グループは、大学と連携し、青少年のキャリア形成を支援するプログラムを提供しています。

■明治大学「フューチャースキル講座※」

当社グループの従業員が、大学1年生を対象に、不動産事業の実践講座を行っています。2026年3月期は、野村不動産が開発しているプラウドシティ日吉プロジェクトを事例に、「今後20年続くエリアマネジメントの仕組み」を議論していただきました。

※「フューチャースキル講座」
大学1年生を対象としたPBL（Project Based Learning）型の実践授業です。授業では、実際のビジネスの現場で直面するような問題が課題として取り扱われます。

地域保育園・幼稚園・小学校の児童に向けた取り組み

野村不動産ライフ&スポーツは、スポーツを通じて地域全体で子どもの成長をサポートする環境づくりや子ども向けのスポーツ普及を目指す活動である「こどもみらいプロジェクト」を運営しています。今後も街の健康インフラとして、スポーツ・運動を通じた「安心・安全」をお届けし、地域社会・街づくりに貢献していきます。

「TOKYO こども見守りの輪プロジェクト」に参画

野村不動産ライフ&スポーツは地域と子どもをつなぐ活動を2019年から推進しています。2024年には東京都と「子供を守る事業者連携事業に関する覚書」を締結。東京都が推進する「TOKYO こども見守りの輪プロジェクト」に参画しました。今後も親子の防犯意識向上や、地域ぐるみで子供たちの安全・安心を担う社会気運の醸成に寄与していきます。

店舗の防災ハブ機能

野村不動産ソリューションズは、地域に根付いた情報発信のため、一部店舗にデジタルサイネージを設置し、地域にお住まいの皆様のお役に立てるコンテンツを提供しています。
また、災害などの緊急時に情報を提供することにより、安心で安全なまちづくりに貢献していきます。



「野村の仲介プラス」三軒茶屋センターで発信しているコンテンツ

スポーツ支援

日本パラスポーツ協会（JPSA）オフィシャルパートナー

野村不動産ホールディングスは、「スポーツの価値を誰もが享受できる社会の実現に向けて、共生社会の創造を目指す」という公益財団法人日本パラスポーツ協会（JPSA）の理念に賛同し、オフィシャルパートナー契約を締結しています。

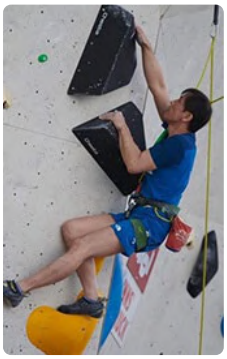
公益財団法人 日本パラスポーツ協会

障がい者スポーツ支援

野村不動産ライフ&スポーツは、行政と連携し、障がい者水泳教室を実施しています。また、日本代表を含む4種目5名のパラアスリート選手が所属しており、選手活動における補助や支援を行っています。
野村不動産パートナーズは、車いす陸上競技の西 勇輝選手（T54クラス）、パラ水泳の長野 凌生選手（S21クラス）の雇用をはじめ、活動支援を通じて障がい者スポーツ全体への理解促進とパラスポーツの支援を行っています。



CPサッカー
本中野　雅



パラクライミング日本代表
江尻　元洋



パラサーフィン日本代表
伊藤　建史郎



パラクライミング日本代表
江尻　弓



FIDサッカー
梅村　俊佑

「東京都スポーツ推進企業」に認定

野村不動産パートナーズと野村不動産ライフ&スポーツは、積極的なパラスポーツ支援や地域連携によるスポーツ推進を行い、「令和7年度東京都スポーツ推進企業※」に認定されました。2017年3月期から10年連続認定になります。

※「東京都スポーツ推進企業」
　東京都が、従業員のスポーツ促進やスポーツ分野における支援を実施している企業を認定するものです。

ガバナンス

Governance

ガバナンス

- 全体方針 →
- マネジメント →

コーポレート・ガバナンス

- 考え方・方針 →
- コーポレート・ガバナンス報告書 →
- 株主の権利・平等性の確保 →
- 取締役会等の責務 →
- 役員報酬制度 →
- 企業統治の体制の概要 →
- 内部監査システム →
- 実績 →
- コーポレート・ガバナンス体制 →

コンプライアンス

- 考え方・方針 →
- ガバナンス →
- 指標 →
- 取り組み →

リスクマネジメント

- ガバナンス →
- リスク管理 →
- 指標 →
- 取り組み →

サプライチェーンマネジメント

- ガバナンス →
- 方針・ガイドライン →
- 指標と目標 →

ガバナンス

全体方針 マネジメント

全体方針

野村不動産グループは、持続可能な社会の実現に向けて、事業活動を継続し、企業価値を向上していくために、コンプライアンスの強化、リスクマネジメントやコーポレート・ガバナンスの推進が重要な経営課題であると認識し、これを推進します。また、お客さまや地域社会、従業員やサプライヤーを含むすべての人の人権を尊重した事業活動を行います。

マネジメント

野村不動産グループのコンプライアンスについては、「リスクマネジメント委員会」および「グループ法務コンプライアンス部」を設置し、推進体制の構築と整備を行っています。リスク管理については、グループ経営に関するさまざまなリスクの審議を行うため、経営会議をリスクの統合管理主体として定め、主要なリスクの状況について定期的にモニタリング、評価及び分析を行い、各部門及びグループ各社に対して必要な指導及び助言を行うとともに、その内容を定期的に取締役会に報告を行っています。
人権尊重およびサプライヤーマネジメントの高度化については、野村不動産ホールディングス代表取締役社長兼グループ CEO が責任者となり、取り組みを進めています。また、野村不動産ホールディングスおよびグループ会社の取締役などで構成される「サステナビリティ委員会」（委員長：野村不動産ホールディングス代表取締役社長兼グループ CEO）にて、関連方針や活動計画を審議し、決定するとともに、毎年目標を設定し、進捗状況をモニタリングしています。

※ コンプライアンス推進体制およびリスク管理体制の詳細は、各ページの「ガバナンス」をご覧ください

コーポレート・ガバナンス

考え方・方針 コーポレート・ガバナンス報告書 株主の権利・平等性の確保 取締役会等の責務
役員報酬制度 企業統治の体制の概要 内部監査システム 実績 コーポレート・ガバナンス体制

考え方・方針

全体方針（ガバナンス）

野村不動産ホールディングスは、株主をはじめとするステークホルダーの利益を考慮しつつ、長期的、継続的に企業グループ価値を最大化するように統治されなければならないと考えています。そこでグループ全体の収益力の向上を目指して、持株会社として傘下子会社の事業活動を管理、監督するとともに、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」にのっとり、より透明性の高い経営体制の構築に努めています。

コーポレートガバナンスに関する基本方針

コーポレート・ガバナンス報告書

コーポレート・ガバナンス報告書

（最終更新日:2026年6月25日）

株主の権利・平等性の確保

政策保有株式について

野村不動産ホールディングスは、政策保有株式について、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」において「政策保有株式に係る基本方針」を策定しています。

【政策保有株式に係る基本方針】

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」より抜粋

第4条 当社は、取引先との取引関係の強化、戦略的な業務提携等の総合的な観点から、当社の企業価値向上に資すると認められるものであることを株式の政策保有方針とする。

2. 株式の政策保有に当たっては、当社グループとの取引状況や投資先企業の経営状況等を定期的に把握し、当社の企業価値向上に資するかという観点から、継続的な保有の合理性について取締役会にて毎年検証を行うとともに、当該検証を踏まえ、保有の合理性が低い株式については、市場環境等を考慮しつつ、売却を行う。
3. 政策保有株式に係る議決権の行使に当たっては、投資先企業の企業価値向上を通じて当社の企業価値向上に資するかどうかを基準に適切に判断する。

4. 当社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）から当該株式の売却等の意向が示された場合であっても、取引の縮減等を示唆することなどにより、株式の売却を妨げることのないよう、適切に対応することとする。

5. 政策保有株主との間による取引においても、他取引先と同様に、経済合理性を十分に検証した上で取引を行う。

取締役会等の責務

取締役の選任

当社は、定款に基づき、取締役を、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役に区別して、毎年株主総会において選任しています。取締役は、さまざまな分野の事業を営む会社を統括する持株会社として必要なバランスと多様性を確保するため、国籍、性別にこだわらず、さまざまな知識・経験・能力を有する多様な取締役で構成し、実効的に機能するために適切な規模として、取締役（監査等委員である取締役を除く）12名以内、監査等委員である取締役6名以内としています。取締役の平均在任期間は4.58年です（2026年3月31日時点）。

独立社外取締役の独立性基準

当社は、独立社外取締役の独立性基準を以下の通り定めています。

【独立社外取締役の独立性基準】

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第14条抜粋

第14条 取締役会は、東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準に加え、独立社外取締役の独立性に関する基準を定め、以下各号のいずれにも該当しないことを確認した上で、独立社外取締役候補を指名する

(1) 当社または子会社との間で役員の相互就任関係にある他の会社の業務執行者
(2) 当社または子会社の主要な取引先※もしくは当社または子会社を主要な取引先※とする者（当該取引先が法人の場合はその業務執行者）
(3) 最終事業年度において、当社または子会社から役員報酬以外に1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
(4) 当社または子会社から多額の金銭その他の財産上の利益※を得ている法律事務所、会計事務所、コンサルティング会社等の専門サービスを提供する法人等に所属する者
(5) 当社の主要株主（主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者または過去に業務執行者であった者）、主幹事証券会社の業務執行者または過去に業務執行者であった者
(6) (1) から (5) に掲げる者の近親者

※主要な取引先とは、ある取引先の当社グループとの取引が、当社または当該取引先の最終事業年度における年間連結売上の2%の金額を超える取引先をいう
※多額の金銭その他の財産上の利益とは、当該法人等の最終事業年度における年間連結売上の2%の金額を超える利益をいう

氏名	髙倉　千春
選任の理由	同氏は、グローバル企業の人事部門の業務執行の要職において長年にわたり活躍され、政府機関の専門委員会への参画等を通じて人材戦略・人材開発を含む人的資本経営の推進等に関する豊富な知識、経験と幅広い見識を有しており、これらを活かすことで、取締役会の監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制の強化と公正で透明性の高い経営の実現に資することが期待されるため、社外取締役として選任しております。また、同氏の属性や当社との関係等から、一般株主との利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏を東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。

氏名	山下　良則
選任の理由	同氏は、経営者として長年にわたり活躍され、企業経営に関する豊富な知識、経験と幅広い見識を有しており、これらを活かすことで、取締役会の監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制の強化と公正で透明性の高い経営の実現に資することが期待されるため、社外取締役として選任しております。また、同氏の属性や当社との関係等から、一般株主との利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏を東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。

氏名	野上　宰門
選任の理由	同氏は、経営者として長年にわたり活躍され、企業経営に関する豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。これまでの豊富な経験や知見等は、取締役会の監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制の強化と監査体制の充実に資することが期待されるため、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、同氏の属性や当社との関係等から、一般株主との利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏を東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。

氏名	小林　雅人
選任の理由	同氏は、弁護士として長年にわたり活躍され、法律の専門家として豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士並びに社外取締役・監査役としての豊富な経験や知見等は、取締役会の監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制の強化と監査体制の充実に資することが期待されるため、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、同氏の属性や当社との関係等から、一般株主との利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏を東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。

氏名	宮原　さつき
選任の理由	同氏は、公認会計士として長年にわたり活躍され、会計及び監査の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に直接関与された経験はありませんが、公認会計士並びに社外取締役としての豊富な経験や知見等は、取締役会の監督機能 及びコーポレート・ガバナンス体制の強化と監査体制の充実に資することが期待されるため、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、同氏の属性や当社との関係等から、一般株主との利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏を東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。

取締役会の多様性に関する考え方

様々な分野の事業を営む会社を統括する持株会社として必要なバランスと多様性を確保するため、様々な知識・経験・能力を有し、性別、人種、国籍、文化的背景を問わず多様な取締役を登用する方針としています。

取締役会の実効性評価

2025年度の取締役会の実効性評価においては、昨年度に引き続き、アンケート調査及び第三者評価機関を活用したインタビューを全ての取締役（監査等委員を含む）に対し実施しました。その結果を踏まえた取締役会での審議による分析・評価結果の概要は以下のとおりです。

	分析・評価結果	
	評価された点	課題・今後の改善策など
【構　　成】	取締役会の規模や構成バランス（社内外・専門性等）については概ね適切である。	—
【討論状況】	各取締役がその知識・経験を活かし、社内・社外の枠を越えて、議論は自由・活発に行われている。特に社外取締役の率直な発言・牽制機能が有効に機能し、議論の質が向上している。	—
【運　　営】	資料の簡素化や事前提供、議案数の平準化等、安定的な運用がなされている。	—
【審議内容】	個別案件の審議等において、当社の持続的成長・企業価値の向上の観点に基づく充実した議論がなされている。	中長期的な視点が求められる戦略討議については、引き続き充実を図る必要がある。2026年度については、「取締役会の体制・運営面の更なる改善・高度化」及び「持続的な企業価値向上に向けた戦略討議の推進」を重点施策と位置づけ、企業価値向上とコーポレート・ガバナンスの強化に向けた取り組みを推進する。今後も取締役会の実効性評価を毎年実施することで、改善状況を定期的に把握し、取締役会の実効性の更なる向上を図る。

今後も取締役会の実効性評価を毎年実施することで、改善状況を定期的に把握し、取締役会の更なる向上を図ってまいります。

役員報酬制度

役員区分ごとの報酬など

（2025年度）

		取締役（監査等委員である取締役を除く）（社外取締役を除く）	取締役（監査等委員）（社外取締役を除く）	社外取締役
報酬等の総額（百万円）		894	100	91
基本報酬（百万円）		266	100	85
賞与（業績連動報酬等）（百万円）		182	ー	ー
株式報酬等（非金銭報酬等）（百万円）	業績連動部分（百万円）	359	ー	ー
	非業績連動部分（百万円）	86	ー	6
対象となる役員の員数（名）		5	4	7

① 2025年度末現在の取締役（監査等委員である取締役、及び社外取締役を除く。）は5名であります。

② 2025年度末現在の取締役（監査等委員）（社外取締役を除く。）は2名であります。上記取締役（監査等委員）（社外取締役を除く。）の員数には、2025年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名が含まれております。

③ 2025年度末現在の社外取締役は5名であります。上記社外取締役の員数には2025年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）2名 、2025年12月31日をもって辞任した社外取締役（監査等委員）1名及び2026年1月1日付で就任した社外取締役（監査等委員）1名が含まれております。なお、宮川 明子氏は2025年6月26日開催の株主総会終結の時をもって社外取締役（監査等委員）を退任し、2026年1月1日付で社外取締役（監査等委員）に就任しております。

④ 取締役の報酬額は、2025年度において支払われたか否かにかかわらず、当社が2025年度に係る報酬等として費用計上した金額を基に記載しております。なお、上記「賞与（業績連動報酬等）」欄の支給額には、2024年度に係る取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）4名に対する役員賞与引当金と2025年度中において支給した賞与額との差額(6百万円)は含まれておりません。また、株式報酬等のうち業績連動部分について、2025年度において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）5名に対する付与ポイント数として過年度において費用計上した金額と2025年度中の株式等の交付等により支給した金額との差額(35百万円)が発生しておりますが、当該差額金額は上記「株式報酬等（非金銭報酬等）」欄の支給額に含まれておりません。

⑤ 取締役の報酬（「基本報酬」及び「賞与」）の限度額は、2018年6月26日開催の定時株主総会決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く）について年額550百万円以内となっており、決議当時の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は8名（うち社外取締役2名）です。また、2024年6月21日開催の定時株主総会決議により、取締役（監査等委員）の報酬限度額を年額180百万円以内に改定しており、当該決議に係る監査等委員である取締役の員数は6名（うち社外取締役4名）です。

⑥ 当社は、上記⑤記載の取締役の報酬額とは別枠で、業績連動型株式報酬等の制度を導入しております。2022年6月24日開催の定時株主総会決議により、本制度の対象年度を3事業年度として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）への報酬として信託へ拠出する上限を1,650百万円（うち社外取締役については3事業年度ごとに1名あたり上限990万円）としており、決議当時の本制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち社外取締役1名）です。

⑦ 業績連動報酬等のうち、金銭報酬である賞与に係る業績指標等の内容、算定方法及び当該指標を選択した理由等は、下記「役員報酬制度の概要」のとおりであります。なお、業績指標に関する実績は下表のとおりです。

	2026年3月期
親会社株主に帰属する当期純利益	82,880百万円
対前年度比	＋10.8%

⑧ 業績連動報酬等のうち、株式報酬等に係る業績指標等の内容、算定方法及び当該指標を選択した理由等は、下記「役員報酬制度の概要」のとおりです。なお、業績指標のレンジについては下表のとおり決定しています。

（2024年3月期の開始から3年経過後である2026年3月期のレンジ）

	レンジ		実績
業績連動係数	0%～ 200%		193.0%
事業利益	98,300百万円～ 137,700百万円	⇒	147,384百万円
ROE	7.0%～ 11.0%		10.7%

⑨ 非金銭報酬等の内容は当社の株式等であり、交付の条件等は、下記「役員報酬制度の概要」のとおりであります。

⑩ 下記「役員報酬制度の概要」のとおり、取締役会決議に基づき、2026年3月期に係る金銭報酬である基本報酬及び賞与の支給額については、代表取締役社長を務める新井聡氏が、その具体的内容の決定を行っております。代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の個人査定を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任をした決定権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、支給水準については指名報酬諮問委員会における審議を経ております。

連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の総額（百万円）	基本報酬（百万円）	賞与（業績連動報酬等）（百万円）	株式報酬等（非金銭報酬等）	
						業績連動部分（百万円）	非業績連動部分（百万円）
沓掛 英二	取締役	提出会社	116	64	-	10	41
新井 聡	取締役	提出会社	275	64	63	132	15
松尾 大作	取締役	提出会社	216	57	54	91	13
芳賀 真	取締役	提出会社	174	42	38	84	9
黒川 洋	取締役	提出会社	152	38	31	75	8

※ 取締役の報酬額は、2025年度において支払われたか否かにかかわらず、当社が2025年度に係る報酬等として費用計上した金額を基に記載しております。なお、これに加えて、上記「賞与（業績連動報酬等）」欄の支給額には、2024年度に係る役員賞与引当金と2025年度中において支給した賞与額との差額が、上記「株式報酬等（業績連動部分）」欄の支給額には、株式報酬等のうち業績連動部分について、2025年度において、付与ポイント数として過年度において費用計上した金額と2025年度中の株式等の交付等により支給した金額との差額がそれぞれ含まれており、これらは上記「報酬等の総額」欄記載の支給額にも含まれております（上記役員区分ごとの報酬など④参照）。

役員報酬制度の概要

当社は、取締役会において、監査等委員を除く取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。なお、当社は、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬諮問委員会を設置しており、取締役に関する報酬制度の運用等については、この指名報酬諮問委員会における審議及び取締役会への答申を踏まえ、取締役会にて決定しております。

また、取締役会は、2025年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、2019年度より、気候変動をはじめとする環境課題や社会課題への取り組み（サステナビリティ要素等）を役員の業績評価に組み込みました。

(1) 基本方針

① 取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように、経営計画等と連動した体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、取締役としての役割と役位に応じた適正な水準とすることを基本方針とする。

② 取締役に関する報酬制度の運用及び改定、並びに報酬額の決定等については、指名報酬諮問委員会における審議及び取締役会への答申を踏まえ、取締役会にて決定する。

③ 報酬水準の妥当性の検証及び株式報酬制度の内容検討の際には、必要に応じて外部の報酬コンサルタントからの助言を受けたうえで、会社規模や事業特性等を考慮するものとする。

④ 取締役兼執行役員の報酬は、短期のみでなく中長期を含めた業績向上への明確なインセンティブとして機能するように、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬」から構成する。

⑤ 取締役会長及び社外取締役の報酬は、客観的立場から執行を監督する役割を担うことに加え、長期的な企業価値を向上させる役割を担うことから、株主との利害共有の要素も加味して、「基本報酬」及び「株式報酬のうち譲渡制限型（RS）部分」から構成する。

⑥ 非常勤社内取締役の報酬は、客観的立場から執行を監督する役割を担うことから、「基本報酬」のみの構成とする。

(2) 個人別報酬の各種類の割合の決定に関する方針

① 取締役兼執行役員の各報酬の割合の決定に関しては、上記(1) ②及び④を踏まえて決定する。
② 取締役会長及び社外取締役の報酬の割合の決定に関しては、上記(1) ②及び⑤を踏まえて決定する。
③ 非常勤社内取締役の報酬は、上記(1) ②及び⑥を踏まえて「基本報酬」のみの構成とする。

(3) 個人別報酬の固定報酬(基本報酬)の額の決定に関する方針(報酬付与の時期・条件の決定に関する方針を含む)

① 取締役としての役割と役位に応じて決定する。
② 月例の支給とする。

(4) 個人別報酬の変動報酬(賞与及び株式報酬)の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬付与の時期・条件の決定に関する方針を含む)

＜賞与＞

① 連結当期純利益等の業績及び個人査定に基づいて決定する。
② 業績については、上記の評価を中心としつつ、非財務指標(サステナビリティ要素等)による評価も行う。なお、当該評価については、2022年度以降を対象年度とする。
③ 個人査定については、財務的な業績数値だけでは測ることができない単年度施策及び中長期施策の実施状況等を評価する。
④ 毎年事業年度終了後、一定の時期の支給とする。

【参考】

当社は、2022年度より、監査等委員を除く取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改定のうえ、金銭報酬である賞与に係る業績指標等の内容、算定方法について、連結事業利益等の業績による評価を中心としつつ、非財務指標(サステナビリティ要素等)による評価も行うことといたしました。これは、取締役のサステナビリティに対する意識付けの向上を目的としたものであり、2025年度は、金銭報酬である賞与の支給対象である4名に対して、当該非財務指標として従業員エンゲージメントのスコア、並びにBEI※を基準とする評価を実施しております。

※ Building Energy - efficiency Indexの略。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)の省エネ基準に基づく、建築物の省エネルギー性能を評価する指標。建築物の一次エネルギー消費量の水準を示す。

＜株式報酬＞

① 業績連動部分として、中長期的な業績向上へのインセンティブとなる「パフォーマンスシェア型(PS)」を採用し、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金額(以下「当社株式等」)の交付及び給付(以下「交付等」)を各事業年度の開始から3年経過後に行う。
② 非業績連動部分として、長期的な貢献や企業価値向上へのインセンティブとなる「譲渡制限型(RS)」を採用し、役員退任時まで交付等を繰り延べる。
③ 株式報酬は役員報酬BIP信託(以下「本信託」)の仕組みを採用し、交付等が行われる当社株式等は、以下の算定式に従って算出されるポイント数に応じ、1ポイントにつき当社株式1株として決定する。

【ポイント数の算定式】

●PS部分

役位ごとに予め定められた基準報酬額を本信託が当社株式を取得したときの株価で除して算定したポイント数(PSポイント数)を、各事業年度に付与する。各事業年度に付与されたPSポイント数に対して、当該事業年度の開始から3年経過後の業績に応じて決まる業績連動係数を乗じて、業績連動ポイント数を算出する。業績連動係数は、経営計画で掲げている経営指標のうち、利益成長の観点から「事業利益」を、資本効率性の維持の観点から「ROE」を選定のうえレンジ(0～200%)を設定する。

●RS部分
役位ごとに予め定められた基準報酬額を本信託が当社株式を取得したときの株価で除して算定したポイント数(RSポイント数)を、各事業年度に付与し、加算する。

(5) 個人別報酬の内容の決定方法に関する事項

① 金銭報酬である基本報酬及び賞与の支給額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとする。
② 上記①の権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、支給水準については指名報酬諮問委員会における審議を経るものとする。

(6) 個人別報酬のその他の重要な事項

株式報酬について、一定の事由(非違行為等)が生じた場合の当社株式等の交付等相当額の返還請求に関しては、「株式交付規程」に定め、対応する。

取締役の株式保有

当社では、監査等委員を除く取締役及び社外取締役を対象に、当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブとして機能する点や当社株主との利害を共有できる点で、自社株式を付与する報酬制度を設けております。

企業統治の体制の概要

取締役会

取締役会は、すべての株主のために、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現し、これを通じて、当社が持続的に成長し、長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負うものと考えております。その責任を果たすために、経営に対する監督機能を発揮して、経営の公正性・透明性を確保するとともに、重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行う役割があります。
当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)7名(うち社外取締役2名)及び監査等委員である取締役5名(うち社外取締役3名)で構成されており、様々な分野の事業を営む会社を統括する持株会社として必要なバランスと多様性を確保するため、様々な知識・経験・能力を有する多様な取締役を選任しております。 また、取締役12名のうち5名を独立社外取締役とすることにより、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現を図っております。

取締役一覧 →

監査等委員会

当社は、監査等委員会設置会社であり、独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会が経営監視の役割を担っております。監査等委員会は、当社の内部統制システムを活用した監査を行い、内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況とその結果の報告を受けるとともに、必要に応じて、当社及びグループ会社の取締役、執行役員、業務執行部門に対して報告を求めることができる体制としております。また、監査等委員は、経営会議その他の当社の重要な会議体等へ出席し、業務執行状況に関する情報を収集し、意見を述べることができ、実効的な監査・監督を実施できる体制としております。

監査等委員会の構成（委員5名、うち独立社外取締役3名）

氏名	属性
市原 幸雄（委員長）	常勤
池田 隆行	常勤
野上 宰門	独立社外取締役
小林 雅人	独立社外取締役
宮原 さつき	独立社外取締役

指名報酬諮問委員会

取締役及び執行役員の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬諮問委員会を設置し、同委員会では、取締役及び執行役員の指名・報酬や後継者計画、トレーニングに関する方針等に係る事項について審議したうえで、その結果を取締役会へ答申いたします。

指名報酬諮問委員会の構成（委員4名、うち独立社外取締役3名）

氏名	属性
山下 良則（委員長）	独立社外取締役
沓掛 英二	取締役会長
野上 宰門	独立社外取締役・監査等委員
髙倉 千春	独立社外取締役

経営会議

当社は、経営の監督・意思決定機能と業務執行機能を分離し、執行機能の拡充を図ることでグループ経営を強化することを目的に執行役員制度を導入しており、取締役会で選任された各執行役員は、社内規程等に基づき委譲された職務権限により、取締役会で決定した会社の方針及び社長執行役員の指示の下に業務を執行しております。
経営会議は、社長執行役員、副社長執行役員及び執行役員で構成され、グループ会社全般の業務執行に関する一定の事項を決定しております。また、取締役会長及び常勤の監査等委員である取締役が出席し、必要に応じて意見を述べております。

その他の委員会

経営会議の下部組織として、当社グループの経営上の方針・課題等を審議する以下の委員会を設置しております。

a. 予算委員会
予算編成及び経営計画策定等のため、予算及び経営計画の立案、並びに執行等に関する事項等について審議しております。

b. リスクマネジメント委員会
リスク管理の実践を通じ、事業の継続及び安定的発展を確保するため、内部統制に関する事項及びグループ経営に係るリスクに関する事項等について審議しております。

c. サステナビリティ委員会
サステナビリティ推進に関する方針・計画策定及び実績管理、並びにグループ社員への理解浸透・各種情報開示等のため、サステナビリティ推進に関する事項等について審議しております。

d. DX戦略委員会
DX推進に関する方針・計画策定、並びにICT環境の充実及び効果的な利用の実現のため、DX戦略に関する事項、並びにICT基盤の整備及び情報システム構築等の投資計画に関する事項等について審議しております。。

e. 人材・ウェルネス・D&I委員会
事業戦略と連動した人的資本戦略の推進等を目的として、グループ共通の人材面での課題およびグループ各社の適所適材（配置・登用、育成、確保）に関する事項、働く環境の整備（ウェルネス・D&I）に関する事項等について審議しております。

内部監査システム

内部統制システム

野村不動産ホールディングスは、取締役会、監査等委員会、及び指名報酬諮問委員会を設置し、内部統制を行っています。

リスクマネジメント体制

当社は、グループ内におけるリスク管理活動を推進するため、当社およびグループ会社の取締役、執行役員等をメンバーとするリスクマネジメント委員会を設置しています。同委員会では、グループ全体のリスク管理、コンプライアンス、情報セキュリティに関する事項について審議するとともに、リスク発生時の対応策についても協議します。

リスクマネジメント →

コンプライアンス体制

当社グループでは、法令や企業倫理の遵守等のコンプライアンスを経営の重要課題の一つとして位置付けており、その指針として「野村不動産グループ倫理規程」を策定しています。
さらに、野村不動産ホールディングスにリスクマネジメント委員会およびグループ法務コンプライアンス部を設置し、役職員に対し継続的な教育、啓発活動をグループ一体で推進するとともに、グループ各社への助言、指導および支援を行っています。
また、リスク情報収集の観点から、グループ職員の内部通報窓口「野村不動産グループ・ヘルプライン」を設置しています。
なお、当社は、内部通報者に対して、その通報の機密を保証し、通報したことによる不利益な取り扱いを禁止しています。

コンプライアンス →

内部監査体制

当社グループでは、一部の小規模な会社を除き、各社に内部監査部門を設置しております。同部門は、取締役社長直轄もしくは事業部門を兼務しない担当役員を置き、組織上の独立性を保っております。
加えて、当社にグループ監査部を設置し、会計監査人と連携を図りながら、グループ全体の内部監査機能の統括、モニタリング、評価と当社内の各部の監査を行っております。また、内部監査計画の内容については監査等委員会に報告を行いその同意を得ているほか、同委員会より必要に応じて内部監査計画の変更、追加監査、調査等の勧告又は指示を受けることとしております。なお内部監査計画策定にあたっては、グループ共通の内部監査業務方針を定め、これに則って各社で三か年の中期計画を立案しております。また、グループ会社との情報交換・合同研修・共同監査・人材交流等の実施

等により、内部監査品質の維持・向上に努めております。内部監査の結果は、原則月次で監査等委員会に報告するとともに、四半期毎に代表取締役および取締役会に報告する体制としております。なお、グループ監査部には、公認内部監査人等の専門資格を有する人材が複数名在籍しており、同部の責任者の人事については、取締役は監査等委員会と事前に協議を行うべきこととしております。

監査等委員会監査体制

監査等委員会は、監査等委員（常勤）2名、監査等委員（独立社外取締役）3名の5名で構成されております。なお、監査等委員（独立社外取締役）のうち2名は、2026年6月25日に開催いたしました第22回定時株主総会におきまして、新たに選任されております。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人等からの情報収集及び重要な会議への出席並びに内部監査部門等との十分な連携を通じ、監査・監督機能の実効性を強化するため、常勤の監査等委員2名を選定しております。監査等委員会は監査等委員全員が参加し、月次の取締役会に先立ち開催するほか、必要に応じ随時開催することとしており、2025年度においては、合計12回開催いたしました。
月次の監査等委員会では、内部監査部門からの監査報告、常勤監査等委員からの経営会議その他の重要会議の報告、グループ法務コンプライアンス部からの半期毎の内部通報制度の運用状況報告及び財務部からの四半期毎の決算報告を受け、加えてグループCFO及びコーポレート統括執行役員との定期的な意見交換や指名報酬諮問委員会の審議の報告の聴取とその内容の確認等も行うことで、毎回概ね3時間程度を要しております。
また、当社は、監査等委員会の職務を補助するため監査業務室を設置して、専属のスタッフを配置し、監査実務の実効性を高める施策を講じております。

実績

2026年3月期会議開催

会議体	回数	会議体	回数
取締役会	14	予算委員会	11
監査等委員会	12	リスクマネジメント委員会	6
指名報酬諮問委員会	10	サステナビリティ委員会	3
経営会議	46	DX戦略委員会	12

報告対象範囲：野村不動産ホールディングス

取締役会・監査等委員会出席率

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
取締役会（%）	99	100	100	98
うち社外取締役（%）	98	100	100	97
監査等委員会（%）	100	100	100	98
うち社外監査等委員（%）	100	100	100	97
指名報酬諮問委員会（%）	100	100	100	100
うち社外取締役（%）	100	100	100	100

報告対象範囲：野村不動産ホールディングス
・当事業年度中に就任・退任した取締役全員を対象としております。
・出席率＝（会議体出席数÷就任期間中の会議体開催数）の平均値、小数点以下切り捨て

2026年3月期開催の取締役会・監査等委員会における社外取締役の出席状況

	取締役会	監査等委員会
髙倉 千春	14 / 14	-
山下 良則	14 / 14	-
高橋 鉄	14 / 14	12 / 12
末村 あおぎ※1	8 / 10※1	8 / 9※1
宮川 明子※2	7 / 7※2	6 / 6※2

※1 2025年12月31日付取締役退任以前、当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会の回数を記載しております。
※2 2025年6月26日付取締役退任以前及び2026年1月1日の取締役就任以降、当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会の回数を記載しております。

詳しくはESGデータ集（ガバナンス）をご覧ください

会計監査の状況

1. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人
当社は会社法に基づく会計監査人として同監査法人を選任しております。

2. 継続監査期間

2004年6月以降

3. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員　業務執行社員　公認会計士　森重 俊寛
指定有限責任社員　業務執行社員　公認会計士　佐藤 賢治
指定有限責任社員　業務執行社員　公認会計士　八幡 正博
同監査法人は、業務執行社員について、継続監査期間として7会計期間（上場会社の筆頭業務執行社員は5会計期間）を超えて当社の会計監査に関与することのないよう措置をとっております。

4. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士10名 公認会計士試験合格者等6名 その他11名

5. 監査法人の選定方針と理由

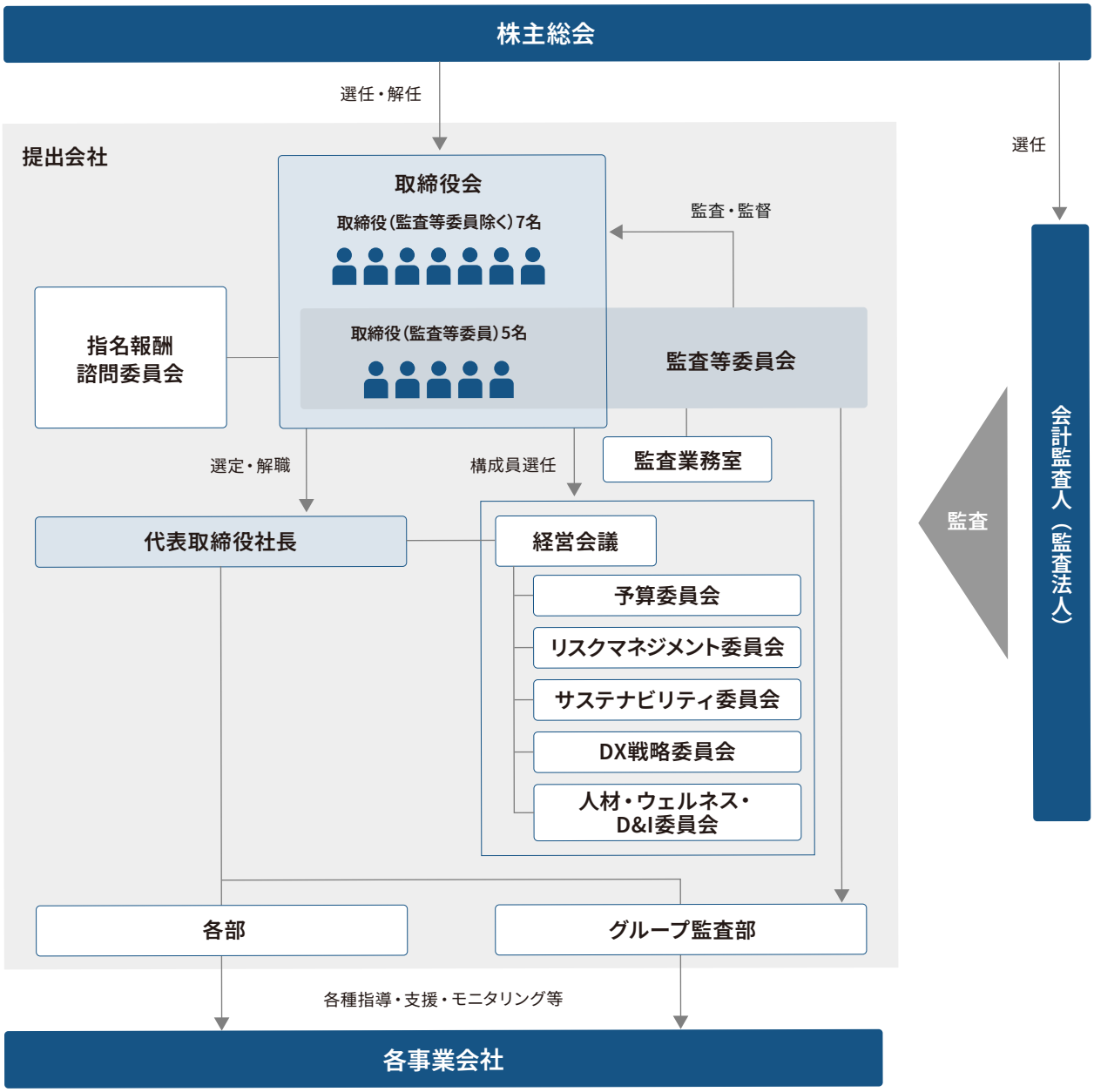
監査等委員会は、監査等委員会が定めた規程、会計監査人の評価及び選定に関する基準に基づき、監査法人を選定しております。
監査法人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により解任いたします。その他、監査法人の会計監査人としての適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査等委員会は、会計監査人である監査法人の解任又は不再任並びに新たな会計監査人の選任を株主総会に提案いたします。
監査等委員会は、新たな会計監査人の選任を必要とする場合には、複数の大手監査法人より会計監査にかかる業務提案を求め、面談、質問等を通じ、監査法人の品質管理体制や独立性及び監査の実施体制等並びに監査報酬見積額等に着目して、各業務提案を評価してまいります。

6. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、毎年、会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受けたうえで、その職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む）を勘案し、監査法人及び担当監査チームにつき、再任の適否について審議し、決定するものとしております。
現在の会計監査人につきましては、会計監査人の評価及び選定に関する基準に基づき、監査法人の品質管理の状況、担当監査チームの独立性や職業的懐疑心の発揮の状況、監査報酬等の適切性、経営者や監査等委員会とのコミュニケーションの有効性、不正リスクへの対応等の観点から評価を行い、再任することが適当であると判断しております。

コーポレート・ガバナンス体制

コーポレート・ガバナンス体制図（2026年6月現在）



統合レポート2025

コンプライアンス

考え方・方針 ガバナンス 指標 取り組み

考え方・方針

全体方針（ガバナンス）

全体方針のほか、野村不動産グループは、法令や企業倫理の遵守などのコンプライアンスを経営の重要課題と位置付け、その指針として「野村不動産グループ倫理規程」を策定しています。さらに、野村不動産ホールディングスにリスクマネジメント委員会およびグループ法務コンプライアンス部を設置し、役職員に対し継続的な教育、啓発をグループ全体で推進するとともに、グループ各社への助言、指導および支援を行っています。
また、より一層の取り組み強化のため、国連グローバル・コンパクトに2019年5月に署名しました。同イニシアチブの原則に基づき、「強要や贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗防止の取り組み」を行っていきます。

野村不動産グループ倫理規程

当社グループは、「野村不動産グループ倫理規程（以下、「倫理規程」）」を制定し、グループ役職員が遵守すべき基本的な規範を定めています。「倫理規程」の内容については、社会状況などを加味し、有効性を適宜見直し、取締役会で変更を決定しています。

【「倫理規程」目次】

第1章　総則

第1条　目的
第2条　位置付け
第3条　定義
第4条　改廃

第2章　基本姿勢

第5条　社会人としての自覚と行動
第6条　基本的人権の尊重
第7条　コンプライアンスの遵守
第8条　地球環境への配慮
第9条　企業の社会的責任

第3章　お客様の信頼を得られる行動

第10条　安全性の高い、高品質な商品およびサービスの提供
第11条　商品およびサービスの内容とリスクの説明
第12条　お客様からのご相談、苦情への対応
第13条　お客様への適切な表示、情報の提供
第14条　お客様の情報の管理

第4章　取引先との公正な関係の維持

第15条　公正な競争、公正な取引の実施
第16条　透明性の高い取引の実施
第17条　取引先との節度を守った接待または贈答
第18条　知的財産権の侵害および不正使用の禁止
第19条　取引先の情報の管理

第5章　役職員等との関係

第20条　役職員の人権の尊重
第21条　職場環境の維持、向上
第22条　インサイダー取引の禁止
第23条　誠実な事業活動
第24条　業務上の記録および報告
第25条　会社資産および情報の管理
第26条　違法または反倫理的な行為の報告

第6章　社会との関係

第27条　企業情報の開示
第28条　公務員等に対する接待または贈答
第29条　反社会的勢力の排除
第30条　正しい業務遂行のための内部統制の構築、運用、改善

第7章　雑則

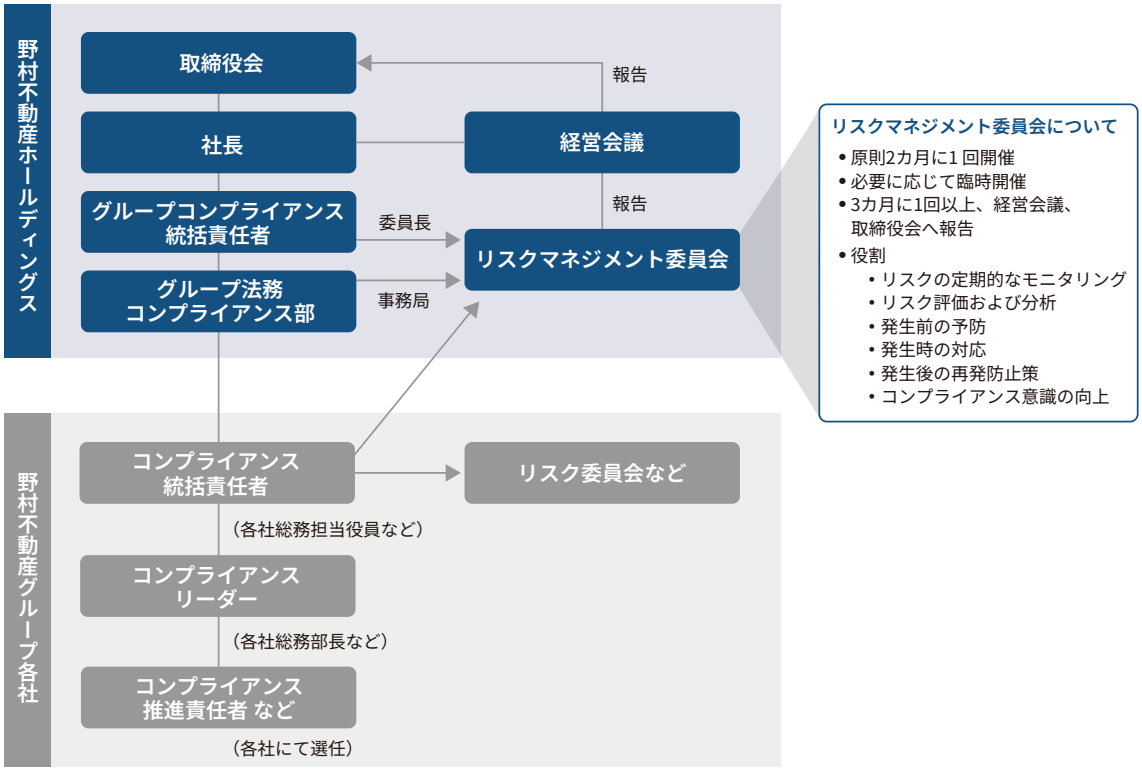
第31条　ガイドライン等の作成
第32条　ガイドライン等の活用
第33条　外国法人への適用

ガバナンス

ガバナンス

コンプライアンス推進体制

野村不動産ホールディングスは、「リスクマネジメント委員会」および「グループ法務コンプライアンス部」を設置し、倫理規程に沿った事業活動をすべく、コンプライアンス体制の構築と整備を行っています。また、グループ各社において「コンプライアンス統括責任者」を選任し、「コンプライアンス統括責任者」のもと、「コンプライアンスリーダー」および「コンプライアンス推進責任者」を選任し、グループ各社への浸透に努めています。



指標

実績データ

項目		単位	2023年3月期実績	2024年3月期実績	2025年3月期実績	2026年3月期実績
グループ窓口への相談件数※1		件	52	41	109	86
うちハラスメント関連の相談			31	24	57	49
うちその他の相談			21	17	52	37
ファシリティペイメントを含めた腐敗・贈収賄に関連した重大な法令違反や罰金・課徴金の件数		件	0	0	0	0
独占禁止法・下請法の違反件数		件	0	0	0	0
独占禁止法・下請法など	罰金金額	円	0	0	0	0
	捜査対象件数	件	0	0	0	0
汚職・贈収賄等の腐敗行為	該当件数	件	0	0	0	0
	捜査対象件数		0	0	0	0
国・地域別納税実績※2	納税実績合計	百万円	28,896	36,364	27,242	31,527
	日本		28,660	36,144	27,069	31,453
	中国		1.8	0	0.3	37
	香港		0.8	0	0.2	-0.1
	シンガポール		0.3	0.7	1	1
	英国		171	99	73	-56
	アイルランド		0	5	1	0
	ベトナム		62	114	93	92
	タイ		0	0	0	0
	ジャージー		—	—	0	0
	バージン諸島		—	—	5	0
	アメリカ		—	0	0	0

※1 延べ問い合わせ件数　　※2 出典：国別報告書（CbCR）

2026年3月期期研修実績データ

研修種別		対象	実施回数（回）	参加人数（人）	参加率（%）
コンプライアンス研修（2026年3月期）	全社研修	グループ社員	5	ー	100
	階層別研修	グループ役員	1	170	100
		コンプライアンス統括責任者・コンプライアンスリーダー	1	13	100
		グループ部室店長・コンプライアンス推進責任者	12	508	100
		グループ新任マネジメント（基幹）職職員	1	387	100
		グループキャリア入社職員	4	279	100
海外事業従事者向けコンプライアンス研修（2026年3月期）※1	E-learning研修	現地法人の新任現地採用者	1	16	100
		日本本社の新任海外事業関係者	1	23	100
	贈賄防止研修 ※オンラインハイブリッド研修（オンライン＋現地）	海外事業関係部署役職員	1	226	100

※1 2026年3月期はコンプライアンス基礎、データコンプライアンス、贈賄防止に関する研修を実施しました。

ESGデータ集（ガバナンス）

取り組み

政治関与に関する方針

当社グループは、政治団体の活動に関わる支援や政治献金を行う場合、政治資金規正法や公職選挙法をはじめとする関係法令や各国の関連法令などを遵守するとともに、「倫理規程」に照らし合わせ、適切に実施しています。

腐敗防止

贈収賄や汚職行為、腐敗の防止

当社グループは、取引先との社会的常識を逸脱した接待や贈与、自己の利益を図るために行う公務員（外国公務員含む）への接待・贈答などを禁止しています。

倫理規程（取引先への贈与および接待または贈答部分の抜粋）

・野村不動産グループの役職員は、健全な商慣習や社会的常識を逸脱した接待、贈答の要求も授受もしてはならない

・取引先に対して、業務上の立場を利用して、その他の利益や便宜を要求しても受け取ってもならない

具体的な運用として、役職員が接待・贈与を行った場合、接待・贈答を受けた場合の記録を行い、各部室店長等への報告を行っています。

なお、法令違反、不公正な取引方法の排除、接待・贈答、政治家・政治団体への寄付等の腐敗防止リスクに対しては、経営会議の下部組織として設置しているリスクマネジメント委員会が定期的なモニタリング、評価と分析を行うとともに、発生の予防、発生時の対応、発生後の再発防止などの対応策の基本方針を審議しています。また、各部室店にコンプライアンス推進責任者を配置し、各職場でのコンプライアンス活動の実効性を高める体制を構築しています。

その他、内部監査部門による内部監査実施、内部通報制度として、当社グループ従業員専用およびお取引先様専用のヘルプラインの設置により、贈賄行為をはじめとする違反行為の早期発見に努めています。内部監査の実施結果については、定期的に取締役会および監査等委員会に報告を行っています。

「海外における腐敗防止基本方針」

新規ビジネスパートナー選定時の腐敗・贈賄防止に関する対応

新たなビジネスパートナーとビジネスを開始する場合、法務コンプライアンス部門が窓口となり、腐敗・贈収賄防止の観点から、逮捕歴や反社会的勢力との関係および贈収賄などを含む訴訟歴、インサイダー取引、不公正な取引、マネーロンダリングなどの有無を包括的に調査し、リスクを評価しています。
特に、よりリスクの高い海外の新規ビジネスパートナーを選定する際には、契約書への贈賄行為禁止条項の導入を原則とし、トランスペアレンシー・インターナショナル（TI）の腐敗認識指数を参考にしながら上記チェック項目をベースに各国の贈賄リスクを把握したうえで、取引形態、持株比率、合弁パートナーの用地取得に関与する度合い、取引規模等を総合的に評価しています。その結果を踏まえ、事業部門に助言を行うなどの対応を実施しています。また、腐敗・贈賄デューデリジェンスを定期的実施して再評価することで、腐敗防止の徹底に努めるとともに、海外事業に携わる役職者に対しては、贈賄防止に関する研修を定期的に実施しています。

海外事業における腐敗・贈賄防止に向けた取り組み

非政府組織のTransparency Internationalが公表している腐敗認識指数によると、当社グループが進出している国の中には日本よりも腐敗が進んでいるとされている国も多いため、海外事業においては腐敗・贈賄について、より高いリスクがあると認識しています。そこで当社グループは経済産業省の「外国公務員贈賄防止指針」を尊重した「外国公務員贈賄防止基本方針」を策定し、ホームページで公表してきました。
同方針の制定時に比して海外事業の比率が飛躍的に高まったことを踏まえ、当社における腐敗防止に関する方針および規程の運用内容を対外的に公表することで、法令遵守に対する経営トップの姿勢をより明確に示すことが腐敗防止のための体制構築上望ましいとの考えから、2022年9月に同方針を全面改定しました。また、全面改定に伴い、その対象行為に民間取引先に対する贈賄、および当社役職員による商習慣を逸脱する接待・贈答の要求禁止も含めたことから、同方針の名称を「海外における腐敗防止基本方針」に改称しました。
改定後の腐敗防止基本方針のもと、「外国公務員等贈賄防止規程」および「贈賄防止ガイドライン」において、当社として贈賄リスクが高いと認識している外国公務員等の接待・贈答、招聘、外国企業、団体などへの寄付、代理店などの起用に特化したルールを定めています。接待・贈答、招聘、寄付の実施や代理店起用にあたっては、贈賄行為のリスクを未然に回避するために、類型ごとにガイドラインで定めた厳格な必要要件と各国の法令に基づき定める国ごとの金額基準を満たした場合のみ、野村不動産ホールディングスの法務コンプライアンス部担当執行役員が承認するプロセスを踏んでいます。
なお、上記規程では、公的な手続きを円滑化させることのみを目的とする少額の支払い（ファシリティペイメント）についても禁止行為の対象としています。
また、海外において新たなビジネスパートナーを選定する際は、契約書への贈賄行為禁止条項の導入に加え、上記の腐敗認識指数を参考に各国の贈賄リスクを把握したうえで、取引形態、持株比率、合弁パートナーが用地取得に関与する度合い、取引規模等を総合的に考慮し、必要に応じて腐敗・贈賄デューデリジェンスを実施し定期的に再評価するなど、腐敗防止の徹底に努めるとともに、海外事業に携わる役職員に対しては、贈賄防止に関する研修を定期的に実施しています。

【海外事業における「贈賄防止ガイドライン」目次】

第1章　総則
第1条　目的
第2条　職務に関する行為

第2章　接待・贈答
第3条　接待・贈答に関する留意事項
第4条　許容される接待・贈答
第5条　合弁会社における接待・贈答
第6条　合弁会社における社内懇親

第3章 招 聘

第7条　招聘に関する留意事項

第8条　許容される招聘の費用負担

第4章 寄 付

第9条　寄付に関する留意事項

第5章 代理店等起用

第10条　代理店等起用に関する留意事項

第6章 贈賄行為に該当しない場合

第11条　緊急時の対応

第7章 特記事項

第12条　特記事項

「海外における腐敗防止基本方針」

【参照】第10条 代理店等起用に関する留意事項における申請手続きについて



取引先に対する贈賄防止の周知

当社グループは、サプライチェーン全体で公正で透明性のある事業活動を行うために、お取引先に公正な事業活動の項目を含む「野村不動産グループ 調達ガイドライン」の内容を理解いただき、協力を要請しています。本ガイドラインはWEBで常時公開しており、改定の際は都度取引先に通知しています。

「野村不動産グループ　調達ガイドライン」（抜粋）

- 公務員等（みなし公務員、外国公務員等含む）との関係においては、健全な関係を維持し、国家公務員倫理法・規程等の諸法令または関係する国・地域の諸法令等に抵触するような接待、贈答を行わない。
- 取引先に対して、健全な商習慣や社会的常識を逸脱した接待、贈答の要求・授受をしてはならない。
- 社会の秩序や安全に脅威を与え、公正な経済活動の障害となる反社会的勢力や団体との関係を一切遮断する。また、これらの勢力、団体との取引はもちろんのこと、不当な要求に対しても毅然とした態度で臨みこれを一切拒絶する。
- 独占禁止法、不正競争防止法、知的財産権法その他関連する法令等を遵守し、取引先、競争相手等に対し、優越的地位の濫用や取引妨害などに当たる行為を行わず、公正に接するよう努める。
- 著作権、特許権、商標権、意匠権等の知的財産権を侵害し、またはこれらを不正に使用しない。
- マネーロンダリング、横領、詐欺など、あらゆる形態の汚職行為に関与しない。
- お客様や社会に対して、適切な表示を行うことはもとより、必要な情報を適切な方法で提供するように努める。

公正な競争・公平な取引の実施、利益相反への対応

当社グループは、「野村不動産グループ倫理規程」において、「公正な競争、適正な取引の実施」「透明性の高い取引の実施」など、取引先との公正な関係の維持について規定し、独占禁止法や下請法などの遵守を徹底しています。取引先を選定する際は、品質、価格、実績、信頼度などを総合的かつ公正に判断しています。
また、利益相反行為は取引の公平性を担保する観点から法律により規制されており、当社では利益相反の回避について会社法に基づき社内規程を定めています。
具体的な対応としては、取締役および執行役員が当社またはグループ会社と定型的でない取引を行う場合、必要に応じて取締役会または経営会議にて承認を受ける必要があります。また、当社の主要株主、その親会社・兄弟会社もしくは子会社との間で定型的でない取引を行う場合についても、必要に応じて取締役会または経営会議における承認または報告の手続きを経ることとしています。

独占禁止法や下請法などの遵守、腐敗・贈収賄における法律違反

2026年3月末時点から起算した過去5年間で、独占禁止法・下請法に違反し行政処分（罰金や和解金の支払い）を受けた事例はありませんでした。また、2026年3月期においてファシリティペイメントを含めた腐敗・贈収賄に関連した重大な法令違反や罰金・課徴金等はありませんでした。

コンプライアンス違反に関する措置

2026年3月期は、当社グループの経営に重大な影響を与えるコンプライアンス違反はありませんでした。また、腐敗行為・贈収賄防止方針違反によって懲戒処分を受けた従業員はいませんでした。なお、コンプライアンス違反が認められた従業員は、社内規程に従い減給処分等を含む懲戒処分の対象となります。

従業員へのコンプライアンス啓発活動

当社グループは、グループ全従業員に対して隔月で腐敗防止を全般的にカバーする形でコンプライアンスのウェブ研修を実施しています。また、腐敗防止などを記載した「野村不動産グループ倫理規程」の理解度を深める為のハンドブックを作成し、配布やイントラネットへの掲示を行っています。

コンプライアンスの遵守と意識啓発

当社グループは、毎年「コンプライアンスプログラム」を策定し、年間を通して計画的に役職員への研修を行い、役職員のコンプライアンスの遵守とその意識浸透を実施しています。
また、お取引先に対しては、「野村不動産グループ 調達ガイドライン」を配布し、公正な事業活動への遵守を要請しています。2026年3月期は、主要サプライヤー約300社にアンケートを実施し、163社（調達金額総額のうち、主要サプライヤーからの調達金額が占める割合：56.4%）から回答を得ました。回答結果を踏まえ、11社を対象にモニタリング面談や勉強会を実施し、人権リスクの低減や社内体制整備を支援しています。今後も、サプライヤーの皆さまとともに、コンプライアンスの遵守に努めていきます。

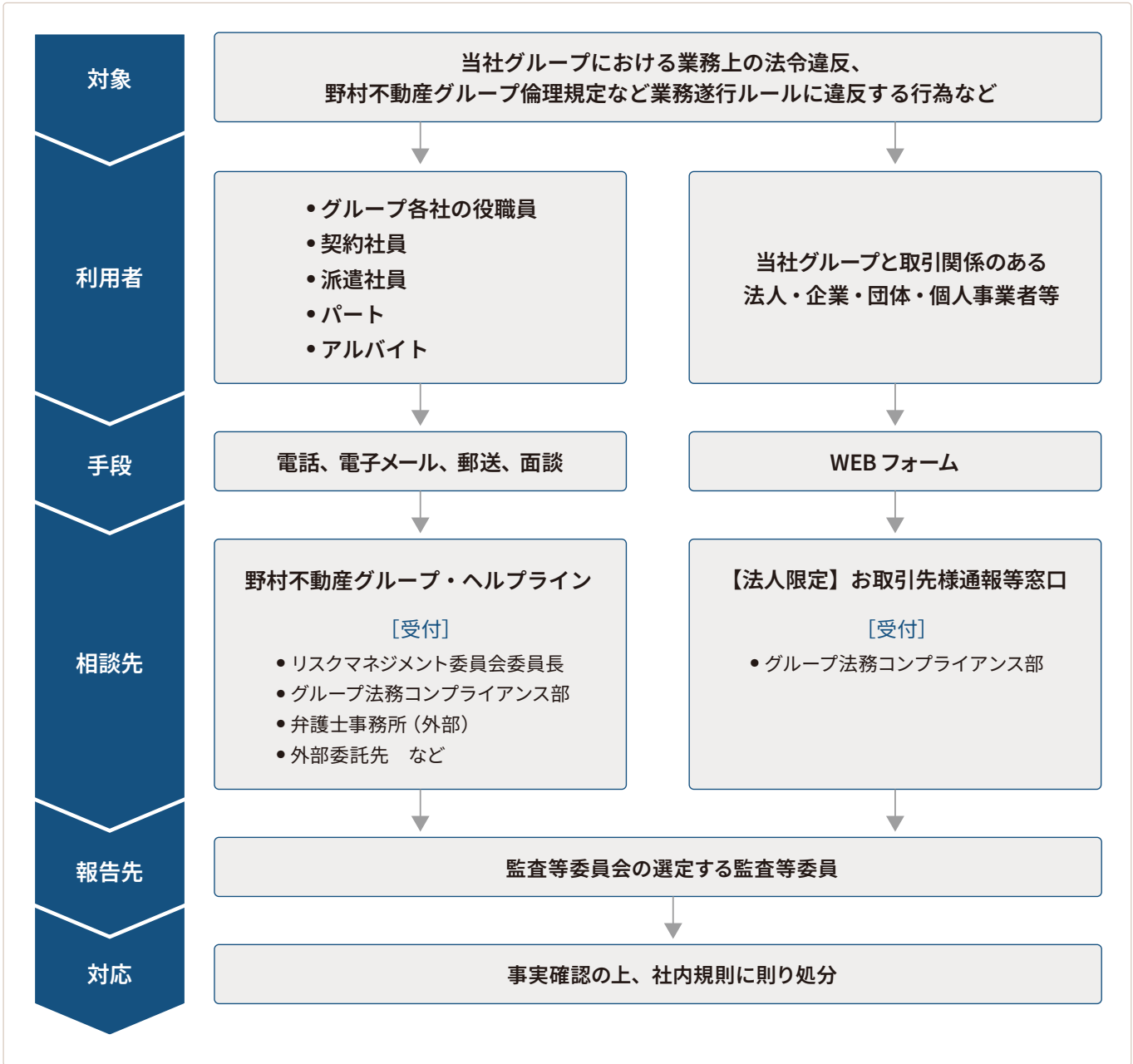
「野村不動産グループ 調達ガイドライン」

野村不動産グループ・ヘルプライン

当社グループは、内部通報制度運用規程に基づき、組織的または個人的な法令違反行為、不正行為、マネーロンダリング、贈賄、横領、詐欺など腐敗行動全般に関する相談、通報の適切な対応の仕組みを構築するため、「野村不動産グループ・ヘルプライン」を設置しています。

当ヘルプラインでは、通報者の利用のしやすさに配慮し、内部窓口（リスクマネジメント委員会委員長およびグループ法務コンプライアンス部）と外部窓口（弁護士および外部委託会社）を設け、匿名での通報も受け付けています。海外拠点については当該国の言語で相談、通報できる仕組みを用意しています。また、ヘルプライン業務に携わった者（調査協力者を含む）に秘密保持義務を課すとともに、通報者に対する通報を理由とする不利益取扱いを禁止するなど、通報者保護のための措置を講じています。
他にも、取引関係のある法人等との公正な取引を進めるため、当該法人等が利用できる「お取引先様専用ヘルプライン」を設置しています。
受け付けた相談・通報は、リスクマネジメント委員会委員長が監査等委員会の選定する監査等委員に報告し、速やかに調査および事実確認を行い、重大な違反に対しては、社内規則に則り厳正に処分します。
なお、2026年3月末時点で、本ヘルプラインに関わる係争中の訴訟はありません。

お取引先様専用ヘルプライン



税務に関する基本姿勢

当社グループは、グループ各社が主体となり、事業活動を行うすべての国・地域において、税務関連法令の趣旨（精神）を踏まえ、その内容を遵守し、適正な納税を行います。また、租税回避を目的とした不当な税務プランニング、タックスヘイブンの活用、移転価格操作などを一切行わず、税の透明性を高めています。
また、各国の税務当局との関係においては、健全かつ正常な関係を保ち、不当な利益の提供は行いません。税務当局との意見の相違が生じる場合には、建設的なコミュニケーションを図り適切な措置を講じることで、問題の解消に努めています。

税務に関する管理体制

当社グループは、グループ個社が主体となり、税制内容を把握し適切に対処しています。また、税制改正などが当社グループに与える影響が大きな場合は、その内容を精査の上、統合管理主体である経営会議に報告する体制としています。なお、海外事業においては、事業進出国の税制改正内容などを確認の上、定期的に海外事業モニタリング会議に報告しています。更に、同モニタリング会議は、必要に応じてその内容を経営会議・取締役会へ報告しています。

反社会的勢力との関係遮断に関する方針

当社グループは、「倫理規程」第29条にて、「反社会的勢力又は団体との一切の取引を行わない」と定め、反社会的勢力との関係をすべて遮断することを基本方針としています。この基本方針に則り、具体的な対応に関してはマニュアルを整備するとともに、野村不動産ホールディングスに組織的な対応を推進するための統括部署を設置のうえグループ各社と連携しています。またグループ各社に不当要求防止責任者を設置しています。弁護士や警察など外部の専門機関とも相談・連携しながら、反社会的勢力の経営活動への関与や当該勢力による被害の防止に努めています。

ソーシャルメディアに関する指針

当社グループは、「倫理規程」第5条において「常に社会人としての自覚を持ち、高い倫理観に基づき、社会の良識に従って行動しなければならない」と定めており、コンプライアンス研修などを通じ、SNSを用いた情報発信時における注意事項やリスクなどに関する啓発活動を定期的に実施しています。また、「ソーシャルメディアポリシー」を開示しています。

「ソーシャルメディアポリシー」

リスクマネジメント

ガバナンス リスク管理 指標 取り組み

ガバナンス

ガバナンス →

リスク管理体制

当社は、グループ経営に関するさまざまなリスクを審議するため、経営会議をリスクの統合管理主体として定め、主要なリスクの状況について定期的にモニタリング、評価・分析し、各部門およびグループ各社に必要な指導、助言を行うとともに、その内容を定期的に取締役会に報告する体制を整えています。

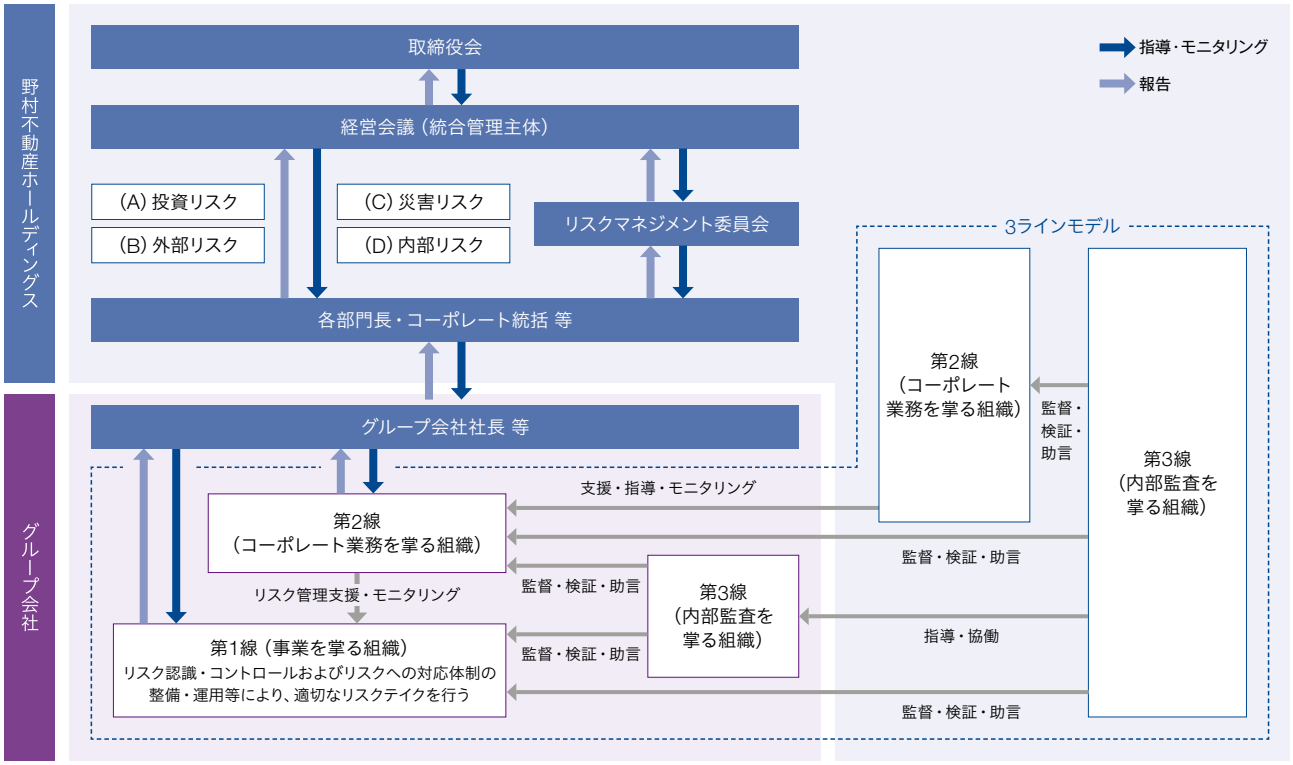
A：投資リスク B：外部リスク	統合管理主体である経営会議が直接モニタリング等を実施します。
C：災害リスク D：内部リスク	経営会議の下部組織として設置している「リスクマネジメント委員会」が定期的にモニタリング、評価・分析するとともに、発生前の予防、発生時対応、発生後の再発防止等などについての対応策の基本方針を審議します。

リスクマネジメント委員会

経営会議の下部組織であるリスクマネジメント委員会は、取締役会で指名された当社およびグループ各社の取締役・執行役員で構成され、グループ法務コンプライアンス部担当役員（野村不動産ホールディングス執行役員）を委員長としています。
また、リスクマネジメント委員会委員長が指名したグループ各社の取締役、執行役員などで構成する「グループリスク連絡会議」を設置し、グループ内でのリスク情報および対応方針を共有しています。

リスク管理体制（概念図）

リスク管理については、各部門長が所管する部門のリスク管理を統括し、その状況を必要に応じて経営会議またはリスクマネジメント委員会に報告するとともに、グループ各社の社長（野村不動産においては各本部長）は、リスク管理に関する事項について適時適切に部門長に報告しています。また、グループ各社で事業を掌る組織をリスク管理の「第1線」、当社およびグループ各社でコーポレート業務を掌る組織を同「第2線」、当社およびグループ各社で内部監査を掌る組織を同「第3線」と定義し、それぞれの立場からリスク管理における役割を担うことで、ディフェンスラインを構築しています。
なお、リスク管理体制は、ISO31000、一般社団法人日本内部監査協会（IIA）のリスクマネジメントのフレームワークを参照しています。



有価証券報告書>3【事業等のリスク】

リスク管理

主要なリスクの特定

全体方針のほか、野村不動産グループは、リスク管理を「企業グループの組織・事業目的の達成に関わるすべてのリスクを統合的かつ一元的に管理し、自社のリスク許容限度内でリスクをコントロールしながら企業価値の向上を目指す経営管理手法」と捉え、リスクの適切な管理および運営によって経営の健全性を確保することを目的として、「リスク管理規程」を定めています。
「リスク管理規程」では、リスク管理の実践を通じ、事業の継続および安定的発展を確保することを基本方針と定め、主要なリスクを「A：投資リスク」、「B：外部リスク」、「C：災害リスク」、「D：内部リスク」の4つのカテゴリーに分類し、そのうち以下に該当するリスクを管理すべき重要なリスクと定め、リスクの規模・特性などに応じた有効かつ効率的な管理を行っています。これらのリスクは、中長期にわたって新興するリスク（経済・環境・地政学等）についても含まれています。また、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」の提言に基づき、気候変動関連のリスク管理および対応を推進しています。

〈主要なリスクのうち管理すべき重要なリスクに該当するもの〉

・グループ経営に大きな影響を及ぼすおそれのあるリスク

・社会的に大きな影響を及ぼすおそれのあるリスク

・訴訟等の重大なトラブルが発生するリスク

・その他野村不動産グループとして管理すべき重要なリスク

主要なリスク

リスクカテゴリー（定義）		主要なリスク項目
A：投資リスク	個別の投資（不動産投資・会社投資（M&A）など）に関するリスク	①不動産投資に伴うリスク
		②会社投資（M&A）・新規事業に伴うリスク
B：外部リスク	事業に影響を及ぼす外的要因に関するリスク	③市場の変化によるリスク
		④経済情勢の変化によるリスク
		⑤政治・社会情勢・制度（法規制・税制・会計制度など）の変化によるリスク
		⑥事業の前提となる社会情勢の変化・イノベーションに遅れることによるリスク
C：災害リスク	顧客および事業継続などに大きな影響を与える災害に起因するリスク	⑦顧客および事業継続などに大きな影響を与える災害（地震・台風・洪水・津波・噴火・大火災・感染症の流行など）に起因するリスク
D：内部リスク	当社およびグループ各社で発生するオペレーショナルなリスク	⑧法令違反によるリスク
		⑨品質不良の発生によるリスク
		⑩情報システム危機発生によるリスク
		⑪人材に関する事項への対応不備によるリスク
		⑫不正、過失などの発生によるリスク

特集　TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）への対応

社会・環境に関するリスク管理

当社グループは、社会・環境課題に関するリスクについても確認を行っています。その内容については、野村不動産ホールディングスおよびグループ会社の取締役などで構成する「サステナビリティ委員会」（委員長：野村不動産ホールディングス代表取締役社長兼 グループCEO）にて報告されています。重要な事案については、取締役会にて報告、対応を審議しています。
2026年3月期は、「サステナビリティ戦略」「脱炭素に関する目標設定」「人権デュー・デリジェンス体制」などをテーマに、サステナビリティポリシーの実現に向けた事業での実行、外部環境等を踏まえた更なる成長に向けて検討すべき事項についての議論がなされました。取締役会へ2回の報告を行っています。

報告内容	・サステナビリティ戦略 ・脱炭素に関する目標設定 ・人権デュー・デリジェンス体制の構築 ・社内浸透 ・サステナビリティ・ESG開示

サステナビリティマネジメント

ストレステストの実施

当社グループにおいては、国内外の景気動向、市場変化、社会情勢・制度の変化に起因して、各事業の収益性悪化、保有資産の価値が下落する可能性があります。
当該可能性が、許容可能なリスクの範囲内であるかを適切に判断するために、当社では複数パターンのストレステストを実施しています。
また、ストレステストの結果については、取締役会において適宜報告しています。

指標

実績データ

項目	単位	2023年3月期 実績	2024年3月期 実績	2025年3月期 実績	2026年3月期 実績
リスクマネジメント委員会およびグループリスク連絡会議の実施回数	回	13	13	12	12

主要リスクに記載の各リスクカテゴリーにおいて、特に注視するリスク（2025年3月期）

リスクカテゴリー	具体的なリスク内容
A：投資リスク	・建築費の高騰、用地取得の競争激化等により、想定した事業量が確保できず、経営計画で見込んでいる利益成長が実現困難なリスク ・資材価格の高騰に伴う工事費の上昇や工期の遅延、またエネルギー調達コストの高騰などにより、想定した収益の獲得が見込めないリスク ・再開発事業など事業期間が長期間でかつ投資金額が大きいプロジェクトについて、経済情勢の変動や工事費の高騰などにより、事業スケジュールの遅延や事業の大幅な見直し・中断等が生じるリスク ・会社投資(M&A)や新規事業において、当初計画した利益成長やシナジー効果などが実現できないリスク
B：外部リスク	・国内不動産市場や金融情勢の変化により、分譲住宅・収益不動産の売却価格や保有資産の賃貸収益に影響が生じるリスク ・地政学リスクの顕在化により、国際的なサプライチェーンの混乱等を通じて原材料価格の高騰や供給遅延、その他事業環境の変化が生じ、当社事業に影響を及ぼすリスク ・想定以上の金利の上昇により金融コストが増加し、当社収支に影響を及ぼすリスク ・海外各国の経済・不動産市場の悪化やゼネコンやJVパートナーの財務状況悪化などにより、海外事業の収益性悪化や利益回収時期の遅延が生じるリスク ・ライフスタイルや価値観の変化への対応・多様化への対応、インバウンド・個人富裕層・単身世帯の増加への対応、不動産投資ニーズへの継続的な高まりへの対応、デジタルテクノロジーの加速度的な進化への対応、またサステナビリティや人材への対応等が遅れることにより、当社事業の競争優位性が低下するリスク
C：災害リスク	・激甚化する地震・台風・豪雨などの自然災害により事業が継続できないリスク
D：内部リスク	・不動産開発事業における設計・施工の不備の発生によるリスク ・多様な人材が活躍し続けるための人事制度の浸透・環境整備が遅れることにより、人材確保に支障をきたすリスク ・サイバー攻撃・システム障害による情報流出、事業継続への影響、損害などの発生・拡大によるリスク ・施設やサービスの運営管理上の対応不備により、当社グループの顧客の安全に危険が生じるリスク

取り組み

情報セキュリティへの対応

当社グループは、秘密保全の必要性が高い個人情報や営業秘密情報などを重要情報と定め、管理体制と取扱いなどに関する基本的事項を定めた「情報セキュリティ規程」を策定しています。

本規程に則り、管理者として情報セキュリティ最高責任者（リスクマネジメント委員会委員長）、文書情報統括責任者（グループ法務コンプライアンス部長）、電子情報統括責任者（グループDX戦略部長）を配置し、情報の組織的管理とセキュリティのレベルの維持向上を図っています。

また、急速な広がりを見せるデジタル技術を利用した事業の増加、テレワークの急増やクラウド活用などによる業務形態の変化に伴い、当社グループでは「情報取扱いガイドライン」を作成・運用し、企業内の情報セキュリティ強化に努めています。ガイドラインでは、重要情報の保管・管理方法、情報が漏えいした場合の対応、情報システム機器紛失時の対応などを記載しています。

サイバーリスク・システムリスクへの対応

当社グループでは、クラウドサービスの利活用等を通じた業務変革を積極的に推進しております。この状況において、サイバー攻撃に起因するシステム停止や情報漏えいは、事業の継続性を揺るがす重大なリスクであると認識しています。そのため、不正アクセス遮断や情報機器のウイルス対策、不審な振る舞いの検知による情報不正送信の阻止など、セキュリティシステムの導入とアラート監視の強化をすすめています。また、重大インシデントが発生時のリスク軽減策にも取り組んでいます。

「情報取扱いガイドライン」の整備と社内浸透

「情報取扱いガイドライン」では、情報の利用、保管、廃棄等において権限を付与された役職員のみが取扱うことができるルールを設けているほか、情報漏えい時の対応や委託先等への情報提供方法のルールなども定めています。
これらルールを周知するため、グループ全役職員を対象とした情報セキュリティ研修を定期的に実施するとともに、緊急性の高い事項については、メール配信およびイントラサイトへの掲示等で迅速な注意喚起を行っています。
また、生成系AIの利活用を促進する一方で、情報漏えい、著作権・プライバシー等の権利侵害、虚偽情報のリスクを考慮した、生成系AI利用ルールを定め、利用上の注意点や遵守事項などの周知を行っています。

野村不動産ホールディングス　個人情報保護方針

当社グループは、個人情報を適切に保護することを事業運営上の重要事項と位置付け、個人情報の保護に関する法律および関係法令に従い、お客さまの個人情報を、細心の注意をもって管理しています。

個人情報保護方針

法令違反、社会・環境（ESG）問題を含む訴訟に備えての引当金について

日本会計基準に基づき、連結財務諸表においては、日本会計基準に基づいて、発生の可能性が高く金額の合理的な見積りが可能な場合に引当金を計上しています。
2026年3月期以前の事案に起因した将来発生可能性の高い罰金・和解金に関連して、2026年3月期末時点において、重要な引当金の計上はありません。※

※ 対象範囲：野村不動産ホールディングス、野村不動産

「お問い合わせ窓口」の設置

当社グループは、製品・サービスに不具合が判明した場合の迅速かつ的確な対応を目的として、野村不動産ホールディングスおよびグループ各社に「お問い合わせ窓口」を設置しています。窓口に集まった主要なリスク情報については、リスクマネジメント委員会に報告の上、グループ内で情報を共有し、再発防止に努めています。

災害発生時の事業継続計画（BCP）策定

当社グループは、災害発生時における事業継続に関する行動計画（BCP）を策定し、非常時の指揮命令系統、事業継続のための任務分担などを定め、重要な事業を継続するための体制を整備しています。また、年に一度、野村不動産ホールディングス代表取締役社長を本部長とする「グループ災害対策本部設置訓練」を実施し、迅速な災害対策本部設置、規定内容の確認（役職員の生命や安全の確保、指揮系統の確立、事業復旧）を行い、震災をはじめとした非常時に備えています。

役職員の安否確認

当社グループは、災害発生時において、役職員の安全と被災状況を迅速に把握するため、インターネット等を用いた安否確認のシステムを導入し、グループ全役職員を対象に、年4回の安否確認訓練を実施しています。

サプライチェーンマネジメント

ガバナンス　方針・ガイドライン　指標と目標

ガバナンス

ガバナンス

当社グループは、2021年3月期より調達ガイドラインの遵守状況に関するサプライヤーアンケート、アンケート結果に基づくリスク評価および是正対応状況のモニタリングを実施しています。
その運用状況について、サステナビリティ委員会（委員長：野村不動産ホールディングス代表取締役社長 兼 グループCEO）で定期的に確認を行っており、グループ全体のサプライチェーンマネジメントの進捗状況をモニタリングしています。

方針・ガイドライン

野村不動産グループ 調達ガイドライン

当社グループは、「調達ガイドライン」（日本語版および英語版）を2018年9月に策定以降、すべてのサプライヤーに対して運用を開始し、「調達ガイドライン」の遵守を要請しています。
加えて、業務委託契約書・発注書（新規委託先および再発注先を含む）に当ガイドライン遵守についての条項を盛り込むようにしており、2024年3月末時点で概ね全てのサプライヤーへの周知が完了しました。
その後も新規取引先への周知や契約時の遵守要請を通じて、調達ガイドラインの継続的な周知・浸透を図っています。また、社内監査でも調達ガイドラインのサプライヤーへの周知状況を確認しています。

【野村不動産グループ 調達ガイドライン】

・適用範囲

・調達ガイドライン

Ⅰ. コンプライアンスの確立

Ⅱ. 人権の尊重

Ⅲ. 公正な事業活動

Ⅳ. 環境への配慮

Ⅴ. 品質の確保・向上

Ⅵ. 情報セキュリティの確保

Ⅶ. 不正通報システム

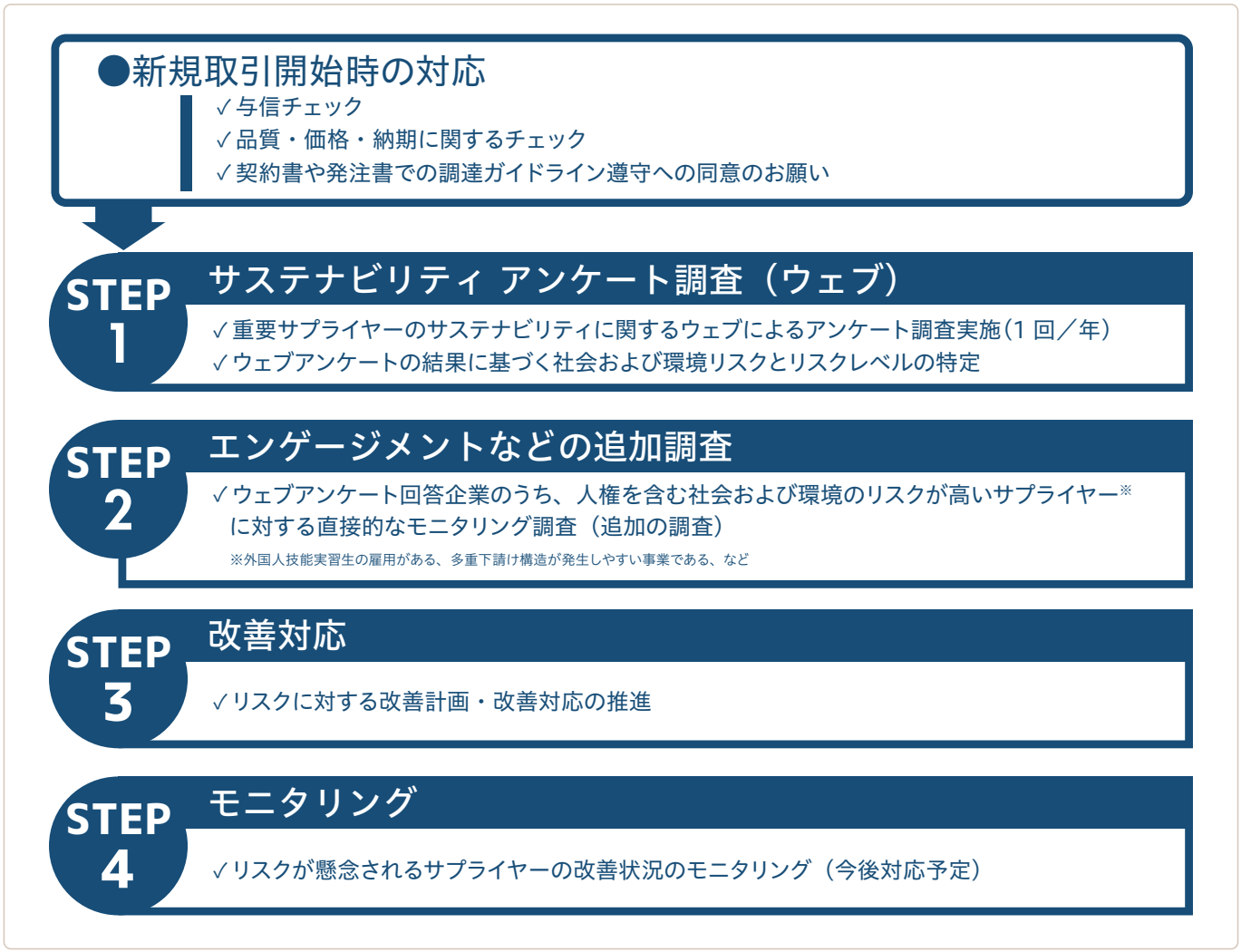
Ⅷ. BCPの構築

野村不動産グループ 調達ガイドライン

サプライチェーンのリスク評価フロー

当社グループは、サプライチェーン上の人権を含む社会および環境のリスクを適切に管理するため、リスクの特定・評価を継続的に実施しています。
当社グループの事業およびサプライヤーの特性を踏まえ、当社グループにとってサプライチェーン上のリスクが高い領域を特定し、深刻度に応じた評価やエンゲージメントを実施する仕組みを構築しています。

具体的には、外国人技能実習生の雇用に係る人権リスクや、海外事業におけるプロジェクト参画時に開発エリアにおける人権侵害の可能性など、事業特性に応じたリスク評価を実施しています。



2026年3月期には、これまで実施してきたサプライヤーアンケートやモニタリング面談の結果を踏まえ、主なサプライヤー業種ごとの人権リスクを再評価しました。一律の管理手法では把握が難しい業種ごとの固有リスクを特定することで、より実効性の高い人権デュー・デリジェンスの推進に取り組んでいます。

サプライヤー業種別人権リスク評価結果

人権リスク指標	建設・専門工事	廃棄物処理	不動産管理運営（清掃など）	資機材製造・加工	人材仲介	原材料生産
①児童労働	●	●		●		●
②強制労働および人身取引	●		●	●	●	●
③あらゆる差別	●	●	●	●	●	●
④ハラスメント	●	●	●	●	●	●
⑤適正な労働環境	●	●	●	●	●	●
⑥適正な労働条件	●	●	●	●	●	●
⑦顧客・利用客などの生命・健康	●					
⑧近隣住民などの生命・健康	●	●				●
⑨用地取得の経緯	●	●				●
⑩プライバシー						

※ ●は相対的にリスクの高い項目

評価の結果、建設・専門工事、廃棄物処理、不動産管理運営、原材料生産、資機材製造・加工、人材仲介などの業種ごとに、人権リスクが発現しやすい領域が異なることを確認しました。今後は、当該評価の定期的な見直しを含め、アンケート設計やモニタリング面談、勉強会などのエンゲージメントを業種特性に応じて実施することで、人権リスクの予防・低減を図るとともに、人権デュー・デリジェンスのさらなる高度化を進めていきます。
これらの取り組みを通じて、持続可能かつ強靭なサプライチェーンの構築を推進し、当社グループの持続的な成長を支える事業基盤の強化に取り組んでいます。

新規サプライヤーへの取り組み

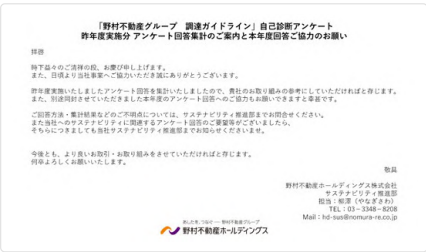
当社グループは、新規サプライヤーとの取引開始の前に、コーポレート部門による与信チェック、各事業部店による品質・価格・納期面での適正チェックを実施（実施率100%）し、リスクの懸念が解消されたサプライヤーとのみ契約を締結しています。
また、新規取引開始時においては、人権の尊重や環境への配慮など調達ガイドラインに記載している項目についてもリスク評価を実施したうえで取引を開始しています。
契約時には、「調達ガイドライン」の遵守を要請するとともに、その遵守を条項に盛り込んだ契約書・発注書をすべての新規取引において締結するように努めています。

サプライヤーとのエンゲージメントの推進

2021年3月期からサプライチェーンに対して「調達ガイドライン」の項目における認知・運用状況の調査を開始しました。トライアルとして2021年3月期に主要サプライヤー 10社にモニタリング面談を実施した結果を踏まえ、2022年3月期からは毎年、当社グループの調達金額ベースで上位約80%を占める重要サプライヤーを対象としたウェブアンケートを開始しました。
2026年3月期には重要サプライヤー約300社を対象にウェブアンケートを実施し、そのうち163社からアンケート回答を受領しました。今後、回答結果を分析した上で、約10社を対象に、取り組み状況の確認を行い、社内体制の整備・人権リスク低減施策の推進を促すなどの対応促進依頼を含んだモニタリング面談および、人権啓発を目的とした個別勉強会を実施しました。
なお、一部のサプライヤーについては過去に実施した面談のフォローアップとして継続的な対話を行い、改善状況の確認や新たな課題の把握に努めています。

加えて2026年3月期には、サプライヤー約150社を対象に人権デュー・デリジェンスの重要性および調達ガイドラインに関する全体勉強会を実施し、理解促進と意識向上を図りました。
なお、2026年3月期、一連の調査において法令違反が検出されたサプライヤーは0件でした。

参考　調達ガイドライン アンケート回答企業へのフィードバック資料


「野村不動産グループ　調達ガイドライン」自己診断アンケート
昨年度実施分 アンケート回答集計のご案内と本年度回答ご協力のお願い

拝啓

時下益々のご清祥の段、お慶び申し上げます。
また、日頃より当社事業へご協力いただき誠にありがとうございます。

昨年度実施いたしましたアンケート回答を集計いたしましたので、貴社のお取り組みの参考にしていただければと存じます。
また、別途同封させていただきました本年度のアンケート回答へのご協力をお願いできますと幸甚です。

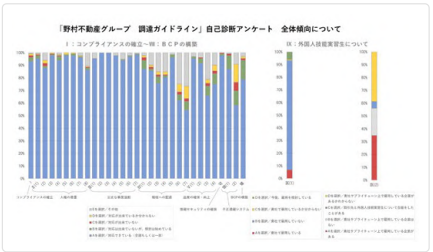
ご回答方法・集計結果などのご不明点については、サステナビリティ推進部までお問合せください。
また当社へのサステナビリティに関連するアンケート回答のご要望等がございましたら、
そちらにつきましても当社サステナビリティ推進部までお知らせください。

今後とも、より良いお取引・お取り組みをさせていただければと存じます。
何卒よろしくお願いいたします。

敬具

野村不動産ホールディングス株式会社
サステナビリティ推進部
担当：相澤（やなぎさわ）
TEL：03-3348-××08
Mail：hd-sus@nomura-re.co.jp


設問一覧


「野村不動産グループ　調達ガイドライン」自己診断アンケート　全体傾向について

調達ガイドライン自己診断アンケート ご協力の御礼

設問・回答一覧

全体傾向と御社回答について

サプライヤーとの協働による現場実査

2026年3月期には、一次サプライヤーおよび二次以降のサプライヤーと連携し、浜松町ビルディング内装解体現場において実地調査およびヒアリングを実施しました。アンケートや対話だけでは把握が難しい現場の実態や潜在的な人権リスクを確認するため、現場における労働環境や安全衛生管理、外国人労働者への対応状況等を確認し、サプライチェーン上の人権リスクの把握および改善に向けた対話を行いました。
サプライヤーとの連携を通じて、現場実態に即した人権リスクの把握と管理の高度化に取り組んでいます。



顔認証システムを活用した就労実態管理の確認



宗教的配慮に基づく礼拝室の設置

指標と目標

目標・KPIと実績データ

項目	2030年目標	単位	2023年3月期 実績	2024年3月期 実績	2025年3月期 実績	2026年3月期 実績
調達ガイドライン アンケート実施率※1	80	%	51.1	56.4	67.0	56.4

※1 実施率：当社グループ全体の調達金額総額（取引金額）を分母、アンケート回答企業からの調達金額総額（取引金額）を分子として算出した調達金額カバー率

その他実績データ

項目	単位	2023年3月期 実績	2024年3月期 実績	2025年3月期 実績	2026年3月期 実績
調達ガイドライン アンケート回答企業数	社	154	132	157	163
法令違反件数	件	0	0	0	0

ESGデータ集（ガバナンス）

調達ガイドラインエンゲージメント結果

	対象となる基準	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
重要なサプライヤー※1の特定	調達金額が高いサプライヤー	上位300社	上位300社	上位300社	上位300社
ウェブアンケートの実施（実施率※2）	重要なサプライヤー	154社（51.1%）	132社（56.4%）	157社（67.0%）	163社（56.4%）
リスクに対する直接エンゲージメント	一部懸念のあるサプライヤー	10社	10社	12社	10社
確認された主な懸念事項		2022年3月期の事項に加え、法令で定められている以外の仲介手数料などの渡航前費用の実態について確認できず。	各社「通報窓口」の運用体制は概ね整っている一方で、通報件数自体が少なく、期待通り機能していない懸念がある。「アクセス性の向上」「透明性の確保」に主眼を置いた更なる実効性向上が課題。	雇用している外国人技能実習生が渡航前に送り出し機関等へ支払った費用の明細確認有無や、手書きによる勤務時間の記録の客観性について、一部の企業において要改善点が見受けられた。	一部企業において、個人情報管理や内部通報制度等のルール整備に改善余地が確認されたものの、現時点では既存の運用により一定の実効性が確保されていることを確認した。
法令違反件数		0	0	0	0

※1 重要サプライヤー：当社グループの調達金額ベースで上位約80%を占めるサプライヤー群
※2 実施率：当社グループ全体の調達金額総額（取引金額）を分母、アンケート回答企業からの調達金額総額（取引金額）を分子として算出した調達金額カバー率

関連情報

編集方針 →

方針一覧 →

ESGデータ集 →

- 環境 →
- 社会 →
- ガバナンス →

外部評価・イニシアチブ・加盟団体 →

サステナブル・ファイナンス →

ESG投資家・評価機関向け索引 →

SASB対照表 →

GRI内容索引 →

編集方針

報告対象範囲 参考にしたガイドライン 報告期間、報告頻度 外部保証
当サイト内の記述について 問い合わせ先

当サイトは、野村不動産グループのサステナビリティに対する考え方や取り組みについて、ステークホルダーの皆さまにご理解いただくことを目的として制作しています。
2021年3月期には、長期的な視点で社会・環境価値と財務リターンの両立を図り、サステナブルな社会の実現に貢献していくことを目指し、サステナビリティ推進部を設立いたしました。
報告内容については、ステークホルダーの皆さまからの意見を踏まえサステナビリティ委員会で決定した重要課題(マテリアリティ)である「ダイバーシティ&インクルージョン」「人権」「脱炭素」「生物多様性」「サーキュラーデザイン」に焦点を当てて報告をしております。併せて、ESGの3つにカテゴリー分けをした上で、各内容を網羅的に掲載しています。2025年3月期からはSSBJによるサステナビリティ開示基準案を参考に、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標及び目標」の4コアコンテンツに沿った構成にいたしました。
国際的なサステナビリティに関するフレームワークや投資家・評価機関からの要望を踏まえて、期待される情報を開示することに努めています。

報告対象範囲

野村不動産ホールディングスおよび連結子会社20社
全売上高に占める報告対象組織の売上高比率：99%

報告対象の連結子会社：
野村不動産、野村不動産投資顧問、野村不動産ソリューションズ、野村不動産パートナーズ、野村不動産ライフ&スポーツ、野村不動産熱供給、野村不動産コマース、野村不動産ウェルネス、野村不動産ホテルズ、UDS、沖縄UDS、プライムクロス、ファースト リビング アシスタンス、ZEN PLAZA CO.,LTD、NOMURA REAL ESTATE ASIA PTE. LTD.、NOMURA REAL ESTATE HONG KONG LIMITED、NOMURA REAL ESTATE (THAILAND) CO., NOMURA REAL ESTATE UK LIMITED, LTD、NOMURA REAL ESTATE VIETNAM CO., LTD、野村房地産諮詢(上海)有限公司

※ 当サイトにおいて報告している数値の対象範囲は、注釈や断りのない限り、上記の報告対象組織になります。

マテリアルな項目

報告すべきマテリアルな項目に関して、前報告対象期間から変更はありません。

参考にしたガイドライン

GRI (Global Reporting Initiative)「サステナビリティ・レポーティング・スタンダード」
ISO26000「社会的責任に関する手引き」
SASB (Sustainability Accounting Standards Board)
環境省「環境報告ガイドライン2018年版」

報告期間、報告頻度

2026年3月期（2025年4月1日～ 2026年3月31日）

※ 一部内容に2025年3月期以前、または2026年3月期以降の活動と見通しについても掲載しています。
※ 有価証券報告書と同一

更新時期

2026年9月（前回：2025年7月発行、次回：2027年9月予定）
年1回発行

外部保証

当社グループでは、脱炭素への貢献を特に重要ととらえています。該当の開示データに関しては信頼性向上のため、独立した第三者機関の保証を受けています。

LRQA独立保証声明書

当サイト内の記述について

当サイトにおいて、「野村不動産ホールディングス」は野村不動産ホールディングス株式会社を、「当社グループ」は野村不動産ホールディングス株式会社および連結子会社20社を示しています。
本文に掲載している人名や会社名などは、原則として敬称を略しています。
当サイトに掲載した内容は、過去と現在の事実だけではなく、発行時点における計画や将来の見通しを含んでいます。これらは記述した時点で把握している情報に基づく仮定や判断を含むものであり、将来の活動内容や結果が掲載内容と異なる可能性があることをご了承ください。

サステナビリティサイト制作における経営陣の参画

- 当社グループはサステナビリティサイトでサステナビリティに関する目標や進捗を報告しています。サステナビリティに関連する活動はCEOを委員長とするサステナビリティ委員会にて議論・決議され、取締役会に報告されます。
- その他の掲載情報はサステナビリティ推進部が中心となり作成しています。
- 必要に応じて、他部署や外部支援会社と企画構成やコンテンツに関する議論を行い作成されます。

問い合わせ先

野村不動産ホールディングス株式会社
サステナビリティ推進部

Mail：hd-sus@nomura-re.co.jp

方針一覧

カテゴリー		方針
サステナビリティ全般		野村不動産グループ　サステナビリティポリシー
環境	生物多様性	野村不動産グループ　生物多様性方針
社会	人権	野村不動産グループ 人権方針
	D&I	野村不動産グループ ダイバーシティ＆インクルージョン推進方針
	健康経営	野村不動産 健康経営宣言 野村不動産ソリューションズ 健康経営宣言 野村不動産パートナーズ 健康経営宣言 野村不動産ライフ&スポーツ 健康経営宣言 野村不動産ライフ&スポーツ 健康経営3つの約束 野村不動産コマース 健康経営宣言 野村不動産ホテルズ 健康経営宣言 プライムクロス 健康経営宣言
ガバナンス	コーポレートガバナンス	コーポレートガバナンスに関する基本方針
	倫理規定	野村不動産グループ 倫理規程
調達	調達ガイドライン	野村不動産グループ 調達ガイドライン
	木材調達ガイドライン	野村不動産グループ 木材調達ガイドライン

ESGデータ集

ESGデータ集

環境

社会

ガバナンス

環境

※ 注釈がない場合、報告対象範囲は当社グループになります。

環境マネジメント

分類	項目	単位	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
グリーンビルディング環境認証	毎年の新規に開発する固定資産・収益不動産（賃貸住宅除く）における環境認証（DBJ Green Building※1、LEED※2、CASBEE※3、BELS※4など）取得率	%	100	100	100	100（申請中含む）
	新築した業務系収益不動産における環境認証取得数（申請中含む）	件	13	19	7	11
グリーン認証割合	野村不動産マスターファンド投資法人（NMF）保有物件のグリーン認証（3★相当以上）取得割合※5	%	58.5	56.4	65.4	65.7
環境マネジメントシステム	ISO14001認証取得率※6	%	22.1	22.7	20.2	25.7
エネルギー性能に関する環境認証	エネルギー性能に関する認証取得数	件	14	19	7	11
環境コンプライアンス	環境コンプライアンス（環境に関する重大な法令違反など（汚染・水利用含む）・外部からの告発）	件	0	0	0	0

※1 環境・社会への貢献がなされた不動産の普及を目的として、日本政策投資銀行が運営する認証制度です。
※2 米国グリーンビルディング協会（USGBC）が開発・運用している、環境に配慮した建物に与えられる認証システムです。
※3 建築物の環境性能を総合的に評価するシステムです。一般財団法人建築環境・省エネルギー機構（IBEC）などによる認証制度と自治体独自の評価制度があります。
※4 国土交通省が制定した建築物省エネルギー性能表示制度です。建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定します。
※5 グリーン認証（3★相当以上）とは、DBJ Green Building認証3★以上又はBELS認証3★以上又はCASBEE不動産B+以上をいいます。また、底地物件を除く保有物件をベースとし、延床面積をベースとします。なお、グリーン認証割合は、翌年度8月31日時点の数値を記載しています。
※6 当社グループの各年度末時点の賃貸可能床面積を分母とし、横浜ビジネスパークの対象事業所の床面積を分子としています。
認証取得日：2004年3月5日（JQA-EM3815）
認証機関：一般財団法人 日本品質保証機構
登録活動範囲：建物総合管理サービス（設備管理・清掃・警備）の企画及び提供

集計対象範囲（NMF保有物件のグリーン認証（3★相当以上）取得割合）※

	物件数（棟）	延床面積（㎡）	比率
グリーン認証（3★相当以上）	81	1,592,487	65.7%
グリーン認証	89	1,618,074	66.8%
全体	285	2,420,410	―

※ 2026年8月28日時点の数値を記載しています。

脱炭素

分類	項目		単位	2023年3月期（旧基準）	2024年3月期（新基準）	2025年3月期（新基準）	2026年3月期（新基準）
温室効果ガス排出量	Scope1排出量※1※2		千t-CO_2	23	24	27	26
	Scope2排出量※1※2			74	27	38	38
	Scope1+2排出量			98	51	65	65
	Scope1+2原単位（CO_2排出量/Scope1・2用途別延床面積）		kg-CO_2/m^2	47.9	28.0	29.0	31.6
分類	項目		単位	2023年3月期（旧基準）	2024年3月期（新基準）	2025年3月期（新基準）	2026年3月期（新基準）
温室効果ガス排出量	Scope3排出量※1※2		千t-CO_2	2,075	2,116	2,068	2,674
		1.購入した製品・サービス		698	773	816	1,370
		2.資本財		111	164	519	191
		3.Scope1・2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動		24	18	19	28
		4.輸送、配送（上流）		6	7	—	—
		5.事業から出る廃棄物		11	15	12	6
		6.出張		1	1	1	1
		7.雇用者の通勤		1	1	2	2
		8.リース資産（上流）※3		—	—	—	—
		9.輸送、配送（下流）		—	—	—	—
		10.販売した製品の加工		—	—	—	—
		11.販売した製品の使用		1,170	1,054	617	973
		12.販売した製品の廃棄		38	50	39	67
		13.リース資産（下流）		12	31	33	27
		14.フランチャイズ		—	—	—	—
		15.投資		—	—	6	6
分類	項目		単位	2023年3月期（旧基準）	2024年3月期（新基準）	2025年3月期（新基準）	2026年3月期（新基準）
エネルギー消費量	資産別エネルギー消費量	全体	MWh	382,231	270,424	319,716	361,262
		オフィス		165,019	90,327	103,272	97,647
		商業施設		99,849	72,058	74,059	121,243
		ホテル		17,257	15,419	43,910	37,252
		物流施設		2,420	0	133	618
		熱供給		23,503	23,022	32,806	24,032
		その他		74,181	69,596	65,536	80,466

分類	項目		単位	2023年3月期（旧基準）	2024年3月期（新基準）	2025年3月期（新基準）	2026年3月期（新基準）
エネルギー消費量	種類別エネルギー消費量	購入電力	MWh	219,214	101,027	125,790	69,912
		都市ガス		122,258	127,099	146,278	149,511
		LPG		232	92	633	600
		A重油		718	509	858	303
		ガソリン		1	1	0	0
		軽油		34	18	19	22
		灯油		2,045	2,332	6,274	5,051
		熱		—	—	1,300	22,348
		蒸気		17,821	17,276	15,633	14,959
		冷水		19,908	22,067	22,930	29,665
	資産別再生可能エネルギー消費量	全体	MWh	68,824	79,986	81,860	69,210
		オフィス		50,533	43,603	51,633	35,759
		商業施設		11,577	29,547	17,699	21,365
		ホテル		5,223	5,363	10,859	10,531
		物流施設		143	190	125	311
		熱供給		—	—	0	1,164
		その他		1,348	1,283	1,541	76
	エネルギー消費量原単位（エネルギー消費量/集計対象範囲の延床面積）		MWh/m^2	0.186	0.146	0.141	0.173
太陽光発電	物流施設「ランドポート」太陽光発電設置率		%	67.8	59.3	57.5	52.7
	物流施設「ランドポート」における太陽光発電量		MWh	22,356	23,837	23,335	23,075

※1 旧基準で基準年としている2020年3月期の排出量は、Scope1 23,627t-CO_2、Scope2 126,960t-CO_2、Scope3 3,367,715t-CO_2
※2 新基準で基準年としている2020年3月期の排出量は、Scope1 23,476t-CO_2、Scope2 59,451t-CO_2、Scope3 3,186,245t-CO_2
※3 カテゴリー 8については、Scope1・2に含めて算定しています。その他、数値の記載の無いカテゴリーについては、排出源が存在しません。

集計対象範囲（温室効果ガス排出量（Scope1・2）・エネルギー消費量）

分類	部門	単位	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
対象施設数	全体	棟	181	147	168	178
	オフィス		97	84	81	86
	商業施設		20	16	15	18
	ホテル		10	10	34	30
	物流施設		1	1	1	3
	熱供給		1	1	1	1
	その他		52	35	36	42
延床面積	全体	m^2	2,051,858	1,848,798	2,244,707	2,088,299
	オフィス		1,329,031	1,194,319	1,227,093	1,133,710
	商業施設		478,423	417,095	684,510	695,624
	ホテル		47,254	47,254	140,029	38,205
	物流施設		49,547	49,547	49,547	87,317
	熱供給		3,758	3,758	3,758	3,704
	その他		143,845	136,824	139,769	129,739

生物多様性

分類	項目	単位	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
生物多様性認証の取得	生物多様性に関する認証取得（ABINC/JHEP/SEGESなど）取得数	件	1	1	10※	8

※ 精度向上のため、過年度データを遡及して修正しました。

サーキュラーデザイン

分類	項目	単位	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
建物長寿命化の取り組み	「re:Premium（リ・プレミアム）」工事完了件数	件	20	31	24	38
	「アトラクティブ30」採用物件数※	件（戸）	18（1,225）	24（2,419）	23（3,329）	27（2,825）

※ 精度向上のため、過年度データを遡及して修正しました。

分類	項目	単位	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
廃棄物	廃棄物排出量（一般廃棄物・産業廃棄物合計）	千t	11.18	10.86	6.32	4.84
	廃棄物排出量原単位（一般廃棄物・産業廃棄物合計/集計対象物件の延床面積）	kg/m^2	5.45	5.82	3.78	2.91

集計対象範囲（廃棄物排出量）

分類	単位	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
対象物件数	施設	111	87	115	90
延床面積合計	m^2	1,934,512	1,865,457	1,670,571	1,662,926

環境汚染物質・水資源への対応

分類	項目		単位	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
水使用	取水量（合計）		千m^3	1,475	1,479	2,044	2,230
		上水		520	620	1,692	1,936
		井水		190	206	186	89
		中水		199	164	165	204
	取水量原単位 （取水量/集計対象物件の延床面積）		m^3/m^2	0.99	0.97	0.85	1.10
	排水量（下水）		千m^3	571	590	1,680	1,833
	水消費量			345	992	363	397

集計対象範囲（取水量・排水量•水消費量）

分類	単位	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
対象物件数	施設	156	159	163	153
延べ床面積合計	m^2	2,266,904	2,114,075	2,390,993	2,035,539

社会

※ 注釈がない場合、報告対象範囲は当社グループになります。

従業員情報

分類	項目	単位	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
従業員数※1,2	全体	人	7,996	7,963	8,771	9,076
	男性		5,354	5,298	5,454	5,727
	女性		2,642	2,665	3,317	3,349
	女性従業員比率※3	%	33.0	33.5	37.8	36.8
	地域別	人	7,996	7,963	8,771	9,076
	日本		7,705	7,829	8,640	8,953
	その他アジア		262	110	116	119
	欧米		29	24	15	4
	正規社員	人	7,670	7,670	8,432	8,777
	男性		5,139	5,101	5,245	5,564
	女性		2,531	2,569	3,187	3,213
	正規社員比率	%	95.9	96.3	96.1	96.7
	非正規社員※4	人	326	293	339	299
	男性		215	197	209	163
	女性		111	96	130	136
	非正規社員比率	%	4.1	3.7	3.9	3.2
採用	新卒社員数※1	人	292	338	388	390
	男性		177	181	205	193
	女性		115	157	183	197
	新卒女性採用比率※5	%	39.3	46.4	47.1	50.5
離職率	全体※6	%	5.6	5.0	5.5	5.6
	男性		5.4	4.8	5.8	5.7
	女性		6.0	5.3	5.0	4.9
	自己都合離職率		4.7	4.3	4.7	4.8

※1 従業員数は 各年度3月末日時点の数値となります。新卒社員数は、各年度翌4月1日時点の数値となります。
※2 従業員数は、当社グループからグループ外への出向者を含み、グループ外から当社グループへの出向者を除きます。
※3 海外法人を含んでいます。また、2026年3月31日時点（一部期間）の数字を示しています。また、2024年3月期より計算方式を変更しております。
※4 非正規社員には、定年退職後再雇用者を含んでいます。（参考：2026年3月期98名）
※5 各年度中に採用した人数を示しています。（入社は翌年度4月付け）
※6 離職率には、定年退職者数を含みます。

分類	項目	単位	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
多様な人材の活躍促進	女性マネジメント職層比率※1	%	13.9	14.7	18.9	22.2
	外国籍雇用者数※2	人	158	230	193	189
	障がい者雇用率※3	%	2.3	2.3	2.3	2.4
多様な働き方の促進	育児休業取得率※4	%	64.5	101.2	103.1	97.6
	男性育児休業取得率		38.6	102.9	102.3	97.0
	育児休業取得者数※5	人	193	341	364	367
	男性		71	212	227	233
	女性		122	129	137	135
	育児休業復職率※5	%	98.8	96.9	98.8	99.0
	男性育児休業復職率		100	100	100	99.5
	介護休業取得者数※5	人	8	7	10	19
キャリア採用比率※6	野村不動産	%	60.9	45.2	46.0	46.2
	野村不動産ソリューションズ	%	28.9	49.4	45.0	22.2
	野村不動産パートナーズ	%	44.4	59.3	43.2	65.4
	野村不動産ライフ&スポーツ	%	37.5	50.2	51.2	40.9
男女間賃金格差※5,※7	全ての従業員	%	61.4	61.6	66.1	67.6
	うち正規雇用社員	%	58.5	58.8	60.1	61.5
	うちパート・有期雇用社員	%	89.7	89.5	105.2	107.4
従業員エンゲージメント※8	1on1ミーティングの実施率	%	83.0	82.1	82.6	83.2

※1 マネジメント職層比率は（女性管理職数＋女性管理職候補数）／（全管理職数＋全管理職候補数）にて算出されております。
※2 海外に拠点を置く現地法人等への勤務者も含みますが、外国人技能実習生は除いています。なお、連結子会社を対象としており、一部集計方法を変更しております。
※3 障がい者雇用率は、翌年度の6月1日時点のものです。対象は、障がい者雇用率制度の対象となるグループ企業です。
※4 2023年3月期より、厚生労働省指針（育児休業取得状況の公表の義務化）にあわせた有価証券報告書の開示計算に則った開示に変更しております。国内連結子会社のみを対象としております。
※5 国内法人のみを対象としています。
※6 労働施策総合推進法に基づく正規雇用労働者数に占める正規雇用の中途採用者数の割合を公表しています。
※7 男性の賃金に対する女性の賃金の割合です。なお、当社グループでは、男女間で同一の賃金制度を適用しており、同等級内において共通の処遇を行っています。また、人事評価に関しても男女共通の基準で実施しており、人事制度上の男女間の差異は設けていません。
※8 2023年3月期までは、野村不動産グループ（国内のみ）で実施したアンケート調査結果を掲載しており、2024年3月期は野村不動産グループ（国内企業の他、海外現法への出向者含む）の意識調査の結果を記載しています。

人権

分類	項目		単位	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
人権関連研修（グループ合同）	新入社員	参加率	%	100	100	100	100
		参加者数	人	263	304	348	386
	新任マネジメント（基幹）職	参加率	%	100	100	100	100
		参加者数	人	168	217	220	217
	キャリア入社	参加率	%	100	100	100	100
		参加者数	人	262	269	326	270

ウェルネス経営の推進

分類	項目	単位	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
過重労働の防止	従業員1人当たりの法定時間外労働	時間/月	11.03	8.67	9.87	10.27
有給休暇の取得促進	有給取得率※1	%	69.4	69.9	75.7	76.3
健康診断体制のさらなる拡充	人間ドック・健康診断の受診率※1	%	100	100	100	100
労働安全リスクへの対策	従業員の労働災害 死亡事故件数	件	0	0	0	0
	請負業者における労働災害 死亡事故件数	件	1	2	1	0
	LTIFR※2	—	1.00	3.14	0.91	0.25
	LTIR※3	—	1.00	0.93	0.71	0.25
	欠勤率	%	0.36	0.43	0.36	0.44
ウェルネス・D&I意識調査	職場へのエンゲージメント（5点満点）	点	3.87	3.91	3.96	3.96
	（グループ）意識調査回答率	%	92.4	94.4	96.8	96.3
平均勤続年数※4	全体	年	10.87	10.98	10.21	10.85
	男性		12.11	12.12	11.78	12.03
	女性		8.24	8.72	7.63	8.78
ストレスチェックの実施	ストレスチェック回答率※5	%	94.5	97.1	97.1	98.1

※1 野村不動産単体実績（請負業者を含まない）を示しています。
※2（休業を伴う労災件数／総労働時間）×1,000,000にて算出されております。
※3（死亡および休業災害人数／総労働時間数）× 1,000,000（請負業者を含まない）にて算出されております。
※4 2024年3月期より計算方法を変更しております。
※5 野村不動産株式会社の実績数値を示しています。

人材マネジメント

分類	項目	単位	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
研修受講実績	総研修時間※	時間	30,334	80,260	101,627	106,886
	従業員1人当たりの研修時間※		3.79	10.08	11.58	12.17
	総研修費用	万円	41,269	70,297	72,909	70,522
	従業員1人当たりの研修費用	円	51,612	88,279	83,126	80,348

※ 研修時間は、受講必須研修のみを対象とし、選択・選抜型は含みません。また、eラーニングも含んでいません。なお、2024年3月期より研修時間の集計方法を一部変更しています。

項目	対象	受講時間（時間）	出席会社数（社）	受講人数（名）
グループ合同研修	新入社員導入	38	8	387
	新入社員フォロー	7	8	376
	入社2年目	14	8	320
	入社3年目	14	7	253
	新任マネジメント（基幹）職※1	22	7	212
	新任シニアマネジメント職	35	3	69
	新任部長研修	9	5	40
	新任ゼネラルマネジメント（経営）職	38	4	27
野村不動産単体研修	新入社員導入	103	—	80
	新入社員フォロー	7	—	75
	入社4年目	7	—	53
	入社4年目（キャリアデザイン）	7	—	54
	D3級※2	11	—	100
	V1職※3	14	—	136
	V1職2年目（キャリアデザイン）	7	—	83
	次世代リーダー育成プログラム※4	37	—	25
	育成研修（新任課長）	7	—	37
	育成研修（新任部長）	7	—	17
	キャリア研修（40歳）	5	—	85
	キャリア研修（50歳）	5	—	43
	キャリア研修（57歳）	5	—	65
	INSIDES研修	2	—	28
	財務研修（入社4～6年目）	7	—	90

※1 概ね入社13年目以降
※2 概ね入社7年目以降
※3 概ね入社9年目以降
※4 ポスト課長、役割等級LPIII（概ね入社13年目以降）

設計～管理における安全品質

分類	項目		単位	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
「設計基準」「品質マニュアル」の遵守	住宅セグメント※1		%	100	100	100	100
	都市開発セグメント※1			100	100	100	100
「ビル管理品質評価ガイドライン」の遵守	管理物件における「ビル管理品質評価ガイドライン」の適合率※2		%	67	94	88	92
各種社内調査※3	「プラウド」入居後1年目の住み心地満足度調査	平均点（回答率）	点（%）	4.0（38）	4.0（35）	4.0（32）	3.8（20）
	住宅契約後調査			4.2（28）	4.2（29）	4.2（26）	4.1（20）
	住宅引渡後調査			3.9（32）	3.8（30）	3.9（32）	3.8（25）
	定期アフターサービス調査			3.8（50）	3.8（50）	3.8（41）	3.8（49）
	インテリアフェア調査			3.6（41）	3.8（40）	3.9（33）	3.9（34）
	ファーニチャーフェア調査			3.5（34）	3.5（34）	3.4（27）	3.6（24）
	オフィスビル（PMO）ご入居様アンケート			4.3（46）	4.4（55）	4.3（10）	4.5（6）
外部評価	オリコン顧客満足度調査新築分譲マンション首都圏アフターフォロー		位	1	1	1	1
	「住まいサーフィン」管理会社満足度調査ランキング			1	2	1	1
	オリコン顧客満足度調査不動産仲介（売却 戸建て）			2	3	2	3
「グッドデザイン賞」への取り組み	グッドデザイン賞受賞件数		件	6	7	4	10
健康支援の推進	健康寿命の延伸を目指す健康増進型・賃貸シニアレジデンスの開発実績※4		戸	647	833	833	1,145
	CASBEEウェルネスオフィス評価認証取得数		件	6	7	4	5
安全衛生協議会の実施	安全衛生協議会・安全大会出席社数		社	159	150	142	168
サプライヤーにおける違反事例	サプライヤーの安全確保の観点で、法令から逸脱するような重大な違反件数		件	0	0	0	0
安全品質に関する違反実績	安全に関する関連法令違反や自社基準への重大な違反件数		件	0	0	0	0
責任ある広告表示に向けた取り組み	広告表示・景品表示・不正競争防止に関わる措置命令・処分に該当した違反件数※5		件	0	0	0	0

※1 主な対象商品：分譲住宅、戸建、賃貸マンション、オフィスビル、商業施設、物流施設、ホテルなど
※2 適合率：複数物件を抽出し、ガイドライン記載の評価項目に対する適合項目数を調査しています。なお、2021年3月期より、関連法改正を踏まえたより高い管理品質を維持、向上できるように評価項目数を大幅に増加させるとともに、適合ラインの引き上げを実施しています。
※3 各種調査については、全て5点満点評価に置き換えて開示しています。
※4 開業日ベース累計
※5 分譲住宅事業、都市開発部門のうち野村不動産における事業、仲介・CRE部門を対象とした件数を表示しています。

災害時の安心・安全の確保

分類	項目	単位	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
管理物件における防災支援	管理物件（ビル部門）の防災訓練実施率	%	99	99	100	100
	帰宅困難者等一時受入施設数	件	9	12	15	16

コミュニティへの配慮と活性化支援

分類	項目	単位	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
地域・コミュニティ活性化に向けたコミュニティ活性化支援実績	オープン型コミュニティ施設「Be ACTO」開業件数（累計）	%	3	3	4	5
	「Be ACTO」会員数	人	1,306	1,732	3,530※2	4,490※2
	小学校向け授業プログラム実施件数	回	10	35	69	70
	分譲住宅における入居前交流会開催件数	件	11	20	13	13
	中規模オフィスブランドPMOにおけるテナント企業交流会参加社数	社	—※1	85	—※1	—※1

※1 2023年3月期・2025年3月期・2026年3月期は開催していません。2024年3月期よりH^{1}Oの実績も追加しております。
※2「Be ACTO」会員数について、2025年3月期よりLINE登録者数も会員としてカウントしています。

地域・社会貢献

分類	項目	単位	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
地域・社会貢献支出額	総額	万円	30,295	31,910	42,688	52,812
	現金による寄付※1		1,100	1,100	1,100	1,100
	マネジメントコスト※2		29,195	30,810	41,588	51,712

※1 現金による寄付は、日本パラスポーツ協会への協賛費を開示しています。2023年3月期からは同協賛費と経団連生物多様性基金への寄付金額の合計値を示しています。
※2 マネジメントコストは、主な当社グループ保有施設で実施した地域貢献に即した各種イベント費用・パラスポーツ選手運営支援にともなう旅費・コーチ代などの合計値を開示しています。

ガバナンス

※ 注釈がない場合、報告対象範囲は当社グループになります。

コーポレート・ガバナンス

分類	項目	単位	2026年3月期
2024年3月期会議開催※1	取締役会	回	14
	監査等委員会		12
	指名報酬諮問委員会		10
	経営会議		46
	予算委員会		11
	リスクマネジメント委員会		6
	サステナビリティ委員会		3
	DX戦略委員会		12

※1 報告対象範囲：野村不動産ホールディングス

分類	項目	単位	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
取締役会・監査等委員会出席率※1	取締役会	%	99.4	100	100	98.8
	うち社外取締役		98.2	100	100	97.1
	監査等委員会		100	100	100	98.8
	うち社外監査等委員		100	100	100	97.8
	指名報酬諮問委員会		100	100	100	100
	うち社外取締役		100	100	100	100
年間報酬総額の比率※1	CEOと従業員の賃金比率	—	17.3:1	15.3:1	17.7:1	22.0:1

※1 報告対象範囲：野村不動産ホールディングス

コンプライアンス

分類	項目	単位	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
グループ社員相談窓口	グループ窓口への相談件数※1	件	52	41	109	86
	ハラスメント関連の相談件数		31	24	57	49
	その他の相談件数		21	17	52	37
コンプライアンス違反に関する処置	独占禁止法・下請法などに関連した重大な法令違反の件数	件	0	0	0	0
	独占禁止法・下請法などに関する罰金金額	円	0	0	0	0
	独占禁止法・下請法などに関する捜査対象件数	件	0	0	0	0
	ファシリティペイメントを含めた腐敗・贈収賄に関連した重大な法令違反の件数	件	0	0	0	0
	汚職・贈収賄等の腐敗行為に関する罰金金額	円	0	0	0	0
	汚職・贈収賄等の腐敗行為に関する捜査対象件数	件	0	0	0	0
	最高ガバナンス機関に伝達された重大な懸念事項の総数	件	0	0	0	0
国・地域別納税実績※2	納税実績合計	百万円	28,896	36,364	27,242	31,527
	日本		28,660	36,144	27,069	31,453
	中国		1.8	0.0	0.3	37
	香港		0.8	0.0	0.2	-0.1
	シンガポール		0.3	0.7	1	1
	英国		171	99	73	-56
	アイルランド		0	5	1	0
	ベトナム		62	114	93	92
	タイ		0	0	0	0
	ジャージー		—	0	0	0
	バージン諸島		—	0	5	0
	アメリカ		—	0	0	0

※1 延べ問い合わせ件数
※2 出典：国別報告書（CbCR）

分類		研修種別	対象	実施回数（回）	参加人数（人）	参加率（%）
コンプライアンスの遵守と意識啓発	コンプライアンス研修（2025年3月期）	全体研修	グループ社員	5	—	100
		階層別研修	グループ役員	1	170	100
			コンプライアンス統括責任者・コンプライアンスリーダー	1	13	100
			グループ部室店長・コンプライアンス推進責任者	12	508	100
			グループ新任マネジメント（基幹）職職員	1	387	100
			グループキャリア入社職員	4	279	100
	海外事業従事者向けコンプライアンス研修（2025年3月期）※1	E-learning研修	現地法人の新任現地採用者	1	16	100
			日本本社の新任海外事業関係者	1	23	100
		贈賄防止研修 ※オンライン ハイブリッド研修（オンライン＋現地）	海外事業関係部署役職員	1	226	100

※1 2026年3月期はコンプライアンス基礎、データコンプライアンス、贈賄防止に関する研修を実施しました。

リスクマネジメント

分類	項目	単位	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
リスクマネジメント委員会およびグループリスク連絡会議の実施	開催実績	回	13	13	12	12
法令違反、社会•環境（ESG）問題を含む訴訟に備えての引当金※1		円	0	0	0	0

※1 報告対象範囲：野村不動産ホールディングス、野村不動産

サプライチェーンマネジメント

分類	項目	単位	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
調達ガイドライン エンゲージメント結果	調達ガイドライン アンケート実施率※1	%	51.1	56.4	67.0	56.4
	調達ガイドライン アンケート回答企業数	社	154	132	157	163
	法令違反件数	件	0	0	0	0

※1 実施率：当社グループ全体の調達金額総額（取引金額）を分母、アンケート回答企業からの調達金額総額（取引金額）を分子として算出した調達金額カバー率

外部評価・イニシアチブ・加盟団体

外部評価 環境における表彰など 社会における表彰など イニシアチブ 加盟団体

外部評価

GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）が採用する ESG 銘柄

「FTSE Blossom Japan Index」に選定

野村不動産ホールディングスは、「FTSE Blossom Japan Index」の構成銘柄に選定されています。本指数は、FTSE Japan All Cap Index 構成銘柄（約1,300銘柄）の中から、主に絶対評価でESGへの取り組みに優れた企業を選定して構成される指数です。

「FTSE Blossom Japan Sector Relative Index」に選定

野村不動産ホールディングスは、「FTSE Blossom Japan Sector Relative Index」の構成銘柄に選定されています。本指数は、FTSE Japan All Cap Index 構成銘柄（約1,300銘柄）の中から、主に業種内における相対評価でESGへの取り組みに優れた企業を選定して構成される指数です。

「MSCI 日本株女性活躍指数」に選定

野村不動産ホールディングスは、「MSCI 日本株女性活躍指数」の構成銘柄に選定されています。本指数は、MSCI ジャパン IMI TOP 700 指数構成銘柄の中から、性別多様性に優れた企業を選別して構成される指数です。

「Morningstar Japan ex-REIT Gender Diversity Tilt Index」に選定

野村不動産ホールディングスは、GPIFが国内株式のジェンダー・ダイバーシティ指数として2023年3月より採用している「Morningstar Japan ex-REIT Gender Diversity Tilt Index」に選定されました。
本インデックスは、確立されたジェンダー・ダイバーシティ・ポリシーが企業文化として浸透している企業やジェンダーに関係なく従業員に対し平等な機会を約束している企業に重点をおいた投資が可能になるよう設計されたもので、当社は5段階のうち、最上位のランクであるグループ1に分類されています。

「S&P/JPXカーボンエフィシェント指数」に選定

野村不動産ホールディングスは、GPIF が採用する EGS 指数一覧の中でテーマ指数（環境）の「S&P/JPX カーボンエフィシェント指数」に選定されました。

「FTSE4Good Index Series」に選定

野村不動産ホールディングスは、ESG を実践する企業のパフォーマンスを測定する世界的なESG 評価機関である FTSE Russell 社が運用する本指数に選定されました。

SNAM サステナビリティ・インデックス

野村不動産ホールディングスは、SOMPO アセットマネジメント社が設定する「SNAM サステナビリティ・インデックス」の構成銘柄に選定されています。同インデックスは、ESG の評価が高い企業に幅広く投資する複数の年金基金・機関投資家向けの SRI（社会的責任投資）ファンドであり、長期的な観点から企業価値を評価することを通じて、長期投資家の資産形成に寄与することを目的とされたものです。

環境における表彰など

「エコアクション 21」（環境マネジメントシステム）認証・登録

環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム（EMS）である「エコアクション 21」の認証・登録を、野村不動産マスターファンド投資法人はJ-REITとして初めて、野村不動産プライベート投資法人は、私募REITとして初めて取得しました。

GRESB リアルエステイト評価、開示評価

当社グループは、2025年実施のGRESB※（Global Real Estate Sustainability Benchmark）リアルエステイト評価において、野村不動産プライベート投資法人、野村不動産マスターファンド投資法人が「4star」を獲得しました。野村不動産ホールディングス、野村不動産マスターファンド投資法人が開示評価において最高水準の「A」を取得しました。

※GRESBは不動産セクターの ESG配慮を図る年次のベンチマークで、国連責任投資原則を主導した欧州の主要年金基金グループを中心に 2009年に創設され、不動産会社、REITや私募不動産ファンドごとのサステナビリティへの取り組みを評価しています。

社会における表彰など

「健康経営優良法人 2026」に認定

野村不動産ホールディングス株式会社は、野村不動産グループ企業12社が経済産業省と日本健康会議が共同で認定する「健康経営優良法人2026」に認定されました。

野村不動産ホールディングス、野村不動産、野村不動産投資顧問、野村不動産ソリューションズ、野村不動産ライフ&スポーツ、野村不動産パートナーズ、プライムクロス、野村不動産コマース、野村不動産ホテルズの9社が「健康経営優良法人2026（大規模法人部門）」に認定されました。

また、中小規模法人部門においては、初の「健康経営優良法人」認定となった野村不動産熱供給、野村不動産ウェルネス、ファースト リビング アシスタンスについても連続して認定となっております。

さらに、野村不動産ホールディングス、野村不動産、野村不動産投資顧問、野村不動産ソリューションズ、野村不動産ライフ&スポーツは、大規模法人部門の健康経営優良法人上位500社である「ホワイト500※」にも認定されました。

※ ホワイト500は、経済産業省と日本健康会議が、健康経営において特に優良な取り組みを実践している企業を認定するものです。

ニュースリリース







PRIDE指標で「ゴールド」「シルバー」を受賞

LGBTQ+等のセクシャル・マイノリティに関する企業や団体の取り組みが評価される「PRIDE指標2025」において、野村不動産ホールディングス、野村不動産、野村不動産投資顧問、野村不動産ソリューションズ、野村不動産ライフ&スポーツ、野村不動産パートナーズは「ゴールド」に認定されました。野村不動産ライフ&スポーツは当社グループ初の「レインボー」に認定されました。

※「PRIDE指標」は、LGBTQ+に関するダイバーシティ・マネジメントの促進と定着を支援する任意団体work with Prideが2016年より創設した企業・団体のLGBTQ+などの性的マイノリティに関する取り組みを表彰する制度です。

ニュースリリース





「D&I AWARD 2025」で「BEST WORKPLACE」「ADVANCED」を受賞

企業・団体におけるダイバーシティ &インクルージョンの取り組みを評価する「D&I AWARD 2025」において、野村不動産ホールディングス、野村不動産、野村不動産投資顧問、野村不動産ソリューションズ、野村不動産ライフ&スポーツが「BEST WORKPLACE」・「ADVANCED」を受賞しました。

※「D&I AWARD」は、株式会社 JobRainbow が運営する企業・団体におけるダイバーシティ &インクルージョンの取り組みを評価する認定表彰制度です。ジェンダー／ LGBTQ+ ／障害／多文化共生／育児・介護の5つの大項目とそれぞれの項目に設けられる要素と基準に対する「ダイバーシティスコア」を評価指標としています。

ニュースリリース





グッドデザイン賞24年連続受賞

当社グループでは、公益財団法人日本デザイン振興会による日本で唯一の総合的なデザイン評価・推奨制度であるグッドデザイン賞を24年連続で受賞しています。2026年3月期は、野村不動産において10プロジェクト受賞しました。

「グッドデザイン賞」への取り組み



イニシアチブ

国連グローバル・コンパクトに署名

野村不動産ホールディングスは、2019年5月に国連グローバル・コンパクトに署名しました。国連グローバル・コンパクトが定める 10 原則（人権・労働・環境・腐敗防止）を尊重し、より一層サステナビリティの取り組みを推進していきます。



国連グローバル・コンパクト

【人権】

原則 1：人権擁護の支持と尊重

原則 2：人権侵害への非加担

【労働】

原則 3：結社の自由と団体交渉権の承認

原則 4：強制労働の排除

原則 5：児童労働の実効的な廃止

原則 6：雇用と職業の差別撤廃

【環境】

原則 7：環境問題の予防的アプローチ

原則 8：環境に対する責任のイニシアチブ

原則 9：環境にやさしい技術の開発と普及

【腐敗防止】

原則 10：強要や贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗防止の取組み

責任投資原則に署名

野村不動産投資顧問と当社グループの英国資産運用会社である Lothbury Investment Management は、環境・社会・ガバナンスの課題を投資の意思決定に取り組むことを提唱している「責任投資原則（PRI）」の基本的な考え方に賛同し、署名しています。

RE100に加盟

野村不動産ホールディングスは、2022年1月、事業活動で使用する電力を100％再生可能エネルギー由来の電力で調達することを目標とする国際的イニシアチブRE100に加盟しました。

ニュースリリース
RE100

SBT（Science Based Targets）認定を取得

野村不動産ホールディングス、野村不動産投資顧問は、温室効果ガス排出量削減目標に関しての国際的イニシアチブである「SBT（Science Based Targets）」の認定を取得しています。

The Science Based Targets initiative

TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に賛同

野村不動産ホールディングス、野村不動産投資顧問は、気候変動は事業継続に大きな影響を及ぼす重要な経営課題であると認識しており、さらに取り組みを推進するため 2020年に「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言に賛同を表明しました。TCFDの提言に沿った情報開示を行い、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

TCFDへの対応

気候変動イニシアチブへ参加

野村不動産投資顧問は、気候変動対策に取り組む企業や自治体、NGO などの横断的な情報発信や意見交換を目的としたネットワークである「気候変動イニシアチブ」に参加しています。

気候変動イニシアチブ

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21 世紀金融行動原則）」に署名

野村不動産投資顧問は、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関の行動指針とてまとめられた「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21 世紀金融行動原則）」の考えに賛同し、署名しています。

UK Green Building Council（GBC、英国グリーンビルディング協会）メンバー

Lothbury Investment Management は、エネルギーや水、空調設備などにより環境性能の高い建物の認証を行っている UK Green Building Council（GBC、英国グリーンビルディング協会）に加盟・賛同しています。

自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）フォーラムへの参画

野村不動産ホールディングスは、2022年7月に、自然資本及び生物多様性にかかるリスクや機会の適切な評価及び開示の枠組を構築する国際イニシアチブである「TNFD」の枠組構築の支援を行うことを目的として組織されたTNFDフォーラムへ参画しています。

「生物多様性のための30by30（サーティ・バイ・サーティ）アライアンス」への参加

野村不動産ホールディングスは、2022年7月に「2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標」の達成向け、環境省が事務局となっているアライアンスに参加しています。

経団連「生物多様性宣言・行動指針」への賛同

野村不動産ホールディングスは、2020年3月期、経団連「生物多様性宣言・行動指針」への賛同を表明しました。生物多様性への取り組みは、不動産開発や街づくりに携わる当社グループにとって重要な経営課題と考え、自然環境や生態系へ配慮した取り組みを推進していきます。

不動産協会「不動産業界における環境自主行動計画」の支持

当社グループは、会員である一般社団法人不動産協会の定める環境自主行動計画に従い、不動産業における各事業活動に対して、エネルギー消費量の削減、エネルギー自立性の向上、廃棄物の削減、生物多様性の保全などに関する環境目標を支持し、求められる法令の基準以上のCO_2排出量の削減に取り組むことにより、気候変動への対策を推進していきます。

※ 一般社団法人不動産協会会員：
野村不動産株式会社、野村不動産ソリューションズ株式会社

NZAM（Net Zero Asset Management Initiative）への署名

野村不動産投資顧問株式会社は、運用資産における2050年ネットゼロを達成し、地球温暖化を1.5℃に抑えることを目指す国際イニシアチブであるNZAMに賛同の上、2024年3月期に署名をしています。

方針類で賛同している国際的文書

野村不動産グループ 人権方針

・「国際人権章典」（「世界人権宣言」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」）
・「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」
・「国連グローバル・コンパクトの10原則」
・「子供の権利とビジネス原則」

野村不動産グループ 人権方針

野村不動産グループ 生物多様性方針

・「昆明・モントリオール生物多様性枠組」

野村不動産グループ 生物多様性方針

加盟団体

一般社団法人 日本経済団体連合会
一般社団法人 不動産協会
公益社団法人 首都圏不動産公正取引協議会
一般社団法人 東京ビルヂング協会
日本気候リーダーズ・パートナーシップ（JCLP）

サステナブル・ファイナンス

サステナビリティ・リンク・ローン ↓ サステナビリティファイナンス ↓
グリーンファイナンス（ネイチャーファイナンス含む ↓ ESG評価性融資 ↓ サステナブル・ファイナンス取組目標 ↓

当社グループは、「Earth Pride－地球をつなぐ－」を掲げ、2030年に向けて「脱炭素」「生物多様性」「サーキュラーデザイン」「ダイバーシティ &インクルージョン」「人権」の5つの重点課題に取り組んでいます。これらの取り組みを通じ、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、環境性能（エネルギー効率を含む）の高い不動産事業の推進に努めています。
また、その実現に向けた資金調達手段として、重点課題（マテリアリティ）のKPIに連動したサステナブル・ファイナンスを活用し、ESGに関心の高い金融機関や機関投資家との連携を強化することで、資金調達基盤の安定化・多様化を図っています。
今後も、気候変動への対応や生物多様性の保全、人権・労働課題への対応、ガバナンス体制の強化など、ESGへの取り組みを一層推進し、企業価値と社会価値の双方の向上を目指してまいります。

重点課題に対応するサステナブル・ファイナンス

<table>
<tr><th colspan="2">重要課題（マテリアリティ）</th><th colspan="4">対応サステナブル・ファイナンス</th></tr>
<tr><td rowspan="3">気候変動と
自然環境</td><td>脱炭素</td><td>サステナビリティ・
リンク・ローン</td><td rowspan="2">グリーン
ファイナンス</td><td rowspan="4">サステナビリティ
ファイナンス</td><td rowspan="4">ポジティブ・
インパクト・
ファイナンス</td></tr>
<tr><td>生物多様性</td><td>ネイチャー
ファイナンス</td></tr>
<tr><td>サーキュラー
デザイン</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td rowspan="2">社会と社員</td><td>D&I</td><td colspan="2" rowspan="2">人的資本インパクトファイナンス
健康経営格付融資</td></tr>
<tr><td>人権</td></tr>
</table>

■取組実績（2026年3月31日時点）

サステナビリティ・リンク・ローン	5,935億円
サステナビリティファイナンス	100億円
グリーンファイナンス（ネイチャー含む）	1,545億円
ESG評価性融資	535億円
サステナブル・ファイナンス残高合計	8,115億円

サステナビリティ・リンク・ローン

概要

サステナビリティ・リンク・ローン（以下「SLL」）とは、借り手のESG戦略に基づき設定したサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（以下「SPTs」）と、金利などの貸付条件を連動させる資金調達手法です。SPTsの達成状況に応じて、金利優遇等のインセンティブまたはディスインセンティブが適用される仕組みであり、持続可能な経済活動と企業成長の両立を促進することを目的としています。
当社グループは、株式会社千葉銀行をサステナビリティ・コーディネーターとして、国内初となる包括型SLLフレームワーク※1を策定しました。本フレームワークに基づき、2021年7月には「TSUBASAアライアンス」※2参加9行より、総額110億円（リファイナンスを含む）の資金調達を実施しています。さらに、SBT認定目標をWell Below 1.5°C水準へ更新したことを踏まえ、2025年3月に

包括型SLLフレームワークの改定を行いました。
これらの取り組みの結果、2026年3月末時点におけるSLLの累計調達残高は5,935億円となっています。

※1 金融機関と借り手の取引契約毎に必要となるSPTs、インセンティブ、レポーティング方法などの SLL 要件を統一的に定義した枠組み。当社と金融機関の双方におけるSLLの取り組みを容易化

※2 千葉銀行、第四北越銀行、中国銀行、伊予銀行、東邦銀行、北洋銀行、武蔵野銀行、滋賀銀行、琉球銀行、群馬銀行の10地銀が参加する広域連携

フレームワークの概要

融資の名称	サステナビリティ・リンク・ローン
フレームワーク改定日	2025年3月14日
サステナビリティ・コーディネーター	千葉銀行
SPTs	SBT認定に基づく温室効果ガス総排出量削減目標※3
インセンティブ	SPTs達成状況に応じた金利スプレッド優遇

※3 2030年までに2020年3月期比、温室効果ガス排出総量をScope1,2で60%削減、Scope3で50%削減

サステナビリティファイナンス

概要

野村不動産グループは、持続可能な社会の実現への貢献と、環境性能の高い不動産事業の推進に向けた資金調達を目的として、「サステナビリティファイナンス・フレームワーク」を策定しています。本フレームワークは、ICMAおよびLMA等の国際的な各種原則・ガイドラインに準拠しており、「資金使途」「プロジェクト評価・選定」「資金管理」「レポーティング」の4要素で構成されています。これに基づき、サステナビリティ、グリーン、ソーシャル、ネイチャーといった各種ファイナンスを活用し、サステナブルな資金調達を推進しています。

「野村不動産グループ・サステナビリティファイナンス・フレームワーク（2026年1月改訂）」
株式会社日本格付研究所（JCR）より第三者評価

サステナビリティボンド

概要

野村不動産グループは、環境・社会双方の課題解決に貢献する施策・プロジェクトに充当する資金の調達手段として、「サステナビリティボンド」（以下、本社債）を発行しています。また、本社債の発行に際し、「野村不動産グループ・サステナビリティボンド・フレームワーク（参照1）」を策定しています。

社債の名称	野村不動産ホールディングス株式会社 第15回無担保社債（サステナビリティボンド）
社債総額	100億円
取得格付（発行時）	A（株式会社日本格付研究所） A－（株式会社格付投資情報センター）
サステナビリティボンドに対する第三者評価（外部評価）	「野村不動産グループ・サステナビリティボンド・フレームワーク」について、第三者評価機関であるヴィジオアイリス（現ムーディーズ・ジャパン株式会社）、株式会社日本格付研究所（JCR）、株式会社格付投資情報センター（R&I）より、サステナビリティボンド・ガイドラインなどの諸原則との適合性に対する第三者評価（参照2）を取得済です。
資金使途	「PMO（ピーエムオー）」、「H^1T（エイチワンティー）」、「OUKAS（オウカス）」に要した資金のリファイナンスを目的とした当社子会社への投融資資金

参照1：「野村不動産グループ・サステナビリティボンド・フレームワーク（2021年1月策定）」

参照2：第三者評価書（2026年1月取得）

「JCRサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」

レポーティング

資金充当状況レポーティング

■適格事業の概要

以下の対象物件・事業に関する支出・投資に充当しています。

グリーンプロジェクト

	対象事業の概要	対象物件・事業
 PMO（ピーエムオー） Premium midsize office	上質な「働く空間」を実現したプレミアム・ミッドサイズ・オフィスとして、大規模ビルと同等の機能性とグレードを併せ持つ中規模オフィス事業です。 ワンフロア・ワンテナント設計を基本とし、効率性と独立性・安全性を確保しています。また、機密情報を扱う企業からも高い信頼を得ています。	PMO神保町 PMOEX日本橋茅場町

ソーシャルプロジェクト

	対象事業の概要	対象物件・事業
 OUKAS（オウカス）	健康寿命の延伸を目指す新たなアクティブシニアレジデンス「オウカス」（サービス付き高齢者向け住宅）を開発・運営しています。運動・食事・睡眠など日常生活のサイクルの中で健康になれるウェルネスプログラムと、24時間見守りサービスなどのサポート体制により、「人生を謳歌し、生き生きとした明日を実現する住まい」を提供します。	オウカス日吉
 H^1T（エイチワンティー） Human First Time	従量課金制による、快適で上質な「働く場」を提供するサテライト型シェアオフィスです。「HUMAN FIRST」の事業思想を具現化した、多様なワークスタイルの実現し、利便性がよく快適な第二のオフィスといえる場を提供します。	H^1T

■調達資金の充当状況（2026年3月31日時点）

サステナビリティボンド	金額（百万円）
調達金額（本社債発行額から発行諸費用を除いた金額）	9,937
充当金額	9,937
2026年3月31日時点の未充当金額	0

※ なお、上記支出は全額リファイナンスへの充当となります。

インパクト・レポーティング

■グリーン適格要件を満たす物件の名称、取得した認証のレベルと取得時期

対象物件	認証制度	取得	認証付与日
PMO神保町	DBJ Green Building認証	2022	2022/8/29
PMOEX日本橋茅場町	DBJ Green Building認証	2025	2025/10/24

■グリーン適格要件を満たす物件の環境データ（2025年4月1日～ 2026年3月31日）

対象物件	CO_2排出量（t-CO_2）	エネルギー使用量（MWh）	水使用量（m^3）
PMO神保町	0	629	2,458
PMOEX日本橋茅場町	0	1,069	3,868

※ 上記2物件について、2025年3月期より再生可能エネルギーを導入しており、GHG排出量が逓減しております。

■ソーシャル適格要件をみたす物件、事業の指標

オウカス日吉	
総戸数	120戸
利用者数（2026年3月末時点）	131人

H^1T	
拠点数（2026年3月末時点）	159拠点（左記に加え、提携385拠点）
会員数（2026年3月末時点）	約48万人

グリーンファイナンス（ネイチャーファイナンス含む）

概要

野村不動産グループは、環境の課題解決に貢献する施策・プロジェクトに充当する資金の調達手段として、「グリーンボンド」（以下、本社債）の発行ならびに「グリーンローン」（以下、GL）及び「ネイチャーローン」（以下、NL）の借入を行っております。また、本社債の発行、ならびにGL及びNLの借入に際し、「野村不動産グループ・サステナビリティファイナンス・フレームワーク（2026年1月改訂）」を使用しています。

社債の名称	野村不動産ホールディングス株式会社 第16回・第17回・第18回・第19回無担保社債（芝浦グリーンボンド）
社債総額	770億円
取得格付（発行時）	A+（株式会社日本格付研究所）
グリーンボンドに対する第三者評価（外部評価）	「野村不動産グループ・サステナビリティファイナンス・フレームワーク」について、第三者評価機関である、株式会社日本格付研究所（JCR）より、グリーンボンドガイドライン、グリーンローンガイドなどの諸原則との適合性に対する第三者評価を取得済です。
資金使途	「BLUE FRONT SHIBAURA」に要する開発資金を目的とした当社子会社への投融資資金

融資の名称	グリーンローン
貸出金融機関	みずほ銀行、りそな銀行、群馬銀行etc.
資金使途	「BLUE FRONT SHIBAURA」に要する開発資金を目的とした当社子会社への投融資資金

融資の名称	ネイチャー /グリーンローン
貸出金融機関	三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行
資金使途	「森の保全費用」、「生物多様性に配慮した緑地空間整備及び維持管理に関する支出」、「BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）令和6年度基準：（住宅）レベル3以上」に要した資金のリファイナンスを目的とした当社子会社への投融資資金

レポーティング

資金充当状況レポーティング

■適格事業の概要

以下の対象物件・事業に関する支出・投資に充当しています。

グリーンプロジェクト

	対象事業の概要	対象物件・事業
	国家戦略特別区域の特定事業で、区域面積約4.7ha、延床面積約55万㎡の大規模複合開発。建物の省エネ性能向上により、CO_2排出量45％削減＋「太陽光発電」「カーボンニュートラル都市ガス」導入により、街区全体でのCO_2排出量実質ゼロを実現予定。	「BLUE FRONT SHIBAURA」
 PROUD(プラウド)	住まいそのものだけでなく、暮らしの時間や体験価値まで重視した住まいづくりを目指しています。開発・販売・管理を一体で行う体制により、入居後まで含めた長期的な品質とサービスを提供し、安全性・機能性・デザイン・環境配慮を兼ね備えた、高い価値を持つ住まいを提供しています。	プラウド弦巻 ガーデンテラス 赤羽二丁目 II

ネイチャープロジェクト

	対象事業の概要	対象物件・事業
 「森を、つなぐ」東京プロジェクト	東京（奥多摩町）の森林を拠点に、森づくりや生物多様性、人材育成を通じて持続可能な社会の実現を目指す取り組みです。約130haの「つなぐ森」を活用し、地域と連携し、木材の生産から利用までの一体的な仕組みを構築し、林業衰退や過疎化の課題解決にも取り組んでいます。	奥多摩町 「つなぐ森」

■調達資金の充当状況（2026年3月31日時点）

グリーンボンド	金額（百万円）
調達金額（本社債発行額から発行諸費用を除いた金額）	76,621
充当金額	76,621
2026年3月31日時点の未充当金額	0

グリーンローン	金額（百万円）
調達金額	67,500
充当金額	67,500
2026年3月31日時点の未充当金額	0

ネイチャー /グリーンローン	金額（百万円）
調達金額	10,000
充当金額	10,000
2026年3月31日時点の未充当金額	0

※なお、上記支出は全額リファイナンスへの充当となります。

インパクト・レポーティング

■グリーン適格要件を満たす物件の名称、取得した認証のレベルと取得時期

対象物件	認証制度	取得	認証付与日
「BLUE FRONT SHIBAURA」	LEED認証	ゴールドランク プレ認証取得済	―
	CASBEE認証	Sランク取得済	―
「プラウド弦巻ガーデンテラス」	BELS認証	（住宅）レベル4	2025/7/29
「赤羽二丁目 II」	BELS認証	（住宅）レベル3	2025/7/3

■グリーン適格要件を満たす物件の環境データ（2025年4月1日～ 2026年3月31日）

対象物件	CO_2排出量（t-CO_2）	エネルギー使用量（MWh）	水使用量（m^3）
「BLUE FRONT SHIBAURA」	6,301	75,357	69,989
「プラウド弦巻ガーデンテラス」※1	―	―	―
「赤羽二丁目 II」※1	―	―	―

※1 「プラウド弦巻ガーデンテラス」および「赤羽二丁目 II」は竣工前のため、環境データは未取得です。

■ネイチャー適格要件をみたす物件、事業の指標

奥多摩町「つなぐ森」	
森林管理面積（2026年3月末時点）	約130ヘクタール
取組事項	野村不動産グループは、「野村不動産グループ生物多様性方針」に基づき、つなぐ森の目指す姿として、「健全な生態系ピラミッドの維持」「重要種の保全」「林業と生物多様性の共生」「生態系サービスの活用」等を推進しています。また、東京の自然と都市を舞台に、循環する森づくり、生物多様性、未来を創る人づくりを通じて持続可能な社会の実現に取り組む同プロジェクトに充当することを目的としています。

ESG評価性融資

ポジティブ・インパクト・ファイナンス

概要

ポジティブ・インパクト・ファイナンス（以下「PIF」）とは、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱するポジティブ・インパクト金融原則に基づき、企業活動が環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響とネガティブな影響）を包括的に分析・評価し、当該活動の継続的な支援を目的とした融資です。企業の活動、製品、サービスによるSDGs達成への貢献度合いを評価指標として活用し、貸付金融機関が開示情報に基づきモニタリングを行い、エンゲージメントを通じて活動を支援することで、SDGs達成と企業の財務価値向上の好循環を目指すものです。

融資の名称	ポジティブ・インパクト・ファイナンス
PIF評価機関	三井住友信託銀行株式会社／株式会社道銀地域総合研究所
PIF評価取得日	2023年3月31日／ 2023年9月29日／ 2025年1月22日／ 2026年1月30日
貸出金融機関	三井住友信託銀行株式会社・株式会社四国銀行※・株式会社北海道銀行

※ 三井住友信託銀行株式会社が評価したPI評価を活用し、複数の金融機関から機動的にPIF調達が可能となるフレームワークを利用。

Mizuho人的資本経営インパクトファイナンス

概要

Mizuho人的資本経営インパクトファイナンスとは、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社が、ISO30414や内閣府の人的資本可視化指針など国内外で信頼性の高いガイドラインを参考に独自に開発した評価手法を用いて、企業の人的資本経営に関する可視化・開示および実践の取り組みをスコアリングするものです。当社グループは、一定の評価水準を満たしたことにより、融資に加え、定期的なモニタリングおよびフィードバックを受けることで、人的資本経営の継続的な高度化に取り組んでいます。

融資の名称	Mizuho人的資本経営インパクトファイナンス
貸出金融機関	株式会社みずほ銀行

DBJ健康経営格付融資

概要

DBJ健康経営格付融資とは、DBJ独自の評価手法に基づき、従業員の健康や働き方への配慮に関する取り組み（健康経営）を総合的に評価し、その結果に応じて融資条件が設定される金融商品です。本制度は、健康経営への取り組みを「見える化」し、従業員の健康増進と企業の生産性向上・持続的成長の両立を支援することを目的としています。
当社グループは、こうした評価において一定の水準を満たしたことにより本融資を受けており、従業員の心身の健康の維持・増進や働きやすい環境の整備に継続的に取り組んでいます。

融資の名称	DBJ健康経営格付融資
ランク	A
貸出金融機関	株式会社日本政策投資銀行

サステナブル・ファイナンス取組目標

■今後の取組目標

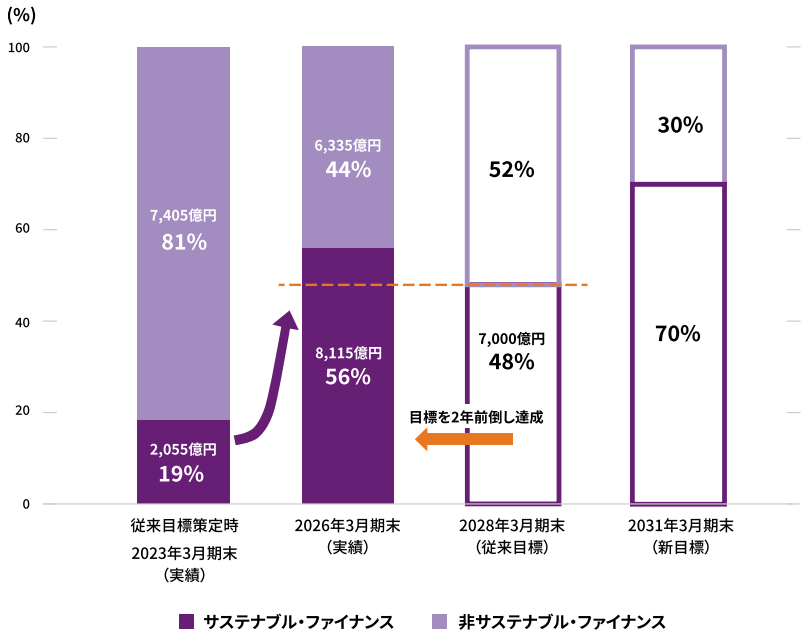
当社グループは、「サステナブル・ファイナンス」に関する従来目標を、取組の進展により2年前倒しで達成いたしました。これを踏まえ、サステナビリティと資金調達のさらなる連動強化を図るべく、新たな目標を以下のとおり設定しております。

[従来目標]

「2028年3月期までの5年間で、新たにサステナブル・ファイナンスによる5,000億円の調達」（累計7,000億円）

[新目標]

「2031年3月期までに、長期有利子負債に占めるサステナブル・ファイナンス割合70％超」※野村不動産ホールディングス単体



ESG投資家・評価機関向け索引

項目		開示箇所へのリンク		
		方針	ガバナンス	指標と目標
環境	環境方針・マネジメント	✓	✓	✓
	気候変動	✓	✓	✓
	TCFD	✓	✓	✓
	水利用	✓	✓	✓
	汚染と資源	✓ 資源循環	✓	✓ 資源循環
		✓ 環境汚染		✓ 環境汚染
	生物多様性	✓	✓	✓
	グリーンビルディング	✓	✓	✓ 環境マネジメント
				✓ 気候変動
社会	製品安全と品質	✓ 設計～管理	✓	✓ 設計～管理
		✓ 長寿命・高耐久化		✓ 長寿命・高耐久化
		✓ 災害対応		✓ 災害対応
	労働慣行	✓	✓	✓
	人権	✓	✓	✓
	ダイバーシティ&インクルージョン	✓	✓	✓
	人材育成・定着	✓	✓	✓
	健康と安全	✓	✓	✓
	サプライチェーンマネジメント	✓	✓	✓
	社会貢献	✓	—	✓
	社会的統合	✓ コミュニティ	✓ コミュニティ	✓ コミュニティ
		✓ ダイバーシティ&インクルージョン	✓ ダイバーシティ&インクルージョン	✓ ダイバーシティ&インクルージョン
	カスタマーリレーション	✓	✓	✓
ガバナンス	コーポレート・ガバナンス	✓ 基本方針	✓ 体制	—
		✓ 役員報酬	✓ 内部統制	
	コンプライアンス	✓	✓	✓
		✓ 倫理規定	✓ 体制	
	リスクマネジメント	✓	✓ 管理体制	✓
		✓ 情報セキュリティ		
	税金の透明性	✓	✓ 管理体制	✓

SASB対照表

インフラストラクチャーセクター：不動産

サステナビリティ開示トピックおよび指標

指標	コード	記載箇所
開示トピック：エネルギー管理		
不動産物件セクター別の、延床面積の割合としてのエネルギー消費データ・カバレッジ	IF-RE-130a.1	ESGデータ(環境)＞脱炭素＞集計対象範囲
不動産物件セクター別の、(1) データ・カバレッジを有するポートフォリオ・エリアによるエネルギー総消費量、(2) 電力系統からの電気の割合及び(3) 再生可能エネルギーの割合	IF-RE-130a.2	ESGデータ(環境)＞脱炭素 環境＞脱炭素＞指標と目標＞その他の実績データ
不動産物件セクター別の、データ・カバレッジを有するポートフォリオ・エリアにかかるエネルギー消費量の前年同期比の変動割合	IF-RE-130a.3	ESGデータ(環境)＞脱炭素 環境＞脱炭素＞指標と目標＞その他の実績データ
不動産物件セクター別の、(1) エネルギー格付を有する適格ポートフォリオの割合及び(2) ENERGY STARの認証を受けた適格ポートフォリオの割合	IF-RE-130a.4	環境マネジメント＞指標と目標
建物のエネルギー管理に関する考慮事項を、不動産物件投資分析及び事業戦略に統合する方法の記述	IF-RE-130a.5	環環境＞脱炭素＞取り組み＞再生可能エネルギー転換への取り組み
開示トピック：水管理		
不動産物件セクター別の、(1) 延床面積の割合としての取水データ・カバレッジ及び(2) 「ベースライン水ストレス」が「高い」又は「極めて高い」地域における床面積の割合としての取水データ・カバレッジ	IF-RE-140a.1	ESGデータ(環境)＞水資源＞集計対象範囲
不動産物件セクター別の、(1) データ・カバレッジを有するポートフォリオ・エリアによる総取水量及び(2) 「ベースライン水ストレス」が「高い」又は「極めて高い」地域の割合	IF-RE-140a.2	ESGデータ(環境)＞水資源＞集計対象範囲 環境＞環境汚染物質・水資源への対応＞指標と目標＞その他の実績データ
不動産物件セクター別の、データ・カバレッジを有するポートフォリオ・エリアにかかる取水量の前年同期比の変動割合	IF-RE-140a.3	ESGデータ(環境)＞水資源＞集計対象範囲 環境＞環境汚染物質・水資源への対応＞指標と目標＞その他の実績データ
水管理リスクの記述並びに当該リスクを緩和するための戦略及び実務の説明	IF-RE-140a.4	環境＞環境汚染物質・水資源への対応＞取り組み＞効率的な水資源の利用
開示トピック：テナントのサステナビリティ・インパクトの管理		
不動産物件セクター別の、(1) 資源効率関連の資本整備にかかるコスト回収条項を含む新規リースの割合及び(2) 関連するリース床面積	IF-RE-410a.1	―
不動産物件セクター別の、(1) 電力系統からの電気消費量及び(2) 取水量について、別個にメーター又はサブメーターで計測されているテナントの割合	IF-RE-410a.2	環境＞脱炭素＞取り組み＞省エネルギーへの取り組み
テナントのサステナビリティ・インパクトを測定し動機付けし改善するためのアプローチについての説明	IF-RE-410a.3	環境＞サーキュラーデザイン＞取り組み＞サーキュラーデザインの実現
開示トピック：気候変動への適応		
不動産物件セクター別の、100年確率洪水地帯に所在する不動産物件の面積	IF-RE-450a.1	―
気候変動リスク・エクスポージャー分析、システマティックなポートフォリオ・エクスポージャーの程度、及びリスクを緩和するための戦略の記述	IF-RE-450a.2	TCFDに基づく開示＞リスク管理

活動指標

指標	コード	記載箇所
不動産物件セクター別の資産数	IF-RE-000.A	ESGデータ(環境)＞脱炭素＞集計対象範囲 ESGデータ(環境)＞水資源＞集計対象範囲
不動産物件セクター別のリース可能床面積	IF-RE-000.B	―
不動産物件セクター別の間接管理資産の割合	IF-RE-000.C	―
不動産物件セクター別の平均稼働率	IF-RE-000.D	―

GRI内容索引

使用宣言	野村不動産グループは、GRIスタンダードを参照し、当該期間（2024年4月1日～ 2025年3月31日）において、本GRI内容索引に記載した情報を報告します。
利用したGRI 1	GRI 1：基礎2021

開示事項		記載箇所
GRI 2: 一般開示事項2021		
2-1	組織の詳細	会社概要
		グループ会社一覧
2-2	組織のサステナビリティ報告の対象となる事業体	編集方針＞報告対象範囲
2-3	報告期間、報告頻度、連絡先	編集方針＞報告期間、報告頻度
		編集方針＞問い合わせ先
2-4	情報の修正・訂正記述	編集方針
2-5	外部保証	編集方針＞外部保証
		第三者保証：LRQA独立保証声明書
2-6	活動、バリューチェーン、その他の取引関係	会社概要
		事業とサステナビリティ
		有価証券報告書
2-7	従業員	ESGデータ集（社会）＞従業員情報
2-8	従業員以外の労働者	―
2-9	ガバナンス構造と構成	サステナビリティマネジメント
		コーポレート・ガバナンス＞コーポレート・ガバナンス体制
		有価証券報告書
2-10	最高ガバナンス機関における指名と選出	コーポレート・ガバナンス＞指名報酬諮問委員会
		有価証券報告書
		コーポレート・ガバナンス報告書
2-11	最高ガバナンス機関の議長	コーポレート・ガバナンス報告書
2-12	インパクトのマネジメントの監督における最高ガバナンス機関の役割	サステナビリティマネジメント
		リスクマネジメント
2-13	インパクトのマネジメントに関する責任の移譲	サステナビリティマネジメント
2-14	サステナビリティ報告における最高ガバナンス機関の役割	サステナビリティ開示については、取締役会に報告をしています
2-15	利益相反	コンプライアンス＞公正な競争・公平な取引の実施、利益相反への対応
2-16	重大な懸念事項の伝達	コンプライアンス＞野村不動産グループ・ヘルプライン
		ESGデータ集（ガバナンス）＞コンプライアンス
2-17	最高ガバナンス機関の集合的知見	統合レポート2026
2-18	最高ガバナンス機関のパフォーマンス評価	コーポレート・ガバナンス＞取締役会の実効性評価
2-19	報酬方針	サステナビリティマネジメント＞役員報酬における非財務指標（サステナビリティ要素等）の反映
		コーポレート・ガバナンス＞役員報酬制度の概要
		有価証券報告書

開示事項		記載箇所
2-20	報酬の決定プロセス	コーポレート・ガバナンス＞役員報酬制度の概要
		有価証券報告書
2-21	年間報酬総額の比率	ESGデータ集（ガバナンス）＞ コーポレート・ガバナンス
2-22	持続可能な発展に向けた戦略に関する声明	トップメッセージ
2-23	方針声明	コンプライアンス＞野村不動産グループ倫理規程
		人権＞方針
2-24	方針声明の実践	コンプライアンス＞コンプライアンスの遵守と意識啓発
		サプライチェーンマネジメント＞方針・ガイドライン
		人権＞取り組み
2-25	マイナスのインパクトの是正プロセス	人権＞救済措置
2-26	助言を求める制度および懸念を提起する制度	コンプライアンス＞野村不動産グループ・ヘルプライン
		コーポレートガバナンス＞コンプライアンス体制
		人権＞救済措置
2-27	法規制遵守	サステナビリティに関する法規制の違反事例はありません
2-28	会員資格を持つ団体	外部評価・イニシアチブ・加盟団体＞加盟団体
2-29	ステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ	ステークホルダーとの対話
2-30	労働協約	ウェルネス経営の推進＞公正な労働環境づくり
GRI 3: マテリアルな項目2021		
3-1	マテリアルな項目の決定プロセス	マテリアリティ策定プロセス
3-2	マテリアルな項目のリスト	マテリアリティ策定プロセス
3-3	マテリアルな項目のマネジメント	脱炭素＞ビジネスモデルやバリューチェーンへの影響
		生物多様性＞ビジネスモデルやバリューチェーンへの影響
		TNFDに基づく開示＞依存・インパクト関係の分析
		D&I＞ビジネスモデルやバリューチェーンへの影響
		人権＞ビジネスモデルやバリューチェーンへの影響
GRI101：生物多様性2024		
101-1	生物多様性の損失を阻止し、逆転させるための政策	生物多様性＞生物多様性方針
101-2	生物多様性への影響の管理	生物多様性＞事業ごとのリスク評価
101-3	アクセスと利益の共有	該当せず：アクセスと利益配分に関する課題がないことを確認しています。
101-4	生物多様性への影響の特定	TNFDに基づく開示＞戦略
101-5	生物多様性に影響を与える場所	TNFDに基づく開示＞戦略
101-6	生物多様性損失の直接的な要因	―
101-7	生物多様性の状態の変化	―
101-8	生態系サービス	―
GRI 201: 経済パフォーマンス2016		
201-1	創出、分配した直接的経済価値	有価証券報告書
201-2	気候変動による財務上の影響、その他のリスクと機会	TCFDに基づく開示＞リスク・機会の特定
201-3	確定給付型年金制度の負担、その他の退職金制度	有価証券報告書
201-4	政府から受けた資金援助	―

開示事項		記載箇所
GRI 204: 調達慣行2016		
204-1	地元サプライヤーへの支出の割合	生物多様性＞国産木材の活用
GRI 205: 腐敗防止2016		
205-1	腐敗に関するリスク評価を行っている事業所	コンプライアンス＞新規ビジネスパートナー選定時の腐敗・贈賄防止に関する対応
205-2	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	コンプライアンス＞新規ビジネスパートナー選定時の腐敗・贈賄防止に関する対応
205-3	確定した腐敗事例と実施した措置	違反事例はありません
		コンプライアンス＞実績データ
		ESGデータ集（ガバナンス）＞コンプライアンス
GRI 206: 反競争的行為2016		
206-1	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により受けた法的措置	違反事例はありません
		コンプライアンス＞実績データ
		ESGデータ集（ガバナンス）＞コンプライアンス
GRI 207: 税金2019		
207-1	税務へのアプローチ	コンプライアンス＞税務に関する基本姿勢
207-2	税務のガバナンス、管理、およびリスクマネジメント	コンプライアンス＞税務に関する管理体制
207-3	税務に関連するステークホルダー・エンゲージメントおよび懸念への対処	コンプライアンス＞税務に関する管理体制
207-4	国別の報告	ESGデータ集（ガバナンス）＞コンプライアンス
GRI 301: 原材料2016		
301-1	使用原材料の重量または体積	生物多様性＞国産木材の活用
301-2	使用したリサイクル材料	サーキュラーデザイン＞廃棄物削減の取り組み
301-3	再生利用された製品と梱包材	サーキュラーデザイン＞廃棄物削減の取り組み
GRI 302: エネルギー 2016		
302-1	組織内のエネルギー消費量	脱炭素＞その他実績データ
		ESGデータ集（環境）＞脱炭素
302-2	組織外のエネルギー消費量	ESGデータ集（環境）＞脱炭素
302-3	エネルギー原単位	脱炭素＞その他実績データ
		ESGデータ集（環境）＞脱炭素
302-4	エネルギー消費量の削減	脱炭素＞その他実績データ
		ESGデータ集（環境）＞脱炭素
302-5	製品およびサービスのエネルギー必要量の削減	脱炭素＞省エネルギーへの取り組み
		BEI指標を用いた活動管理を行っています
GRI 303: 水と廃水2018		
303-1	共有資源としての水との相互作用	環境汚染物質・水資源への対応＞水リスク評価
		環境汚染物質・水資源への対応＞水使用量を削減するための外部との協働
303-2	廃水に関するインパクトのマネジメント	ー
303-3	取水	環境汚染物質・水資源への対応＞その他実績データ
		ESGデータ集（環境）＞水資源

開示事項		記載箇所
303-4	排水	環境汚染物質・水資源への対応＞その他実績データ
		ESGデータ集（環境）＞水資源
303-5	水消費	環境汚染物質・水資源への対応＞その他実績データ
		ESGデータ集（環境）＞水資源
GRI 305: 大気への排出2016		
305-1	直接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ1）	脱炭素＞その他実績データ
		ESGデータ集（環境）＞脱炭素
305-2	間接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ2）	脱炭素＞その他実績データ
		ESGデータ集（環境）＞脱炭素
305-3	その他の間接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ3）	脱炭素＞その他実績データ
		ESGデータ集（環境）＞脱炭素
305-4	温室効果ガス（GHG）排出原単位	脱炭素＞その他実績データ
		ESGデータ集（環境）＞脱炭素
305-5	温室効果ガス（GHG）排出量の削減	脱炭素＞その他実績データ
		ESGデータ集（環境）＞脱炭素
305-6	オゾン層破壊物質（ODS）の排出量	該当なし：品質管理チェックシートによりフロン材の非使用を徹底しています。
305-7	窒素酸化物（NOx）、硫黄酸化物（SOx）、およびその他の重大な大気排出物	―
GRI 306: 廃棄物2020		
306-1	廃棄物の発生と廃棄物関連の著しいインパクト	―
306-2	廃棄物関連の著しいインパクトの管理	サーキュラーデザイン＞サーキュラーデザインの実現
306-3	発生した廃棄物	サーキュラーデザイン＞その他実績データ
		ESGデータ集（環境）＞サーキュラーデザイン
306-4	処分されなかった廃棄物	―
306-5	処分された廃棄物	―
GRI 308: サプライヤーの環境面のアセスメント2016		
308-1	環境基準により選定した新規サプライヤー	サプライチェーンマネジメント＞新規サプライヤーへの取り組み
308-2	サプライチェーンにおけるマイナスの環境インパクトと実施した措置	サプライチェーンマネジメント＞リスクレベルに応じたエンゲージメントの推進
GRI 401: 雇用2016		
401-1	従業員の新規雇用と離職	D&I＞その他実績データ
		ウェルネス経営の推進＞実績データ
		ESGデータ集（社会）＞従業員情報
401-2	正社員には支給され、非正規社員には支給されない手当	ウェルネス経営の推進＞福利厚生の提供
401-3	育児休暇	D&I＞指標と目標
		ESGデータ集（社会）＞従業員情報
GRI 403: 労働安全衛生2018		
403-1	労働安全衛生マネジメントシステム	ウェルネス経営の推進＞労働に関するリスク管理と法令遵守
403-2	危険性(ハザード)の特定、リスク評価、事故調査	ウェルネス経営の推進＞取り組み

開示事項		記載箇所
403-3	労働衛生サービス	ウェルネス経営の推進＞健康管理の充実
403-4	労働安全衛生における労働者の参加、協議、コミュニケーション	設計～管理における安全品質＞安全衛生協議会の実施
403-5	労働安全衛生に関する労働者研修	ウェルネス経営の推進＞健康と安全に関する情報共有と研修
403-6	労働者の健康増進	ウェルネス経営の推進＞健康管理の充実
403-7	ビジネス上の関係で直接結びついた労働安全衛生の影響の防止と緩和	設計～管理における安全品質＞建設現場における作業者の安全衛生の確保
403-8	労働安全衛生マネジメントシステムの対象となる労働者	ー
403-9	労働関連の傷害	ウェルネス経営の推進＞実績データ
		ESGデータ集（社会）＞ウェルネス経営の推進
403-10	労働関連の疾病・体調不良	ウェルネス経営の推進＞実績データ
		ESGデータ集（社会）＞ウェルネス経営の推進
GRI 404: 研修と教育2016		
404-1	従業員一人あたりの年間平均研修時間	人材マネジメント＞実績データ
		ESGデータ集（社会）＞人材マネジメント
404-2	従業員スキル向上プログラムおよび移行支援プログラム	人材マネジメント＞取り組み
404-3	業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合	100%
GRI 405: ダイバーシティと機会均等2016		
405-1	ガバナンス機関および従業員のダイバーシティ	D&I＞その他実績データ
		ESGデータ集（社会）＞従業員情報
		有価証券報告書
405-2	基本給と報酬総額の男女比	D&I＞その他実績データ
		ESGデータ集（社会）＞従業員情報
		有価証券報告書
GRI 406: 非差別2016		
406-1	差別事例と実施した救済措置	該当事例はありません
GRI 407: 結社の自由と団体交渉2016		
407-1	結社の自由や団体交渉の権利がリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー	該当事例はありません
		サプライチェーンマネジメント＞リスクレベルに応じたエンゲージメントの推進
GRI 408: 児童労働2016		
408-1	児童労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	該当事例はありません
		サプライチェーンマネジメント＞リスクレベルに応じたエンゲージメントの推進
GRI 409: 強制労働2016		
409-1	強制労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	該当事例はありません
		サプライチェーンマネジメント＞リスクレベルに応じたエンゲージメントの推進
GRI 411: 先住民族の権利2016		
411-1	先住民族の権利を侵害した事例	該当事例はありません

開示事項		記載箇所
GRI 413: 地域コミュニティ 2016		
413-1	地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施した事業所	コミュニティへの配慮と活性化支援
		地域・社会貢献
413-2	地域コミュニティに著しいマイナスのインパクト（顕在的、潜在的）を及ぼす事業所	該当事例はありません
GRI 414: サプライヤーの社会面のアセスメント2016		
414-1	社会的基準により選定した新規サプライヤー	サプライチェーンマネジメント＞新規サプライヤーへの取り組み
414-2	サプライチェーンにおけるマイナスの社会的インパクトと実施した措置	サプライチェーンマネジメント＞リスクレベルに応じたエンゲージメントの推進
GRI 415: 公共政策2016		
415-1	政治献金	ー
GRI 416: 顧客の安全衛生2016		
416-1	製品およびサービスのカテゴリーに対する安全衛生インパクトの評価	設計～管理における安全品質＞建設現場における品質管理の徹底
		ESGデータ集（社会）＞設計～管理における安全品質
416-2	製品およびサービスの安全衛生インパクトに関する違反事例	違反事例はありません
		設計～管理における安全品質＞安全品質に関する違反実績
GRI 417: マーケティングとラベリング2016		
417-1	製品およびサービスの情報とラベリングに関する要求事項	設計～管理における安全品質＞安心品質に関する情報開示
417-2	製品およびサービスの情報とラベリングに関する違反事例	違反事例はありません
		設計～管理における安全品質＞安全品質に関する違反実績
417-3	マーケティング・コミュニケーションに関する違反事例	違反事例はありません
		設計～管理における安全品質＞責任ある広告表示に向けた取り組み
GRI 418: 顧客プライバシー 2016		
418-1	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して具体化した不服申立	該当事例はありません
		リスクマネジメント＞情報セキュリティへの対応